

水俣市議会会議録

平成20年6月第2回定例会（6月2日招集）

水俣市議会事務局

平成20年6月第2回定例会（6月2日招集）会期日程表

（会期 6月2日から6月18日まで17日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月2日	月	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	3日	火		休 会	議案調査
3	4日	水			議案調査（一般質問通告正午まで）
4	5日	木			議案調査
5	6日	金			議案調査
6	7日	土			市の休日（土曜日）
7	8日	日			市の休日（日曜日）
8	9日	月			議案調査
9	10日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（大川末長君・福田斉君・平松辰弘君・緒方誠也君） （質疑通告正午まで）
10	11日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（野中重男君・真野頼隆君・中原泰子君）
11	12日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（塩崎信介君・西田弘志君・川上紗智子君） 議案質疑 委員会付託
12	13日	金	———	委員会	委員会
13	14日	土		休 会	市の休日（土曜日）
14	15日	日			市の休日（日曜日）
15	16日	月	———	委員会	委員会
16	17日	火		休 会	議事整理日
17	18日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成20年6月第2回水俣市議会定例会会議録目次

平成20年6月2日（月） ——— 1 日目 ———

出欠席議員	1 ～ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
請願・陳情文書表(1)	3
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
議案上程	5
日程第3 議第55号 専決処分の報告及び承認について	6
専第3号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	
日程第4 議第56号 専決処分の報告及び承認について	8
専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第5 議第57号 専決処分の報告及び承認について	21
専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	
日程第6 議第58号 専決処分の報告及び承認について	24
専第6号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	
日程第7 議第59号 専決処分の報告及び承認について	25
専第7号 平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）	
日程第8 議第60号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の制定について	26
日程第9 議第61号 水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	28
日程第10 議第62号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部 を改正する条例の制定について	28
日程第11 議第63号 水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	29
日程第12 議第64号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	29
日程第13 議第65号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につ	

	いて……………	30
日程第14 議第66号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	30
日程第15 議第67号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	31
日程第16 議第68号	水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	32
日程第17 議第69号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第2号）……………	33
日程第18 議第70号	平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	35
日程第19 議第71号	平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	36
日程第20 議第72号	平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	36
日程第21 議第73号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）……………	37
日程第22 議第74号	平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）……………	37
日程第23 議第75号	熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について……………	38
	市長の提案理由説明……………	39
	休憩・開議……………	43
	質 疑（議第73号）……………	43
	委員会付託……………	44
	休憩・開議……………	44
	○産業建設委員長の報告……………	44
	委員会審査報告書……………	44
	委員長報告に対する質疑……………	45
	討 論……………	45
	採 決……………	45
	散 会……………	45

平成20年6月10日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員……………	2～1
事務局職員出席者……………	1
説明のため出席した者……………	1
議事日程第2号……………	2

開　　議	2 ～ 2
日程第1　一般質問	2
○大川末長君の質問	3
1　水俣病問題について	3
2　水俣市の経済産業振興について	3
3　平成20年度の予算について	4
市長の答弁	5
○大川末長君の再質問	6
市長の答弁	7
○大川末長君の再々質問	8
市長の答弁	8
産業建設部長の答弁	8
○大川末長君の再質問	10
産業建設部長の答弁	10
市長の答弁	11
○大川末長君の再々質問	11
副市長の答弁	12
総務企画部長の答弁	12
休憩・開議	13
○大川末長君の再質問	13
市長の答弁	14
休憩・開議	15
○福田斉君の質問	15
1　議長車問題について	16
2　産廃賛成団体への対応について	16
3　市職員について	17
4　観光施策への具体的な取り組みについて	17
市長の答弁	18
総務企画部長の答弁	18
○福田斉君の再質問	19
総務企画部長の答弁	21
市長の答弁	22

○福田斉君の再々質問	2 ～22
市長の答弁	23
市長の答弁	23
○福田斉君の再質問	24
市長の答弁	25
○福田斉君の再々質問	25
市長の答弁	26
総務企画部長の答弁	27
○福田斉君の再質問	28
市長の答弁	28
総務企画部長の答弁	29
○福田斉君の再々質問	30
市長の答弁	31
産業建設部長の答弁	31
○福田斉君の再質問	33
産業建設部長の答弁	34
副市長の答弁	34
○福田斉君の発言	35
休憩・開議	35
○平松辰弘君の質問	35
1 南九州西回り自動車道袋インター（仮称）について	36
2 総合医療センター院内保育所について	36
3 行財政改革について	36
市長の答弁	37
○平松辰弘君の再質問	38
産業建設部長の答弁	39
○平松辰弘君の再々質問	40
市長の答弁	41
総合医療センター事務部長の答弁	41
○平松辰弘君の再質問	42
市長の答弁	44
○平松辰弘君の発言	45

総務企画部長の答弁	2～45
○平松辰弘君の再質問	46
総務企画部長の答弁	49
○平松辰弘君の発言	50
休憩・開議	51
○緒方誠也君の質問	51
1 水俣病問題の早期全面解決について	51
2 産業廃棄物最終処分場建設問題について	52
3 一般粉じん発生施設（堆積場）設置問題について	52
4 学校再編成問題について	52
市長の答弁	53
○緒方誠也君の再質問	54
市長の答弁	55
○緒方誠也君の発言	56
市長の答弁	56
○緒方誠也君の再質問	59
市長の答弁	59
○緒方誠也君の再々質問	59
市長の答弁	60
福祉環境部長の答弁	61
○緒方誠也君の再質問	62
福祉環境部長の答弁	62
○緒方誠也君の再々質問	63
福祉環境部長の答弁	64
教育長の答弁	65
○緒方誠也君の再質問	66
教育長の答弁	67
○緒方誠也君の再々質問	69
教育長の答弁	69
散 会	69

出欠席議員	3 ～ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第 3 号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第 1 一般質問	2
○野中重男君の質問	3
1 水俣病問題について	4
2 産業廃棄物処分場問題について	4
3 環境首都取得について	4
4 有限会社エコステージについて	4
5 水俣市袋・岡山の水俣市所有管理型処分場について	4
市長の答弁	4
○野中重男君の再質問	5
市長の答弁	7
○野中重男君の再々質問	7
市長の答弁	10
市長の答弁	10
○野中重男君の再質問	11
市長の答弁	13
福祉環境部長の答弁	13
○野中重男君の再質問	14
福祉環境部長の答弁	17
福祉環境部長の答弁	18
○野中重男君の再質問	19
福祉環境部長の答弁	20
○野中重男君の再々質問	20
福祉環境部長の答弁	21
休憩・開議	21
○真野頼隆君の質問	21

1 行政問題について……………	3 ～21
2 市庁舎建てかえについて……………	22
3 ごみ対策について……………	22
4 総合医療センター問題について……………	22
5 学校再編成について……………	23
6 みなまた総合物産展とみなまた未来コンサートについて……………	23
市長の答弁……………	23
○真野頼隆君の再質問……………	24
市長の答弁……………	26
副市長の答弁……………	28
○真野頼隆君の発言……………	28
総務企画部長の答弁……………	29
○真野頼隆君の再質問……………	30
総務企画部長の答弁……………	30
○真野頼隆君の発言……………	31
福祉環境部長の答弁……………	31
○真野頼隆君の再質問……………	32
福祉環境部長の答弁……………	33
総合医療センター事務部長の答弁……………	34
○真野頼隆君の再質問……………	35
市長の答弁……………	35
教育委員長の答弁……………	36
教育長の答弁……………	37
○真野頼隆君の発言……………	37
産業建設部長の答弁……………	38
○真野頼隆君の再質問……………	39
産業建設部長の答弁……………	39
○真野頼隆君の発言……………	40
休憩・開議……………	40
○中原泰子君の質問……………	41
1 義務教育を受けている子どもたちのバス通学のあり方及び現在運行中のスクールバスについて……………	41

2 小中学校再編成の取り組みについて……………	3 ～41
3 防災対策について……………	41
4 エコパークの利用について……………	41
市長の答弁……………	42
教育長の答弁……………	42
○中原泰子君の再質問……………	42
教育長の答弁……………	43
○中原泰子君の再々質問……………	44
市長の答弁……………	45
教育長の答弁……………	45
教育長の答弁……………	46
○中原泰子君の再質問……………	47
教育長の答弁……………	48
○中原泰子君の再々質問……………	49
教育長の答弁……………	50
市長の答弁……………	51
市長の答弁……………	52
○中原泰子君の再質問……………	53
市長の答弁……………	53
○中原泰子君の再々質問……………	54
市長の答弁……………	54
副市長の答弁……………	55
○中原泰子君の再質問……………	55
副市長の答弁……………	56
○中原泰子君の再々質問……………	56
副市長の答弁……………	57
散 会……………	57

平成20年 6 月12日（木） ——— 4 日目 ———

出欠席議員……………	4 ～ 1
事務局職員出席者……………	1

説明のため出席した者	4～1
議事日程第4号	2
請願文書表(2)	3
開　　議	3
諸般の報告	4
日程第1　一般質問	4
○塩崎信介君の質問	4
1　水俣病問題の再燃について	5
2　平成20年度水俣市一般会計予算について	6
3　市職員人事制度について	6
4　観光業振興について	7
市長の答弁	7
○塩崎信介君の再質問	8
市長の答弁	9
○塩崎信介君の再々質問	9
市長の答弁	11
総務企画部長の答弁	12
○塩崎信介君の再質問	13
市長の答弁	14
○塩崎信介君の再々質問	15
総務企画部長の答弁	15
市長の答弁	15
総務企画部長の答弁	15
○塩崎信介君の再質問	16
総務企画部長の答弁	18
○塩崎信介君の再々質問	19
市長の答弁	20
産業建設部長の答弁	20
○塩崎信介君の発言	21
休憩・開議	21
○西田弘志君の質問	21
1　産業廃棄物最終処分場問題について	23

2 一般粉じん発生施設について……………	4～23
3 バイオ燃料研究について……………	23
4 熊本県 J A 農業インターン事業について……………	23
5 生活保護について……………	24
市長の答弁……………	24
○西田弘志君の再質問……………	25
市長の答弁……………	27
○西田弘志君の発言……………	27
福祉環境部長の答弁……………	27
○西田弘志君の再質問……………	28
福祉環境部長の答弁……………	29
○西田弘志君の発言……………	29
副市長の答弁……………	29
○西田弘志君の再質問……………	30
副市長の答弁……………	31
○西田弘志君の発言……………	32
産業建設部長の答弁……………	33
○西田弘志君の再質問……………	34
産業建設部長の答弁……………	34
○西田弘志君の発言……………	35
福祉環境部長の答弁……………	35
○西田弘志君の再質問……………	37
福祉環境部長の答弁……………	38
○西田弘志君の発言……………	39
休憩・開議……………	39
○川上紗智子君の質問……………	39
1 学校施設の耐震化及び学校再編成について……………	40
2 後期高齢者医療制度について……………	41
市長の答弁……………	42
教育長の答弁……………	42
○川上紗智子君の再質問……………	43
教育長の答弁……………	44

○川上紗智子君の再々質問	4～45
市長の答弁	46
教育長の答弁	47
市長の答弁	48
○川上紗智子君の再質問	49
福祉環境部長の答弁	50
○川上紗智子君の再々質問	51
福祉環境部長の答弁	52
市長の答弁	52
休憩・開議	53
質　　疑	53
日程第2　議第55号　専決処分の報告及び承認について	53
専第3号　平成19年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	
日程第3　議第56号　専決処分の報告及び承認について	53
専第4号　水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第4　議第57号　専決処分の報告及び承認について	53
専第5号　水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	
日程第5　議第58号　専決処分の報告及び承認について	54
専第6号　平成20年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	
日程第6　議第59号　専決処分の報告及び承認について	54
専第7号　平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）	
日程第7　議第60号　水俣市ふるさと大好き寄附条例の制定について	54
日程第8　議第61号　水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	54
日程第9　議第62号　水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部 を改正する条例の制定について	54
日程第10　議第63号　水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	55
日程第11　議第64号　水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	55
日程第12　議第65号　水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につ いて	55
日程第13　議第66号　水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣 市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正	

	する条例の制定について……………	4～55
日程第14	議第67号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	56
日程第15	議第68号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	56
日程第16	議第69号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第2号）……………	56
日程第17	議第70号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	56
日程第18	議第71号 平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	57
日程第19	議第72号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	57
日程第20	議第74号 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）……………	57
日程第21	議第75号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について……………	57
議案上程……………		57
日程第22	議第76号 水俣市奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	58
日程第23	議第77号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第3号）……………	58
日程第24	議第78号 工事委託に関する基本協定の締結について……………	59
	市長の提案理由説明……………	59
休憩・開議……………		60
質 疑……………		60
委員会付託……………		61
散 会……………		61

平成20年6月18日（水） —— 5日目 ——

出欠席議員……………	5～1
事務局職員出席者……………	1
説明のため出席した者……………	1
議事日程第5号……………	2
開 議……………	3
諸般の報告……………	3
日程第1 議第55号 専決処分の報告及び承認についてから日程第27 陳第4号 議長公用車の車種見直しを求める陳情についてまで27件に関する委員会の審査報告……………	4

○総務文教委員長の報告	5 ～ 5
○厚生委員長の報告	9
○産業建設委員長の報告	12
委員会審査報告書	14
委員長報告に対する質疑	16
討 論	16
○大川末長君の反対討論（請第2号・陳第2号・陳第4号）	16
○田中功君の賛成討論（請第2号・陳第2号・陳第4号）	16
○中村幸治君の賛成討論（請第2号・陳第2号・陳第4号）	17
○真野頼隆君の反対討論（請第3号）	19
○谷口眞次君の賛成討論（請第3号）	19
○野中重男君の賛成討論（請第3号）	20
採 決	21
日程第28 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	22
採 決	23
閉会中継続審査・調査申出書	23
議案上程	24
日程第29 意見第5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について	24
日程第30 意見第6号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書について	25
○真野頼隆君の提案理由説明（意見第5号）	26
○西田弘志君の提案理由説明（意見第6号）	27
質 疑	28
討 論	28
○真野頼隆君の反対討論（意見第6号）	28
○野中重男君の賛成討論（意見第6号）	28
採 決	29
日程第31 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	29
日程第32 議員派遣について	31
閉 会	31

平成20年6月2日

平成20年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成20年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成20年6月2日水俣市長第2回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成20年6月2日午前10時0分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成20年6月18日午前11時58分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成20年6月2日（月曜日）

午前10時0分 開会

午前11時53分 散会

（出席議員） 18人

松 本 和 幸 君	中 原 泰 子 君	高 岡 利 治 君
塩 崎 信 介 君	川 上 紗智子 君	福 田 齊 君
大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君	西 田 弘 志 君
中 村 幸 治 君	谷 口 眞 次 君	瀧 上 道 昭 君
真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君	平 松 辰 弘 君
田 中 功 君	野 中 重 男 君	緒 方 誠 也 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（牛 迫 秀 基 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
次 長（崎 田 雄 七 君）	議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）
書 記（瀧 上 大 輔 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（森 近 君）
総務企画部長（葦 浦 博 行 君）	産業建設部長（田 上 和 俊 君）
福祉環境部長（吉 本 哲 裕 君）	総合医療センター事務部長（桑 畑 達 美 君）
産業建設部産業づくり総室長（小 林 信 也 君）	福祉環境部次長（盛 下 修 一 君）
水道局長（吉 村 明 賢 君）	教 育 長（大 瀧 洋 君）
教 育 次 長（坂 本 彰 君）	総務企画部総務課長（本 山 祐 二 君）
総務企画部企画課長（栄 永 徳 博 君）	総務企画部財政課長（瀧 上 茂 樹 君）

○議事日程 第1号

平成20年6月2日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第55号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

第4 議第56号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第57号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第58号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

第7 議第59号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）

第8 議第60号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の制定について

第9 議第61号 水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第62号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について

第11 議第63号 水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第64号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第65号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議第66号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団員
の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

第15 議第67号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議第68号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議第69号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

第18 議第70号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第19 議第71号 平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第20 議第72号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

（付託委員会）

第21 議第73号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） （産業建設）

第22 議第74号 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

第23 議第75号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

平成20年6月第2回水俣市議会定例会請願・陳情文書表(1)

受理番号	件名	代表者の住所 及び氏名	紹介議員	付託委員会
請第2号	議長車購入（トヨタクラウン）の車種見直しの再検討を求める請願について	水俣市古城2-4-10 松田 哲成 外7人	西田 弘志 中村 幸治 田中 功 野中 重男 緒方 誠也	総務文教
陳第2号	議長車購入に関する再検討を求める陳情について	水俣市江添1072-11 坂本 龍虹		総務文教
陳第3号	私立幼稚園助成金増額に関する陳情について	水俣市天神町1-5-24 市原あさえ		総務文教
陳第4号	議長公用車の車種見直しを求める陳情について	水俣市袋1974-1 赤木 惇子		総務文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（松本和幸君） ただいまから平成20年第2回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（松本和幸君） これから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した請願1件、陳情3件は、議席に配付の請願・陳情文書表記載のとおり、総務文教委員会に付託します。

次に、去る3月定例会で可決されたハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を求める意見書外1件は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、去る5月28日、東京都で開催された全国市議会議長会第84回定期総会において、松本和幸が議員25年勤続の表彰を受けましたので、お知らせします。

次に、市長から、繰越明許費の報告1件、予算の繰越しの報告1件、水俣市土地開発公社及び

財団法人水俣市振興公社の経営状況報告各1件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成19年度後期定期監査の結果報告、平成20年2月分、3月分の一般会計、特別会計等及び平成20年2月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森副市長、葦浦総務企画部長、田上産業建設部長、吉本福祉環境部長、桑畑総合医療センター事務部長、小林産業建設部産業づくり総室長、盛下福祉環境部次長、吉村水道局長、本山総務課長、栄永企画課長、洲上財政課長、大洲教育長、坂本教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松本和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において大川末長議員、真野頼隆議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成20年6月第2回定例会（6月2日招集）会期日程表

（会期 6月2日から6月18日まで17日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月2日	月	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	3日	火		休 会	議案調査
3	4日	水			議案調査（一般質問通告正午まで）
4	5日	木			議案調査
5	6日	金			議案調査
6	7日	土			市の休日（土曜日）
7	8日	日			市の休日（日曜日）
8	9日	月			議案調査

9	10日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
10	11日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
11	12日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
12	13日	金	———	委員会	委員会
13	14日	土		休 会	市の休日（土曜日）
14	15日	日			市の休日（日曜日）
15	16日	月	———	委員会	委員会
16	17日	火		休 会	議事整理日
17	18日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（松本和幸君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から18日までの17日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、17日間と決定しました。

日程第3 議第55号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

日程第4 議第56号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第57号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第58号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

日程第7 議第59号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議第60号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の制定について

日程第9 議第61号 水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第10 議第62号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第63号 水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第64号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第65号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第66号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第67号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第68号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第69号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議第70号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議第71号 平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議第72号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議第73号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議第74号 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議第75号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第55号専決処分の報告及び承認についてから、日程第23、議第75号熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてまで、21件を一括して議題とします。

議第55号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第3号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
専第3号

専 決 処 分 書

平成19年度水俣市一般会計補正予算（第8号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成20年3月31日専決

(専決処分を必要とする理由)

年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

平成19年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

平成19年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ15,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,554,473千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第8号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
16. 財 産 収 入		28,677	15,800	44,477
	2. 財 産 売 払 収 入	10,162	15,800	25,962
19. 繰 越 金		137,929	7,800	145,729
	1. 繰 越 金	137,929	7,800	145,729
21. 市 債		820,700	△7,800	812,900
	1. 市 債	820,700	△7,800	812,900
補正されなかった款に係る額		11,551,367		11,551,367
歳 入 合 計		12,538,673	15,800	12,544,473

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		1,927,018	15,800	1,942,818
	1. 総 務 管 理 費	1,341,938	15,800	1,357,738
4. 衛 生 費		2,007,457	0	2,007,457
	2. 清 掃 費	758,139	0	758,139
5. 農 林 水 産 業 費		368,784	0	368,784
	1. 農 業 費	274,049	0	274,049
7. 土 木 費		1,415,905	0	1,415,905
	3. 河 川 費	26,521	0	26,521
	5. 都 市 計 画 費	876,236	0	876,236
	6. 住 宅 費	141,341	0	141,341
8. 消 防 費		360,046	0	360,046
	1. 消 防 費	360,046	0	360,046
9. 教 育 費		1,090,348	0	1,090,348

	1. 教 育 総 務 費	136,398	0	136,398
	補正されなかった款に係る額	5,369,115		5,369,115
	歳 出 合 計	12,538,673	15,800	12,554,473

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
2. 総 務 費	1. 総 務 管 理 費	交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	千円 8,191
9. 教 育 費	1. 教 育 総 務 費	小中学校再編成に伴うスクールバス購入	4,526

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
一 般 公 共 事 業 (災 害 関 連 事 業)	千円 7,900				千円 7,500			
過 疎 対 策 事 業	191,000				187,200			
公 営 住 宅 建 設 事 業	56,200				52,600			
補 正 さ れ な か っ た 事 業 に 係 る 額	565,600				565,600			
計	820,700				812,900			

議第56号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
専第4号

専 決 処 分 書

水俣市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成20年4月30日専決

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市税条例の一部を改正する条例

水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第19条中「本条において同じ。）」を「この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に改め、同条第1号中「第46条の5」の次に「、第47条の4第1項」を加える。

第23条第1項第4号中「及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第3項に規定するものを除く。第31条第2項及び第45条第1項において同じ。）」を削り、

同条第3項中「廃止したものを含む。」の次に「第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。」を加え、「この節中法人」を「この節の規定中法人の市民税」に改める。

第31条第2項中「法人等（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この節において同じ。）」を「法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額60,000円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額144,000円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額156,000円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額180,000円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額192,000円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額480,000円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額492,000円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額210万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額360万円

第31条第3項中「若しくは第4号」を削る。

第33条第3項及び第5項中「本項」を「この項」に、「第34条の8」を「第34条の9」に改める。

第34条の2中「、寄附金控除額」を削る。

第34条の8第1項中「前2条」を「前3条」に改め、同条第3項中「第37条の3」を「第37条の4」に改め、同条を第34条の9とする。

第34条の7中「外国の所得税等」を「法第314条の8に規定する外国の所得税等」に、「第314条の7」を「第314条の8」に、「前条」を「前2条」に改め、同条を第34条の8とし、第34条の6の次に次の1条を加える。

（寄附金税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額

を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）
 - (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第7条の17各号の規定により定めるもの
- 2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。
- (1) 当該納税義務者が第34条の3第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

- (2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであって、当該納税義務者が第34条の3第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90
- (3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第36条の2第1項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除」を加え、同条第4項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「又は寄附金税額控除額の控除」を加え、同条第6項中「給与所得に」を「給与所得若しくは公的年金等に係る所得に」に改める。

第38条第1項中「第44条」の次に「、第47条の2第1項若しくは第2項、第47条の5」を加える。

第41条中「第47条第1項」の次に「又は第47条の6第1項」を加える。

第44条の見出しを「(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)」に改め、同条第1項中「本条」を「この条」に改め、同条第2項及び第3項中「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に改め、同条第4項中「本項」を「この項」に改める。

第45条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)」に改め、同条第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第46条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)」に改める。

第46条の2の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)」に改め、同条中「本条」を「この条」に、「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第47条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)」に改め、同条第1項中「個人の市民税」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「同条」を「同項」に改め、同条第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者
- (2) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
- (3) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第44条第2項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。

3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第47条の4 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る

特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額）に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第47条の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第47条の3及び前条の規定の適用にあっては、第47条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

第48条の見出し、同条第1項及び第4項中「法人等」を「法人」に改める。

第50条の見出し及び同条第1項中「法人等」を「法人」に改める。

第51条第1項第4号を次のように改める。

(4) 公益社団法人及び公益財団法人並びにこれに準ずるもの

第54条第5項中「本項」を「この項」に、「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法」に改め、同条第6項中「本項」を「この項」に改める。

第56条中「民法第34条の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に、「本条」を「この条」に改める。

第131条第2項中「本節」を「この節」に改め、同条第3項中「本項」を「この項」に改め、同条第4項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法により行う同法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法」に、「本項」を「この項」に改め、同条第5項中「本項」を「この項」に改める。

附則第4条の次に次の1条を加える。

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第4条の2 当分の間、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第3項後段（同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

附則第5条第3項中「第34条の8第1項」を「第34条の9第1項」に、「前2条」を「前3条」に改める。

附則第6条第3項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附則第7条第2項中「第34条の8第1項」を「第34条の8及び第34条の9第1項」に、「同項」を「第34条の8」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条第1項」とする」に改める。

附則第7条の3第2項中「第34条の8第1項」を「第34条の8及び第34条の9第1項」に、「同項」を「第34条の8」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする」に改め、同条第3項中「記載した申告書」を「記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「市長に提出した場合（）」の次に「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

- (1) 第34条の3第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第34条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第34条の3第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第34条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (3) 前年中の所得について附則第16条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50
- (4) 前年中の所得について附則第18条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60
- (5) 前年中の所得について附則第16条の3第1項、附則第17条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

附則第8条第1項中「平成21年度」を「平成24年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛

(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。))に改め、同条第2項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「第34条の6、第34条の7、附則第7条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず」を「第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び前条の規定にかかわらず」に改め、同項第2号中「、第34条の7」を「から第34条の8まで」に、「及び前条第1項」を「、附則第7条の3第1項及び前条第1項」に改め、同条第3項中「第34条の8第1項」を「第34条の9第1項」に、「前2条」を「前3条」に改める。

附則第10条の2第1項中「附則第16条第1項」を「附則第15条の6第1項」に改め、同条第2項中「附則第16条第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同条第3項中「附則第16条第6項」を「附則第15条の8第4項」に改め、同条第4項中「附則第16条第7項」を「附則第15条の8第5項」に改め、同条第5項中「附則第16条第8項」を「附則第15条の9第1項」に改め、同項第6号中「提出できなかった」を「提出することができなかった」に改め、同条第6項中「附則第16条第11項」を「附則第15条の9第4項」に、「同条第12項」を「同条第5項」に、「同条第11項に規定する改修工事」を「同条第4項に規定する居住安全改修工事」に改め、同項第5号及び第6号中「改修工事」を「居住安全改修工事」に改め、同項第7号中「改修工事」を「居住安全改修工事」に、「提出できなかった」を「提出することができなかった」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の3第1項第2号中「附則第16条第5項」を「附則第15条の8第3項又は第5項」に改め、「前条第2項第2号」の次に「又は第4項第2号」を加え、同項第3号中「附則第16条第1項、第2項又は第5項」を「附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の8第3項から第5項まで」に、「又は第3項第3号」を「、第3項第3号又は第4項第3号」に改め、同条第2項中「前条」を「前条第1項から第4項まで」に改める。

附則第16条の3を次のように改める。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項第2号中「、第34条の7」を「から第34条の8まで」に、「第34条の8第1項」を「第34条の9第1項」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第17条第3項第2号中「、第34条の7」を「から第34条の8まで」に、「第34条の8第1項」を「第34条の9第1項」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第18条第5項第2号中「、第34条の7」を「から第34条の8まで」に、「第34条の8第1項」を「第34条の9第1項」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とする」を「と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第19条第1項中「及び附則第19条の3」を削り、同条第2項第2号中「、第34条の7」を「から第34条の8まで」に、「第34条の8第1項」を「第34条の9第1項」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附

則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第19条の2第2項中「特定管理口座」に」の次に「係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に」を加える。

附則第19条の3を次のように改める。

第19条の3 削除

附則第19条の5の見出し中「譲渡損失の」の次に「損益通算及び」を加え、同条第4項中「第1項の規定の適用」を「第4項の規定の適用」に、「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に、「附則第19条の5第3項」を「附則第19条の6第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「第1項の規定」を「第4項の規定」に、「附則第19条の5第1項」を「附則第19条の6第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項を削り、同条第1項中「附則第35条の2の6第8項」を「附則第35条の2の6第16項」に、「この条」を「この項」に、「第3項」を「第6項」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「及び附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」を加え、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 前項の規定の適用がある場合における附則第16条の3第1項及び第2項並びに附則第19条第1項の規定の適用については、附則第16条の3第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第19条第1項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

附則第19条の5に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項の規定による申告書を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

- 2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第33条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。
- 3 第1項の規定の適用がある場合における附則第16条の3の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第19条の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

附則第19条の5を附則第19条の6とし、附則第19条の4の次に次の1条を加える。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例）

第19条の5 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 市民税の所得割の納税義務者が第33条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

附則第20条第1項中「附則第35条の3第11項」を「附則第35条の3第9項」に、「附則第18条の6第22項」を「附則第18条の6第17項」に改め、同条第2項中「第8項において同じ。」を削り、同条第3項中「附則第35条の3第14項」を「附則第35条の3第12項」に改め、同条第4項中「及び附則第19条の3」を削り、「、附則第19条第1項」を「、同項」に改め、「と、附則第19条の3中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」を削り、同条第7項及び第8項を削る。

附則第20条の2第2項第2号中「、第34条の7」を「から第34条の8まで」に、「第34条の8第1項」を「第34条の9第1項」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第20条の4第2項第2号中「、第34条の7」を「から第34条の8まで」に、「第34条の8第1項」を「第34条の9第1項」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改め、同条第3項中「（平成21年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3）」及び「（同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1.8）」を削り、同条第5項第2号中「、第34条の7」を「から第34条の8まで」に、「第34条の8第1項」を「第34条の9第1項」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「の所得割の額」の次に「と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」」を加え、同条第6項中「第34条の8」を「第34条の9」に、「第37条の3」を「第37条の4」に改める。

附則第20条の5第2項中「医療費控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「医療費控除額、社会保険料控除額」を「、医療費控除額若しくは社会保険料控除額」に改める。

附則に次の1条を加える。

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第21条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第56条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）」とする。

2 第56条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第20条の4の改正規定（第3項の改正規定に限る。）並びに次条第22項及び第23項の規定 平成21年1月1日

(2) 第19条、第33条、第34条の2及び第34条の8の改正規定、同条を第34条の9とする改正規定、第34条の7

の改正規定、同条を第34条の8とする改正規定、第34条の6の次に1条を加える改正規定、第36条の2第1項及び第4項、第38条、第41条並びに第44条から第47条までの改正規定並びに同条の次に5条を加える改正規定並びに附則第4条の次に1条を加える改正規定、附則第5条第3項、第6条第3項、第7条第2項及び第7条の3第2項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、附則第8条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。）、同条第3項の改正規定、附則第16条の4第3項、第17条第3項、第18条第5項及び第19条第2項第2号の改正規定、附則第19条の2第2項の改正規定、附則第20条の2の改正規定、附則第20条の4の改正規定（第3項の改正規定を除く。）、附則第20条の5の改正規定並びに次条第4項から第7項までの規定 平成21年4月1日

(3) 附則第8条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、附則第16条の3の改正規定、附則第19条の5の改正規定並びに同条を附則第19条の6とする改正規定、附則第19条の4の次に1条を加える改正規定並びに次条第8項から第16項までの規定 平成22年1月1日

(4) 附則第19条第1項及び第19条の3の改正規定並びに次条第17項から第21項までの規定 平成22年4月1日

(5) 第51条及び第56条の改正規定並びに附則に1条を加える改正規定並びに附則第4条第2項の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日
（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の水俣市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行日（以下「施行日」という。）前に改正前の水俣市税条例（以下「旧条例」という。）附則第20条第7項の市民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第8項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第7項中「平成21年3月31日」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の公布の日前」とする。

3 施行日から平成22年3月31日までの間における新条例附則第20条第4項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び附則第19条の3の規定の適用について」と、「同項」とあるのは「附則第19条第1項」と、「とする」とあるのは「と、附則第19条の3中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする。

4 新条例第47条の2から第47条の6までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 新条例第34条の7及び附則第7条の4の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第34条の7第1項に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

6 新条例附則第4条の2の規定は、租税特別措置法第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用する。

7 平成21年4月1日から同年12月31日までの間における新条例附則第7条の4の規定の適用については、同条中「附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項」とあるのは「附則第16条の4第1項」と、同条第5号中「附則第16条の3第1項、附則第17条第1項」とあるのは「附則第17条第1項」とする。

8 新条例附則第8条第1項及び第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、旧条例附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

9 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
- ア 18,000円
- イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の3に相当する金額
- 10 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第16条の3第3項の規定の適用については、同項第1号中「附則第16条の3第1項」とあるのは、「附則第16条の3第1項（水俣市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第33号）附則第2条第9項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」とする。
- 11 新条例附則第19条の6第1項又は第4項の規定の適用がある場合における第9項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第19条の6第3項又は第5項の規定により読み替えられた新条例附則第16条の3第1項前段の規定により」とする。
- 12 新条例附則第19条の5の規定は、平成22年1月1日以後に市民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第15項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。
- 13 市民税の所得割の納税義務者が新条例第33条第4項の規定により平成22年1月1日から同年12月31日までの期間（第15項において「特例期間」という。）内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第4項に規定する申告書を提出する場合には、新条例附則第19条の5第2項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第15項において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。
- (1) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が1万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号。以下「平成20年改正令」という。）附則第7条第10項で定めるもの（以下この項及び第15項において「少額配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
- (2) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び第15項において「少額配当等以外の配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得
- 14 新条例附則第19条の6の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る旧条例附則第19条の5第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。
- 15 市民税の所得割の納税義務者が新条例附則第19条の6第1項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第3条第16項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、新条例附則第19条の6第2項の規定にかかわらず、新条例第33条第4項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。
- (1) 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
- (2) 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得
- 16 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における新条例附則第19条の6第5項の規定の適用については、同項中「並びに附則第19条第1項の規定の適用について」とあるのは「、附則第19条第1項並びに附則第19条の3の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第19条の3中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする。

- 17 市民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日に行った旧条例附則第19条の3に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 18 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第19条の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第19条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成20年改正令附則第7条第11項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第19条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。
- (1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が500万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.8に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
- ア 9万円
- イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の3に相当する金額
- 19 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第19条第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち水俣市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第33号）附則第2条第18項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする。
- 20 新条例附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合における第18項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（新条例附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 21 新条例附則第20条第3項の規定の適用がある場合における第18項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（新条例附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 22 新条例附則第20条の4第3項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。
- 23 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に新条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。
- （法人の市民税に関する経過措置）
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 旧条例第23条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。
- 3 新条例第31条の規定（同条第2項の表の第1号アに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成20年度分以後の年度分の法人の市民税の均等割について適用し、旧条例第31条第2項の表第1号中法人税法第2条第5号の公法人及び同条第6号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンショ

ン建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人を含む。）で均等割のみを課されるものに対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

- 4 施行日から附則第1条第5号に定める日の前日までの間における新条例第31条第2項の規定の適用については、同項の表の第1号中

「	ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）	」
	エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）	
	オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	
		」

とあるのは、

「	ウ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。）	」
	エ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	
		」

とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成19年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第56条の規定は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の法人に係る固定資産に対して課する平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の改正時期が遅れ、市税賦課に急施を要するので専決処分するものである。

議第57号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
専第5号

専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成20年4月30日専決

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「要する費用（）」の次に「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び」を加え、「」に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）」の次に「及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「56万円」を「47万円」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が12万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、12万円とする。

第3条第1項中「第6条において」を「以下」に改める。

第5条の2を次のように改める。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第21条において同じ。）

以外の世帯 16,400円

(2) 特定世帯 8,200円

第23条を第25条とする。

第22条に次の1号を加え、同条を第24条とする。

(4) 前3号に掲げる者を除くほか、特別の事情がある者で、市長が特に必要と認めるもの

第21条を第23条とし、第20条を第22条とする。

第19条第1項中「56万円を超える場合には、56万円）並びに同条第3項本文」を「47万円を超える場合には、47万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）並びに同条第4項本文」に、「ウ及びエ」を「オ及びカ」とし、同項第1号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 11,480円

(イ) 特定世帯 5,740円

第19条第1項第1号エを同号カとし、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 4,900円

(イ) 特定世帯 2,450円

第19条第1項第2号中「納税義務者を除く。」の次に「及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）」を加え、同項第2号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 8,200円

(イ) 特定世帯 4,100円

第19条第1項第2号エを同号カとし、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 3,500円

(イ) 特定世帯 1,750円

第19条第1項第3号中「に被保険者」の次に「及び特定同一世帯所属者」を加え、同項第3号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 3,280円

(イ) 特定世帯 1,640円

第19条第1項第3号エを同号カとし、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 1,400円

(イ) 特定世帯 700円

第19条第3項を削り、同条を第21条とする。

第18条第1項中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第20条とする。

第17条第1号中「第12条第2項」を「第14条第2項」に改め、同条を第19条とする。

第16条を第18条とし、第12条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第11条第1項中「第19条第1項」を「第21条第1項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「第6条第1号から第5号」を「第6条第1号から第8号」に、同条第4項及び第6項中「第6条第1号から第5号」を「第6条第1号から第8号」に改め、同条を第13条とする。

第10条を第12条とする。

第9条中「第12条、第16条及び第17条」を「第14条、第18条及び第19条」に改め、同条を第11条とする。

第8条を第10条とする。

第7条、第7条の2及び第7条の3中「第2条第3項」を「第2条第4項」とし、第7条を第9条とし、第7条の2を第9条の2とし、第7条の3を第9条の3とする。

第6条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改め、同条を第8条とし、第5条の2の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の13を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について7,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯以外の世帯 7,000円
- (2) 特定世帯 3,500円

附則第3項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「(次項から附則第7項までにおいて「公的年金等所得」という。)」及び「次項から附則第7項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。」を削り、「第19条第1項」を「第21条第1項」に改める。

附則第4項から第7項までを削る。

附則第8項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第3条及び第19条第1項」を「第3条、第6条、第8条及び第21条第1項」に、「第19条第1項」を「第21条第1項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第9項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第5項とする。

附則第10項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第3条及び第19条第1項」を「第3条、第6条、第8条及び第21条第1項」に、「第19条第1項」を「第21条第1項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第11項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第35条の2の6第7項」を「第35条の2の6第15項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第12項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第35条の3第13項」を「第35条の3第11項」に、「第10項」を「第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第13項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第3条及び第19条第1項」を「第3条、第6条、第8条及び第21条第1項」に、「第19条第1項」を「第21条第1項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第14項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第10項とする。

附則第15項、第16項及び第17項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第3条及び第19条第1項」を「第3条、第6条、第8条及び第21条第1項」に、「第19条第1項」を「第21条第1項」に改め、附則第15項を附則第11項とし、附則第16項を附則第12項とし、附則第17項を附則第13項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(専決処分を必要とする理由)

地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の改正時期が遅れ、国民健康保険税賦課に急施を要するので専決処分するものである。

議第58号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第6号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
専第6号

専 決 処 分 書

平成20年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成20年5月7日専決

水俣市長 宮 本 勝 彬

（専決処分を必要とする理由）

水俣国際環境会議の開催のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成20年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

平成20年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ12,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,033,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14. 国 庫 支 出 金		1,541,168	12,000	1,553,168
	3. 委 託 金	6,105	12,000	18,105
補正されなかった款に係る額		11,480,132		11,480,132
歳 入 合 計		13,021,300	12,000	13,033,300

歳 出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		1,852,804	12,000	1,864,804
	1. 総 務 管 理 費	1,324,366	12,000	1,336,366
補正されなかった款に係る額		11,168,496		11,168,496
歳 出 合 計		13,021,300	12,000	13,033,300

議第59号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第7号 平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）

専第7号

専 決 処 分 書

平成20年度水俣市の老人保健特別会計補正予算（第1号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成20年5月12日専決

(専決処分を必要とする理由)

平成19年度における国庫負担金等の交付遅延により歳入欠かんが生じたため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第1号)

平成20年度水俣市の老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ497,647千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第1号)

歳 入		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
6. 諸 収 入		4	55,080	55,084
	2. 雑 入	3	55,080	55,083
補正されなかった款に係る額		442,563		442,563
歳 入 合 計		442,567	55,080	497,647

歳 出		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
5. 前年度繰上充用金		0	55,080	55,080
	1. 前年度繰上充用金	0	55,080	55,080
補正されなかった款に係る額		442,567		442,567
歳 出 合 計		442,567	55,080	497,647

議第60号

水俣市ふるさと大好き寄附条例の制定について

水俣市ふるさと大好き寄附条例を次のように制定することとする。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市ふるさと大好き寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、水俣市が行う、地域資源を活用し、地域の特性に見合った元気なまちづくりを目指す取組みに共感し、応援したいと思う人々による寄附金を募り、これを財源とした各種事業を実施し、寄附者の水俣市に対する思いを具体化することによって、個性豊かで活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 寄附金は、次の各号に掲げる事業に充てるものとする。

- (1) 水俣の元気づくりに関する事業
- (2) 環境モデル都市づくりに関する事業
- (3) 福祉モデル都市づくりに関する事業

- (4) 読書のまちづくりに関する事業
- (5) 文化振興・スポーツ振興に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために市長が特に必要と認める事業
(寄附金の受入れ)

第3条 寄附金の受入れは、随時行うものとする。

- 2 市長は必要と認めるときは、寄附金の受入れを拒否し、又は受け入れた寄附金を返還することができる。
(基金で運用する事業の指定)

第4条 寄附者は、その寄附金で運用する事業を第2条各号に規定する事業（以下「寄附事業」という）の中から、あらかじめ指定することができる。

- 2 市長は、寄附者が前項による指定を行わなかったときは、第2条第6号の指定があったものとみなす。
(寄附金の管理運用)

第5条 寄附者から受け入れた寄附金は、それぞれ当該各号に定める基金により、管理運用する。

- (1) 第2条第1号の事業 ふるさと創生基金及び産業技術開発基金
 - (2) 第2条第2号の事業 ふるさと創生基金
 - (3) 第2条第3号の事業 ふるさと創生基金及び社会福祉振興基金
 - (4) 第2条第4号の事業 読書のまちづくり基金
 - (5) 第2条第5号の事業 ふるさと創生基金、奨学基金、スポーツ振興基金、徳富蘇峰・蘆花生家関連施設維持整備基金、文化振興基金及び公共施設整備基金
 - (6) 第2条第6号の事業 ふるさと創生基金
- 2 市長は、寄附事業の実施に当たって、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、受け入れた寄附金を基金で管理運営しないで、次に掲げる歳出等に充てることができる。

- (1) 水俣市一般会計の歳出
- (2) 水俣市国民健康保険事業特別会計の歳出
- (3) 水俣市後期高齢者医療特別会計の歳出
- (4) 水俣市介護保険特別会計の歳出
- (5) 水俣市公共下水道事業特別会計の歳出
- (6) 水俣市病院事業会計の支出
- (7) 水俣市水道事業会計の支出

(寄附者への配慮)

第6条 市長は、寄附金の管理運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。
(運用状況の公表)

第7条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について一般に公表するものとする。
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(水俣市社会福祉振興基金条例の一部改正)
- 2 水俣市社会福祉振興基金条例、(平成2年条例第17号)の一部を次のように改正する。
第2条中「定める額」の次に「及び寄附金」を加える。
(水俣市産業技術開発基金条例の一部改正)
- 3 水俣市産業技術開発基金条例(平成14年条例第19号)の一部を次のように改正する。
第2条中「定める額」の次に「及び寄附金」を加える。
(水俣市奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)
- 4 水俣市奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和39年条例第11号)の一部を次のように改正する。
第2条中「一般会計歳入歳出予算に計上して積み立てる」を「基金としての積立額は、一般会計歳入歳出予算に計上した額及び寄附金とする」に改める。

(水俣市スポーツ振興基金条例の一部改正)

- 5 水俣市スポーツ振興基金条例（平成9年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「定める額」の次に「及び寄附金」を加える。

(水俣市文化振興基金条例の一部改正)

- 6 水俣市文化振興基金条例（平成9年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「定める額」の次に「及び寄附金」を加える。

(提案理由)

水俣市が行う取組みを応援したいと思う人々による寄附金を募り、これを財源とした各種事業を実施し、寄附者の水俣市に対する思いを具体化することによって、個性豊かで活力あるまちづくりに資するため、本案のように制定しようとするものである。

議第61号

水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市情報公開条例の一部を改正する条例

水俣市情報公開条例（平成12年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第12条」を「第13条」に改める。

第26条第2項中「第14条」を「第15条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

水俣市情報公開条例の一部改正に伴う引用条項の整備のため、本案のように制定しようとするものである。

議第62号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第8条の次に次の1条を加える。

(平成22年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

第8条の2 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条の3第2項第1号	100分の18	100分の18を超えない範囲内で規則で定める割合
第8条の3第2項第2号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合
第8条の3第2項第3号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合

第8条の3第2項第4号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合
第8条の3第2項第5号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で規則で定める割合
第8条の3第2項第6号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の水俣市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(提案理由)

地域手当支給に関する経過措置の適正化を図るために、本案のように制定しようとするものである。

議第63号

水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例

水俣市税特別措置条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条」を「第1条」に改め、「観光施設」の次に「その他市長が特に認める事業施設」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

水俣市企業立地条例の一部改正により、固定資産税課税免除の適用対象となる事業施設が拡大されたため、本案のように制定しようとするものである。

議第64号

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の8.7」を「100分の6.1」に改める。

第4条中「100分の40.0」を「100分の27.0」に改める。

第5条中「23,200円」を「16,200円」に改める。

第21条第1項第1号ア中「16,240円」を「11,340円」に改め、同項第2号ア中「11,600円」を「8,100円」に改め、同項第3号ア中「4,640円」を「3,240円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第65号

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「非常勤消防団員等又は消防作業従事者等」を「非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者」に改め、「200円（非常勤消防団員等に扶養親族でない第1号に掲げる者がある場合にあってはそのうち1人については）」を削り、「、非常勤消防団員等に」を「（非常勤消防団員等に）」に、「そのうち1人については367円」を「、そのうち1人については367円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の水俣市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第3項の規定は、平成20年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成20年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成20年3月26日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第66号

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例

(水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5年以上」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する非常勤消防団員については、この限りでない。

- (1) 勤務年数が5年未満である者
- (2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性

等、非常勤消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない者

第4条の2中「一定期間勤務しなかったことが明白である場合」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 一定期間勤務しなかったことが明白であるとき。
- (2) 任用期間が5年未満である者として勤務したとき。
- (3) 第2条第2号に該当する者として勤務したとき。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部改正)

第2条 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（昭和40年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定員)

第2条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項の規定に基づく団員の定数は530人とする。

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項の団員の定数とする。

3 同令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定数から次の各号のいずれかに該当するものの合計数を控除した数とする。

- (1) 任用期間が5年未満である団員に係るもの
- (2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員に係るもの

附 則

(施行期目)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第2条（第2号に係る部分に限る。）及び第4条の2（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、この条例の施行の際現に団員である者は、当該各号に規定する者に該当しないものとみなす。

3 第2条の規定による改正後の水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例第2条第3項各号の規定の適用については、第2条の規定の施行の際現に団員である者は、当該各号に規定する団員に該当しないものとみなす。

(提案理由)

近年の非常勤消防団員の活動形態の多様化を踏まえ、今後の新たな団員の任用に当たって、消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の対象者を合理的なものとし、もって同責任共済制度の運用の一層の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第67号

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
水俣市体育施設条例の一部を改正する条例（平成20年条例第23号）の一部を次のように改正する。
別表備考を次のように改める。

備考	1 使用時間が1時間単位のものについて1時間未満の端数が生じたときは、1時間使用として換算した使用料を加算し、2時間単位のものについて2時間未満の端数が生じたときは、2時間使用として換算した使用料を加算する。 2 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含む。 3 営利又は宣伝を目的として使用する場合は、規定料金の10割を増した額を徴収する。 4 トレーニングルームの利用については、中学生以上とする。 5 トレーニングルーム及び温水プールの個人定期券並びに回数券については、トレーニングルーム及び温水プールを共通して利用できる。ただし、小学生以下は除く。 6 小学生以下とは、小学生の児童及び満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。 7 温水プールを部分専用使用する場合は、一般利用料金を別途徴収します。ただし、個人定期券利用者を除く。 8 登録団体とは、水俣市小中学校施設の開放に関する規則（昭和52年教育委員会規則第1号）に規定する団体をいう。 9 簡易夜間照明施設の使用料については、無料とする。	
----	--	--

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

（提案理由）

体育施設の使用料を改定し、温水プール及びトレーニングルームを共通して利用できるようにするため、本案のように制定しようとするものである。

議第68号

水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市水道条例の一部を改正する条例

水俣市水道条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号の表中

「

一時用	1立方メートルにつき	210円	を
-----	------------	------	---

」

「

一時用	1立方メートル未満の場合は、1立方メートルとし、1立方メートルにつき	210円	に
-----	------------------------------------	------	---

」

改め、同条第2号の表中

「

一時用	1立方メートルにつき	210円	を
-----	------------	------	---

」

「

一時用	1立方メートル未満の場合は、1立方メートルとし、1立方メートルにつき	210円	に
-----	------------------------------------	------	---

」

改め、備考第3項を次のように改める。

- 3 「一時用」とは、建設工事場、仮設演芸場等において臨時に使用するもので、使用期間が1月以内のものをいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に承認した給水契約に係る水道料金については、当分の間、なお従前の例による。

(提案理由)

給水契約事務及び料金徴収の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第69号

平成20年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

平成20年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,960千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,063,260千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

- 第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14. 国 庫 支 出 金		1,553,168	8,546	1,561,714
	1. 国 庫 負 担 金	1,136,307	8,046	1,144,353
	3. 委 託 金	18,105	500	18,605
15. 県 支 出 金		872,565	4,794	877,359
	1. 県 負 担 金	449,220	4,023	453,243
	2. 県 補 助 金	337,455	1,271	338,726
	3. 委 託 金	85,890	△500	85,390
18. 繰 入 金		315,989	19,715	335,704
	1. 基 金 繰 入 金	315,989	19,715	335,704
20. 諸 収 入		794,795	△3,695	791,100
	4. 雑 入	623,533	△3,695	619,838
21. 市 債		1,014,600	600	1,015,200
	1. 市 債	1,014,600	600	1,015,200
補正されなかった款に係る額		8,482,183		8,482,183
歳 入 合 計		13,033,300	29,960	13,063,260

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 議 会 費		168,358	764	169,122
	1. 議 会 費	168,358	764	169,122
2. 総 務 費		1,864,804	65,259	1,930,063
	1. 総 務 管 理 費	1,336,366	79,973	1,416,339
	2. 徴 税 費	188,021	△6,244	181,777
	3. 戸籍住民基本台帳費	76,177	1,324	77,501
	4. 選 挙 費	30,718	△1,865	28,853
	5. 統 計 調 査 費	197,607	△6,040	191,567
	6. 監 査 委 員 費	35,915	△1,889	34,026
3. 民 生 費		3,932,816	10,359	3,943,175
	1. 社 会 福 祉 費	1,914,646	21,936	1,936,582
	2. 児 童 福 祉 費	1,243,433	△9,942	1,233,491
	3. 生 活 保 護 費	774,737	△1,635	773,102
4. 衛 生 費		1,624,107	△19,870	1,604,237
	1. 保 健 衛 生 費	323,026	△7,812	315,214
	2. 清 掃 費	764,557	△558	763,999
	3. 簡 易 水 道 設 置 費	17	697	714
	4. 環 境 対 策 費	186,507	△12,197	174,310
5. 農 林 水 産 業 費		344,416	11,856	356,272
	1. 農 業 費	267,361	9,885	277,246
	2. 林 業 費	52,904	86	52,990
	3. 水 産 業 費	24,151	1,885	26,036
6. 商 工 費		239,076	△159	238,917
	1. 商 工 費	239,076	△159	238,917
7. 土 木 費		1,686,081	△12,729	1,673,352
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	279,335	5,897	285,232
	5. 都 市 計 画 費	1,278,472	△14,734	1,263,738
	6. 住 宅 費	92,835	△3,892	88,943
9. 教 育 費		1,212,116	△25,520	1,186,596
	1. 教 育 総 務 費	156,585	7,293	163,878
	2. 小 学 校 費	135,836	△16,863	118,973
	3. 中 学 校 費	175,193	△8,608	166,585
	4. 社 会 教 育 費	202,515	3,054	205,569
	5. 保 健 体 育 費	541,987	△10,396	531,591
11. 公 債 費		1,555,883	0	1,555,883
	1. 公 債 費	1,555,883	0	1,555,883
補正されなかった款に係る額		405,643		405,643
歳 出 合 計		13,033,300	29,960	13,063,260

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
自立経営体育成資金の融資に対する利子補給	自 平成21年度 至 平成25年度	千円 185

第3表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
過 疎 対 策 事 業	千円 111,100				千円 111,700			
補 正 さ れ な か っ た 事 業 に 係 る 額	903,500				903,500			
計	1,014,600				1,015,200			

議第70号

平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,354千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,098,287千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 国 民 健 康 保 険 税		558,706	△22,852	535,854
	1. 国 民 健 康 保 険 税	558,706	△22,852	535,854
3. 国 庫 支 出 金		1,380,939	△6,428	1,374,511
	1. 国 庫 負 担 金	1,017,996	△6,428	1,011,568
5. 療養給付費等交付金		155,242	1,711	156,953
	1. 療養給付費等交付金	155,242	1,711	156,953
9. 繰 入 金		353,079	29,923	383,002
	1. 他 会 計 繰 入 金	272,813	12,237	285,050
	2. 基 金 繰 入 金	80,266	17,686	97,952
補正されなかった款に係る額		1,647,967		1,647,967
歳 入 合 計		4,095,933	2,354	4,098,287

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		66,518	12,237	78,755
	1. 総 務 管 理 費	33,932	6,691	40,623
	2. 徴 税 費	26,939	5,546	32,485
2. 保 険 給 付 費		3,078,027	0	3,078,027
	1. 療 養 諸 費	2,790,235	0	2,790,235
5. 老 人 保 健 拠 出 金		54,518	3,991	58,509
	1. 老 人 保 健 拠 出 金	54,518	3,991	58,509

6. 介護納付金		151,526	△13,874	137,652
	1. 介護納付金	151,526	△13,874	137,652
補正されなかった款に係る額		745,344		745,344
歳出合計		4,095,933	2,354	4,098,287

議第71号

平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成20年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ408,196千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 繰入金		119,439	111	119,550
	1. 一般会計繰入金	119,439	111	119,550
補正されなかった款に係る額		288,646		288,646
歳入合計		408,085	111	408,196

歳出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費		408,065	111	408,176
	1. 総務管理費	18,880	134	19,014
	2. 徴収費	10,408	△23	10,385
補正されなかった款に係る額		20		20
歳出合計		408,085	111	408,196

議第72号

平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成20年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,636千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,618,466千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
7. 繰 入 金		397,632	△1,636	395,996
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	397,632	△1,636	395,996
補正されなかった款に係る額		2,222,470		2,222,470
歳 入 合 計		2,620,102	△1,636	2,618,466

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		75,329	△1,636	73,693
	1. 総 務 管 理 費	33,276	1,899	35,175
	2. 徴 収 費	9,535	△3,535	6,000
補正されなかった款に係る額		2,544,773		2,544,773
歳 出 合 計		2,620,102	△1,636	2,618,466

議第73号

平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加・廃止は、「第1表債務負担行為補正」による。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
水 俣 市 浄 化 セ ン タ ー 建 設 工 事 委 託	自 平成21年度 至 平成24年度	千円 1,464,930

2 廃止

事 項	期 間	限 度 額
水 俣 市 浄 化 セ ン タ ー 改 築 更 新 事 業	自 平成21年度 至 平成21年度	千円 164,730

議第74号

平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成20年度水俣市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成20年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「276,979千円」を「277,043千円」に、過年度分損益勘定留保資金「255,315千円」を「255,379千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 総合医療センター資本的収入	570,904千円	15,943千円	586,847千円
第1項 企 業 債	424,400千円	11,500千円	435,900千円

第3項補助金	31,502千円	4,443千円	35,945千円
資本的収入合計	570,904千円	15,943千円	586,847千円

支 出

第1款 総合医療センター資本的支出	846,883千円	16,007千円	862,890千円
第1項 建設改良費	455,957千円	16,007千円	471,964千円
資本的支出合計	847,883千円	16,007千円	863,890千円

(企業債)

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

変 更

起 債 の 目 的		補 正 前				補 正 後			
		限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
総合医療センター	病院施設整備事業	千円 71,200				千円 84,900			
	医療機械器具整備事業	353,200				351,000			
計		424,400				435,900			

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 予算第9条の次に、重要な資産の取得を次のとおり追加する。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	器械備品	循環器用心アングロ装置	1 式
	器械備品	C R画像読取システム	1 式

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

議第75号

熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成20年10月5日限りで熊本県後期高齢者医療広域連合から下益城郡富合町を脱退させ、熊本県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

平成20年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「富合町」を削る。

附 則

この規約は、平成20年10月6日から施行する。

(提案理由)

熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に提案いたしました議案について、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第55号専決処分の報告及び承認について、専第3号平成19年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

本案は、地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,580万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ125億5,447万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入歳出予算補正として、歳入の第21款市債の減額に伴い、第19款繰越金で財源を調整しております。また、不動産売払収入を際限として、歳出に第2款総務費に公共施設整備基金積立金を計上いたしております。

地方債の補正といたしましては、過疎対策事業外2件の限度額を変更いたしております。

このほか、繰越明許費補正として、交通安全施設整備事業費外1件を追加いたしております。

次に、議第56号専決処分の報告及び承認について、専第4号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の改正時期がおくれ、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容を申し上げますと、第1点は個人の市民税に係る改正で、控除対象寄附金の拡大及び地方公共団体に対する寄附金税制の見直し、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度を平成21年度から導入するものであります。

次に、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率を平成20年末をもって廃止するものであります。

第2点は、固定資産税に係る改正で、公益法人制度改革に伴う現行の民法34条法人に対する非課税措置の継続及び省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税について減額措置を講じようとするものであります。

そのほか、地方税法において条文、文言の整備等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第57号専決処分の報告及び承認について、専第5号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の改正時期がおくれ、国民健康保険税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容を申し上げますと、まず、後期高齢者医療制度の創設に伴い、賦課額に後期高齢者支援金等税額を新設し、その算定基準額等を設定、特定世帯に係る減額措置を講じようとするものであります。

次に、基礎課税額の課税限度額を現行の56万円から47万円に引き下げ、新たに後期高齢者支援金等税額に係る課税限度額を12万円とするものであります。

次に、議第58号専決処分の報告及び承認について、専第6号平成20年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、水俣国際環境会議開催の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,200万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ130億3,330万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に、水俣国際環境会議開催経費を計上し、財源として、歳入の第14款国庫支出金を増額いたしております。

次に、議第59号専決処分の報告及び承認について、専第7号平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、平成19年度末における支払基金交付金、国庫支出金及び県負担金の交付遅延により歳入欠陥が生じたため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,508万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億9,764万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出において前年度繰上充用金を追加し、歳入において諸収入を増額いたしております。

次に、議第60号水俣市ふるさと大好き寄附条例の制定について申し上げます。

水俣市が行う取り組みを応援したいと思う人々による寄附金を募り、これを財源とした各種事業を実施し、寄附者の水俣市に対する思いを具体化することによって、個性豊かで活力あるまちづくりに資するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第61号水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市情報公開条例の一部改正に伴う引用条項の整備のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第62号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地域手当の支給に関する経過措置の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第63号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市企業立地条例の一部改正により、固定資産税課税免除の適用対象となる事業施設が拡大されたため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第64号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第65号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成20年3月26日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第66号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

近年の非常勤消防団員の活動形態の多様化を踏まえ、今後の新たな団員の任用に当たって、消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の対象者を合理的なものとし、もって同責任共済制度の運用の一層の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第67号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

体育施設の使用料を改定し、温水プール及びトレーニングルームを共通して利用できるようにするため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第68号水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

給水契約事務及び料金徴収の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第69号平成20年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,996万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ130億6,326万円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、コミュニティ助成事業、第3款民生費に、自立支援給付事業、第4款衛生費に、産廃処分場対策

事業、第5款農林水産業費に、中山間地域総合整備事業、第7款土木費に、市内一円道路改良事業等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整いたしております。

また、債務負担行為の補正として、自立経営体育成資金の融資に対する利子補給の追加を計上いたしております。

地方債の補正といたしましては、過疎対策事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第70号平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ235万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ40億9,828万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費及び第5款老人保健拠出金を増額し、第6款介護納付金を減額いたしております。

これらの財源といたしましては、第5款療養給付費等交付金及び第9款繰入金を増額し、第1款国民健康保険税及び第3款国庫支出金を減額いたしております。

次に、議第71号平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ11万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億819万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費で人件費を調整いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金で調整いたしております。

次に、議第72号平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ163万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億1,846万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、人事異動等に伴い、第1款総務費で人件費の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金を減額いたしております。

次に、議第73号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の補正といたしまして、水俣市浄化センター建設工事委託の追加外1件を計上いたしております。

次に、議第74号平成20年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、資本的収入の額を1,594万3,000円、資本的支出の額を1,600万7,000円それぞれ増額し、補正後の資本的収入の額を5億8,684万7,000円、資本的支出の額を8億6,389万円とするものであります。

資本的支出の内容といたしましては、本市医療センター医師住宅の建設予定地及び建設戸数を変更したことに伴う予算増額並びに一般病室用空調機の更改に当たり、所要の支出予算の組み替えを行うものであります。

なお、これに伴い、資本的収入におきまして、財源となる国庫補助金及び建設企業債の予算措置を行うほか、企業債の発行予定内訳を変更するものであります。

また、重要な資産の取得につきまして、2件の器械備品の追加を行うものであります。

次に、議第75号熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について申し上げます。

熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第55号から議第75号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いします。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいま提案理由の説明がありました提出議案のうち、議第73号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号は、急を要するため本日議決してほしい旨の申し出がっております。

これから本件の審議をお願いします。

この際、議案調査のためしばらく休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑に入ります。

議第73号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第73号は、議事日程記載のとおり産業建設委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時22分 休憩

午前11時50分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど産業建設委員会に付託しておりました議第73号について、委員会から委員会審査報告書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

産業建設委員長福田斉議員。

（産業建設委員長 福田斉君登壇）

○産業建設委員長（福田 斉君） 先ほど産業建設委員会に付託されました議第73号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

今回の補正は、債務負担行為の補正として、水俣市浄化センター建設工事委託の追加外1件を計上をしているとの説明を受けました。

質疑の中で、人口は減少しているが、下水処理量は今後もふえるのか、増設した場合の費用対効果はどうかとただしたのに対し、終末処理場は24時間稼働しなければならないこと、将来の流入量を見込んで、今回仮設にかえて一部施設の増設は必要であるとの説明がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成20年6月2日

産業建設常任委員長 福田 斉

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第73号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第73号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明3日から9日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、10日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により10日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は4日正午まで、議案質疑の通告は10日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時53分 散会

平成20年6月10日

平成20年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成20年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成20年6月10日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後3時50分 散会

（出席議員） 18人

松 本 和 幸 君	中 原 泰 子 君	高 岡 利 治 君
塩 崎 信 介 君	川 上 紗 智 子 君	福 田 齊 君
大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君	西 田 弘 志 君
中 村 幸 治 君	谷 口 眞 次 君	渕 上 道 昭 君
真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君	平 松 辰 弘 君
田 中 功 君	野 中 重 男 君	緒 方 誠 也 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（牛 迫 秀 基 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
次 長（崎 田 雄 七 君）	議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）
書 記（渕 上 大 輔 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（森 近 君）
総務企画部長（葦 浦 博 行 君）	産業建設部長（田 上 和 俊 君）
福祉環境部長（吉 本 哲 裕 君）	総合医療センター事務部長（桑 畑 達 美 君）
産業建設部産業づくり総室長（小 林 信 也 君）	福祉環境部次長（盛 下 修 一 君）
水道局長（吉 村 明 賢 君）	教 育 長（大 渕 洋 君）
教 育 次 長（坂 本 彰 君）	総務企画部総務課長（本 山 祐 二 君）
総務企画部企画課長（栄 永 徳 博 君）	総務企画部財政課長（渕 上 茂 樹 君）

○議事日程 第2号

平成20年6月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1 大川末長君 | 1 水俣病問題について |
| | 2 水俣市の経済産業振興について |
| | 3 平成20年度の予算について |
| 2 福田 齊君 | 1 議長車問題について |
| | 2 産廃賛成団体への対応について |
| | 3 市職員について |
| | 4 観光施策への具体的な取り組みについて |
| 3 平松辰弘君 | 1 南九州西回り自動車道袋インター（仮称）について |
| | 2 総合医療センター院内保育所について |
| | 3 行財政改革について |
| 4 緒方誠也君 | 1 水俣病問題の早期全面解決について |
| | 2 産業廃棄物最終処分場建設問題について |
| | 3 一般粉じん発生施設（堆積場）設置問題について |
| | 4 学校再編成問題について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、大川末長議員に許します。

（大川末長君登壇）

○大川末長君 おはようございます。

自民党議員団の大川末長でございます。

最近、職員の不祥事が発覚し、本日、2回目が報道され、市民も大変驚いております。

1回目、5月22日に報道されたが、それにもかかわらず、市長は、6月2日の本会議の初日に、このことには何も触れられませんでした。このような重大な事件を発覚させながら、なぜ議会へ報告されなかったのか、監督不行届などを考えるときに、陳謝の一言もあるべきではなかったかというふうに思います。議会軽視ではないかというふうに思っております。

さて、一般質問に入ります。

冒頭から苦言を呈しましたが、ひとつ気分を取り直して答弁をいただきたいと思います。

1、水俣病問題について。

本市にとっては、水俣病問題は1日も早く解決し、もやい直しがなされ、市民が一丸となって市政発展に取り組まなければならないところであるが、市長はこれまで水俣病問題解決について、地元の市長としては、今後解決へ向けての重要な役割が出てくると思う、その際には積極的に対応するとか、今は被害者の方と信頼関係を築くときであるとか、高次元の政治決着しか打開の道はないとか言ってこられました。そして、ことしの水俣病犠牲者慰霊式においては、地元市長として今しなければならないことは何か、いま一度みずからに問い直すと言われるなど、本当にこの問題を地元市長として一日でも早く解決しようと考えておられるのか。その熱意あるいは意気込みが見えないが、どのような解決策を考えておられるのか。

②、国会においても、何とかこの問題を早く解決しようと政府与党がプロジェクトを組んで検討を重ね、政府与党PT案ができあがり、環境省や多数の患者団体は大方この案を一定評価され、チッソ株式会社へ提出されました。しかし、チッソ株式会社はこの案をのむことができないということで、暗礁へ乗り上げているのが現状です。あれからすでに6カ月を経過しているが、いまだに押し問答が続いている。高次元の政治決着しか打開の道はないと言ってこられた市長には、このときこそが出番であって、積極的に対応しなければならないときであったと思うが、この間市長は、国の与党プロジェクト、県、患者団体、チッソ株式会社などにどのような働きをしてこられたのか。

③、チッソ株式会社は、これまで国、県の絶大な支援を受けながら、自社経営、患者補償、ヘドロ処理などを行ってきました。こういう立場にあるチッソ株式会社であるが、今回政府与党プロジェクトが出した解決案をどうしても受け入れられないと言っていることに対して、市長はどう思われるか。

2番目の質問です。水俣市の経済産業振興について。

市内では、最近、地場企業の倒産が相次いでいる。今年も5月に倒産した原精機産業は、一時

は1,000人規模の従業員を擁する地場最大手の企業であっただけに、本市にとっても残念のきわみであります。ほかにも最近建設業が1社倒産ということであり、厳しい状況が続いておりますが、この状況を市長はどう思われるか。また、宮本市長が市長就任後の市内での倒産件数は何件と把握されているのか。

②、水俣市の人口がこの5年間で2,000名を超えて減少している。既に2万8,000人切るところまで来ている。県下14市で減少率を比較すると3番目に高い位置にあります。高齢化率を見ると、平成20年3月末には30%の大台を超え、30.7%となっている。団塊世代の方たちが前期高齢者に達せられるここ数年後には、高齢化率は35%近くにはね上がると予想される。高齢化率が高まれば高まるほど若い世代の人たちの負担は重くなることは言うまでもありません。いわゆる若者が住みにくくなる水俣市になるということであります。市長はこの現象をどう思われるか。

③、地場企業倒産は多発する、人口減少には歯どめがかからない、高齢化率は加速的に高まる、これらの大きな要因は何といても経済産業の疲弊であると思います。私はこれまでも数回にわたって本市の経済産業の振興について質問、あるいは提言を行ってきました。その都度、答弁で振興策を述べてこられましたが、市長がこれまでとってこられた振興策は主にどのようなものがあり、それは真の振興策になり得ているのか。また、今後の水俣市の経済産業振興のための新たな対策をどのように図ろうと考えておられるのか。

3番目の質問です。平成20年度の予算について。

①、平成20年度予算については3月議会で提案されました。提案に至るまでは各課、部で慎重な審議がなされ、査定があり、最終的には市長が承認されたものが議会へ提案されるものと思われるが、その予算も原案どおり可決されました。

執行できるものは速やかに執行され、より多くの効果を上げていただきたいものであるが、現在までの執行状況はどのようなになっているか。

②、市長は、昨年から機会あるごとに、打って出ると言ってこられました。ことしの年頭の仕事始め式においても今年は打って出ると力強く宣言されました。

私たち市民は疲弊している水俣市、硬直化しつつある行政の現状を何とか打開してほしいと強く願っている。それには市長が先頭に立ってリーダーシップを発揮され、縦横無尽の働きをされるものと期待してやみません。そのためにはしっかりした予算措置も必要だと思いますが、平成20年度予算の中ではどのあたりにそれが反映されているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 大川議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題については私から、水俣市の経済産業振興については産業建設部長から、平成20年度の予算については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

それでは、水俣病問題についてお答えをいたします。

まず、水俣病問題をどう解決しようとするのかについてお答えします。

水俣病問題につきましては、私も大川議員を初めとする議員の皆様方と同じく、一日も早い解決を切に願っております。

しかしながら、2004年の関西訴訟における最高裁判決以降、新たに訴訟を提訴されておられる方や認定申請をされる方が急増しております。

このような状況のもと、昨年、政府与党プロジェクトチームが未認定患者の新救済案を提示いたしました。患者団体については、この案を受け入れようとする団体と受け入れを阻む団体とに分かれており、一方でチッソは患者に対する一時金150万円の支払い負担を拒むなど、現在の状況は非常に厳しく、混沌としております。

私としては、解決策には直接関与することはできませんが、これまでも関係自治体と一体となって県選出国会議員の先生方を初め、与野党を問わず早期解決に向けてお願いを申し上げてまいりました。こうしたことをかんがみまして、それぞれの患者団体のお考えや御意見を伺い、それを受けとめながら、機会あるごとに、政府、与野党に対し患者の皆様方の声を伝えていくことによって、早期解決に結びつけていく所存です。

今後、具体的な解決の方向性が明らかにされ、全面解決に向かうという時期が来ましたら、地元市長としましては、全力で対処してまいりたいと考えております。

次に、政府与党P T案が出た後、国、県、チッソ、患者団体とどのような折衝をしたかについてお答えします。

まず、国とチッソに対しましては、3月中旬、水俣病犠牲者慰霊式への出席を依頼するため上京しました際に、鴨下環境大臣、チッソ後藤会長にお会いしまして、水俣病問題の早期全面解決について強くお願いをしてまいりました。

県に対しては、県知事選がございましたので、新知事には5月に入りましてからお会いし、同様のお願いをしております。

患者団体につきましては、それぞれがどのような要望やお考えをお持ちかといったことを伺いまして、その内容を機会あるごとに国や県に伝えております。地元の正確な情報や生の声を関係機関に伝える窓口となり、調整を図っていくことが現時点で私に課せられた役割であると考えております。

次に、政府与党P T案をチッソが拒んでいることをどう思うかについてお答えします。

チッソにおいては、現在、全面解決への展望が持てない、支払い能力の問題、株主等への説明責任、分社化の希望などにより、現在のPT案は受け入れがたいとされておりますが、そのことはチッソの個別な事情によるものであり、市としては特に言及するものではないと考えております。

ただし、患者の高齢化が進み、一日も早い救済を求める声が高まる中で、私も地元市長として、一刻も早くこの問題が解決されますよう力を尽くしてまいります。

チッソにおかれましても、患者補償の完遂と地域社会の安定に資するよう、さらに努力をしていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をいたします。

幸いにもこの問題が解決しますと、市民にとってはこの上ない喜びであります。その上、真のもしやい直しができれば、水俣の未来の展望も開けてくるでしょう。市長にとりましても肩の荷があり、その分他の分野に心血が注げるわけですから、決してこの機会を逃してはならないと思います。

答弁を聞きます限りでは、今後も働きかけをしなければならない政府与党PTあたりへは顔を出したと、お願いをしたということでございますけれども、その回数あたりが私は少ないんじゃないかと、もっとやっぱり熱意を持ってお願いすべきところはお願いし、市長の考えも踏まえて、直接関与できないということでございますけれども、やはり地元市長としては、市民の声を届けるという代表ですので、市長の考えもやはり持って折衝をしなければいけないんじゃないかと、そのように思っております。

立場としても、市長はこの問題についてはだれはばかりことなく動ける立場でございます。1995年の政治解決がなされた当時の市長、これは前にもこの質問で述べましたけれども、当時の市長は、みずから患者団体、国、県などを東奔西走しながら解決案の素地をまとめられ、解決にこぎつけられたという経緯がございます。大変御苦労があったと聞いております。

その当時の市長あたりに会われて話をお聞きになって、参考にしながら、市長も、どうぞみずから火中のクリを拾うよう、そういう気持ちになって、熱意を持って行動を起こされることが、地元市長の使命ではなかろうかと思うが、そのあたりをどう考えるか。

また、チッソ株式会社が今回の政府与党PT案を受け入れられないと言っていることについては、株主の理解が得られない、原資がない、これで終わりという担保がないなどの理由を挙げているようである。中でも1995年、これですべて解決ということで、当時のチッソ株式会社の経営状況からすると、その解決案をのむにはかなり厳しい決断ではなかったろうかと思います。そしてまた、今回、すべての患者が救済されていないから当然といえば当然であるが、チッソ株式会

社にとっては1995年に全面解決したつもりがなぜという思いがあるのではないか。そして今回の案をのむことが本当にこれで終わりかということで、いわゆるこれで終わりという担保がないということであると思うが、市長は今回の案をチッソ株式会社がのむとすれば、本当に全面解決になると思うか。

以上、2つ、質問します。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、今後の水俣病に対する市長としての考え方、あるいは取り組みについてどういう気持ちでいるのかということだろうと思います。

今、大川議員からお話をお聞きしながら、まだまだ市長として頑張って、そして一日も早い水俣病の解決に向けて頑張ってもらいたいという応援のメッセージだと思って、今受けとめさせていただいたところでございます。

あえて申し上げますならば、私も市長就任させていただいて以来、それぞれの環境大臣、小池大臣とは2回直接お会いをいたしました。また、その後の若林大臣にも直接お会いしております。今回も鴨下大臣ともお会いをいたしましたし、園田座長、あるいは新しい県知事さんも、前の県知事さんにも、それぞれお会いをしながら、そして水俣病の一日も早い解決に向けて努力をしていただきたいということは精いっぱいお願いをしてきたところでございます。

また、患者団体の方々とも機会あるごとにいろいろお話をさせていただきながら、その御意見はその都度、随時県にも上げながら、その気持ちを訴えてきたつもりでございます。

まだまだ議員御指摘のように足りない部分があると思いますので、引き続き頑張ってまいりたいなと思っているところでございます。

前の吉井市長さんとも話はどうかということでございますけれども、一度お話し合いをしたことも、アドバイスをもらったこともございます。1995年の政治解決の際は、聞くところによりますと、当時の市長に環境庁から案を示されて、この案を団体に概略説明してほしいと、そういった具体的な旨の指示があったと伺っております。その当時は、すべてが解決へ向けて同じ方向に向いていた時期であったと、そのように私は受けとめているところでございます。そのようにきっちりとした案が提示されたら、その中で当時の市長は東奔西走して、本当に心血を注ぐ思いで御努力をなさったと、そういうことを聞いておりますし、敬意も表しているところでございます。現在はP T案というのが、いきなり出てきておりますし、各団体はさまざまなスタンスをとっております。また、当時の状況とは非常に異なっているのではないかなと、私も思っているところでございます。

現在、P Tを初め、ぎりぎりのところで、非常に高度な政治判断がなされているというような状況でございます。決して私は傍観ではなく、今は静観をする時期だと、そのように思っており

ます。決して手をこまねいてじっとしているのではなくて、動くべきところが来れば、本当に市長として先頭に立って努力をしてまいりたいと、そういう決意は強く持っております。

また、PT案でございますけれども、このPT案につきましては、今非常に動いておりますし、きょうも何か国の方では、そのことについて突っ込んだ話がまた少し出てくるんじゃないかなというような情報も受けておりますけれども、この案につきましては、もしこの案が全面解決に向かうような案が提示されれば、私もそれに向かって努力をしてまいりたいと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 第2の質問で質問しました、チッソ株式会社がこのPT案を仮にのむとすれば、本当にこれで全面解決になると思うかというところの考えを、市長、もう一度お聞かせください。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 非常にまだはっきりした具体的な形も出てきておりませんし、今、チッソさんもそれに対しては拒否をされていらっしゃる状況でございますので、私としてはちょっと今の段階ではコメントを控えさせていただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣市の経済産業振興について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、水俣市の経済産業振興について順次お答えします。

まず、地場産業の倒産が相次いでいることをどう思うかについてお答えします。

本市におきましては、地元大手企業の一つである原精機産業株式会社が、新聞報道等でもありましたとおり、資金繰りができず、手形不渡りを出され、本年5月1日に大変残念なことに破産申し立ての手續をされました。

当社におかれましては、昭和54年に設立され、最盛期には関連会社を含めまして、従業員数が1,200名に達するなど、設立以来40年近くにわたり、地場で生まれて地場で育った半導体メーカーとして地域経済に大いに貢献いただいております、今回の倒産は水俣市にとって大変大きな出来事でありました。

このようなことから、市といたしましては、まずは、今回解雇された十数名の従業員の雇用の場を確保するため、関連会社と打ち合わせを行いながら、市として可能な限りの支援を行っているところです。

また、地元建設業におかれましても、全国的な傾向であります、公共工事の削減や民間発注件数の減少等の影響で、大変苦しい経営を強いられており、本市におきましても、昨年から本年にかけて、計2件が倒産されたとお聞きしております。

このように、倒産が相次ぐ中でございますけれども、市長就任後の倒産件数については、記憶しているところでは現在6件と記憶しておりますけれども、地場産業の倒産が相次いでいるこの現状は、市といたしましては大変残念なことであり、地元雇用の確保といった観点から、この厳しい現状が続くようなことであれば、水俣全体が衰退するのではと、強い危機感を抱いているところではあります。

次に、人口減少が加速している現状をどう思うかという御質問にお答えします。

本市の人口については、平成20年5月末現在で2万8,605人と、1年前と比較すると373人減少しております。過去5年間の人口減少の平均が387人でありますので、同じ割合で推移しているものと考えます。

水俣市の人口が減少する要因として、まず、死亡者数と出生者数の差である自然減が挙げられます。これは全国的な少子化の傾向が本市にもあらわれているものと思います。

一方、人口減少の要因として、人口流出による社会減が挙げられます。これは、進学、就職などの理由によって、特に15歳から29歳の若者が市外へ流出していることが大きく要因していると思われます。

自然減や社会減という人口減少を抑制につなげるために、あらゆる施策を展開していかなければならないと考えております。

次に、これらを踏まえて、どのように水俣市の経済産業の振興を図ろうと考えているのかについてお答えします。

本市の厳しい経済・雇用の状況を踏まえまして、ある程度、重点的に個別事業を計画し、できるところから実行に移していくことが重要であると考えております。

このようなことから、本年度から平成22年度までの3年間の予定で始まる熊本県産業・雇用創出事業に取り組み、本市の産業・雇用の創出に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、遅くとも本年8月をめどに、地場産業等の新規事業ニーズの掘り起こしを行うとともに、県、ハローワーク、地元経済団体、その他地元企業、学識経験者及び本市で構成する地域産業・雇用創出協議会を設立し、本年度の地域産業・雇用創出計画を策定するとともに、本年度中に幾つかの事業を実施してまいりたいと考えております。

現在、想定しております事業といたしましては、1つは、企業誘致対策事業でございまして、土地・建物に関する調査や企業立地動向調査等を行うとともに、トップセールスを含めた企業誘致活動を積極的に展開してまいりたいと考えております。

また、建設業等の新規事業創出に向けた取り組みということで、例えば農工連携など、モデル的な事業を支援していくことができないか、まずは、事業ニーズの掘り起こしを進め、さらには、希望する事業所等に対しては、経営分析を行うなど、地場企業の活性化と雇用創出につなが

る、即効性のある支援事業を実施してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問を行います。

水俣市の現状を少し数値的に見てみますと、市内総生産が平成12年、13年が約1,080億円前後あったのが、平成17年度では890億と、約200億円の減少になっている。県下では上天草市の870億円に次いで、下から2番目の総生産額である。また、市民1人当たりの所得を見てみますと、平成13年の1人当たり234万円をピークに、以後右肩下がりで、平成17年、18年ごろには1人当たり200万円そこそこまで落ち込んでいる。これも県下14市では最も下位に位置しております。

市長は、これまで経済産業振興の質問に対して、環境都市を目指している水俣は、環境関連産業に力を入れることで、それを呼び水にして活性化を図っていくというような答弁をされてこられたが、その結果はどうであったのかということを1つ質問します。

また、ことしの3月議会で、渕上議員の関連の質問に、本市がこの厳しい現状を静観し、何も策を打たないでは水俣全体がこのまま衰退し、生き残っていけないのではないかと、強い危機感を抱いている。今後は市としては、この問題に重点的に取り組んでいくと答弁されました。全くそのとおりであると同感したものでした。

冒頭で、市内の総生産に関する数値を申しましたが、これらの数値が高まるのが事業所の利益増加、個人の所得増加にもつながっていくものと思います。

行政としては、その推移を産業別によく調べ、どの業種がどのくらい落ち込んでいるのか、それはなぜか、また、逆に伸びている業種があるとすれば、どの業種か、もっと伸ばせる手はないかというような分析をし、それをもとに業種別の元締めである、例えば商工会議所、あるいはJA、森林組合、漁業組合などと個別に検討する場を設け、中・長期的な打つ手を編み出すとか、あるいはそこで新しい産業の創造はできないかなどと、その仕掛けをしていくというようなことはできないものか。

また、市長は、小さくともほっとぬくもりのあるまちを目指すと、事あるごとに言われているが、言葉の意味としてはよくわかります。しかし、具体的にはどのような状態をほっとぬくもりのあるまちと言うのでしょうか。これもお聞かせ願いたいと思います。

ますます疲弊していくこのまちを、何とかして活性化していかない限り、このままでは市長が目指されるほっとぬくもりのあるまちにはならないのではないかというふうに思いますがいかがか。

以上で2つ目の質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） それでは大川議員の第2の質問にお答えします。

まず、環境産業について、どのような成果が得られたかにつきましては、まず、環境産業というのが市の産業づくりについては第一に進めてまいりたいということで、近年行ってこられたけれども、まず、エコタウンの方でかなり進出企業がありまして、今の産業団地についてはほとんど埋まっている状態でございますけれども、水俣市民外230名ぐらいの雇用が確保されたということで、今後ますます環境事業についてはニーズも高まってまいりますので、ぜひそれを進めてまいりたいということを考えております。

また、産業別について、もう少し分析して、業種別で、それぞれの関連業界との調整とか、協議とかすべきじゃないかというお話でございましたけれども、これにつきましては、先ほどもお答えしましたように、本年度から平成22年度までの3カ年を予定して、熊本県産業雇用創出事業ということを進めてまいります。その中で、いろいろな業界との調整、また、分析、それぞれを行ってまいりたいと思いますので、できるだけ早く取りかかろうと思っておりますけれども、今年度中にいろいろな調整をしまして、ある程度の成果が出たらまた議会に報告という形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ほっと安心できるぬくもりのまちはどういうまちを想像しているかということでございますけれども、確かに経済状況は非常に厳しい状況がございます。倒産されたところの社長さんあたりともお話をさせていただいているところでございますけれども、何とかしなくてはならないということで、今回は、今、部長の方からお話をいたしました熊本県産業雇用創出事業ということに重点的に取り組んでいきたいなと思っております。

そういう中で、それと並行しながら環境にこだわりながら、美しい棚田がたくさんあるまちであるとか、あるいは日本一の読書のまちづくりで文化の薫りのするまちであるとか、あるいは医療センターあたりの充実を図りながら、そして市民が安心できる、そういうまちづくりがほっと安心できるまちではないかなと、そういうふうにとらえております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をしたいと思います。

現在、水俣市が主導でエタノールの開発研究をされているが、これは私流に言うならば、新しい産業の創造でないかというふうに思います。この開発が成功し、市内のどこかにそのプラントがそびえ、多くの従業員が生き生きと働く姿を想像したり、水俣市の大半の車の燃料が、このエタノールで走っている光景を想像するだけで心が弾みます。まさに水俣市の産業経済の振興につながりましょう。しかも、開発については国家予算もついていると言うではございませんか。こんな夢のあるプロジェクトであるから、市長もさぞかし喜んで、率先して参加され、陣頭指揮をとっておられると思いますが、市長はこれにはどのようにかかわっておられるのか。また、その

進捗はどうかということをお尋ねしたい。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） エタノール関係の部分につきましての質問にお答えいたします。

今、議員から話がありましたように、今、崇城大学、熊本大学と一緒にしまして、エタノールの事業化についての取り組みをしております。これはバイオスタウン構想の一連の流れの中で、未利用のそういったバイオマスはどう生かすかという部分と、これからエネルギー問題が大きな地球環境の中でも問題になってくると。それも水俣の場合はできたら食料からそれをつくるんじゃないくて、それ以外のものからということで、今、この地域に賦存しています竹だとか間伐材とか、それと果汁残渣、そういったものについての利活用を考えながら進めておりますので、今後の進捗状況ですけども、今、確かに夢のある事業で我々も取り組んでいますけども、やっぱり採算性とかいろいろなことを考えると、なかなかこれから厳しい状況があるのかなということで、今、この事業をどう進めた場合に、そういった形で採算もとれながらやれるかというようなことの研究をしております。ただ、中国では、この前も中国の先生が来て講演をしていただきましたけども、具体的にそういった製造工場が動いておりますので、水俣でそういった形の工場ができるように、一生懸命研究をしていきたいなと、今、議員が言われましたように、水俣で走っている、当面公用車だけでもいいですから、そういうものを走らせる、そういったまちをつくっていければなと思っていますので、今後の進捗状況につきましては、また、具体的な動きができましたら、議会にも報告しながら、一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、平成20年度予算について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、平成20年度予算について、執行されるべき予算が執行されていないものがあるが、なぜかについてお答えいたします。

平成20年度予算につきましては、通常予算として1年間に必要な経費を当初予算で計上しております。

その予算の執行につきましては、各経費の科目や内容により執行すべき時期が異なります。

例えば、人件費や公債費など、義務的経費や施設管理費などの経常的経費は支払う日が決まっておりますし、道路や市営住宅などの公共施設の維持補修費などは、年間の事業実施予定を勘案し、予算を執行しております。

また、国や県の補助金を受けて実施する事業は、補助金の交付決定が出ないと事業に着手できないなど、制約があるものもあります。

そのほか、随時に執行できる経費がありますが、事業効果や費用対効果などを考慮し、できるだけ効果的な時期での事業実施・予算執行に努めているところです。

現時点で執行されるべき予算が執行されていないとの御指摘ですが、適切に執行すべき予算については、状況を考慮しながら適正な執行に努めているところです。

次に、市長は、ことしの年頭に、今年は打って出ると言われたが、予算面ではどのあたりに反映されているかについてお答えいたします。

平成20年度当初予算におきましては、財源確保の難しい状況ではありましたが、幾つかの新規事業の実施と既存事業の充実を図りました。

まず、ふれあい拠点づくり事業として、子どもからお年寄り、障がい者と健常者が触れ合える、元気やいやしの空間としての拠点づくりを国や県の補助を受けながら進めることとしております。

また、観光振興につきましては、3年後に迫る九州新幹線全線開業を視野において、地域の特性を生かした観光旅行や環境学習旅行、スポーツイベントの誘致など、観光宣伝の経費や湯の児温泉や湯の鶴温泉を含む、市全体のおもてなし向上のための経費を計上するとともに、エコパークのバラ園のPRや周辺整備、湯の児の観月橋のリニューアル工事費などを計上し、ソフト・ハード両面の充実を図ることとしております。

商工業につきましては、商工会議所と連携した地域特産品開発事業による特産品づくりなど、企業力向上を図りながら、さらなる経営の安定と雇用の維持確保に努めてまいりたいと考えております。

そのほか、日本一の読書のまちづくりにつきましては、絵本等図書購入費、読み聞かせ講座や読書ウィークの事業開催経費、読書の日に係る経費など、市民が本に触れる場面をふやし、読書しやすい環境づくりの予算を計上しております。

公共事業につきましては、月浦台地での市営住宅建設、道路新設・改良工事、老人ホーム用地購入のほか、城山公園トイレ建てかえ工事、梅戸夕陽ヶ丘での市営住宅用地購入など、普通建設事業費を前年度より約2億円増額し、地域経済の活性化を図ったところです。

○議長（松本和幸君）　しばらく休憩します。

午前10時10分　休憩

午前10時12分　開議

○議長（松本和幸君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

大川末長議員。

○大川末長君　2回目の質問をいたします。

予算執行という件について、議長車更新についてはいろいろ検討をしておられるようで、執行については、ちゅうちょされておられるようであるが、市長が提案され、議会で可決した予算であるから何もためらうことはないのではないか、もっと議会の議決は重く受けとめていただきたいというふうに思います。

ちゅうちょの要因としては、車種についての判断であろうというふうに思います。私は、何が何でもクラウンでなければならないと言うつもりはありません。もし再度検討されるのであれば、この際、市長車も含めてエコカーにかえるとか、あるいはエコカーでもいろいろなメーカーのいろいろな車種で検討するとか、あるいは最悪の場合は、更新凍結という方法もあるのではないかとこのように思います。

私どもは、これまでも議会の改革には率先して取り組んできました。例えば議員定数4名削減、政務調査費月当たり1人4万円を2万円に、費用弁償1日当たりを3,000円を撤廃するというなど、年間約2,500万円に近い金額削減もしてきました。これらをすべて我々保守系議員が提案して実現したものであります。私どもは市民の皆様の上にあぐらをかいて、皆様が納められる血税をむだ遣いしようなどという考えは毛頭ございません。最近、一部の市民の間では、市長提案予算に賛成した我々が、さも悪いことをしたようなビラを作成し、しかもそれに尾ひれをつけて、消防の出動値上げにまで反対しているようなことまで書いて配布しているようであるが、まことに遺憾であります。このようなことを市長はどう思われるか。

2番目、市長が打って出るという意気込みには大いに賛成ですし、場合によっては応援、後押しもしたいと思っております。しかし、市長として発言される以上、動機だけでは評価できません。その意気込みが現実的なものとなって、さらに結果を生み出すような、そういう打って出られることを期待しています。

先ほど打って出るということはこういうことだということが述べられましたが、今後も積極的に打って出て、水俣市の活性化につなげていただきたい、こう思います。それについて、再度市長のお考えをお聞かせいただきたい。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいまの予算執行の件でございますが、議長車についての御質問がございましたけれども、私は今このように考えております。

議会の議決の重みというのは十分受けとめております。しかし、市民の皆さん方から請願、あるいは要望、署名等を受けておりますときに、それを見ながら、予算の提案時点で、市民の皆さん方の気持ちに思いがいかなかったということは反省をいたしております。

今回、国の環境モデル都市指定に手を挙げておりますし、二酸化炭素排出をいかに抑えるかの取り組みを計画として、そのモデル都市に手を上げる場合に提出をしなければなりません。水俣

市は申すまでもございせんけれども、これまでの取り組みや、あるいは歴史からしても、ぜひとも環境モデル都市として生きていかなければならない。今後は市職員、あるいは企業等も含めまして、通勤手段を自転車に変えとか、あるいはみなくなるバスなどを利用するとか、そういったものに取り組んでいかなければならないと、そのように今思っているところでございます。

そういう思いで、議長にも変更のお話を相談させていただいたところでございます。議長とされては、議会で議決されたことであり、執行権は市長にあると、執行部で考えてほしいというような回答でございました。

したがいまして、私も、今、議員の御意見も含めまして、今後十分吟味し、考える時間をいただき、執行すべきであると、そのように判断をいたしました。

したがいまして、今回は議会に対して、見直しの請願も出ておりますので、再度意見を伺いながら決定をさせていただきたいと、そのように思っております。

それから、打って出るということでございますけれども、もちろん結果を出さなければ、今、議員がおっしゃるように、打って出るという言葉がむなしく聞こえるというような状況だろうと思います。とにかく具体的、一つ一つ地味に今後も取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかひとつ御支援をお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 以上で大川末長議員の質問は終わりました。

この際、しばらく休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時35分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福田斉議員に許します。

（福田斉君登壇）

○福田 斉君 おはようございます。

新政同友クラブの福田斉です。

6月に入り、ことしもまた梅雨がやってまいります。田植えを控えた我が家の庭には、緑の苗がじゅうたんのごとく広がって、目を楽しませてくれております。

しかし、最近の食料自給率39%という新聞の活字を見るたびに、子どもが市外に出てしまった我が家では逆に米余りを心配するありさまでございます。

我が子を何とか地元に残したいという親の思いはどこの御家庭でも同じです。私たち大人の責任として、若者の働ける場所をきちっと確保してやらなければなりません。

水俣の進める御老人や弱者に目を向けたほっとするようなまちづくりもよいでしょうが、決し

て忘れてならないのはこの町の若者の今の現実です。

水俣が好きだけど、仕事がないから残れないというような多くの若者に、もっともっと配慮した施策を第一に進めるべきと強く主張します。

煮えたぎるような活気あふれるまちづくりに向けて、厳しい意見を言い、時には執行部にエールを送りながら、お互いが一緒に頑張っていかなければなりません。そのためにも、まず、目の前の課題を解決し、一刻も早く正常なまちづくりに向けて加速していけることを願いつつ、通告に従って質問に入ります。

まず最初に、議長車問題についてであります。

御承知のとおり、次年度予算決定の流れでは、厳しい財政事情の中で、職員の知恵を絞り、本来に必要とされる事業等に配分され、その査定について市長三役、財政担当者などで慎重審議の上、市長提案として議会へ提案され、議会の議決によって初めて予算化されます。その流れに沿って、さきの3月議会で議長車購入の予算化が決定されました。しかしながら、購入をめぐり反対を唱える市民の動きとともに、議長車購入を含む本年度予算に賛成した議員のうち、なぜか2名を除く、私たち10名の議員を誹謗中傷するピラまで流布される現状に至っております。

そこで、以下、質問します。

1、議長車問題について。

①、議場における議決は、全議員の一致した最終の意思として扱われ、議会の根幹をなすものである。それについてどう考えるか。

②、議決したにもかかわらず、予算執行しないのはなぜか。

③、中傷めいたピラが流布されているが、どのように把握しているか。

④、そもそも問題を混乱させた原因はどこにあるのか。

⑤、公用車への配慮についてはどうすることが望まれると考えるかお尋ねします。

次に、産業廃棄物処分場建設について、賛成を唱える団体への対応についてであります。

こういう団体が出てくるのは、ある意味、土地柄なのかなと私は思います。俗に言う足の引っ張りです。若い人たちの集まりで、雇用の確保や税収入の増加など見込めるとしてはいますが、あの場所につくられることの危険性や搬入道路周辺の苦情の問題など、過去、議会でも中立か否かを議論してきたことを蒸し返すような動きと言えます。

そこで、以下、質問します。

2、産廃賛成団体への対応について。

①、一部の団体が木臼野の産廃処分場建設に対し賛成を唱えている。団体の主張を静観することと、いたずらに市民の中立化を招くおそれがある。阻止を願うことが全市民の意思であるとして、毅然とした早い対応を図るべきと考えるがどうか。

②、どういう組織なのか、きちんと把握できているのか。

③、団体が地域の活性化や雇用の確保などと唱えているが、主張に対し、徹底して具体的に反論すべきである。それについてどうかをお尋ねします。

次に、ついに出たかという思いがしますが、市の職員の不祥事についてであります。

さきの３月議会の一般質問の中で、私は、市長は、小さくてもほっとするようなまちづくりを唱えているが、やかましかった市長が交代して先に職員がほっとしてしまっているのではないか。最近たるんでしていると発言しました。今思えば、まさにそのころ、既にこの事件は進行していたわけです。

まだ全容が報告されていない現状を考えると、これは職員一個人の問題でなく、内部組織の問題だと言わざるを得ません。

そこで、以下について質問します。

３、市職員について。

①、新聞やテレビの報道によって、本市行政の恥ずべき部分が露呈した。全容の解明と管理者の責任については、どう考えるか。ほかには事例があっていないのか。

②、業務に対する意識の低下について考えられる要因は何なのか。

③、再発防止と職員の意識改革について、今後どう考えているかお尋ねします。

次に、観光施策についてであります。

観光は多くの業種が関連する総合産業であると定義され、その取り組み方いかんによっては、新規の企業誘致に匹敵するような雇用の確保、あるいは税収の増加にもつながります。打って出る市役所の姿を一番見せつける部署である「観光再生係担当職員」の奮起を大いに期待するものであります。

そこで、以下、質問します。

４、観光施策への具体的な取り組みについて。

①、３月議会当初、全員協議会の席で、観光物産館まつぼっくりの経営状況が非常に厳しいと説明を受けた。そういった理由で、まつぼっくり館長は置かず、職員で頑張っって対応していくという説明であったにもかかわらず、４月には館長の公募が行われ、５月には新しく館長を採用したと聞く。その経緯も含め、今後どのような展開を図っていこうと考えているのか。

②、今年度の観光施策として、具体的にどのような取り組みをしていこうとしているのか。

③、エコパーク内の花の里ではバラ園としての整備が進み、５月の連休のときには入り込み客がふえたと聞かすが、今後水俣市としてはバラ園をどのように位置づけ、どのように展開していきたいと考えているのか。

④、既存の市内のイベント等については、今後どう対応していくつもりかお尋ねします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 福田議員の御質問に順次お答えします。

まず、議長車問題については総務企画部長から、産廃賛成団体への対応については私から、市職員については総務企画部長から、観光施策への具体的な取り組みについては産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 議長車問題について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 議長車問題についてお答えいたします。

まず、議場における議決についてどう考えるかについてお答えいたします。

市議会は市民から選挙で選ばれた議員で構成され、市長が提案した市の予算や条例などの重要な事柄を審議し、決定する機関であります。

これに対し、市長はこの議会の決定に基づいて、実際に市政を進めていきますので、議会の議決を経なければ市の予算や条例などを執行することはできません。

そのため、議会での議決は、表決により議員の意思表示が集積された結果得られた議会の意思決定であり、重要なものと認識しております。

次に、議決したにもかかわらず、予算執行しないのはなぜかについてお答えいたします。

議長車の購入につきましては、市の意思決定機関である議会での議決は大変重要であるとの考えから、議会事務局からの入札依頼を受けまして当初予算の議決時に参考とした車種及び同じクラスと思われる車種を想定し、4月に入札を行う予定で事務を進めておりました。

しかしながら、仕様書の内容が特定の車種に偏っていたため、入札の参加辞退が相次ぎ、公正な競争が行われない可能性があったことから、仕様書の内容を見直すために、4月の入札を中止いたしました。

その後、議会事務局と打ち合わせを行いながら、2車種に絞って仕様書の内容を見直し、入札を行う予定で準備を進めておりましたが、市民から議会に請願、陳情及び署名が提出され、市長に対しても安価で環境に優しい低燃費のエコカーへの車種見直しについて要望がなされました。

この要望を重く受けとめ、慎重に対応する必要があると考えましたので、入札を行っておりません。

次に、中傷めいたビラの流布について、どのように把握しているかについてお答えいたしま

す。

議長車問題にかかわるビラにつきましては、市の方では把握しておりません。

次に、そもそも問題を混乱させた原因はどこにあるかについてお答えいたします。

本年3月議会で議長車購入の予算を議決いただいた後に、市民の方々から環境モデル都市を目指す本市にとってはエコカーがふさわしいとの理由から、見直しの要望がっております。そのため、慎重に検討を重ねており、予算の執行に至っていないものと考えております。

次に、公用車への配慮についてはどうすることが望まれると考えるかという御質問にお答えいたします。

公用車は安全性と経済性が求められますが、同時に環境に優しい車ということも要求されます。

環境モデル都市を目指す本市におきましては、平成10年度、11年度とそれぞれ1台ずつハイブリッド車を出張用の公用車として購入いたしました。

購入後10年近くが経過し、走行距離も23万5,000キロを超えておりますが、バッテリー等を交換することにより、今日でも故障なく走行をしております。

また、このところの燃料費高騰も加わり、ますます経費節約が強いられておりますので、低燃費で環境に配慮したエコカーの導入に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 答弁をいただきました。

それでは早速、少し掘り下げてみたいと思います。

老朽化に伴う議長車の買い換えについてですけれども、せっかく市長の提案どおり議会でも認めてゴーサインを出したのに、こうなってしまうのかというのが素直な思いでございます。

仮の話ですが、3月議会では多くの公共料金の値上げ改正が議決されております。もし、既に議決した公共料金の値上げについて、市民の値上げ反対の署名活動があった場合、執行部としてはどう対応するのか、再検討を余儀なくされるのか、あるいは反対を表明したほかの議員の方々、議会でそのときどう対応されるのか、これについては、もしもの過程の場合だから答弁の必要はございません。

ここに1枚の茶封筒がございます。これはさきの水俣で行われました消防点検の折、各部の方に配られていたやつですね。私持っております。この中、ちょっと見てみますけれども、これには環境モデル都市を考える会という純真な思いで署名活動をやっておられるグループの方々、代表の方の名前も書いてございます。見直しの再検討を求める署名、こういった用紙とか、あるいはある議員の方の議会報も一緒に入れてあります。

私が問題とするところは、ちょっと読んでみますけど、もったいない水俣に高級車、環境の

まち水俣にふさわしい議長車の買いかえに477万円計上と。ずっと書いてございます。御賛同いただければ何々あてにお手数ですがお願いしますということの文面の方に、こう書いてございます。クラウンを購入するのに賛成した議員は、湊上、真野、岩阪、高岡、中原、塩崎、大川、牧下、松本議長、福田、以上の議員は、消防の出動費値上げより議長が欲しかったぜいたくな車種に賛成し、むだ金遣いに手をかした。次の市議選ではみんなで考えましょう。予算は市民のお金です。市議が自由にできないはずです。こういうように書いてございます。

市民の方々の反対の動きが始まってから、なぜ賛成したのということを市民の方からも私はよく聞かれます。そこで、私は答えます。議長しか乗らない議長専用車でもない、議会事務局も頻繁に使うと、そう何度も買いかえるものでもなくて、しっかりとした丈夫でつくりのよいものは結果的に長く使えと、俗に言う丈夫で長もちであると、今が買いかえるタイミングであると執行部から説明もあり、私は賛同しましたと、私はその方に言っております。あとは、それを聞いた方がどうとらえるかということだと思っております。そのことで私の評価が下がるか、あるいはそうでないかは、今はわかりません。残念なことは、このビラにあるような、このことをネタにして中傷めいたビラを流すことによって、議会を善と悪の図式みたいに色分けしようとする、小さな動きかもしれませんが、市民が本当に誤解を受けるような、本当にこういった中傷ビラに対して本当に悲しまれます。今やらなければならないもっと大きな議会の仕事はお互に残っているはずなのに、こういう誹謗中傷で市議会の活動にブレーキがかかることを私は非常に心配しております。たかがビラ一枚と言うかもしれませんが、こういうことをほうっておけばそれを認めてしまうということも心配されましたので、私はあえて取り上げさせていただいております。もともと、この反対運動を唱えられておられる市民グループの方々は、自分たちなりに純粋な思いで活動されているというふうに思います。

このビラを見ますと、作為的にだれかがこのように改ざんされたのかもしれませんが。特に、消防費云々の記述に対しましては悪意にあふれております。要するにグループの方たちも利用されているのかもしれませんが

そこで、質問に移ります。4点ほどあります。

私もちょうどことしで消防団歴、現職で31年目を迎えております。特にこの消防団費につきましては、敏感に反応するつもりでございます。記事の中の消防団予算に関連して、果たして与党、野党を含めて我々議員が記事にあるような事実があったのかと、事前に執行部の方に調査を言っていると思いますので、その結果の説明をお願いします。

2点目、また、歴史と伝統ある共産党さんのビラには、議長が提案したというふうに書いてございます。私は市長が提案したものであると普通は理解しておりますけど、どうなのかお尋ねします。

次に、市長は初めて予算内容を見て正直どのように感じられたのか。高いとか、環境モデル都市づくりを目指す本市にふさわしくないとされたのかどうかお尋ねします。

次に、当初の市長査定において、査定のメンバーは、恐らく市長ほか副市長、総務企画部長の三役や財政課長ほか担当職員の同席の上で査定業務が行われたと思うんですけども、その席で今騒がれているような高過ぎるとか、環境に配慮すべきとか、その場で予想される意見は出なかったのか。市民の反応は予測できなかったのかと。予測できたとすれば、なぜ査定場でクレームをつけて部下に見直しの指示をされなかったのか。

以上、4点、2回目の質問にいたします。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 1つ目の、消防の出動手当の値上げの云々ということがございましたけれども、これにつきましては、19年3月議会で出動手当の見直しをやっております。そのときは総務文教委員会、それから本会議、いずれも議員の反対はございません。そのまま全員一致で通っております。それ以外には基本的には、ここ数年手当の改正については記憶はございません。

それから、議長車の提案は市長の提案じゃないかということでございます。全くそのとおりでございます。

それからクラウンが高いかどうか、実は4番の査定と多分絡んでくるんだろうというふうに思いますけれども、当然今言われましたように、担当課が要求して財政課の担当のところで、まず、担当者同士である程度やりとりをするんですけども、ただ、議長車というのは、議会が今まで専属というか、議会専用車として使ってきたということで、地方議会は二元代表制ということで、市長と議会の議員というのは同じく市民から選ばれてくるんだということで、議会に対しては我々一般市民も市役所の職員もそうですけれども、それなりに敬意を表している実は状況であるということ、もともとからそういうのがございます。ですから、議会が要求された議長車に対しては、ある程度、これまでの例ですと、尊敬の念を込めて、議長、市長とのバランスを考えながら、やっぱり査定をしてきたという経緯がございます。ですから、本来我々も通常、日常ですと、環境モデル都市をやった関係、それから環境首都を目指しているという現実を認識しています。その中で、エコカーがいいんだけど、ただそれを議長車にということは、その当時は考えておりませんでした。これは正直言って全くそのとおりでございます。それを我々部長査定、私やりましたけれども、その中でも内部的な話もちろんしますけれども、ただ、議長車にエコカーを導入しようという意思決定までは我々はしておりませんでした。同じくそれを市長査定まで持ち上げましたけれども、市長に対してもエコカーでという話は私どもはしておりません。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私は先ほど大川議員の中でお答え申し上げましたように、市民の皆さん方の意見が、あるいは思いがこのようにあるということは、その時点ではなかなかそこまで思いがなかったということは非常に反省をしております。実際、私はこの車は高いと思いましたが、環境に配慮する水俣市としてはどうかなという思いは正直いたしました。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 ありがとうございます。

3回目の質問になります。

先ほどの大川議員の答弁にもございましたけども、予算執行できていない原因について、そもそも市長査定が甘かったと、先に議会に対して陳謝すべきと思います。

議決内容を執行できないことへの議会に対しての正式な経緯の説明があってしかるべき、これについては今答弁いただきましたので、まあそういうような思いもございます。それについてどうか、1点。

それと、環境モデル都市づくりを目指す水俣市ということで、議長車の車種見直しをグループの方たち、市民の方たちも主張されております。私なりに考えを申しますと、水俣の顔となる公用車であると、だから環境配慮という主張がなされるなら、もっと現実的に私はみなくるバスあたりの車種変更の主張もあわせて上がるべきだというふうに思っております。

非常にみなくるバスは便利で、市内の路線を網羅しているわけですが、今でも市民の方々からは路線の拡大が望まれております。実際は市内走行によって、排気、ディーゼル車ですね、市内走行によって排気ガスという汚染物質が放出されているんですね。バスの車種見直しをすべきとの疑問の声が一切わいてこないのは不思議なくらいに私は思っております。

そこで、2点目なんですけども、やるなら徹底した環境哲学を持って、特に公用車に関しては進めるべきというふうに私は考えております。その考え方についていかがでしょうかお尋ねします。

次に、それと今回、新年度予算実施について早くもクレームがついた形となったわけですが、そもそも誹謗中傷のビラまで出されるような状況になったということは、非常に議会にとっても不本意なことだというふうに思っております。最初に、環境モデル都市づくりを目指す水俣市にあっては、議長車が低公害車を購入し、市長車も現在の黒塗り高級車をやめて、現在所有するプリウスに乗りかえて、トップである市長と議長はみずから市民に対して模範を示すべきであると、こういうような主張の仕方であればもっとわかりやすかったのじゃなからうかというふうに私は考えております。しかし、この問題を、余り長引かせるわけにはいかないと考えておりま

す。最終的には市長の判断になるというふうに思います。

そこで、質問です。

原点に返って購入を凍結するか、いっそのことリースにってしまうか、あるいはお2人とも廃止してしまうといういろいろな選択もあるかと思います。そこら辺で、市長の考えを最後にお聞かせください。

以上、3点を最後にお尋ねして終わります。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、謝罪についてでございますけれども、この件につきましては、私はこのように思っておりますけれども、議決がされた後に、市民の反対や署名、あるいは要望、請願があった場合には、その取り扱いにつきましては、議長車購入自体の取り消しであれば、それは覆すことはできないと思っております。

車種等の見直しにつきましては、執行権の範囲であれば可能だと思っております。

したがって、執行するかしないかの今状況でございますので、謝罪ということは今考えておりません。

それからもう一つは、徹底してやるべきではないかということでございますけれども、当然環境モデル都市として、一つずつぜひ徹底できるように、今後努力をしていきたいなと思います。

それからもう一点、市長もみずから頑張ってエコカーにしたりとか、する必要があるんじゃないかということでございますけれども、私は議長ともそういうお話をさせていただきました。市長車を廃車するから、廃車して違う車を買いましょうとか、そういう話まで議長とはさせていただいております。

今後もまた、議長ともいろいろお話をさせていただきながら、市民の皆さんが納得していただけるような方向を出したいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、産廃賛成団体への対応について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産廃賛成団体への対応についてお答えします。

まず、産廃賛成団体に対して、毅然とした早い対応を図るべきと考えるがとの御質問にお答えします。

新聞報道等によりますと、さん賛会と称する産廃処分場計画の推進派グループが、処分場予定地周辺に看板を設置したり、東京で陳情活動を行ったりしているようです。

産廃最終処分場の建設計画については、言うまでもなく大多数の市民が反対でありますし、市民の生命・財産を守り、良好な環境を未来に引き継ぐという観点からも、市長として絶対阻止す

べきであると確信し、市民・市議会・市が一丸となって産廃阻止に向けた取り組みを展開してきたところです。

しかし、非常に残念なことではありますが、ごく一部の市民の中には別の考えを持っている方々もおられるようです。いろいろな考え方が当然あるわけですし、それを否定することはできません。その一つのあらわれが今回の動きだと理解しています。

このようなことで、私たちが動揺することは全くありませんし、また、市民の中立化を招くことにもならないと思っています。

むしろ、このような動きにむやみに惑わされることなく、産廃阻止！水俣市民会議を中心とする市内の各種団体、市議会、そして市がさらに一致団結して、これまで同様、粛々と反対運動を展開していくことが肝心であると考えております。

したがって賛成派に対して、現時点で特に対応するということは考えておりません。

次に、どういう組織なのか把握できているのかとの御質問にお答えします。

新聞報道やインターネット等による情報で、ある程度把握はしております。会員は30歳代を中心とする約30人で、1年ほど前に結成された団体のようです。

次に、団体の主張に対する反論についてお答えします。

産廃最終処分場建設のメリット、デメリットについては、全国各地で発生し、地元自治体で大きな問題となっている事例を見れば、見るより明らかに議論の余地はありません。

一部企業の利益や、わずかな雇用のために、市民の命の水が汚染の危機にさらされ、災害発生の危険性、貴重な環境や生態系の破壊、農作物等の風評被害など、市民ははかり知れない不安と危険を抱え込むことになります。

しかも、処分場は閉鎖後も存在し続けるのですから、将来どのような問題が発生するか予測は不可能です。施設の安全性を主張する事業者も、絶対の安全を保証することはできません。

目先の利益にとらわれた処分場建設は、水俣の未来を危うくし、地域の活性化を阻害し、何より水俣病の経験と教訓を生かすという水俣のあり方に全く反するものです。今回の処分場計画は、百害あって一利なしであると思います。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 マスコミには守らなければならない大原則があるというふうに聞いております。1つは、真実を報道すること。もう一つは、異なる見解があるときには片方だけを報道してはいけないうと、そういう意味においては、そういった賛成団体の主張を新聞報道等に載せるというのは守られているというふうに私は思っております。

さきの新聞報道では県選出の国会議員のところまで陳情に出かけたというふうにございます。また、今月6日の日には県庁まで団体が出向いて要望書を提出したと、熊日新聞に載っております。

した。まさに水俣にあっては産廃阻止に向けて一枚岩ではないような印象を内外に与えてしまっているふうに私は思います。

そこで、質問ですけども、具体的に要望書の内容はどういった主張のものであるのか、わかっていれば教えてください。

また、そういった動きに対して、県の担当者の反応などを聞いておれば教えていただきたいというふうに思います。

それともう一点、市民会議のメンバー構成をはっきりと示してございますけれども、堂々と、市長は堂々と対峙しないみたいな感じの言い方だったんですけども、対峙するためには、そのさん賛会なるメンバーの氏名の公表を団体に求めるべきというふうに考えますけれども、どうか。

以上、3点をお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、さん賛会の国・県への要望というのはどのように把握されているかということでございますけれども、わかっている範囲では雇用や税の増収といいますか、あるいは経済的な効果が、この処分場の建設には見込まれるから、水俣に最終処分場を建設してほしいと、そういうような趣旨の要望であると聞いております。

また、国への要望も大体的にはそのような内容であったと伺っております。

それから、その要望に対する国・県の反応はということでございますけれども、これは県の担当課での反応は現在は仮に最終処分場等をつくるとしたら環境への影響などはどうかということ調べている段階であるので、県としては賛成、反対は申し上げられないというような答弁をされているようでございます。

それから、さん賛会のメンバーを公表するように求めるという考えはないかということでございますけれども、私の方にも代表の方からお電話がありました。会ってほしいと、話し合いをしてほしいという電話がございましたけれども、私は、皆さん方が本当に水俣の将来のことを考え、本当に純粋に雇用であるとか、あるいは水俣の活気であるとか、そういうことを皆さんが本当に考えて純粋に私と討論するということであれば喜んでお受けいたしまししょうと、しかし、産廃についての賛成、反対という討論ならば私はいたしませんと、そういうようなお答えをしております。

したがって、さん賛会のメンバーを公表するようなことはどうかということでございますけれども、現在のところそのようなことは考えておりません。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 新聞にもありましたけども、税金を使つての運動に異議を唱えているというようですけども、これは宮本市長が公約されたわけですね、阻止すると。ですから必要とされる施策に

ついて税金を注ぎ込むことは当然であるというふうに私は理解しております。また、それを我々市議会も一致して認めておりますし、市民の方々も理解していただいているというふうに判断してよいというふうに思っております。一部のこういった意見も市民の意見ではありますけども、社会全体の利益を考えたとき、どうするかは当然市長に判断を任されているというふうに思います。

産廃絶対阻止というのは、水俣の市民、社会全体の意思であるとして、強く前に進めていくべきであるというふうに思います。

そこで、最後になりますけども、質問でございます。

いたずらに反論しない旨のことを先ほど言われましたけども、私は今やるべきこととして、今回の動きへの反論を含めて、市長以下、市民会議の強い意思を改めて内外に示すべきじゃないか。先ほど冒頭、私が中立化を招くおそれがあると言いましたけども、やはり我々よりも市民の方々は非常に情報が少ないわけなんですね。新聞もそういった部分で見られる方が少ないかもしれません。ということは、こういう人たちが表に出てきて、主張をずっと重ねることを言うてくれば、ああ仕事がないから頑張ろうとしてるんだなと、そういう考え方もあるんだなと、産廃もありきかなというふうに、市民がもし考えるに至ってくれば、非常に危険かなと私は思っております。それについてどうか、最後にお尋ねいたします。

彼らの考えもよくわかります。働く場所が少ないと、活気がないと、そういう純粋な思いで彼らなりに活動されているというふうに思います。その熱い思いは我々議員も全く同じだというふうに思うんですけども、産廃の建設についてはデメリットが多過ぎると、あの場所に設置することに対しては、デメリットが多過ぎるという思いがいたしますので、何とか彼らも我々と同じような認識に立っていただきたいなという思いはいたします。

最後、質問しましたけども、それについて市長、お考えお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私としましては、市民の皆さん方と一緒に、これまで同様手綱を緩めるとなく、粛々としてこの運動を展開してまいりたいと、そのように思っております。

したがいまして、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、私たちは私たちの行き方で、きちっとした行き方を守りながら、そして反対運動を展開してまいりたいと思っております。

ただ、今、議員から御意見をいただきましたように、御提案をいただきましたように、産廃ニュース等を通じながら、そういったところの動きに対してもきちっと反論するところは反論してまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、市職員について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

(総務企画部長 葦浦博行君登壇)

○総務企画部長(葦浦博行君) 次に、市職員についてお答えいたします。

新聞やテレビに報道された本市職員の不祥事について、全容の解明と管理者の責任をどう考えるか、ほかには事例はあっていないのかという御質問についてお答えいたします。

今回の問題は、企画課交通対策係が担当しております交通災害共済の受付等業務において、市民からお預かりした掛金と申込書を交通災害共済の運営主体である全国労働者共済生活協同組合連合会、いわゆる全労済熊本県本部への手続をせず、受付窓口である市民課に1年間放置されたままだったことです。

このことは、ことし4月の担当職員の人事異動後に、共済契約証書が届かないなど、市民からの連絡により発覚いたしました。

市といたしましては、再発防止はもちろん、今後の対応、市民の皆様の信頼回復のためにも、全容解明を最優先と考え、現在18、19年度分について調査を行っているところです。

管理者の責任につきましては、まず、市民の皆様の信頼を失墜したことにつきまして、大変深く重く受けとめております。

今回の問題につきましては、担当職員だけの問題ではなく、業務を行うに当たってのチェック体制の甘さ、責任意識の希薄さなど、市役所全体の問題でもあると認識しているところです。

責任問題につきましては、全容の解明後、できるだけ早い時期に市長を含む関係職員の処分を行いたいと考えております。

なお、ほかの事例につきましては、現在までほかからの報告はあっておりませんので、ないものと認識しております。

次に、業務に対する意識の低下について、考えられる要因は何かとの御質問にお答えいたします。

交通災害共済の事務の全体の流れとしましては、継続の場合には、全労災熊本県本部から送付されてきた加入申込書を前年加入者に対し企画課から郵送したものを市民課で受け付け、掛金を受領し、さらに企画課で取りまとめの上、全労災熊本県本部へ申し込むものであります。

要因といたしましては、さきにお答えしましたように、チェック体制の甘さと、責任意識の希薄さ等が考えられると思います。

次に、再発防止と職員の意識改革について、今後どう考えているかとの御質問にお答えいたします。

5月21日の記者会見後、臨時の課長会議を開き、チェック体制の見直し等、管理監督の強化を指導したところでございます。

受付体制につきましては、市民課で受け付けていたものを企画課で受け付けるよう、体制の一

元化を図るよう見直しをしたところでございます。

現在、企画課を含め、関係課で調査を進めておりますので、その結果を受けて、不祥事の原因、その責任、その後の業務改善、チェック体制のあり方等について報告書として取りまとめ、庁議を初め、課長会議等で十分説明し、また、課内会議を通じて全職員に対して職務に対する責任、報告、連絡、相談等の職場内のコミュニケーションの強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 管理責任者である宮本市長も大変だというふうに私は思います。この不祥事についての報道が5月21日に発表されたわけですが、ちょっと内容を順を追って整理をしてみたいというふうに思います。

まず、職員は、平成18年4月から業務を担当していたと、そして18年11月ごろ手続を怠るようになった。次に、市民課から事務の滞りを指摘された。平成19年3月には5カ月分を一括して送付した。その後、市民課から業務の滞りを指摘されたが放置していた。そして、平成20年、ことし4月14日に市民の問い合わせによって発覚し、1カ月後の5月21日に公表されたと。今朝の新聞には、さらに31件の手続の放置が確認されて、掛金の一部約8万円が不明であるというような追加の記事が載っていましたが、こういった情報でたくさんの疑問がわいてまいります。

そこで、以下、2回目の質問をいたします。

まず、1つ目、横領の事実はなかったか1点ですね。

2つ目、平成19年3月の一括送付後、市民課の職員が指摘していたのに、上司はどう対応していたのか。どの段階まで報告が上げられ、どう処理しようとしていたのか。2点目ですね。

3点目、新聞報道では、ことしの4月14日に市民から問い合わせによって事件が発覚したようになっておりました。

19年3月に一度、一括処理しているけれども、恐らく年度末の関係で一括して処理したのかなと、私は推測いたします。20年3月決算でも同じような事態になっていたのではないかと、いうふうに思うんですけども、そうであれば、4月14日に発覚したのではなくて、その時点以前にはもうわかっていたのではないかと。公表が今になったのはなぜか。

以上、3点、お尋ねします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 先ほど大川議員の方からも御指摘がございました。謝罪がおくれて大変申しわけないんですけども、いろいろ調べることもございましたもんですから、本日になったことを、まず、お許しいただきたいと思います。

今回の不祥事につきましては、私の指導力の不足、それから、管理体制の甘さがこのような結

果を招いたと思っております。この場をおかりいたしまして、心からおわびを申し上げたいと思います。本当に申しわけございませんでした。

答弁にもございましたが、直ちに臨時部長、あるいは臨時課長会を招集いたしまして、公務員とは何か、あるいはチェック体制のあり方とはどういうことかと、お互いに厳しく戒めあったところでございます。

関係職員には事情聴取等を行ったところでございますが、正直申し上げまして、本人がいないということもありまして、なかなか全容が明らかにできないというのが現状でございます。

したがって、市の調査ではもはや限界に来ていると、そのように判断をしているところでございます。

今後は関係機関の皆さん方の御意見等も伺いながら、できるだけ早期に解決を急ぎたいと、そのように思っております。御迷惑をおかけしました方々には、誠心誠意、謝罪を申し上げたいと思っておりますし、私も含めまして、厳正なる処分をしたいと、そのように思っております。

今後とも職員一丸となって信頼回復に向けて精いっぱい努力をしてまいりたいと思っておりますので、どうか今後とも御指導、御支援をよろしくお願いしたいと思います。

本当に申しわけございませんでした。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） ただいま質問がございました。まず、横領ではないかということでございますけども、これまで調査を不明な部分について、18年、19年度にかかる部分について、実は調査をしてまいりました。つい先ごろ、おおよその集計、調査を終えましたけれども、それでいきますと、市民課で受け付け、あるいは本人が受け付けたのも含めて、市として受け付けておるもので、契約書の控えがあるもの、これが実は追加で31件、金額にして16万2,750円出てまいりました。これについては、全労災熊本県本部へ送付をしておりますので、その部分については金額的に横領と言えるかもしれません。ただ、本人が今のところ事実関係を話してくれておりませんので、そこの辺を確認をしたいということで、今、本人の行方も一生懸命尋ねておるところでございます。

それから、わかっていたのではないかとということですけども、実は人事異動を4月1日付で行いまして、事務引き継ぎというのをやるんですけども、事務引き継ぎを4月11日に、金曜日なんですけども、行っております。そこは企画の課長、係長を入れたところで、本人さんと事務引き継ぎを行っております。そのときに、いろいろな話を実はしています、予算の執行について。このほかにもですね。そのときまでには実ははっきりと、その交通災害共済について、こういう事務の滞り、あるいは不正が行われていたというのは気づいておりませんでした。そこで、4月14日、翌週の月曜日でございますけども、そのときにたまたま市民の方の連絡と、本人が行方知れ

ずになったということで、初めてその事実が発覚したというのが実際でございます。4月のそれ以降、ちょっと発表がおくれたんじゃないかということでございますけれども、それから調査を始めまして、本人が再度出てきたのが4月23日でございます。いろいろ事情をもう数回聞いておりますけれども、なかなか本当のことがわからない、なかなか口を、心を開いてくれないという部分がございます、最終的に5月になってから、もう調査するよということで、本人に宣言をしまして、徹底して調査をやるよということで、それから調査を開始したということで、事実関係を把握するには本人がいないということも実はありましたけれども、本人の意思等も十分確かめながらやっておりますけれども、なかなか先に進まないということで、市民の方々に実際、調査を入れていったということで、発表が実は5月21日になってしまったというのは、そういうことが原因でございます。

それから、市民課の指摘後、企画課の対応が遅いじゃないかということでございますけれども、市民課からの指摘というのは、多分担当者の方にあったのではないかなというふうに思っております。例えば係長なり課長への御指摘というのは、その当時、4月11日までは多分知らなかったというふうに思っておりますけれども、それは弁解めいた言い方かもしれませんが、初めて気づいたのが4月14日ということでございます。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 この職員の方は、私の長男とちょうど同年代ですね。やはり御家族の方も心配だと思います。だれでもがうらやむような市役所に就職できて、前途洋々で、これからいろいろ結婚もしたりとかというような希望もあったはずの青年が、幾ら自己責任とはいえ、こういう状況になってしまったと。やはり市長の陳謝にもありましたけれども、やっぱり周りの上司が早目に気づいて、そして何で温かく見守ってあげられなかったのかなというように思います。精神的に追い込まれている状況を察しできます。

やはり、いろいろな思いで今どうやっておるのかなと考えたら、私も同じ同年代の子どもを持っておりますので、非常に親御さんとしては心配なのかなというふうに思います。

やはり、これからはもっと上司のあるべき姿というのをきちっとしていただいて、市長も、副市長とか、部課長に対してはやかましく怒るぐらいのことをやっていただいて、そして市長から怒られた副市長とか部長は、かみ砕いて下に伝えて、そして末端の職員にはやる気でやってもらうというようなふうにやっていただかないと、何か今回1人の青年の問題だけにこういったマスコミを通じて悪者に挙げられてしまうということは非常にかわいそうだなという思いが非常に強く思っております。

今回の事件で、本当、一線で働く若い職員のモチベーションが下がることを非常に心配しております。職員も民間企業の営業マンのように、内に外に頑張ってもらわなければなりません。本

当に頑張る者が報われるというような環境でやってほしいというように思っております。

ここで、最後の質問になりますけども、とにかくこれからやることは、再発防止以外にないというように思っております。例えば民間の会社では毎朝朝礼を行います。今抱えている問題点についてどう対応しているか、その進捗状況はどうかというようなことをきちんとやっております。これが民間では当たり前なんですね。これをやはり市役所あたりでやると、市民というお客さんに迷惑をかけないように、始業前にやるとか、課によっては、そういった課単位でやってほしいというふうに思っております。決して再発防止に向けて抽象的でなくて、具体的な再発防止に向けての事業のプログラムを立てて、その進捗状況をチェックするというような体制を、動きというか、そういうのがこれから必要になってくると思いますけども、それについてどうか、最後にお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 御提案、御指摘ありがとうございました。今、議員からいただきました御提案をしっかり重く受けとめながら、具体的に取り組んでまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松本和幸君） 次に、観光施策の具体的な取り組みについて答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、観光施策への具体的な取り組みについて、順次お答えいたします。

まず、物産館まつぼっくりの館長を採用した経緯及び今後どのような展開を図っていくのかの御質問にお答えします。

3月議会の産業建設委員会で説明しました株式会社みなまたの経営改善計画においては、商工観光振興室職員が週2回程度店舗を訪問し、状況把握を行うとともに、新たな館長を選任する場合は、給与等について適切な条件を設定し、人件費の抑制を図ることとしたものです。

計画に基づき、職員が店舗の状況や業務内容を把握する中で、従業員の意識改革や勤務体制、店売りの状況、営業時間など、さまざまな改善すべき点が明らかになってきました。

このため、市では、4月から観光再生係職員4名を常駐させ、水俣全体の観光再生の取り組みとあわせて、株式会社みなまたの経営支援等を行っているところです。

株式会社みなまたにおいても、パート従業員及び嘱託職員のみでは会社経営としては不都合が生じることから、店の経営を行う責任者として、効率的な組織運営や店頭販売や経理等に精通した人を新しく館長として民間から雇用されることとなったものです。

館長の募集は、4月からハローワークを通じて行われ、7人の応募があり、4月24日に行われ

た個人面接試験で候補者が選定され、５月２日に開かれた株式会社みなまた臨時取締役会において、新しく館長を採用することとなったと聞いております。

なお、雇用条件は、経営改善計画にも記載されているとおり、給与等も前館長に比べて大幅に抑制されていると聞いております。

館長は、５月１２日から勤務しておりますが、早速、パート従業員とのコミュニケーションを図るために、週１ミーティング等の実施を行うとともに、マンゴーの受託販売、嘉島町のジャスコクレア熊本店で開催されるイベント・うまか熊本への販売出展、みなまた未来コンサート出演者の手形展示など、株式会社みなまたの経営改善に向けた取り組みが行われております。

今後は、市民に親しまれ、多くの観光客に来ていただくため、まつぶっくりの商品の充実、レストランたけんこのメニュー開発、通信販売の充実など取り組んでいくとのことですので、市としても積極的に支援いたしたいと考えております。

次に、今年度、観光施策として具体的にどのような取り組みをしていこうとしているかの御質問にお答えします。

主なものとしては、九州新幹線全線開通に係る観光再生アクションプログラムとして、水俣市の観光ＰＲビデオ・ＤＶＤの制作、観光ポスターの制作、案内看板の作成、おもてなしの現状調査、観光宣伝隊を編成し、福岡等への観光ＰＲの活動の実施、湯の児観月橋の塗りかえによるグレードアップとイルミネーション、それと湯の鶴温泉保健センターのリニューアルにあわせた愛称募集などを行ってまいりたいと考えております。

次に、今後、水俣市としてバラ園をどのように位置づけ、どのように展開していきたいと考えているのかとの御質問にお答えします。

バラ園は、県営の広域公園でありますエコパーク水俣の指定管理者であるハートリンク水俣が、ことし１１月の秋バラや、来年５月のグラウンドオープンに向けて整備を進めております。

本市としても、バラ園は、周知が余りできていない状況ではありましたが、５月の連休は入り込み客が多く、今後、周知等を行うことで、十分に市外からの誘客が見込まれる観光スポットとなり得るものと考えております。

市としても、ハートリンク水俣と一体となって、案内看板の充実、パンフレット等の作成等、誘客に必要な取り組みを実施してまいりたいと考えております。

次に、既存の市内のイベント等については、今後どう対応していくつもりかとの御質問にお答えします。

本市においては、春まつりやみなまた未来コンサート、恋龍祭など、さまざまなイベントが開催され、まちのにぎわいに寄与していると認識しております。

しかし、祭りに対する市民の意識の変化や参加団体の事情等により、参加者・観客が減少して

きており、また、景気の低迷による予算・協賛金の確保が難しくなってきました。

さらに、イベントを支えるスタッフが年々減少し、各イベントをこれまでどおり維持していくことは困難な状況になっております。

このような状況を踏まえて、イベント等の実施により、地域の活性化を図っていくには、市が主体となって取り組むものと、民間主導で実施していくものとを切り分け、役割分担しながら実施していくことが重要であると考えております。

市ではさまざまな誘致イベントが実施されておりますが、例えば、みなまた未来コンサートのように、市外からの多くの集客が図られ、経済効果や水俣のイメージアップが期待できるものについては、市が積極的に関与していくとともに、春まつりや土曜夜市、恋龍祭など、市民が楽しんで参加するものについては、市民のまつりでもあり、民間が主導し、市がバックアップするような方法が望ましいものと考えております。

市としては、経済効果、地域のイメージアップが図られるイベントを中心に、地域の活性化が図られるよう、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 答弁ありがとうございました。

まつぼっくり館につきましてですけども、当初は職員が週2回程度訪問して、状況を把握しながら対応するとしていたけども、実際に出向いてみると、いろいろな問題点が見えてきたと、そういう状況を打開するために、4月から職員を4名現地に常駐させて対応してきたという答弁ですけども、先月、まつぼっくり館に私出向いてきました。もちろん、観光再生係の職員の方々も現場の事務所で頑張っておられました。暗いところですね。これは省エネだそうなんですけども、暗いところで頑張っておられました。そこで、新しい館長の方といろいろお話をさせていただきました。非常に低い待遇にもめげず、給料が非常に安いと、額もお聞きしました。非常にかわいそうだなと。しかし、水俣の新しい観光の拠点づくりのためにはということで、熱いお話をされておりました。何とかかなりそうだなという感想を私は持つことができました。結果的に、早目に採用の必要性を決断されたことがよかったのかなという感じを持っております。

館長の実績が出てくるのはまだまだ先の方だと思いますけども、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

今後の展開に向けて、ひとつ提言したいと思っております。

水俣の道の駅づくりについて。

今後、そう長くないうちにバラ園は水俣の新たな観光スポットとして交流人口をふやす起爆剤に大いになり得るというふうに思います。

私、ツーリングクラブに入っております、人のハーレーダビットソンでたまにツーリングを

よくやるんですけども、国道3号線沿いには、一番近い道の駅が田ノ浦、それから約70キロ以上南下したところに阿久根の道の駅がございます。ほぼ中間点に百間のエコパークがあるわけですけども、そこで、水俣のエコパークに位置するこのまつぼっくりやバラ園一帯が道の駅ということに指定されることによって、3号線には大きな看板を掲げることができるということで、多くの皆さんに立ち寄ってもらえるというふうに思っております。確実に立ち寄ってもらえるというふうに、私はいろいろあっちこち走ってみて感じております。

それで、指定に向けて、前向きに取り組む考えはないかを1点、お尋ねしたいと思います。

それと、既存のイベントについてですけども、スタッフ不足というのもございました。そういった影響で、ヒートダウンしてしまうというかですね、せっかく水俣のにぎわいがあったんですけども、また1つ消えてしまうような心配を持っております。なくすのは簡単なんですよ。恋龍祭のパレードが何か廃止されると、あるいは廃止に値するような状況になるということを知っております。なぜ、そういうことになったのかということ、私の師と仰ぐ森副市長にこの部分はお尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） それでは福田議員の第2の質問ですけど、私はエコパーク水俣の道の駅づくりに向けた考え方についてということで答弁申し上げます。

本市では平成13年に、エコパーク水俣が道の駅として、指定できないかということで検討しました。県と協議したところでございます。その中では、県としては、エコパークの整備の目的が基本的に環境復元と健康についての公園であると。それと、まだ工事が完成していないということで、中断した経緯がございます。ただ、今回、昨年5月にエコパークも完成しましたし、それと竹林園を初め、ソフトボール会場やテニスコートとか、陸上競技場も整っておりますし、さらに今議員御指摘のように、バラ園の整備も非常に進んで、5月も非常にお客さんが多かったということもあります。それと株式会社みなまたのまつぼっくり、たけんこも今後、充実していくということであれば、市内外から多くのお客さんが誘致できるというか、交流人口をふやせる交流拠点となるような整備ができるんじゃないかと考えております。ただ、いろいろな障害がございまして、例えばトイレの数がまだ足りないとか、駐車場の数が足りないとか、いろいろ困難ございますけれども、市としては、ぜひ道の駅の指定に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 恋龍祭のパレードにつきましての質問にお答えします。

恋龍祭につきまして、港まつりから恋龍祭に変わるということで、これも行政だけじゃなく

て、民間の団体、商工会議所、いろいろな方々で今の形になってきたのかなと。これをどう続けていくのかというようなのは我々の今当面の課題だと思っています。ただ、参加団体が少なくなっている、運営費が少なくなってくる、また、道路交通事情の関係で、警察の規制とか、いろいろな部分があって、スタッフ不足なども確かに出てきています。こういう中で、やっぱり今こそ、今言われましたように、市民が燃えて、まちづくりに参加していくということが必要だろうと思います。そういった意味で、今回の見直しについては、そういう、結局やめるということじゃなくて、もう少し距離を短縮するとか、だらだらしないで、ある一定の時間内でもっと集客が上がるようなことができないかという形の1つの提案じゃないのかなと思っています。そういった意味で、行政としまして、人がいないからやめたとかということじゃなくて、やっぱり職員もみんなが参加して、やっぱりこのみんなの夏まつりを盛り上げていく、そういった取り組みは今までどおり続けていきたいなと。ただ、お互いの役割分担については、どこの企業も大変だし、地域も大変なんですけれども、やはり参加する方々もある程度の負担を背負っていただかないと、なかなか役所だけでそれをこなすというのも難しくなっている。そういった意味合いで、今後とも関係団体と協議をしながら、いい祭りになっていくように、また、提言を受けながら進めていきたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 要望にしますけども、やっぱり盛り上げる必要があると思います。

次回の議会で、またこれについてはさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本和幸君） 以上で福田斉議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平松辰弘議員に許します。

（平松辰弘君登壇）

○平松辰弘君 皆さん、こんにちは。

新風会派の平松でございます。

昨年の9月に、返り咲きまして初めてここで一般質問をしまして、きょうが2回目ですけど、きょうは少し緊張しております。非常に理解しがたいことを言うと思いますけども、その点はどうか御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。

まずは、南九州西回り自動車道仮称袋インターについて行います。

これに関しては、昨年の9月議会で私質問いたしました。そして市としては、袋インター設置は必要であるということで建設を予定されております。その理由として、鹿児島方面からの市街地施設へのアクセスが容易となり、流動人口の増加が見込まれること、また、観光産業及び商工業の発展、農林水産業の販路拡大が期待できること、国道3号及び市街地の慢性的な交通渋滞が解消されるとともに、緊急医療時の搬送や災害時に国道3号のバイパスとして活用できることなど、市民の日常生活の改善はもとより、地域経済の活性化が大いに期待されることから、南側の玄関口として袋インターはぜひ必要であるとの結論に達したという答弁をいただきました。果たしてそうでしょうか。私はそうは思ってはおりません。だからもう一度ここで質問をいたします。できるなら、もう一度見直してほしいというのが私の意見でございます。

そういう観点から、以下、質問いたします。

①、インター設置に対する今の市の考えはどう思っておられますか。

②、建設にかかる市の負担が予定されている額よりももしふえても再検討される考えはないか。これは仮定ですけども、答弁いただきたいと思います。

2番目に、総合医療センター内の院内保育所ですけども、この案につきましては、もう予算化されて改造の方の予算が議会を通っておりますので、私は早く開所してほしいという観点から、質問してみたいと思います。

今、地方では医師、看護師不足が問題になっております。人にとって最も大事な健康、生命を守る病院の存続が危ぶまれております。水俣もしかり、医師、看護師の確保に東奔西走されていきます。そのような中、女性医師、看護師の離職の防止や復職を促すため、院内保育所の設置を検討されて、また、実施されようとしております。

前回、これは谷口議員が質問されたのですが、先ほど申しますように、院内保育所はぜひ必要だと思いますので、即開所されるよう求めるものでございます。

以下、質問いたします。

再度になりますけど、保育所設置の背景、必要性を改めてお尋ねいたします。

また、どの程度まで進んでいるのか。もう一つ、設置に関して、何か今まで、今後とも問題はないのかお聞きしたいと思います。

3番目ですけども、行財政改革についてですけど、いつも市ではお金がないお金がないと、これをやりたいけどもないと、我慢しなさいと、市民への少しでも助成金も減り、補助金も減り、いろいろな面で辛抱、辛抱と言われる中、非常に地方財政がこうやって逼迫しております。行政改革は、常に私は取り組まざるを得ないものと思っております。

国に比べたら、こんな小さな水俣市でもよく辛抱して、よくやっておられるかなと思っておりませんが、じゃ国に頼るわけにはいきません。少ないは少ないなりに、やはり自助努力すべきで、生き残るためには、さらに財政問題に取り組まなければならないと思っております。

政策を実現するためには、予算化が必要です。そして、それに当てる財源の確保をしなくてはなりません。当然のことですね。しかし、その財源がないために苦しんでおります。これから国からの財源の支援もそんなに見込めません。やはり、先ほど言いましたように、自助努力はいたし方ないことです。収入をふやすか支出を減らすか、どちらかですけども、今回はやはり支出を抑える行財政改革について質問いたします。

市として、これまでの行財政改革の主なものとして、どのようなことをされたのか。また、今後どのようなことを改革されるおつもりなのか質問いたします。

また、最後ですけども、役所には部署により、特別に手当がつく制度がございます。皆さん御承知だと思いますけど、特殊勤務手当と言います。税務手当とか、福祉手当等がありますが、時代は激しく変化しております。旧態依然のままのものもまだ残っております。私は見直しが必要だろうなと思っております。

そして、また、次に、図書館の職員数の見直しも提案してみたいと思います。

この問題は、前回、湊上議員がここで質問されました。全く同感なんですけども、今、図書館というのは、読書のまちづくり、今2名、さらに派遣されておりますが、その2名の方を除くと、5名の正職員の方がおられます。それに1名運転手、そしてパートさんが1名と聞いております。先ほど言いましたように、湊上議員はそれほど必要かなということで、私もそんなに職員さんが5名も図書館に必要なということを不思議に思っております。パートさんでいいんではないかというふうに思っています。いろいろな部署、今、庁内でもやっておりますけども、非常に図書館、5名の体制というのは私はどうしても理解できません。この際、やはり見直さなければいけないと思っております。

今後、先ほど申しましたように、特殊手当の見直し、図書館の職員数の見直しも改革の対象に考えられないか、質問してみます。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 平松議員の御質問に順次お答えします。

まず、南九州西回り自動車道袋インターについては私から、総合医療センター院内保育所については総合医療センター事務部長から、行財政改革については総務企画部長から、それぞれお答

えいたします。

初めに、袋インター建設の必要性、農業への影響、それから本市の財政を考えた事業の再検討の必要性について。

まず、袋インター設置に対する市の考え方についてお答えいたします。

袋インターの設置につきましては、議員の昨年9月の一般質問でもお答えいたしましたように、経済効果や市民の利便性向上、緊急医療時の搬送や災害時における国道3号のバイパスとしての機能など、市としましては、総合的に検討を重ねた結果、袋インターは必要であると判断したところでございます。

また、都市計画案についての住民説明会、計画案と環境影響評価準備書の住民縦覧等により、本インターの必要性について、市民並びに地域住民の皆様の理解を得られたのではないかと考えております。

農業への影響につきましては、袋インターチェンジを活用した農産物の販路拡大等が期待できるものと考えておりますが、一部用地買収等による立ち退きや移転等も生じてまいります。

本市としましては、南九州西回り自動車道の事業主体である国土交通省とも十分に協議しながら、円滑に移転ができるように対応してまいります。

次に、建設にかかる市の負担が予定よりふえても再検討されないかという御質問にお答えします。

このことにつきましては、平成19年9月の議会で平松議員の御質問にお答えいたしましたが、現在のところ概算事業費で、およそ3億4,000万円となっております。

この事業費の財源確保は、現在、補助金等で実施したいと考えており、国交省と熊本県と協議を行っている状況であります。

また、概算事業費の算定は過去の道路改良工事を参考にして算定しております。

したがって、測量や実施設計などの調査が行われている現段階では、前回回答しましたとおり、はっきりした額が確定していませんので、再検討には至っておりません。

なお、事業財源につきましては、できるだけ市の負担を軽減できるよう、今後とも協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 答弁をいただきまして、前回と、昨年の9月と全く一緒で、まあそう言われるかなと思っていました。なかなか決定されたことで、覆すのは難しいと。私は市長の心情は非常にわかります。どういうことかといいますと、この問題は、平成16年に庁内で決定され、18年の春だったでしょうかね、ちょっと覚えていませんけど。市長が就任されたか就任されないか、その前後か、ちょっと覚えていませんけど、つまり市長は御存じなかったんですよ。要するに前市

長、前政権のところでやられた。そこで決定されたと。そのときの理由は、このような理由ということで、ちょっと今市長に対して質問するのは酷かもしれませんが、私はまだやはりしなきゃいけないということは、私はやっぱり反対なんですよ、意味がないと、非常に。あそこにつくって何するんだろうと。前回は申しました。いろいろな理由ですね。その理由が、非常に皆さんが聞いておられてどう思われたか知りませんが、自分で問うてみたらわかります。そうするほどの理由は私は見当たらないと思いました。

私、農業やっていまして、この前、問題といたしましたけれども、農業の販路拡大ができると言われましたけど、ちょっとここお聞きしてみたいと思いますけど、どのように販路拡大ができるかですね。これをちょっと1つはお聞きしてみたいと思います。

どういうことかといいますと、さきの答弁で市長が述べられましたように、あそこの農地をつぶすことが少しあると、この前もあるとおっしゃいましたが、あそこの農地はほとんどデコポンのハウスです。1反当たり1,000万するんですよ、畑に。何反あるかわかりません。そしてデコポンですので、かなり収入もあります。1反当たり何百万ですね。そういうところを見られて、また、そこでやっておられる農家の方も芦北1位、2位です。そういう方がもしかしたらやめられるかもしれません、もしかしたらですね。そうした場合も想定すべきだなと思います。そのときに農業への影響、他農家への影響をどのように思っておられるか。要するに農業政策の面からどう考えておられるかということをお聞きしたい。販路拡大と言っておりますけども、販路拡大というのは生産量がふえないことには販路も何もない、アクセスも何も必要ないわけです。まず、農業の発展とか、販路拡大をやるには農業の生産量自体をいかに伸ばすか、これは経済の方の部署の方の役目だと思いますけども、そのところをもう少し納得するように私に説明していただきたい。これが質問でございます。どなたでも結構ですよ。今度新しくなられた産業建設部長が農業面からどう思っておられるかというのを結構です。

もう一つは、事業費は3億4,000万か、前は市長は、補助金も合わせて、起債もやって、何やかんやで四、五千万じゃないかなと、何か言われました。非常にあやふやだったですね、あれを聞いて。あの根拠は何か。そしてどれだけ、今、国としては非常に地方に出すお金を渋っています。800兆も900兆も、地方も合わせてですけど、借金あったら皆さん削ります。一時的にはふえるところもありますけど、削るのは間違いないでしょう。そのような中、私は補助金が決められた当初よりも悪くなっていくというのはもう考えなきゃいけないことであって、もらえるという裏づけはされたのか、その根拠は何かということをお聞きしてみたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 担当部長ということでお答えさせていただきます。

詳細までは把握していないんですけれども、まず、販路拡大についてということでございますけれども、インターの設置につきましては、メリット、デメリットというのもやっぱりございます。その中の販路拡大というのは大きなメリットの中の一つというふうに認識しております。ただ、デメリットにつきましては、先ほど平松議員が申されましたように、ミカン園が縦断になってつぶれるということが、やはり大きいデメリットじゃないかと考えております。

その中で、いろいろなメリットの中で販路拡大ということにつきましては、担当といたしましては、例えば漁業、農業、いろいろな袋の港、湯堂、それから農業につきましては、いろいろな果樹、産業につきましては、合板が袋の方に割と、かなり農地を確保して、販路というか、営業されておりますので、そういう面について非常にメリットが大きいんじゃないかということで、メリットの一つとして考えております。

ただ、先ほど申されました、農地を縦断していくということでございますけれども、初野インターから袋インターまで、大体インターで7キロぐらいあります。そして下の3号線を通ると8キロぐらいあります。その中で縦断する大きいミカン園というのが2カ所ございまして、非常に成木にして収穫までには非常に時間がかかるということも、労力もかかる、経費もかかるということも認識しておりますので、それについては、高速が通って、インターを設置するということは、今まで育てていただいた農家等については非常に申しわけないということも考えて、市としてもいろいろなところで支援できればというふうに考えております。いろいろな用地の交渉の中では、代替地の問題とか、いろいろ出てきますので、積極的に市の方も支援する必要があるのではないかとというふうに考えております。

次に、予算につきましてですけれども、現在3億4,000万から3億5,000万ということで、概算の方を出しておりますけれども、ただ、これにつきましては、詳細の設計がまだできておりませんので、多分これぐらいの経費になるかということで、先ほども市長の方が答弁したかと思っておりますけれども、3億5,000万の場合は国からの交付金が大体55%になりますので、1億9,250万と。起債の方が過疎債を対応するということになれば1億5,750万ということで、過疎債について70%交付税の方に算入されますので、実質、市の負担というのは3割ぐらいというふうに考えております。そうすると4,700万前後じゃないかということで、概算をしております。ただ、詳細の設計がない限り、この金額、ある程度確定もできませんので、現段階では数字としては予測というか、予想になるということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 予算については、私はそうやって聞いたら、これだけ来る来ると、これは本当かなとまだ思っていますけれどもですね。ただ、答弁聞いていますと、もう断れないような感じで、

絶対やるということとされているみたいですので、私はもう一度、本当に見直してほしいんですよ。本当にいいのかなあというのが。どういうことかと、また、財政改革も3番目に出ますけどですね。これはやらなきゃいけない、片方ではやらなきゃいけないと。針原にもできるわけですよ。それ幾ら四千何万だろうが、何だろうが、私はどうかと思いますね、インターは。何回も言いますが、宮本市長が決められたことじゃありません。前に決められたからですね。まあと思っておられますけども、私はかわられたんなら、もし、また、状況が変化したら、私は断るべきと思っております。よくちまたで聞きますとね、よく新聞なんかにありますけど、新幹線あたりの駅はもう計画して予算化もしてやめたとか、それはできないことはないと思っておりまして、その状況の変化とかありましたら、再検討する必要があるかなと思っています。ただし袋のインターだけですので。高速は早くつくらないと意味ございません。できるだけ早くということですので。ただ、袋のインターに限ってマイナス面の方が大きいということで、私は言っているわけですので。また、状況あたりが変わりましたら、再検討される可能性があるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今おっしゃいました販路の件も含めまして、まだ販路ということについては具体的に考えておりませんが、このインターができるということによって、出荷しやすくなるとか、あるいはそこに選果場あたりへの持ち込みあたりも随分早くなるんじゃないかなというような、そういったものは思っております。

先ほど1回目の御質問にお答えさせていただきましたけれども、袋インターにつきましては、国道3号のアクセス道路としても活用では同じことになりますけれども、緊急時の場合には特に有効であり、命の道路だとも言われておりますので、3次医療あたりはもう熊本まで走らなければならないというふうな状況のときに、非常に時間も短縮できますし、救えない命も救えるというような状況も出てくるのではないかと、そういった部分も大いに期待をしているところでございます。

したがって、西回りの自動車道の無料化に伴いまして、だれもが利用できるということであるから、大変利便性というものは増すのではなかろうかと思っております。ぜひ、私としてはこのまま推進させていただきたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、総合医療センター院内保育所について答弁を求めます。

桑畑総合医療センター事務部長。

（総合医療センター事務部長 桑畑達美君登壇）

○総合医療センター事務部長（桑畑達美君） 次に、総合医療センターの院内保育所について順次お答えします。

院内保育所関係につきましては、第1回定例会の中で、谷口議員の御質問にお答えしたところではありますが、まず、保育所設置の背景、必要性についてお答えします。

背景としましては、議員御承知のとおり、自治体病院の大半は大学医局からの医師派遣により成り立っており、平成16年度から新医師臨床研修制度の開始に伴い、研修医は自由に研修先を選択できるようになりました。

その結果、研修医は都道府県を中心部の医療機関へ集中し、研修期間終了後もそのまま研修先の病院で勤務を継続しているのが現状であります。その影響により、地方の自治体病院においては医師不足に陥り、その結果、病院の運営機能の喪失が現実になっているのも事実であります。

また、医師不足は女性勤務医の出産を契機とした離職も一要因とされております。このような情勢の中、昨年5月に、国より、緊急医師確保対策の一施策として、出産・育児等で離職した女性医師の復帰支援のため、病院内保育所整備の支援策が講じられております。

必要性といたしましては、当医療センターは県内自治体病院の中では、医師数は比較的充足はしているものの、耳鼻咽喉科、神経内科、リハビリ科におきましては、常勤医師確保のめどは立っておらず、非常勤医師による診療を行っているのが現状であります。

また、看護師も医師問題同様、都市部の医療機関へ集中し、昨年度は応募人員が募集定員に満たない状態であり、看護師確保につきましても苦慮している状況であります。

院内保育所の整備が、女性医師・看護師の確保及び育児休職中の看護師の早期復職につながればと考えております。

次に、進捗状況についてお答えします。

以前、当医療センターにおいて、院内保育所を開設していた経緯がありますが、当時とは保育所の実情も異なっていることから、現在保育所を設置している医療機関への問い合わせ等を行なうながら、既設建物の改修計画、事業計画等を作成しているところであります。

次に、設置に関しての問題点についてお答えします。

小規模ではありますが、新たに保育所を建設することから、市内の既存保育園との調整が必要となります。

市内の保育園におきましては、現下の少子化の影響で、年度当初、市内860人の定員に対して706人の受け入れで、定員割れの状況となっております。

院内保育所建設は、市内保育園の運営にも関係することから、現在、保育園協会の代表の皆様と会議を持ちながら調整を行っている段階であります。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 この院内保育園はもう既に予算化されて、改善ですかね、整備されるということで

すけども、先ほども申しましたように、私は早く開設して、この病院機能をさらに充実させてほしいということで、ぜひやってほしいということで、今やっております。

今問題がいろいろございまして、例えば保育園の方々との問題とか、いろいろございすけども、民間の方は余り圧迫することは、それは行政はしてはいけないと思っていますけど、ただ、私、これはわかっていただけるかなと思っています。これは私は民間圧迫と思っておりません、病院の方で院内保育をするということは。目的がそれだけではなくて、大義名分がございす。市民または北薩を含めた地域住民の医療に携わるといふ、大きなやつがございす。そして、また、病院経営自体が円滑にいきますと、一つの地域活性化にも私はつながるなと。水俣だけではなく、出水、大口、近隣の市町村の医療の中核病院として今からやっていく義務もあるし、一番可能性があるのは、この総合医療センターかと思っています。

私は惜しみなく、そこには何と申しますか、予算でも支援した方がいいと思っています。ところが一番問題なのは、先ほど言われましたように、医師、看護師さんの非常に来手が少ないと、院長さん、事務部長さんを初め、東奔西走されて大学へ行き、もう本当、日夜努力されているということで、その確保の一つのための院内保育園ですので、ぜひやるべきであって、ちょっと私、本か何かで見ましたけども、全国自治体病院経営都市議会協議会ですかね、何かこういうのがあるそうです。要するに、多分私が思いますのは、この自治体にこういう行政が持っている、公的な病院を持っているところの議員の協議会の集まり、議長さんたちがやって協議会をつくっているところだと思いますので、そこでこういうのを提案されています。

要するに、特に地方はですけれども、医師の確保と偏在ですね、偏り過ぎて、非常にそれに困っておられると、これが大問題で、そのためには国の方にいろいろな、例えばもう少しお医者さんをふやさないとか、いろいろなことをやっています。その中の一つに、院内保育園をつくりなさいというのが載っております。先ほど言われたのと一緒。女性医師、女性看護師さんの確保のためですので、これはやはり市ぐるみで、もちろん議会もすべて、この地方におけるすべての人が願っていることですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、保育園の方々には御理解いただけるものと思います、このような趣旨でやったらですね。

これは話は余談になりますけど、さわやか保育園と昔ございました。そのとき、さわやか保育園の廃止をここで一般質問したことがございました。それは、市内に今11の保育園がございす。その当時、まだあの当時で、少子化が続いていました。特にこの過疎地水俣では、年々子どもが少なくなっています。そういう中で、民間の保育所も四苦八苦されて、毎年少なくなるのに経営が非常に難しいです。そういう中でさわやか保育園というのがございました。さわやか保育園はただ単に最初先駆的な意味で、民間がやらないところを、それじゃ要するに子育て支援です

よ、お母さんたちの。そういう意味で最初取りかかれて、それからずっと来たんですけども、そういう状況になると、私はもうあとは役割はない、行政のする仕事ではないと、行政というのは、民間がしないことをまずやるのが行政の役割であって、既に終えたかなということで、廃止した方がいいんじゃないですか。それ以上の目的がなかったわけですよ。今度は違います。今度はその保育園自体でもうかろうとか云々じゃなくて、やはり一つの企業と考えたら、お医者さん、看護師さんがいないんだったら、いかにその人たちを確保するか、もしいかなかったら、我々の命が危ないと、非常に大きなこういうテーマがあるわけですね。その病院の職員の方だけですので、私はこれはぜひできるだけ理解いただいて、ぜひ早く開所して、お医者さん確保の一つになりますので、やっていただきたいなと、私は思っている次第でございます。

先ほど申しましたように、既にもう予算がつきまして、改造されます。一日も早く開所されますように願っております。この話を聞いたとき、今まで病院は赤字で早う黒字にしようしようといっって、そういう話ばかりを聞いたしですね、いろいろ医師問題でも大変だなと、頑張っておられるとか、医師問題で四苦八苦されているなど、そういう中で、こういう話が出たので、私は非常に画期的でいいことかと思しますので、非常に病院の関係の方々も、自分の病院、その総合医療センターをさらに充実させようと、市民の医療をさらに充実させるためにということで、非常に努力が伺われますので、ぜひやっていただきたいと思います。

ちょっと市長に質問してよろしいですか。

このように病院は今やっておられます。やはりこれはまちぐるみで、みんなやらなきゃ、かなり大きな問題ですので、市長のこの保育所に対する考えと、その中核病院として、総合医療センターのあるべき姿、今後の姿というのを、市長のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

私は先ほど申しましたように、もう少しできるだけ、もうたらい回しもないような、そういう水俣では困ります。できるだけよそからもたくさんこの辺の医療は全部医療センターでやるんだという、そういう病院になっていただきたいという考えなんですよ。そうすることが、水俣の活性化の一つにもつながらないかなという考えですので、そういう観点で、市長のお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 医療センターにつきましては、今、議員がお話しになりました。全くそれと同じ意見でございます。考えでございます。つい先日、医療センターの方では、大口市、出水、近隣の先生方をお集めになって、連携をとって医療に当たるような、その連携の会議もございました。その席に出席させていただいたんですけども、その中の中心的存在として、本市の医療センターが頑張っていくというようなお話も院長からされていたところでございました。やっぱり福祉のまちの充実を図るためには、この医療センターがしっかりしておかなければなら

ないと、一番の基本になるところだろうと、私もそういうふうにとらえておりますので、医療センターにつきましては、精いっぱいお互いに支援をしてみたいと、そのように今思っているところでございます。

今、保育園の話が出ましたけれども、先日、民間の保育園の代表の方々から、定数にもう満たないんだということで、御相談においでになりました。いろいろお聞きしたところでございますけれども、今、議員もおっしゃいましたように、医師不足、あるいは看護師さんが不足している状況の中で、やっぱりそちらはそちらとしてしっかり確保していかなければならないというものもでございますので、今、お互いにお話し合いをさせていただいているところでございます。きっと円満なお話し合いで解決がつくだろうと、私はそのように見ているところでございます。医療センターにつきましては、今後も市としても一生懸命に応援をしてみたいと、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 どうもありがとうございました。

力強い市長のお言葉と、また事務部長の今後のやる気ある言葉を聞きまして、ぜひ進めて、市民の命を守るということで頑張ってやっていただきたいと思っております。

これは要望で終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、行財政改革について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、行財政改革についてお答えいたします。

まず、これまでの行財政改革の主なものについてお答えいたします。

第3次行財政改革大綱により、市財政の健全化、脱お役所仕事宣言、市民の視点に立った業務、脱他人事宣言、市民と行政の役割分担の見直し、市勢に適合した組織・機構、特別会計・公営企業の経営健全化の5つの視点から取り組みを進め、さわやか保育園及び僻地保育所の廃止、こどもセンターの設置、久木野支所の休止、市内の4つの郵便局での住民票等の証明書の受付及び発行、市長等の給料の削減、県内等出張時の日当の支給廃止、自治会制度への移行、体育施設や高齢者福祉センターなど、直営だった公の施設への指定管理者制度の導入、恵愛園の社会福祉事業団への移譲、早期退職制度の確立、職員定数の削減などを実施しております。

次に、これからの改革の主なものについてお答えいたします。

現在の第3次行財政改革大綱の計画期間が、平成20年度までとなっていることから、今年度中に第4次行財政改革大綱の策定を準備中ですが、その中で、行財政改革推進委員会を設置し、検討をしてみたいです。

具体的な項目につきましては、第3次行財政改革大綱の実施状況を踏まえ、検討してまいりますが、基本的な方針といたしましては、地方交付税や国庫支出金の削減などで、厳しい財政状況が続くものと考えられますので、財政の健全化を図るような改革を最重要事項として取り組んでいかなければならないと考えております。

また、民間委託できるものは民間委託を図り、市民にお願いできるものはお願いするなど、市民と行政の役割分担を図り、また、職員の定数削減や効率的・効果的な事務を執行するような改革についても取り組んでいきたいと考えております。

次に、特殊勤務手当の見直し及び図書館の職員数の見直しも改革の対象に考えられないかとの御質問についてお答えします。

特殊勤務手当につきましては、最近では総合医療センター職員の特殊勤務手当について見直し、医師・歯科医師を除き、特別業務手当を平成15年度に廃止したところでございます。

特殊勤務手当の支給要件であります、著しく危険、不快、不健康、または、困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、給与上、特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料表の適用で考慮することが適当でない場合に支給するものであることを踏まえ、今後とも検討すべきものと考えております。

なお、第3次行財政改革大綱の計画が、平成20年度で終了することから、新たな行財政改革大綱を作成する中で、具体的に検討したいと考えております。

図書館の職員数の見直しにつきましては、平成20年3月議会で渕上議員の御質問にお答えしましたように、コストとサービスのバランスが重要と考えています。

また、役所内の全体的な職員配置との関係、指定管理者を導入した場合のサービス等を考慮したとき、現段階では早急な対応はなかなか厳しいのではないかと考えております。ただ、民活を生かすという意味では指定管理者の導入についても、今後検討する必要があると考えております。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 それでは第2の質問に移ります。

行財政改革ですけれども、非常に難しいと思います。嫌われます、余りやり過ぎるとですね。非常に誤解される面もあります。なかなか勇気が要ると思います。ただやらなきゃ財政が悪化するだけです。市民へのサービスが低下します。私はそう思っております。今、皆さん方、ずっと、この前もですけども、体育館の使用料も上がりました。財政を上げようということですね。もちろんわかりますね。区長制をやめて自治会長制にした。まあ要するに、市民がやれるべきところは市民がやってくださいと。すみ分けをしようということで、お金も要りませんと。そのとおりでしょう。やっぱりすべて、今、行政改革をやらなきゃということでやっております。

先ほど申しましたように、お金がないお金がないといつも言っておられますね。でも人間というのはやりやすいところからやるんですね。それはそうですね、私もですよ。やりやすいところからやります。ただそれだけではどうしても、市の役目とは何かといいますと、市民が幸せになることですよ。豊かになることなんですよ。もちろん市民にも負担はいきますけども、やはりできるだけ前提として低下をさせないというのがまず前提ですね。だからそういうところから入っていくのが当然であって、質を下げないようなやっぱりお金、むだをやめましょうというのが一番だと思いますので。ところが、そういうのは現実的にはあり得ないこともあります。市民がやはり、例えばその土手の堤防の草払いもやっぱり自分でやっていただいた方が、市でやるよりも、そういうお金があったらもうちょっと重要なところに使った方がいい、まだ福祉の方に、本当にひとりじゃ生きていけない人に手を差し伸べた方がまだいい、それはあります。非常に何が大事で何がむだかというのをまずは、これは非常に分析する必要があります。そういうところから、やはり行財政改革は入らなきゃいけないので、市民からの要望とか、やりやすいところとか、こういうふうに偏ったこともありますので、それだけでは私はいけないと思います。

最終的に市民が豊かになるかということで、少ないお金でいかに効率的にやるか。だからスクラップ・アンド・ビルドなんかよくやっておりますけれども、民間委託もその一つだと思います。

ところが、今、るるお聞きいたしました、今までやっているのはそういうのをやっておられたと。久木野支所の廃止もさわやか保育園にしても、自治会もそうやって、また、今後ともやはりこれはずっと見直し続けなきゃいけないんだろうということ。

そういう中で、私が2点ほど今したのが、特殊勤務手当、それと図書館ということですけども、渕上議員が図書館の方は言われて、非常に同感するものですので、ぜひやってほしいということでやったんですけども。

まず、特殊勤務手当の方、やはり見直すべきじゃないかということで、私はもう一度質問したいと思います。

先ほど言われましたように、特殊勤務手当というのは、要するに特別に著しく危険とか、不快とか、非常に、何といいますか、給料じゃこう、要するに給料表に入れられないというふうなことで、じゃ特別にそれだけしましょうと。例えば税務手当、福祉手当、これ2つ出しますけど、まず、税務手当を出してみましょう。私は以前もこれは、大分前、平成12年か13年ごろ、ここで一般質問したことがございます。その答弁をいただきました。要するに特殊手当というのは、その当時できたときのその意義があったんですね。そのときの状況によって特殊勤務手当をやったから、今は社会状況も変わっております。だからやはりその意義があるのかなということで、今から言いたいと思いますけども、税務手当というのがございますけれども、これは3%つきますね。ちょっと聞いたところによりますと、国の税務署に勤めている人が、普通の国家公務員より

も、やはりある程度の差額をもらっておられると、全員と。これは要するに税務課職員に与えられた任務というんですか、危険性とか、そういうのがあると。ところが地方にいても、そういう税の方に携わっている職員は、これは不公平じゃないか。国はもらっているのにということで、やはりじゃ税務に携わった人には3%をつけましょうということで、何かちょっと小耳に挟んだんですけど、そういうことを聞いております。確かにある程度、今はほとんど、確かに以前は、税の徴収なんか本当大変だったなと思いますね、徴収ですね。以外と納めていない人が、お金がない人が、それを取りにいくというのは、中にはやっぱりちょっと危険な目にも遭ったんじゃないかと思っています。そういうのも加味して、そのときの時代の状況ですね、そういう意義があったと思いますけども。それじゃ今はどうでしょうかということですね。今ほとんど口座ですよ、口座。ないことはないと思いますよ。ちょっと状況は変わっています、世の中が。そしてそういう意義だったら、危険とか、著しく困難とか、そういうのあるんだったら、取りにいく人だけをなぜ対象にしないのか。全員です。税務課におられる人は全員3%つきますよ。トータルしたら何百万かわかりません。つきます。ただ、お金の問題じゃないんですよ。なぜつくのか。意味がわからないんですね。私としては、もしそういう危険な目、困難面があったら、その対象者につけるべきであって、その要するに実費、日額、時間でも結構ですよ。なぜそのようなつけ方をされないのか。何もしない、ほとんどいかない、ただその課、部署に所属するだけであって、すべての人につく、これは私はちょっとまだわかりません。そこのところの説明をひとつお願いしたい。これは福祉手当、それも言えると思いますので、まず、そこの説明を1つですね。

そして図書館にまいりましょう。図書館は今5名、運転手1名、パートさん1名、一生懸命やっておられると思います。ただ、私ひとつよく、この館内に来て、特に2回も3回もですけど、非常に忙しくされています。職員の方が怠けるということじゃないんですよ。私は本来、正職員の方は非常に、パートさんじゃできない、非常に公務員としてのやはり本来すべき仕事に戻るのが当たり前であって、果たして図書館が正職員5名必要なのかと。職員がいるから、私は勉強ができるとか、本を読むとか全然思っておりません。市長がされた読書のまちづくりに2名はやられました。あれはまた別の意味と思います。ただ今までのことを言っているんですよ。私はそうは思いませぬ。それやったらもう少し蔵書をふやすとかですね。環境をよくするとか、開館時間を長くするとか、そちらに金かけた方がいいんであって、もう少し考えるべきじゃないかと思っております。

今、図書館は非常に指定管理者制度でしょうかね、だったですね。指定管理者制度、まあとにかく民間委託ですよ。多くやっておりますね。ちょっとインターネットで事務局で調べてもらったんですけど、遠賀町というのがございます、福岡に。あそこが町ですけども、あそこが図書館やっておりますけども、あそこが今そういう指定管理者制度でやっております。水俣と一概に比

べることはできません。蔵書数とか、入館者数とか、全く全然違うところがありますけどもですね。そこは以前職員さん1名で、そしてあとはパートさん、パートさんが10名ぐらいおられたのかな。そういうことをやって、さらにその職員さんを引き上げて、民間会社に委託したそうですね。もう500万浮いたそうです。ところが人数はそんなに変わりはなく、しかも1時間遅くまで開館時間を延ばすことができたということで、直接電話してみました。どういうあれですかねと言うたけど、一概に水俣と比較することはできないんですけど、その方は言われましたね、何も職員じゃなくてもいいじゃないですか、パートさんでもと。むしろそういう図書に興味のある方だったら、プラスですよという意見なんです。水俣にもたくさんおられます。そうですね、一つの行政改革、お金があると別に私は問題ないと思いますけど、やはりこういう行財政改革の中で、人件費というのが一番大きいです。早いんですよ。しかし一番難しい。けども一番効果があると私は思っていますので、どうかここを勇気を持って私はやっていただきたいと思います。

ただ、なかなか一概には言えないと思います、急にばさっと。誤解しないでくださいね、首を切れということじゃないんですよ。本来帰ってくる本庁の方で仕事をやられて、そういう、そういうと言うのは失礼ですけども、図書館等はパートさんで間に合うんじゃないかいうことを言っているんですよ。大きな行財政改革になると思いますので、そこをどうお考えか、お願いします。

そして、また、ついでですけど、先ほど指定管理者制度のちょっと話をしましたけれども、ちょっとまた調べましたら、今、全国で指定管理者の何か図書館流通センターみたいなのをやっているそうですよ。そこは全国で150カ所やっているそうです。別にほかの会社もありますので、ただ全国で、図書館等とか、そういう指定管理者、要するに民間委託ですね、そういうことでやっているみたいで、サービスも余り悪くはないという御意見でした。

今、2つ、申しましたけれども、答弁をお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 最初のやつは特殊勤務手当の根拠等だったと思いますけれども、まず、企業会計を含めて、税務手当等で大体24種類、支給条例、規則で規定をしています。支給の根拠としては、国の人事院規則と同様の勤務に対するもの、これが感染症防疫作業手当等9種類あります。それと国が給与表の適用等何らかの措置をしている勤務と同等のものに対する税務手当などが4種類。そのほか危険、不快、不健康な業務としているもの、清掃手当など11種類というふうになっています。

今ありました税務手当、福祉業務手当について、その見直しもということでございますけれども、確かに通常の配置転換をされれば、そこに行って、みんなそういう仕事を実はするわけで、通常勤務と言えなくもないというふうに、実は考えております。

議員がおっしゃいますように、廃止も当然でございますけれども、現在は、月額、あるいは定額ということで、その勤務手当は支払っているということなんですけれども、それをまずは、その実情にあわせて、行った回数とか日数とかというふうになんぞ改善をすることも必要かなと。だからそういう廃止もそうなんですけれども、含めてちょっと協議をしていきたいなというふうに思っております。

それから、図書館の職員はパートで間に合うんじゃないかという、非常に実は厳しい話だなというふうになんぞとお聞きいたしましたけれども、図書館につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、コストとサービスの関係というのは非常に重要なことというふうに実は思っています。3月の議会でも渕上議員になんぞとお答えした記憶がございますけれども、1つ目には、我々の立場から言いますと、定員を適正に管理していくということと、あるいは経済的に考えて、民活を生かして図書館運営をやっていくと、2通り実はありまして、今、世の中の流れとしては、民活で、指定管理者でという流れかというのは十分承知をしております。

それを最終的には導入も必要かなと、行き着くところはそういうことかなというふうには思っておりますが、現在の行革の進みぐあい等を勘案して、定員管理等と並行して、あるいはもう一つは、市長が今取り組んでおります日本一の読書のまちづくりというのをある程度目鼻だちをつけた時点でとか、そういう时期的なものを含めて、十分検討していくというのが必要かなというふうに思っております。

他市町村の図書館の指定管理者制度の導入についても、十分調査を進めて、今後の行革の中で検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 ありがとうございます。

前向きな答弁であったと私は思っておりますので、非常に質問して、逆にうれしく思っております。ただ、先ほども言いますように、非常に難しいですね、行財政改革というのは。特に人事面とか、そういう手当とか、そういうのは削減せろというのは、非常に恨まれるかもしれません、嫌われるかもしれません。ただ、私はやらなければ、やりますます財政が厳しくなり、そして市民に与える豊かさなんか、サービスが低下いたしますので、これはぜひよく決断、勇気を持って決断していただければと思っております。先ほど答弁いただきまして、何年か前にしたよりも、少し前向きな答弁だったと思いますので、ぜひ期待して、信じておりますので、どうか頑張ってください。

これで終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で平松辰弘議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後 2 時 28 分 休憩

午後 2 時 38 分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、緒方誠也議員に許します。

（緒方誠也君登壇）

○緒方誠也君 皆さん、こんにちは。

無限21議員団の緒方です。

まずもって、難題山積する水俣で問題解決のため、日夜努力されている宮本市長に心からの敬意を申し上げ、健康に十分留意された執務を期待して、通告に従い質問に入ります。

国においては、年金問題に引き続き、道路特定財源問題、暫定税率問題、後期高齢者医療制度問題など、昨年の参議院選挙後、いろいろな問題が明るみに出され、現自公政権が国民から糾弾され、山口県の衆議院補欠選挙、一昨日の沖縄県議会選挙でも厳しい答えを突きつけられています。国民感情、国民常識と乖離しない政府の実現が強く望まれています。

水俣市議会も議長車問題で市民から糾弾されています。朝の質問で2名の議員が、なぜ議会で議決したのに、予算執行をしないのかと市長を責めておられましたけれども、08年度予算が決定されたとしても、即すべての予算を執行するものではなく、財政状況等を勘案し、市長が時期を見て執行する執行権内のものであり、議長車問題は、市民から請願、署名、意見書、要望等々で反対の相次ぐ問題であり、慎重対応される市長は正しいと判断をいたします。

市民感情を考えず、高額な予算を要求し、予算を組ませ議決した議会こそ、市財政状況、中小企業倒産、人口減少等の時代状況や水俣市が目指す環境のまちづくり方針を加味せず、議長車の安全性、市長と同格等の理由で市民感情と乖離した議決をしたことこそが混乱の原因であります。目線を大衆市民に置いた議会活動が望まれていることを再認識すべきであります。

前置きはこのくらいにして質問に入ります。

まず、水俣病問題の早期全面解決についてお尋ねをします。

2004年10月、最高裁判決が出てから、3年と8カ月目となりました。我々市議会は、平成16年12月議会で、水俣病問題に完全解決の道筋をつける最良の機会として、議会決議を行い、意見書を可決して、平成17年には要望活動も行いました。しかし、いまだ解決の道筋が見えてこないのは非常に残念であります。責任を判決で指摘されながら、取り組みの弱い国の姿勢に強い怒りを覚えながら、以下、3点、質問します。

①、現在の状況をどのように把握されていますか。

②、チッソの分社化で、水俣病の早期全面解決は大きく進むと考えますか。また、市民間で分

社化問題は理解が進み、懸念は払拭されたと思われますか。

③、市長は全面解決のため、どのようにすべきと考えておられますか。

次に、産業廃棄物最終処分場問題についてお尋ねをします

計画地である長崎木臼野地区の問題点、危険性は調査が進めば進むほどに増すばかりであります。市長をトップに産廃阻止！水俣市民会議、反対する各団体の頑張りにより、流れは確実に建設阻止にあると考えます。

43項目にわたる県知事意見が出された今日、計画業者の勇気ある撤退決断を期待し、以下、5点、質問いたします。

①、県知事意見書の評価についてどのように考えておられますか。

②、県知事意見書後の市民の会としての動きと、国、県、事業者への要望行動での感触について。

③、県知事意見書を受けての計画事業者の動きについて。

④、産廃賛成団体というさん賛会は、税金の有効利用をうたい、反対運動に金を使うなど言っていると報道されていますが、多くの市民の命・健康に直結する問題での税金使用に市長はどう考えておられますか。

⑤、さん賛会が純真に水俣の発展を願う若者のグループだと考えたとき、命・環境を大事にする市長として、何を呼びかけたいとお考えですか。

次に、一般粉じん発生施設（堆積場）設置問題についてお尋ねをします。

この問題は、一市民から、名古屋から大変な量の土を運び、野川の新幹線トンネル排土埋立地に置く粉じん発生施設届け書なるものを保健所に出したとの電話情報を得たので、市役所担当課に説明を求めに行きましたが、個人情報保護条例との関係で情報はもらえませんでした。

しかし、地域としては、搬入路はどうなっとじゃろか、粉じんの飛散は、埋立地の強度は等々の心配の声が強まり、即市役所、保健所に申し入れをした問題であります。

以下、2点、質問いたします。

①、ピオトープサンドという土壌改良剤を名古屋から大量に運び込み、新幹線トンネル排土で造成された軟弱地盤のところに堆積場をつくる計画があると聞くと、市としてどのように把握されていますか。

②、地域住民は、交通事故、粉じん等の心配、土砂災害のおそれ等で不安を募らせ、市、保健所に要請書が出されたと聞きますが、内容と市、県の対応について。

次に、学校再編成問題についてお尋ねをします。

児童数の減少の中で、教育水準の維持向上を図る観点から、平成15年9月、統合を考える会発起人会を発足し、小中学校再編審議会を設立、14回の審議を経て、平成17年5月、教育委員長へ

答申が出されました。受けて教育委員会は、平成18年9月、議会全員協議会に再編成の構成と、20年4月より順次実施の小中学校再編成計画を説明されました。

しかし、20年4月実施は、石坂川小学校を閉校、葛渡小学校との再編成のみとなり、長い間地域に密着した学校の再編成は困難を極めていると聞きます。

以下、3点、お尋ねをします。

①、小学校再編成を先行実施して2カ月を経過した中での成果と問題点をどのように把握されているのか。また、来年度、深川小との再編成で、予想される問題点はないのか。

②、中学校再編成での問題点は何が残っているのか。

③、中学校再編成1年延ばしてでも問題点を慎重に解決した方がよいとの意見もありますが、どのように考えていますか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 緒方議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題の早期全面解決について及び産業廃棄物最終処分場建設問題については私から、一般粉じん発生施設（堆積場）設置問題については福祉環境部長から、学校再編問題については教育長から、それぞれお答えいたします。

それでは、水俣病問題の早期全面解決についてお答えします。

まず、現在の状況をどのように把握しているかについてお答えします。

2004年の関西訴訟最高裁判決以後、新たな訴訟や認定申請、あるいは新保健手帳を申請される方が急増している中、政府与党プロジェクトチームによって、未認定患者の新救済案が提示されましたが、各患者団体においてはいろいろな考えがあり、この案に対する受けとめ方は一様でないこと、チッソが受け入れを拒んでいるなど、いまだ全面解決への展望は開けていないような状況であると考えています。

次に、チッソの分社化で、水俣病の早期全面解決は大きく進むと考えるか、また、市民間で分社化問題は理解が進み、懸念は払拭されたと思われるかについてお答えします。

チッソの分社化については、事業部門と補償部門の2つに分け、現在の事業を継承する新会社を設立する一方で、現チッソは患者補償と債務を担う会社とするものです。

具体的な内容については明らかにされておりませんので、チッソの分社化によってどのような影響が出てくるのか、水俣病問題の早期全面解決が大きく進むのか否かについては、現時点で明言することはできませんし、市民の理解度についてはわかりません。

次に、全面解決のためどのようにすべきと考えているかについてお答えします。

私が考えます水俣病問題の全面解決とは、患者救済を第一としながら、水俣病の発生に起因して、この地域が抱え込んだすべての課題を解決していくことであります。

このような考えのもと、患者救済はもとより、地域社会の再生・振興、保健・福祉の充実等を実現できるように、患者団体の御意見や地元の要望などを国や県に伝えてまいりますとともに、関係自治体との連携を図ることによって、一刻も早い全面解決の日を迎えられるよう、力を尽くしてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 答弁いただきましたので、2回目の質問をいたします。

8日の熊日新聞は、分社化の検討が新救済策の前進につながるか疑問と書いています。チッソの拒否の理由の第一は、最終解決の展望が持てない、問題が再燃しない保証はないのであり、その上に2団体の患者団体はPT案に頼らない解決を求めています。

5月31日の熊日新聞は、チッソ後藤会長が、分社化案がまとまったら、新救済策の費用負担に応ずるのかとの質問に対し、現段階ではわからない、PTの方針は、裁判中の人たちも含めた全面解決と聞いてると報道しています。私はやはりもっと係争中の人もテーブルに着くような解決策をもっと求めていくべきであるというふうに考えます。これについて、市長はいかが考えますか。

次は、同じく毎日新聞はトップ記事で、動き出した分社化、チッソの悲願、自民小委が検討へと、大きなスペースを割いて取り上げています。後藤会長は、だれも損をしない、みんながいい方法だと言い、水俣撤退の懸念に、撤退は絶対ない、将来にわたって水俣で事業活動が続けると約束をされます。PT小委の分社化検討が報道された5月28日の新聞は、液晶の次の柱と期待されていた太陽電池素材の新会社を茨城県神栖市で生産すると報道をしております。企業進出のない水俣で、市民が大きな期待があった事業であり、市長も再三にわたって要請していたと言われる事業であります。

今回のことは特別でしょうか。企業進出のない水俣で分社化すると、頻度が増すのではないのでしょうか。そんな心配をする市民の声も多いのも事実であります。

思惑どおりの配当や、売却益は得られるのか、将来も患者補償を続けながら、社会的責任を完済できるほど、分社化が企業価値を高めるという保証はない、水俣病からの逃避との指摘、まだまだ理解は進んでいないと私は思います。

また、環境大臣をして、後藤会長が障害だ、加害者意識の欠如を国、県から指摘される、県議会から抜本支援策の見直しの声も上がるなど、チッソは四面楚歌の状況にあります。チッソは分社化のゴリ押しと受け取られるような手法を取るべきではないと、私はこのように考えます。こ

のような関係を国・県と持つべきではないと私は考えます。チッソは再生計画の中での企業努力と液晶時代の到来という社会的な変化により、経常利益100億円超時代を迎えましたが、その影には、国・県の抜本的金融支援策効果を忘れてはいけません。

また、昭和49年度から経常利益が3億、マイナス30億、1億、マイナス16億、マイナス3億、2億、0.2億、0.3億、0.4億、58年度にしてやっと5億と、そんな苦しかった時代をやっぱりチッソは忘れるべきではないと思います。ここには国・県の大きな力があつたこそ、今までの企業活動ができているということを考えるべきであります。

5月21日の熊日新聞が報じるように、2008年3月期決算、119億の経常利益の中でさえ、公的債務返済額は26億円、公的債務支払い猶予額は53億円と、国民の税金が多く使われています。

内部留保は46億円となるように、平成12年度抜本金融支援策は催促なしのある時払いのという国・県に力をかりる大変な支援策であります。

平成7年度の水俣病の政治解決金チッソ負担分317億円は、85%の国立てかえ分は返済免除となり、15%分の県分は22年間据え置き、50年払いであります。チッソは現時点で支払いゼロ、8年間で国・県は返済していく分を含め500億強を超えると新聞報道されています。

また、平成12年の支援策では、2番目で、経営形態については現状を維持するとしてうたわれている問題であります。被害者団体の話にあるように、分社化を考える前に救済を優先的に考えるべきであります。鶏が先か卵が先かの話ではなく、被害者救済がまず先の問題であります。

平成7年の政治決着では、患者救済問題決着をチッソ支援策の検討となっていました。大変時間的に苦労したことを私たちも思っていますけれども、やはり今回は、水俣病再燃の心配のない本当に真の全面解決に向けた案の作成をチッソも強く求めるべきであります。

政府として、全面解決に向けた政府案づくりに総理大臣がイニシアチブをとるべきであります。平成7年のときは、村山総理が前面に出て解決策ができたと聞いています。分社化と、それに伴う税制の優遇を盛り込んだ特別措置法案の検討より先に、水俣病被害者救済のための特別立法を行い、国・県の責任において、全容解明に向けた調査と被害者の完全救済を行うべきだと考えます。水俣、芦北、北薩地域が、先ほど市長答弁にありましたように、水俣病問題を完全に乗越え、すばらしい地域になるように、そんなように政府に本腰を入れて取り組むべきであると考えますが、再度市長の思いを尋ねたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点の、係争の人もテーブルに着くようにするべきではないかというような御質問だったと思います。

先ほども申し上げましたように、政治に解決を求めていらっしゃる方々、あるいは司法に判断を求めておられる方々、訴訟派の団体の方々など、救済を求める各団体の主張、あるいは対応と

いうのは、非常にそれぞれ異なるし、混迷した状況であるという、そういう状況でございます。そういう状況の中でございますから、特に全面解決に向けるために、一つの大きな要件になるだろうと思いますので、ぜひその分については私でもできる範囲内で努力をしてまいりたい。これは緒方議員と全く同じような気持ちを持っております。

それから、再度、この全面解決に向けて努力していくべきではないかというような御質問だと思いますが、私は全面解決というのは、被害者の救済はもちろんでございますけれども、地域の振興も含めまして、あるいはチッソの存続、また、地域全体の福祉の充実、安心・安全なまち、そういったものも含めまして、全面解決というような考え方をしておりますし、そういうぐあいにとらえております。そういう意味におきましても、ぜひこれらを含んだ解決策ができますように、いろいろな関係機関ともお話をさせていただきながら、精いっぱい努力をさせていただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 答弁でわかりましたけれども、今まで努力されているように、チッソ・県・国に積極的に当たられて、やはり一日も早い完全に今回で解決するんだという、本当の真の解決の場をぜひつくっていただきたい、努力させていただきたいということをお願いして、この問題を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業廃棄物最終処分場建設問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産業廃棄物最終処分場建設問題についての御質問にお答えします。

まず、県知事意見書について、どのように評価しているかとの御質問にお答えします。

熊本県は、県知事意見を3月19日に事業者であるIWD東亜熊本に提出をいたしました。その内容は再調査や追加調査の実施を求めるもの11項目、環境影響の予測評価の見直しを求めるもの13項目、その他、記載内容の検証や根拠の明示を求めるものなど、準備書全般にわたり、43項目に及ぶ大変厳しい内容の意見となっています。

また、その通知文の文章には、貴職におかれては、水俣市長及び市民等の生活環境への影響を懸念する意見及び水俣病の過ちを二度と繰り返してはならないという思いに配慮し、適切に対応されるよう強く望みますとの文言もあります。

この知事意見は、水俣市と産廃阻止！水俣市民会議が、これまで実施してきた、さまざまな調査結果に基づき作成、提出した市長意見の内容が十分反映されたものとなっていますし、県の環境影響審査会で出された専門家の厳しい意見もしっかり記載されていると思います。

したがって、県知事意見書は、水俣市民の思いや意見を酌み取り、水俣市等が実施した各種調

査結果を十分に考慮した上で、準備書の不備を的確かつ厳しく指摘したものであると評価しております。

次に、県知事意見提出後の産廃阻止！水俣市民会議としての動きと、国・県・事業者への要望行動での感触についてお答えします。

3月19日の県知事意見提出を受けて、産廃阻止！水俣市民会議では、3月30日に水俣市文化会館で市民集会を開催しました。この集会では、市民に対し県知事意見の概要を説明し、また、代表者による産廃阻止の決意表明を行い、水俣市への最終処分場建設の中止を求める決議を参加者全員で採択しました。その集会後、約150人が水俣市長崎のIWD東亜熊本の事務所を訪問し、代表者が決意表明を行って、事業中止要請文を提出しております。

また、4月2日から3日にかけては、私を含め、産廃阻止！水俣市民会議の役員ら23人が上京し、環境省や熊本県選出国會議員、衆議院及び参議院の環境委員会委員に対し、産業廃棄物最終処分場問題の早期解決を求める要望活動を実施し、水俣市の産廃処分場問題の理解と協力を求めました。

また、IWD東亜熊本の親会社であるIWDや東亜道路工業に対して事業中止の要請を行い、さらに東亜道路工業の筆頭株主である横浜銀行や三井住友銀行に対しても、株主として、東亜道路工業へ事業の全面撤回の働きかけをしていただくよう要請をいたしました。

今回の東京行動はかなり充実した要望要請活動であったと感じています。環境省への要望では、田村事務次官から、処分場の許認可は県の権限であるが、今後の動きを見守り、状況によっては助言指導したいとの発言を得ました。残念ながら、IWDの対応は、これまで同様不誠実なものでしたが、東亜道路工業の今回の対応は、処分場計画への対応に変化が出てきているのではないかという感触を持ちました。

処分場設置の許可権を持つ熊本県については、今年度からアセスメントの担当課が環境政策課から環境保全課にかわり、担当者もほとんど交代しております。

そこで、産廃阻止！水俣市民会議の事務局を中心に、5月19日に県庁を訪問し、環境保全課及び廃棄物対策課の職員と意見交換を行っております。そのときに評価書作成に関して事業者を経過報告を求め、進捗状況を随時把握していくこと、評価書が提出された場合には、示された根拠、データを環境影響評価審査会の委員の意見も聞いてチェックすることなどを聞いております。

県知事意見提出後、時期を逃さないように、国・県・事業者等に要望、要請活動を行ってまいりましたが、その対応に変化が見えてくるなど、少しずつであります。確実に産廃阻止に向けて動いてきているというような感触を持った次第です。

今後も早期に産廃阻止が実現するよう、必要に応じ、関係者に対し働きかけを行ってまいりたい

いと考えております。

次に、県知事意見書を受けての事業者の動きについてお答えします。

熊本県環境保全課の話では、県知事意見を事業者に提出した3月19日には、IWD東亜熊本に十分な説明をする時間がとれなかったので、3月28日に担当のコンサルタントを呼んで、知事意見の内容説明を行い、知事意見にどう対応するのか、事業者の考え方や計画内容をきちんと知らせてほしいと話したとのことでした。その後、5月中旬にIWD東亜熊本の社員が県庁を訪れ、出資会社である東亜道路とも現在慎重に検討しているので、もう少し待ってほしいとの話があったと聞いております。現在まで、IWD東亜熊本が準備書の次の段階である評価書作成に向け、知事意見の指摘に基づく再調査等を行っているような情報はありません。

次に、産廃賛成団体が税金の有効利用をうたい、反対運動に税金を使うなと訴えていることを市長はどう考えておられるのかという御質問にお答えします。

私は2年前、産廃阻止をマニフェストの柱に掲げ、市長に当選させていただきました。市民の生命、健康と環境を守るために、産廃処分場計画を阻止することは、多くの市民の切実な願いであり、市民から負託を受けた市長としての大きな使命です。

また、水俣市の解決すべき最も重要な課題の一つでもあります。問題点が多く、災害時の危険性の高い現在の予定地に産廃処分場が建設されることは、市民の生命、財産と健康を守る立場から、絶対に許されることはありません。この目的を達成するため、必要な組織を設け、事業を実施することは当然のことです。賛成派グループが主張されるような、税金のむだ遣いなどでなく、正しく必要不可欠な使い道であると考えております。

例えば、福井県敦賀市では、倒産した産廃処分場の廃棄物処理のために、数十億から数百億円単位の税金が必要という事例も報道されています。このようなことになれば、それこそ本来使う必要のなかった莫大な税金を使うことになってしまいます。危険なものは未然に食いとめることこそ、税金の有効使用であると考えます。

次に、純真に水俣の発展を願う若者のグループだと考えたとき、命・環境を大事にする市長として、何を呼びかけたいかの質問にお答えします。

さん賛会という団体が、なぜ今このような活動をされているのか、真意は何なのかよくわかりません。

しかし、若い水俣市民が水俣を愛し、水俣の発展を願って行動することは大変有意義なことであると思います。

若者が水俣の発展のため、知恵を出し、汗をかいいただくことは大変重要です。

産業廃棄物最終処分場建設推進に向けているエネルギーを、最も大切な住民の生命・健康を守ることや、水俣市が取り組んでいる環境モデル都市づくりなど、水俣市の真の発展に貢献

できる分野で発揮していただきたいと願っております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 産廃最終処分場問題については、市長を初めとする市民の会、そしてまた、反対するみんなが一生懸命頑張っている形の中で、いい方向に進んでいるということは非常にいいことだと思います。特にすばらしい県知事意見書を引き出したというのも、これはもうみんなの頑張りだろうと思いますし、この問題については油断することなく、やっぱり攻めの姿勢でやっていかんといかんでないかということをお願いをしておきたいと思います。

それと産廃問題については、やはり県知事意見書を確実に守らせることが大事なんだと、単なるレポートでごまかされないように、しっかり監視していくことが大事なんだと、県議会も全会一致で意見書をまとめているように、国有地の払い下げ、そのための周辺を含めた利用計画も確かなものが大事だと、これは4月7日の水俣の命と水を守る会の総会で記念講演された馬奈木弁護士が話をされております。

そこで、2回目の質問として、用地境界の確定状況と、利用計画の進捗状況について質問をしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 国有地の活用策ができているか、あるいは境界問題はどうかになっているのかという御質問でございますけれども、現在、庁内対策委員会に検討部会を設けておりまして、関係課でより具体的な計画策定に向けて、今検討をしているところでございます。

それから、境界の問題でございますけれども、これは地籍調査の結果、現在、筆界未定のままでございます。しかし、県としては売り払いの手続に入るためには、境界を確定しなければならないと、そういう必要があるために、境界が確定できるような対策を今考えていると、そのように伺っております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 検討中というのは、ちょっと長いような感じするんですけれども、どのぐらい検討が進んでいるのか、わかれば教えていただきたいし、さん賛会についてですけれども、さん賛会と初めて我々が遭遇したのは、廃棄物最終処分場問題特別委員会がIWD東亜熊本に処分場建設の中止要請書を持参したときに、IWD東亜熊本とともに対応してきたときであります。そしてその後、議会傍聴にもIWD東亜の社員と一緒に来ていますし、16区内看板立て地は、IWD東亜熊本の山口専務と結びつきのあるところだけですので、また、そのとき立てた材料はすべて山口専務の作業所から持っていったという話もありますから、以上のことを挙げれば、結びつきというのは明々白々であろうというふうに思います。

16区内に4カ所、看板立っているわけですが、人の家に土足で踏み込んで混乱を招いた

という状況をつくったわけですが、そのことからして、私のところに会長と副会長が来まして、1時間ぐらい話をする機会がありました。その中で、産廃処分場は、市も中立を守って、業者に助言をしながら、いい産廃処分場をつくるべきだという話をしますから、私自身、市長も言われていたように、なぜ木臼野の産廃処分場に反対するのかと、あそこはやっぱり場所が悪いんだと、水、地盤、そして活断層、そしてその道路の問題ですね。すべてに条件が悪いんだと、水俣病が出て、原因がわかるまで十何年かかったと、そして今なお50年超えて解決していないじゃないかと、そのとき東亜道路はいなくなるよと、そういうことを含めれば、やっぱり水俣病の教訓というのを大事に考えるべきだと、でもそこで、いや今、若い者も真剣に考えとっとですよという話しますから、真剣に考えてくれることはいいことだと、ただ我々がテレビで見る限り、画面で見る限り、今の若い者は自分のことを中心になってしまっているんじゃないかと、やっぱり人の幸せという面で考えるべきだというふうな話もしながら、いろいろ話をしたところでした。

その中で感じたんですが、やっぱり将来の命、水よりも、まず、働き場、まず、当面自分の飯だと、自分だけでもいい働き場が欲しいという感じを持っているのかなということを感じました。

やはり、ぜひ行政のトップである市長として、これはやっぱり重く受けとめて、当然働く場の確保、明るい水俣づくりには鋭意取り組んでいただいておりますけれども、そこら付近で、そういう状況を見たところで、市長としてどう考えるか、そこら辺、お聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点、国有地の活用ということに対して、今検討中ということをお願いしましたけれども、どのくらい進んでいるのかということでございますが、基本計画はきっちりできております。基本計画はできておりますので、それを具体的により精査していくと、そういう段階でございます。

それから、午前中の質問にもいろいろありますように、やはり働く場所の確保というのを市長として頑張っていかなきゃならないかというような御質問でございます。

つい先日、国際環境会議がございました。そこでも発展途上国の方々が、6カ国だったと思いますが、いろいろな形で発表されまして、テーマは経済と環境というテーマで話をされました。やっぱり発展途上国の方々からすると、今、議員がおっしゃるように、食うのが先だというような、そういうような感じでございました。私たち、我々にとって見れば、いわゆる経済が成熟した後の環境をどうしていくのかというようなところで、ちょっと次元が違うんじゃないかというような御指摘もあったところでございます。

その中でも、日本人は足りることを忘れていないかというような発言をされました。やっぱり水俣病の教訓を考えますときに、確かにそういう部分もあるだろうとは思いますが

も、やはりそれを怠ったために莫大なお金と莫大な年月を費やしているということも考えなければならぬのではないかなと思います。

やはり命の大切さ、そういった環境の大切さを基盤に据えながら、そして経済の発展も考えていかなければならないと思っております。これから、水俣を考えるときに、議員のいろいろな方から御指摘を受けておりますけれども、やはり経済もその部分については、一生懸命に本当に取り組んでいかなければならない、そういう時期に来ているんだと思っておりますので、精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、一般粉じん発生施設設置問題について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、一般粉じん発生施設設置問題についてお答えします。

まず、この事業計画をどのように把握しているかについてお答えします。

水俣保健所から送付された一般粉じん発生施設届出書の写しによりますと、ビオトープサンドという土壌改良剤を名古屋から船で水俣港に運搬、仮置きをし、そこから市内、長崎の堆積場に陸送して堆積、有価物として農協や一般農家に販売するというものです。

また、施設の設備については、堆積場にスプリンクラーを設置し、定期的に散水し、粉じんの飛散を抑えるというものです。

次に、地域住民からの要請書に関する市及び県の対応についてお答えします。

4月28日に1回目の要請書が地元の野川集落住民有志から市及び水俣保健所に提出されました。内容につきましては、搬入物質の性状分析の実施と公表、計画内容について、現地説明会開催の会社への働きかけ、計画地の安全性の調査を行ってほしいというものでありました。

市では、要請書を受け、関係各課において協議を行い、早速、市長名で業者あてに地元説明会開催を要請いたしております。

また、5月20日には2回目の要請書が野川集落住民有志及び搬入道路周辺の住民団体である5区平通りの会並びに袋貯水池水利組合の3団体から提出され、1回目の要請項目に加え、1日当たりの搬入台数と搬入ルートを明らかにするよう要請されたところです。

これらの件に関しましては、まず、県に届け出ることにありますので、県の関係機関にも協議の席についていただくよう依頼したところです。

また、県といたしましては、水俣への陸揚げ後の製品性状分析及び地元住民への説明会を開催されるよう、業者に対し既に伝えたと同っております。

市としましては、要請に対し、住民の不安を解消するということを第一に考え、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 大変な量だと聞きますので、やっぱり住民は大変心配していると。今、住民の申し入れに対して答弁あったわけですが、具体的に住民の不安にどういうふうに対応していくのか。今後、住民の不安を取り除くために、例えば、私は砂の現品見せてもらったわけですが、聞くところによれば4時間ごとにスプリンクラーでぬらせばいいんだと、あれで4時間ごとに飛散がとまるのかどうか、非常に問題があります。

また、袋の鉄橋の下を通るということですが、もう大型通ったら、もうほかに通れんというような本当に狭いところだし、ああいうところを大型車が通るのを大丈夫と考えているのか、あそこは市道として、道路管理者として、これを何らかの指導ができないのかどうか、そしてトンネル排土の埋立地の強度調査、ここら付近に具体的にどういうふうに調査をされたのか、そこら付近について、2番目の質問としてお聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 保健所の方から写しいただきまして、大変な量の土砂が搬入されると、そういうことを知ったわけですが、業者が持ち込みますその砂について、事業内容等について写しによる情報しかございませんので、事業者に対してとりあえず、まずは市への説明をやっていただけないかということを、1回やってはございますけれども、引き続きやりたいと。その上で、今、住民の方の不安ということで申されましたけども、確かに砂が飛び散らないのか、散水回数等も十分なのか、ちょっと回数が少ないんじゃないかということがわかれば、その辺も指摘して、そういった回数をふやすような要請ができないのか。それと搬入ルートについては、その袋の鉄橋の下というのは、確認はとっていないわけですが、これまでのいろいろな状況からしますと、その点も十分に考えられるわけでございます。

市道の管理として、恐らくそういった住民に危害を及ぼしたり、あるいは危険をもたらすと、そういうような状況も見受けられますならば、当然これは指導していかないといけないだろうというぐあいに考えております。

それから土砂の捨て場ですが、捨て場というのか、置くところですが、ここは議員も今申されましたように、トンネルの排土で造成された土地でございます。開発の申請というのは林地開発ということで出されておりますので、トンネル排土で造成されたということで、当時としては安全性十分に考慮されて建設されているということでございますけれども、その上に大量に土砂を持ち込むということ自体は想定されていない状況でしたので、構造について、安全なのか、引き続きこれは県とも協議して、必要な調査はしていかなければいけないんじゃないかなと思います。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 少し流れを話しますと、あれは説明会の開催を要請していたわけですけども、なかなか開催がないということで、悶々としていたんですけども、5月12日、15時ごろ、IWD東亜熊本の山口専務と、阿久根のH開発代表と専務と、同和会会長という人が私のところへ来られました。名刺を渡されて、ビオトープサンド関係パンフレット、そして名古屋で分析をされたという、問題ないという分析表を持って来られたわけです。産廃ではない、土壌改良剤であり、ばら及び袋で販売するんだと、それでぜひ知ってほしいと、江口君が困っているのを助けたと思ってしているんだという話もされています。山口専務は、搬入路は平通りを通り、袋鉄橋下を通る計画だと、そして問題ならば、鉄橋下が問題なら農免道路に変えますという話をします。そして1,500トンの船で持ってきて、トラックは10トン車で1日五、六台という話をされました。事実とすれば大したことないなと、そういう説明をすれば大分わかるんだよという話もしたんですけども、できれば、また夜電話して、5月14日、平地区と袋地区、野川で16区を含めて話し合いするから、そこの場に来て説明してくれということを、その山口専務に電話入れたんです。そしたら、まあわかりましたと、会社に話をしますということで、もう簡単にうまくいくかなと思っていたんですけども、次の日の夕方、専務から、あしたは社長が忙しくて来れない、私も用事があって来れないという電話がありました。そこで、それなら1,500トンの船で運ぶというのは本当かと、そしたら本当ですと、なら1日五、六台で10トン車で運ぶというのも、これも本当かという話をしたら、会社から実際聞いてくださいと、それは置いといてくださいというふうに、こんな返事になってきたわけです。その後、何もないわけですけども、5月22日、我々4市議会研修会を大口でしましたので、私は阿久根市のH開発の名刺持とったから、阿久根の議員に、この人知らんかという話をしたわけです。ところが、阿久根市では、このH開発の関係で大変な苦勞をしたんだという話をします。それで飲んでいての席であったもんですから、もうついアルコールもまわっているから、そんな話を聞きたいと、いつか行くからよろしく頼むと言ったら、いいですよという話だったもんですから、もう次の日は早速電話を入れて、きょう行きたいということで、阿久根に行きました。阿久根に行ったんですが、市役所に行って、市民環境課の課長が応対してくれたんですが、やはり大変な信用ならん人だと。そしてそこでは砂を運ぶということだったんですけども、新日鉄のスラグを持ってきたということで、スラグが2万トンから3万トン入ったところで気づいて、市民から話が出てきて慌てて対応したけれども、pH10.1という強アルカリが流れ出しているということもあって、その後、議会では、大分の新日鉄と話し合いをするとか、新日鉄に行って、工場見学をして話を聞くとか、あるいはその鉄鋼スラグで公害になっている愛媛県の吉海町を見に行くとか、そういうことを議会の委員会としてやっております。

それで、利用目的もところどころ変わるし、パンフレットも1回1回違うのを持ってくるそうです。どれが事実なのかわからんということで、私にもパンフレット持ってきたわけですけども、これすらも信用できるのかなという感じしていますけれども、そういうことが起きてるということがあります。結果として、この場合は、県がある程度しっかりして、漁港の砂置場になっているところに、そういう鉄鋼スラグを持ってきたとか、そこからアルカリが流れ出すということもあって、県がとめたということで、3万トンでとまっていますけれども、その後処理をどうするかということで、今までもめているという状況です。残りをまだその鉄鋼スラグをどこにかという話もあったけど、それは水俣やなかですかという話もあっておりますけれども。鉄鋼スラグというのは、鉄鋼を製鉄する段階で、大体4割ぐらいの鉄鋼スラグが出ると。今、鉄が中国で非常に有効利用されているものですから、その関係で鉄鋼スラグがだんだん多く出る、その捨て場に苦労しているということもあって、そういう状況がところどころで起きているということです。もし水俣もそういうことにかかわるのであれば大変だし、注意をせんといかんだろうというふうに思います。

私たちは、結果として、説明会をしてくれと、本当にこの真に土壌改良剤、農地にいいんだったらば、説明会をすることによって、商品の宣伝にもなるわけですから、ぜひ説明会をして、トラックが多いとなったら、その数を減らす、そして危険性があつたら数を売れるだけ持ってくるという形を何らかの方法はとれるわけですから、この説明会をしない、話に応じないというのが、何か怪しいなというふうに思いますので、ぜひ市としても、ここら付近は注視をして、やっぱりしとっていただきたい。

そこで、鹿児島県が許可をできない理由、目的の変更があつたわけですけども、そういうことがあつた場合、熊本県も同様の対応ができるのかどうか、そこら付近について、熊本県と話ができればお話ししていただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 鹿児島県の場合は、先ほど言われたように、目的外の使用、港湾施設の使用に当たって、目的外の使用があつたということと、それから、運送経費に不明な点があつて、何か有価物か廃棄物なのかわからんということだった。それから、周辺のため池のpHが高くなったということ等もございまして、まずは、その港湾施設の目的外使用ということで、使用許可が取り消しになったというお話をちょっとお伺いしております。水俣港の港湾事務所の方にも早速ちょっと聞いてみたんですが、港湾事務所の場合、陸揚げについて、物の特定というのは、特にないんだけど、例えば汚物であるとか、汚泥であるとか、鉱滓であるとか、排木などについて、その中身を調査した上で許可を出すということになると。ただし、許可を出したときの申請内容と陸揚げされたものとが明らかに違う、いわゆる虚偽の申告をなされたときには

取り消しをするんだと、そのように伺っております。

○議長（松本和幸君） 次に、学校再編成問題について答弁を求めます

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、学校再編成問題について、順次お答えします。

まず、小学校再編成を先行実施して、2カ月を経過した中での成果と問題点をどう把握されているかとの御質問にお答えします。

ことし4月に石坂川小学校と石飛分校を閉校し、葛渡小学校との再編成を行ったところでありますが、4月中旬に葛渡小学校で旧石坂川小学校区から通学している児童に、その感想を尋ねておられます。それによりますと、今まで1人だったけれども、同級生がふえて勉強が楽しくなった。しゃべる人も、とても少なかったけど、今はたくさんの人としゃべることができます。サッカーをするときチームをつくってすることができるようになった。スポーツだけでなく、勉強も楽しくなった。前は、体育のとき、人数が少なくて寂しかったけど、人数が多くなって楽しくなったなどであったとお聞きしております。

教育委員会としまして、このような子どもたちの声に、再編成の必要性を再認識したところであります。

また、昨年度実施していただいた授業や行事などの相互交流事業も、このようなよい結果につながったのではないかと考えております。

学校再編成の目的でもあります。よりよい教育環境を整えることで、これまで以上に教育効果が上がっているものと思っております。

また、問題点については、現在までのところ、再編成が影響すると思われる課題等について、学校や保護者、地域からの報告は受けておりません。

次に、来年度深川小学校との統合で、予想される問題はないかという御質問にお答えします。

現在、平成21年4月実施に向け、深川小学校を閉校し、第一小学校との再編成の準備を進めているところです。両校には、児童数など、学校規模に違いがありますので、互いに早くなじみ、教育効果を上げることができるよう、計画的な取り組みが必要であると考えております。

まずは、児童相互のコミュニケーションがとれるように、事前の相互交流事業を実施していかなければならないと思っております。そして、今月中には計画書に基づき、交流授業等が実施されることになっています。

また、再編成後、児童に不安等を与えることがないように、教職員の配置等につきましても関係機関にお願いをするなど、努めてまいりたいと考えております。

次に、中学校再編成での問題点は何が残っているかとの御質問にお答えします。

教育委員会では、平成19年10月に策定しました水俣市小中学校再編成実施計画について、これまで主に保護者や地域関係者を対象とした説明会を行ってまいりました。

また、水俣市PTA連絡協議会の方々や、そして閉校予定中学校のPTA役員の方々とも協議を行ってまいりました。その中で、さまざまな意見が出されております。

特に、閉校を予定している学校の一部の保護者の方々からは、閉校を急ぎ過ぎる、10年後、20年後の長期的なスケジュールが不明である、校区割の変更は理解できないなどの意見がございました。その一方で、再編成は必要である、しかし、時期が早いという声も多く、再編成自体には大方御理解をいただいていると認識していますが、現時点での大きな問題点は、中学校の再編成時期であると考えています。

次に、1年伸ばして問題点を慎重に解決した方がよいとの意見もあるが、どのように考えているかという御質問にお答えします。

この質問につきましては、さきの質問でも述べさせていただきましたように、延期してほしいとの声も多く、閉校を予定しております3校のPTAでは、去る4月の総会において、平成21年4月の学校再編成を延期してほしいという意見が採択され、4月の末には教育委員会に対し、その要望書が提出されたところです。その主な理由とされておりますのは、閉校へ向けた準備期間が不足しているなどとのことでした。

教育委員会としましては、閉校事業や再編成後の学校運営には保護者の協力が必要と考えておりますが、今後さらに各方面の意見をお聞きしながら、慎重に判断してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 1番の、小学校の再編成を先行したところでの問題点は特にないと、そして子どもから喜ばれてよかったと再認識をしたという答弁ですけれども、石坂川小学校では、なぜ石坂川だけ先行したのかと、不満が残っているという話も聞きますし、跡地利用がどういう方向にされるのか、ここら付近もぜひ聞いてほしいという話もありますので、聞きたい思います。

葛渡小学校と統合して、5、6年の上級生が、大変複式学級で多くなって、教職員大変苦勞されているとか、特別支援学級児童が多くなってやっぱり苦勞しているということもあります。それと統合作業が教職員が主体となったために、大変ばたばたな準備等になって、体を壊した人が多かったということも上がっています。

それと、情報が学校におりてこないというのが一番の問題だという話もありますので、ここら付近の問題を、今後、教職員の配置等を考えて、解消できるのかどうか、そこら付近、問題点が解消できるならば、そこら付近で応じていただきたいと。

それと、深川小学校との再編成の中では、やはり今後学校の教室が足らなくなるんじゃないか

という心配も懸念をされておりますので、そこら付近について、どういうふうに考えておられるのか、教えていただきたいと思います。

それと、中学校の再編成では、再編時期が一番問題なんだと、もう再編成時期だけだというような感じを受けたんですけれども、やはり私たちが聞く中では、親が納得するような、まだ説明が不足しているんじゃないかと、それと各学校の教職員の皆さんと、やっぱり話し合いの場が少ないんじゃないか、そして部活動、夏休み含めて、やっぱりスクールバスを柔軟に利用できるようなやっぱり面倒というか、ことを考えなくてはいけないんじゃないかと、そこら付近も一つやっぱり心配をされる問題ではないのかなというふうに思います。

そういう点で、答弁いただければ、2回目の質問としたいと思います。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） なぜ、石坂川小学校を先行したかということでございますが、御存じのとおり、非常に少人数で教育活動にも支障があったと、私自身はそういうふうに理解をしております。

一方で、いろいろと話し合いをする中で、皆さん方に御理解をいただいたと。時間的にはかなり厳しいところもあったんですけれども、最終的には皆さん方に御理解をいただいて閉じてそして今は子どもたち、非常にいい形で教育ができていると、そういうふうに考えております。

それから、学習内容、複式学級もあって厳しい部分もあるんじゃないかということでございますけれども、確かに複式学級の場合は、2学年の教材研究をしたりとか、あるいはまた、高学年になりますと、学習内容も高度になると、そういうふうなこともございます。葛渡小学校には5、6年生、そういうふうな学級があるわけなんですけれども、特に理科などに関しましては、実験の、例えば火を使う危険な学習とか、そういうときには教頭先生と2人の授業の体制をつくってもらっていると、あるいはまた、家庭とか音楽、体育、そういうふうな教科のときには、特別支援学級の子どもも交流学习をしておりますので、このときも先生が2人で教えているとか、あるいはまた、委員会活動とか、集団を要する、そういうふうな教育活動のときには、複数の教師の体制で行っているとか、いろいろな形で学校挙げてのいろいろな形での支援をしてもらっているところです。子どもたちも大変落ちついた、いい形で学習ができていると、また、部活動等も非常に活発であると、そういうふうな報告も受けているところです。学校全体で見守って、支援をしていくような、そういうふうな体制を今後ともお願いしたいと、そういうふうに考えております。

それから、跡地利用のことが出ております。これも大きな課題でございます。引き続き私たちこの跡地利用については話し合うことになっているところです。

現在は、体育館は社会体育施設として地元の方々に利用してもらっておりますし、また、教

室、職員室の校長室の跡あたりにつきましては、引き続き閉校記念事業として、記念史もつくっておられますので、そういうふうな会議場として使ったりとか、あるいはまた、スクールバスの車庫としてグラウンドを使うと、さまざまな形で使ってもらっているところです。

今後は、さらに別の形の利用も必要かと思います。現在、校区民の方々の御意見等もまとめてもらっておりまして、それがまとまったところで、また、記念史等の事業が一段落したところで、また、跡地利用についての話し合いに入っていきたいと、そういうふう考えているところでございます。

それから、来年は教室が不足するのではないかと、そういうふうなことがございました。来年閉校予定の深川小学校の児童の動きによりますので、まだ不確定なところがございます。今後、どのような形での学級編成になるかと、そういうことがよくわかりませんけども、場合によっては葛渡小学校単式学級になる可能性もございます。そういうようなこともあり得るということで、今後、現在そういうふうなケースも含めて、対応を検討しているところです。

それから、学校の先生方に説明をもっとすべきではないかと、そういうふうな御質問もございました。この学校再編成につきましては、学校の先生方に指導していただいているわけですが、学校を閉じたりとか、あるいはまた子どもを送り出したりとか、そしてまた子どもを受け入れたりとか、そしてまた物の整理とか、そして先生方の異動もございます。そういう面では、先生方にも大きな関心事ではないかなと、そういうふうに思っております。私たちも学校説明会に行きますと、校長先生、教頭先生を初め、先生方も来ていただいております。PTAの一員として多くの方に来ていただいておりますけれども、市の教育委員会では、現在そういうものとあわせて、毎月の校長会議開いておりますけれども、その校長会議の中でも全体的な説明をしたり、そういうふうなこともしているところです。

今後は状況がさらにわかりやすくなりますように、例えば毎年行っております学校訪問とか、そういうふうな場に行きました折には、直接的に学校の先生方に説明するとか、いろいろな工夫をまた今後考えてまいりたいと、そういうふうな思っているところです。

それから、スクールバスにつきましては、これはどういうふうにかえるかということでございますけれども、このスクールバスにつきましては、授業のときはもちろんですが、そのほか、夏休みとか、あるいはまた休日、土曜、日曜、祭日、いろいろなときに、休みのときに、例えば部活動とか、学習会とか、そういうのもあるかもしれません。そういうふうなときがあった場合には、教育活動として行う場合につきましては、このスクールバスは出していきたいと、そういうふうな考えているところです。

それから、さらに皆さん方に説明不足ではないかと、そういうふうなこともございました。いろいろと、確かに進め方のおくれのために、そういうふうな申されている分も事実かと、そうい

うふうに思います。その中で、説明をする中で、私たちこれまでもずっと説明会をしたり、あるいはまた、共通の取りまとめた質問書が出された折には、私たち回答をしたりとか、いろいろな形でこれまでやってきているわけですが、それでも説明不足、それから納得できないと、そういう方もおられます。ただ、そこには基本的には計画の枠組みとか、そういうことについての考え方の違い、あるいはまた実施時期についての違いとか、そういうふうな部分が基本的なところに横たわっているのではないかなというのも一方では感じているところです。そういうふうな、それがすべてではないと思いますけれども、今後、一つ一つ進める中で、説明をしていかなければならないと、そういうふうと考えております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 大きな問題点が余りないような感じを受けますけれども、ぜひ、ただ、三中、湯出中、久木野中から凍結の声が上がっているという新聞報道もありますから、これは計画中止をしるということかどうか、そこら付近についての簡単な説明と、そういう問題点がなかったら、精力的に、やっぱりみんなに説明をし、納得できるように努力していただいて、もう予定どおり来年4月からする、どうしてもできないときは1年間延ばしてでも、延ばしたとして1年なんだと、確約をとりながらするという形でやってほしいと要望しながら、終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 時間がありませんので、簡潔に答弁をお願いします。

○教育長（大渕 洋君） 私はこれは凍結ではなくて、延期の申し入れと、そういうふうと考えております。

したがいまして、これから先も引き続き頑張って推進してまいりたいと、そういうふうと考えております。

○議長（松本和幸君） 以上で緒方誠也議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明11日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時50分 散会

平成20年6月11日

平成20年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成20年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成20年6月11日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時33分 散会

（出席議員） 18人

松 本 和 幸 君	中 原 泰 子 君	高 岡 利 治 君
塩 崎 信 介 君	川 上 紗 智 子 君	福 田 齊 君
大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君	西 田 弘 志 君
中 村 幸 治 君	谷 口 眞 次 君	淵 上 道 昭 君
真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君	平 松 辰 弘 君
田 中 功 君	野 中 重 男 君	緒 方 誠 也 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（牛 迫 秀 基 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
次 長（崎 田 雄 七 君）	議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）
書 記（淵 上 大 輔 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（森 近 君）
総務企画部長（葦 浦 博 行 君）	産業建設部長（田 上 和 俊 君）
福祉環境部長（吉 本 哲 裕 君）	総合医療センター事務部長（桑 畑 達 美 君）
産業建設部産業づくり総室長（小 林 信 也 君）	福祉環境部次長（盛 下 修 一 君）
水 道 局 長（吉 村 明 賢 君）	教 育 委 員 長（福 田 研 二 君）
教 育 長（大 淵 洋 君）	教 育 次 長（坂 本 彰 君）
総務企画部総務課長（本 山 祐 二 君）	総務企画部企画課長（栄 永 徳 博 君）
総務企画部財政課長（淵 上 茂 樹 君）	

○議事日程 第3号

平成20年6月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-------------|--|
| 1 野 中 重 男 君 | 1 水俣病問題について |
| | 2 産業廃棄物処分場問題について |
| | 3 環境首都取得について |
| | 4 有限会社エコステージについて |
| | 5 水俣市袋・岡山の水俣市所有管理型処分場について |
| 2 真 野 頼 隆 君 | 1 行政問題について |
| | 2 市庁舎建てかえについて |
| | 3 ごみ対策について |
| | 4 総合医療センター問題について |
| | 5 学校再編成について |
| | 6 みなまた総合物産展とみなまた未来コンサートについて |
| 3 中 原 泰 子 君 | 1 義務教育を受けている子どもたちのバス通学のあり方及び現在運行中のスクールバスについて |
| | 2 小中学校再編成の取り組みについて |
| | 3 防災対策について |
| | 4 エコパークの利用について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

今期定例会に地方自治法第121条の規定により、福田教育委員長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 おはようございます。

日本共産党の野中重男です。

私は毎回、議会の一般質問に立っておりますけれども、今回も1歩でも2歩でも市民の皆さんの生活の向上につながるように、提案をまじえて質問したいと思います。

今、日本は、環境、経済、エネルギー、食料、後期高齢者医療制度、若者の不安定雇用の拡大と貧困など、さまざまな課題に直面しています。

私は、どの問題をとっても、結論的に言いますと、利潤本意の、当面もうけさえすれば、後は野となれ山となれという、アメリカや日本でとられている資本主義経済政策の限界に突き当たっているというふうに思います。

市民の皆さんが今最も驚き、怒りを持っていらっしゃるのが、天井知らずに上がるガソリン価格の高騰ではないでしょうか。この原因は、原油の生産価格が上がっているのではなく、世界を駆けめぐる投機資金が原油価格を10年前の10倍にしています。それがガソリンや軽油の値上げになっています。しかし、この投機資金については、規制の方策がとられておりません。

日本の経済と政治を支配している巨大企業と富裕層は、単純労働と生産は海外に移し、国内では派遣労働、パート労働などで、安上がりの雇用を促進する。また、食糧の自給率を下げたまま、海外から輸入すればいいとして、1次産業を見捨て、地方自治体に対しては交付税を減らし、地方都市が衰退することには、この間、有効な政策がとられてきませんでした。

これらの結果として、今地方都市があるように思います。

そのような中で、必死に生き残りをかけているのが、全国の地方都市ではないかと思います。

今、福田内閣の支持率が20%台であります。これはこの間の小泉内閣から続いてきた新自由主義経済政策への怒りと、それを改めようとしない現内閣への怒りが支持率としてあらわれていると思います。

食糧の自給率を上げるには、フランスやイギリスでやっているように、農産物の価格補償と農家の所得保障政策をとれば向上します。

日本が食糧の輸入をやめ、発展途上国に回せば、世界の飢餓は幾らかでも解消します。

1次産業を伸ばせば、地方都市でも若者が残れる条件が広がります。労働形態を変えれば、貧困が解消できます。交付税がふえれば地方はもっと多くの事業ができます。倒産も防げます。私

は、これらの課題が一日でも早く解決するように力を尽くしていきたいと思います。

それでは、早速質問に入ります。

1、水俣病問題について。

- ①、新しい県知事は患者救済問題をどのように解決したいと聞いているか。
- ②、与党P Tの政治解決策は暗礁に乗り上げていますけれども、その原因は何か。
- ③、チッソの分社化は汚染者負担原則を崩すことになると思うが、どう考えているか。

2、産業廃棄物最終処分場問題について。

- ①、43項目の知事意見書が出たが、業者のその後の動きについて。
- ②、熊本県はどのように動いているか。
- ③、水俣市は市民とともにどのように動くのか。

3、環境首都取得について。

- ①、ことしの結果はどうだったのか。
- ②、今後の課題は何か。

4、質問通告の4番は、昨日の質問と答弁でわかりましたので割愛します。答弁は不要です。

5、水俣市袋・岡山の水俣市所有管理型処分場について。

- ①、どのようなごみを入れているのか。
- ②、最近の各地点での排水の有害物の検査結果について。
- ③、平成19年度では瓦れきが入れているが、何を入れたのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題について及び産業廃棄物処分場問題については私から、環境首都取得について、水俣市袋・岡山水俣市所有管理型処分場については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

それでは、水俣病問題についてお答えをいたします。

まず、新しい県知事は患者救済の問題をどのように解決したいとおっしゃっているかについてお答えします。

去る5月1日にとり行われました水俣病犠牲者慰霊式の祈りの言葉の中で、蒲島知事は、被害に対する責任の大きさ、重さを痛感しているとした上で、地元県知事として早期救済、早期解決を実現するために、関係者の皆様の御協力を得ながら、全力を尽くしてまいることを誓うと述べ

られております。

また、与党P Tによる新救済策に関しましては、早期解決を図るために必要なもので、チッソの後藤会長に対して、県議会や県民の厳しい反応にも十分配慮した上で、原因企業としての責任を果たしてもらうために、政治解決について、会長自身の早期決断を要請した旨、伺っております。

次に、与党P Tの政治解決策は暗礁に乗り上げているが、その原因は何かについてお答えします。

これにつきましては、大きな原因として、2つ挙げられると思います。1つは、水俣病患者団体の中にいろいろな考えが存在し、与党P Tの政治解決策を受け入れようとする団体と、受け入れを拒否している団体とに分かれ、患者団体が一枚岩になっていないことが挙げられます。

いま一つは、患者団体の現在の状況から、全面解決に結びつかない懸念があること、費用負担に伴う借金の増大、株主等への説明責任等を理由として、チッソが政治解決策の受け入れを拒んでいる状況が挙げられます。

次に、チッソの分社化は、汚染者負担の原則を崩すことになると思うが、どう考えているのかについてお答えします。

チッソの分社化については、さきの3月議会で福祉環境部長がお答えしましたように、事業部門と補償部門の2つに分け、現在、業績が好調な液晶製造等の事業を継承する新会社を設立し、現チッソは患者補償と債務を担う会社とするものです。

補償・債務部門の会社が親会社となり、事業部門の会社については、独立・上場させ、その上場益を補償などに充てるようでございますが、分社化後の影響等については明らかにされておられませんので、現時点で深く言及することはできません。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 私は、この水俣病問題についても毎回取り上げているわけですが、今の患者救済をめぐる動きはさまざまな動きがありますけれども、本当に混迷状態にあるというふうに思います。そもそもは、昭和34年からのボタンのかけ違いが、五十一、二年たってもまだ解決しない最大の原因だというふうに私は思いますけれども、この時点に立って、本当にきのうから議論ありましたように、抜本策をとるのかどうか、そのことが、特に加害責任を問われているチッソと日本政府と熊本県には問われているんだらうと、そのように思います。

それで、私は5月22日に環境省に行ってまいりました。

そのときに対応してもらったのは、特殊疾病対策室と総合環境政策局の政策課の職員であります。この人たちと意見交換をずっとしました。それで、それも踏まえながらですけれども、環境省の担当者ともほぼ共通認識だったんですけれども、じゃその公害健康被害補償法に基づいて認

定申請している人たちがいる、この人たちを処分できる状況にあるのか、処分できないというのを環境省も認められました。

具体的には疫学調査はしている、耳鼻科だとか眼科はしている、ところが神経内科のお医者さんが確保できなくて、検診が進んでいない。ある県の担当者に話を聞きますと、検診する能力は行政にはないと言っています。そして、現在の認定審査会は、途中で政治解決してしまうから、認定審査会で審査することはないですよということを前提に審査会が成り立っている。現に最高裁判決後に認定審査した患者さんについては、この2年半くらいの間に1回も処分がされておられません。この前審査会で処分されたのは、最高裁判決の前に認定申請していた人たちです。ですから、認定審査会も全く機能していない。公健法に基づく違法状態が続いているというのも、環境省もそのとおりだというふうに言いました。

鹿児島県についても認定審査会が開かれていない、そもそもつくられていないことも共通認識でありました。このままでいいのかということを私は言いましたけれども、実は動きがとれないんですということを環境省の担当者が言っていたのが大変印象的でした。もう一方、けさの新聞、きのうの夕刊、あるいはおとといの新聞等でも大変話題になっている分社化も含めた与党P Tの議論なんですけれども、私はこれも暗礁に乗り上げている。今、市長御答弁いただいたように、幾つかの理由をチッソは言われていると思います。何回も繰り返しますけれども、私はこの与党P Tの案というのは、熊本県なり環境省から委託されたお医者さんが与党P Tが認める救済対象者かどうかを決めるわけですから、加害者が被害者を特定するという仕組みなんです。こんなばかなことがあり得るのかというふうに思います。

最高裁判決の基準を全く無視しているというふうに思います。それから、試算によると、60%は切り捨てるというふうになっています。

それから、その次も今度の分社化の議論と非常に関連があるんですけれども、きのうの夕刊とかけさの各紙の朝刊をずっと見ましたけれども、要するにチッソの支払い額、公的資金が1,500億円とか、あるいは銀行からの融資が400億円だとか、あるいは、これから患者補償に回すお金が幾らだとか、この辺が確定しないと、債務総額といいますか、支払い総額が特定しないと。特定しないと、そもそも分社化できないんだという議論があるんですね。分社化しようと思えば最初から救済する人数を決めなきゃいけないということなんです、逆の言い方をすれば。ということは、最初から救済する人数が決められて、これが与党P T案がスタートするというのは、ほぼ間違いないだろうというふうに思います。ということは、95年、平成7年ときも同じだったんですけれども、受け付け期間を一定期間に区切ってしまう、ということは、恒久対策にはならないということなんです。それで、こういうのもほぼ環境省に言いましたけど、環境省の担当者は、否定しませんでした。こういうことなんでしょう。それで、私が言ったのは、加害責任問われた

のは、確かに日本政府だけれども、環境省として超党派の国会議員だとか、あるいは県議会だとか、あるいは患者団体だとか、訴訟をずっとやってきた弁護団だとか、こういう人たちと本当に意見を聞いて、抜本策をつくったらどうかという提案をしてきました。

環境省の担当者は、もうおっしゃるのはそのとおりなんです。私どもは何とかせないかんと思っているんですけどもというところで話は終わってしまったんですけども。

それで、市長に、1回目の答弁はわかりました。その上で伺いしたいと思いますけれども、被害者が放置されたままでは水俣病は私は終わらないと、そのためにも解決するルールをつくる必要があるのではないかというふうに思っているんですけども、市長の総論的な考え方、まず、基本的で、総論的な考え方ですけども、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、御質問がありました、被害者が放置されたままで水俣病は終わらないと思うが、私の考えはどうかということでございますけれども、今、議員がおっしゃっておいしたように、認定審査会が機能していないと、そういう現状を見るならば、公健法に基づきます現行の認定制度というのが破綻しているという見方も一方ではできるのではないかなと、そんなふうに思っております。

また、与党P Tによる新救済案につきましては、今まさにぎりぎりのところで審議されているところでありまして、内容については確定したものではないと思っておりますし、先ほども答弁いたしましたように、さまざまな混沌とした状況にもありますので、もう少し時間が必要かなと、与党P T案についてはそのように考えております。

しかしながら、もう申すまでもありませんけれども、高齢化が急速に進んでおりますし、また、救済問題は時間との勝負となってきておりますので、一刻も早い解決がなされなければならない課題であると、そのように認識しております。

さらに、患者救済とあわせまして、水俣にとっては保健福祉でありますとか、地域振興でありますとか、そういった対策も進んでいかなければ、この水俣病の問題というのは解決できないのではないかなと。そういう意味から、今解決策のルールをつくるということは非常に大切な部分ではないかなと、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問ですけど、分社化問題について、3回目の質問をしたいと思います。

私も注目して見ておりましたけれども、きのうの夕刊、それからきょうの各紙、それから自民党の水俣問題小委員会で審議された、そのときのレジュメも国会から手に入ったんですけども、中身を見ますと、本当に大変な中身だなというふうに思います。熊日新聞の夕刊ですけども

も、見出しを言いますが、自民水俣小委チッソ分社化検討開始、臨時国会論点を整理、地元反発で曲折も、中身を見てみますと、患者補償や法的債務返済を担う親会社と事業継続する子会社と分離する。そして税制優遇策なども盛り込んだというふうに書いてございます。これに対し、チッソの後藤会長は非常にありがたいというようなコメントを出されているようであります。

それで、中身はいろいろとあるんですけれども、小委員会の方というのは、全部存じ上げているわけではありませんけれども、熊日の夕刊に出ておりますのは園田座長と委員長代行の杉浦先生なんでしょうか、5区からは金子先生も入っていらっしゃるようなんですけれども、こういう方たち5人でこの小委員会を進めておいでになったというような記載になっています。

それで、先ほども言いましたけれども、きょうの熊日新聞と、それから、きょうの朝日新聞なんですけれども、こういうふうな書き方をしています。熊日新聞の方からですが、見出しは、「自由な事業活動を・チッソの思惑くむ」ということで、そもそもの構図は、現チッソを親会社と子会社に分ける、子会社の株を100%親会社が所有する、この子会社は業績がいいんで株が高く売れるだろう、2,000億ぐらいで売ればいいなという話が実は書いてあります。杉浦先生の話として、株式売却益は2,000億円を下らないという見立てをされている。それから、朝日新聞の方ですけれども、園田委員長は、債務完済には最低でも2,000億円の売却益が必要と述べたというふうな記事になっています。それで、私が思いますのは、この売却益2,000億円くらいを県に預ける、県の方で基金をつくって、そこに預けて管理する。その中から患者補償のための資金を出していくんだというようなことになっています。

ところで、その2,000億円というのははっきりしました。大体2,000億円ぐらいだろうと。杉浦先生も園田先生も同じようなこと言ってらっしゃいます。じゃ、払わなきゃいけない債務は幾らなのか、朝日新聞のけさの朝刊ですけれども、県からの借入残高が1,544億円、民間金融機関のが408億円、これだけでも1,900億円ですよ。2,000億円で売れたとして、残額は、100億円でしょう。じゃ100億円で、これから後の患者補償をやっていくのかという話になるんです。それで熊本県の環境生活部が、平成19年4月にまとめたチッソ県債に関する資料を持ってきました。これは昭和48年から平成18年まで、チッソの方で慰謝料として幾ら払ったのか、あるいは終身調整特別手当、毎月生活費と出しているのが終身調整特別手当と言っていますけど、それから治療費、その他葬祭料だとかなんかあるんですけれども、平成17年度で24億8,600万円です。これは今の認定患者さんが亡くなっていけば、毎月減っていくんだろーと思います。現に平成15年は約27億でした。16年は26億、17年が24億8,000万ですから、1億くらいずつは減っていつている。ただし、残りが100億しかないということになれば、今、認定患者さんに払っている治療費だとか終身調整特別手当だとか、あるいは介添手当だとか、死亡のときの手当、含めて、この費用は5年分か6年分しかない。じゃ今の認定患者さん千何百人残っていらっしゃいますけれども、こ

の方たちがあと10年、20年生きたとしたら、それを払う原資はないということなんです。私は、こういうのを見まして、本当にこれはこういう分社化方式が、これから継続的な患者補償、あるいはこれから出てくる患者補償、未認定だとか、まだ名乗り出ていない人たち、急性劇症の家族だとか、あるいは胎児性患者を兄弟に持つ家族の人たちも、まだ名乗り出ていない人たちも僕も知っています。そういう人たちは、いずれどっかの時点で名乗り出てこられる可能性だってあります。ですから、そういうことを考える場合、本当にこの分社化が将来的にわたってチッソが責任を負うと言ってらっしゃることを担保するものなのかというのが疑問に思えます。

それから、熊日新聞が書いていますけれども、2点目は、加害責任から解き放つということ、これは公害を出した企業は、ある時点で免罪してしまう、こういうことでいいのかということが言われています。

もう一つ、3点目は、冒頭も言いましたけれども、この自民党の水俣問題小委員会の案によりますと、チッソの事業所があるところの県民税、それから市民税についても免除するという措置になっています。地方自治体にとっても大きな影響が出てくるというような中身です。ただ、これは松岡委員長の場合は、税の公平を欠くということととんざしたことがありますけれども、こういう問題がこれからも出てくるんだろうと思います。臨時国会という議論になっていますけれども、これが臨時国会であれば、衆議院と参議院がありますから、両院で通過しないと法律としては成り立たない。今のねじれ現象もありますし、衆議院の解散とか総選挙もいろいろ取りざたされておりますので、どうなるかわかりませんが、いずれにしても紆余曲折があるのは間違いないだろうというふうに思います。

去年の2007年に西日本新聞がこういう記事を書きました。これは水俣病50年特集の中で、チッソ未完の決算・原因企業の現在というので、元熊本県職員で、今は室蘭工業大学の教授をされている永松さんの論文を引用しながら、こういうふうに言っています。

分社化については、論文は市場経済原理から言えば一定の合理性を持つとしながらも、チッソの存続自体、市場原理を逸脱した公的支援が前提と指摘、道義的責任を有するがゆえに、存続しているチッソの分社化構想は倒錯した企業倫理感を改めて印象づけると結論づけた。永松は言う。分社化の本質は過去の責任との決別、それは許されないというのが西日本新聞の記事です。私もこのように思います。

それで、市長にお伺いしたいと思います。

この案について、きのう、きょうと新聞出たばかりですから、なかなか研究する余地もないんじゃないかなと思いますけれども、生々しい話で、この案については、市長どう考えられるか。

それから2点目は、さっきと同じような質問になりますけれども、チッソは患者補償と地域貢献を今後も続け、完遂すべきだというふうに私は思っておりますけれど、改めて市長の認識をお

伺いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点、昨日出されました分社化の方式についてどう思うかということでございますけれども、まだ十分吟味しておりませんし、また、試案の段階のようですし、よく中身について吟味して、また、私なりの考えをまとめていきたいと、そのように思います。いづれにしても、被害者救済が先だということは、そのような基本的なスタンスは変わりません。

それから、もう一つは、チッソは患者補償と地域貢献を完遂すべきと思うが、市長はどうかということでございますけれども、これまで認定された方が2,200名上回る水俣病患者の方々、そういった方々はもとより、今後、新たに認定される方々を含め、加害企業として引き続き誠実に補償完遂に努めていただきたいという思いがあります。あわせて、いつも申し上げておりますけれども、地域振興に関しても、本市の産業経済の牽引役として新たな環境産業の展開を含め、地域の振興にぜひ貢献をしていただきたいと、そんな思いであります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業廃棄物処分場問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産業廃棄物処分場問題についての御質問にお答えします。

まず、43項目の知事意見が出たが、業者のその後の動きについてお答えします。

昨日、緒方誠也議員の御質問にもお答えしましたとおり、熊本県環境保全課の話によりますと、熊本県が知事意見を提出した3月19日には、事業者であるIWD東亜熊本に対し、知事意見の内容の十分な説明をする機会がなかったため、改めて3月28日に担当コンサルタントに対して知事意見の説明をしたとのことです。

その上で、知事意見にどう対応するのか、事業者の考え方や計画内容をきちんと知らせてほしいと話したとのことです。これに対し5月中旬にIWD東亜熊本の社員が県庁を訪れ、出資会社である東亜道路とも現在慎重に検討しているので、もう少し待つてほしいと言ってきたそうです。

現在のところ、IWD東亜熊本が、準備書の次の段階である評価書作成に向け、知事意見の指摘に基づく再調査等を実施しているというような情報は得ておりません。

次に、熊本県はどのように動いているかについてお答えします。

産廃処分場に関する設置許可権を有するのは熊本県であり、今後、水俣市の処分場の問題に関し、重要な役割を果たすのは県であると考えています。熊本県では、今年度から環境影響評価の事務が環境政策課から環境保全課に移管されております。

そこで、5月19日、産廃阻止！水俣市民会議のメンバーが県庁を訪問し、環境保全課の課長や担当職員と情報交換を行っております。

そのときに、県から事業者に対し、知事意見に対する考え方などの説明を求めたことや、評価書作成に際しての熊本県の対応方針等を聞いております。

熊本県は、知事意見に対する事業者の考え方や再調査等の方法・計画などを求めている、評価書には算出根拠データが重要であり、調査すべきところはしてもらい、やり直すべきところはやり直してもらうと言っています。さらに、環境影響評価審査会の委員の意見も聞いて、評価書の内容を判断していくということです。

また、評価書作成までの対応や指導については、県も関心があり、黙って待つということはない、適宜、事業者に報告を求め、必要があれば勧告も行うとのことでした。

熊本県には、事業者の動きや進捗状況をきちんと把握していただき、随時、市に対しても情報提供していただくよう、今後も引き続きお願いしていく必要があると思っております。

次に、水俣市は市民とともにどのように動くのかという御質問にお答えします。

水俣市は、市内の各種市民団体とともに、産廃処分場建設計画に反対する組織として、産廃阻止！水俣市民会議を平成18年6月に設立しました。

当会は、現在56団体から構成され、市民と行政、市議会が一体となって産廃阻止に向け、さまざまな取り組みを実施してきました。

具体的には、IWD東亜熊本による事業者説明会への参加と対応、住民意見書の提出、交通量調査を初めとした各種調査の実施、熊本県主催の公聴会での意見公述、市民集会開催や事業者への中止要請行動、そして東京での環境省や事業者などへの要望、要請行動など、水俣市と産廃阻止！水俣市民会議が一体となって活動してまいりました。

今後も、処分場計画が中止されるよう、水俣市は市民と力を合わせて関係者に対しての働きかけを行っていきたいと考えております。

また、産廃阻止！水俣市民会議の協力を得ながら、引き続き事業者の調査結果等の問題点、矛盾点を科学的に証明するための各種調査等を実施していきたいと考えております。

具体的に申し上げますと、風による粉じんの影響を調べるため、風向・風速調査をことし4月から連続的に実施しておりますし、昨年から実施しておりますクマタカ等の希少猛禽類調査も引き続き実施しております。

今後も、産廃処分場の建設阻止が早期に実現するよう、市民と行政が一体となって取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様のご理解と御支援をよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 御答弁いただきましたので、2回目の質問をします。

今、市長から御答弁ありましたように、風向・風速とか、あるいは猛禽類調査だとか、あるいは水生生物、昆虫などの調査も新たに始められて、これまでの市長意見書をさらに補充するような調査がされているというのは、本当に科学的データを積み上げていくという意味では、有効な手段ではないかなと私は思っています。

4月上旬に市民会議の皆さん、市長も先頭になって行かれましたけれども、私も水の会の一員として、東京へ上らせていただきました。そのときに、私は環境省の野生生物課の猛禽類担当者とそのとき会いました。その担当者が言うには、とにかくクマタカ、サシバ猛禽類絶滅危惧のⅠB類とかⅡ類だとか、本当に近い将来絶滅が危惧されているものについては、調査を積み上げて徹底してやってほしいということを激励されました。最近テレビなどでも絶滅危惧種の問題とか地球温暖化の問題とか、盛んに出ておりますけれども、改めて今水俣市がやられているクマタカなどの調査、サシバなどの調査、あるいは水生生物等の調査が本当に有効なんだなということを思っています。

私もこのクマタカ、サシバの調査には参加させてもらっておりますけれども、サシバで言いますと、ことしも4月には大森地区にサシバ飛んできました。成鳥2羽と幼鳥1羽で、私は5月の調査のときに、サシバの交尾を確認しました。双眼鏡で確認しました。営巣地も特定できておりますし、もう近く多分ひなが生まれるんじゃないかなということで、継続的調査をしていくことが必要かなというふうに思います。それでよく観察していますと、大森の産廃処分場予定地と、湯出川の右岸のところを本当に頻繁に行ったり来たりしてしまっていて、ここに処分場ができてしまえば、生息環境が本当に侵されるなということ身をもって感じています。

そういう意味でも、市長おっしゃったように、これからもこういうのを続けながら取り組みを強化する必要があるんだろうというふうに思います。

それから市長の御答弁の中で、熊本県の方は積極的に業者にどういう調査をするのかだとか、ちゃんと報告しなさいだとか、指導するだとか、そういうことを言ったという御答弁もありました。市の方でも、こちらにも情報提供するようにというふうに求めていきたいということがありましたけれども、今の状況は、馬奈木先生が先週の土曜日の講演で言われましたように、評価書が出てきてから、あるいは設置許可申請が出てきてから対応するというのではなくて、43項目の知事意見書実施、ちゃんとしなさいと、できっこないんだから、ちゃんと実施しなさいということを熊本県にも業者にもちゃんと運動として詰めていくことが必要なんではないか、待ちの姿勢ではだめなんではないかということを言われましたけれども、本当にそのとおりだなというふうに思いました。

それで、2回目の質問をいたします。

市長意見書の要約とか、43項目の知事意見書だとか、最近の産廃ニュースでも書いていただい

ておりますけれども、さらにこれを市民に徹底する。馬奈木先生は市長意見書、本当に立派にできている、この市長意見書。全国に例のない県知事意見書をやっぱり市民が学習することが必要だということを何回も強調されていました。そういう意味では、市民が学習して、納得して、納得した上で、これはやっぱり絶対とめるしかないんだということを運動にしていく。そのために、こういう学習する機会といいますか、広報といいますか、こういうのをもっと強めていったらどうかというふうに思います。これは提案です。市長の御意見を聞かせてください。

2点目は、産廃ニュース、担当課と確認しておりませんが、県の各部局、あるいは国会の衆参の環境委員の国会議員の先生方、それから県会議員の先生方に毎回送るようにして、いつも水俣の産廃情報が関係者のところには届いているということが、それが何カ月、1年単位でたっていきますと大きな力を発揮してきますので、そういう活動も続けていったらどうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

以上、2点です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 第1点は、市長意見、それから知事意見について、市民に学習会をしたらどうかというようなお話でございます。今後、私どもも県に対しては、事業者への厳正な対応を求めていく必要があると思いますので、そのためには知事意見の内容を市民がきちんと理解することにも非常に大切だろうと思っております。この学習会の開催につきましては、市民会議の皆様方とも相談をしながら、お諮りをしながら、ぜひ前向きに進めてまいりたいと、そのように思います。

それから、産廃ニュースを送るのはどうかということでございますので、ぜひその方向で考えてみたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、環境首都取得について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、環境首都取得についての御質問にお答えします。

まず、ことしの結果ですが、全国66の自治体に参加した第7回環境首都コンテストは、前年同様、北九州市が総合1位、水俣市が総合2位という結果でした。

環境首都コンテストは、自治体のさまざまな環境施策が点数化される方式で、第7回の本市の得点は1,020点満点で646点、1位になった北九州市は744点でした。このコンテストでは総合の順位のほか、地球温暖化防止部門、住民参加部門という部門別表彰もあり、2万人以上5万人未満の人口規模では水俣市はいずれも1位となっています。

なお、このコンテストが始まって7回目になりますが、総合で第1位であること、総合点が

満点の70%以上であること、15の質問分野中、3項目以上が満点の90%以上の点数を得ていること、15の質問分野中、満点の50%以下の項目が3項目以下であることという全条件を満たし、環境首都という称号を受けた自治体はまだ誕生しておりません。

次に、今後の課題についてですが、環境首都の称号を取るには、先ほど申し上げた4つの条件をクリアしなければなりません。つまりは、今よりも点数を上げる必要があるわけですが、15の質問分野中、本市の得点率が一番低いのが地球温暖化防止、エネルギー政策についてです。

この分野の質問項目では、主に自然エネルギーや省エネルギーに関する質問を問うてありますが、残念ながら、本市においては住民や事業者が設備の導入などを行う際、積極的に支援する施策がなく、得点率は40%台にとどまっています。

これは、自然エネルギー導入の具体的な支援策や普及に向けた独自の仕組みがおこなわれているという本市の課題であります。財政的な問題もあり、早急に支援策等を設けることは困難ですが、何か方策がないか検討してみたいと思います。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 環境首都についてですけれども、市報に地球温暖化と住民参画部門では1位というふうになっていて、総合では2位だったということで、その関係がよくわからずに、何回も環境課にいつて学習させてもらったのが、この間のいきさつなんですけれども、環境首都になったところはまだ全国ではないということで、あるいは2万から5万のところでは地球温暖化対策にしても、住民参加についても、非常に高い位置の成績をいただいたということの御答弁をいただきました。

本当にこの地球温暖化問題というのは、もう世界じゅうで、最近日本でも盛んに言われるようになってきた課題でして、漠然とは、ひょっとしたら、これは大変なことになりはせんかなと思いつつ、最近、いろいろな科学的データが出てくるようになって、本当にそうかなということ、本当にそうなんだというふうに変わったというのが、私自身のこの間の感想というか、思いでもあります。

それで、ことしの洞爺湖サミットでもこれが大きな課題になるんだろうというふうに思います。

それで、今御答弁いただきましたように、一番水俣でも取り組みがおこなわれているのが、地球温暖化とかエネルギー政策だとか、あるいはその中でも、特に、自然エネルギーをどう活用するか、あるいは節約するかと、こういう部門については、財源の問題もあって大変なんだということも言われました。

実は、この分野が一番今日本の全体の政策としてもおこなわれているというふうに言われていることであります。

それで、できるだけデータは科学的にせないかなということで、実はこの問題については国連の気象機関というところが、国連環境計画と一緒にあって I P C C 気候変動に関する政府間パネルというところをつくりまして、今いろいろなところで会議を持っています。特に、温暖化の中でも、一番温暖化の寄与率が高いのはCO₂、二酸化炭素だと、これが寄与率が60%というほど、大きいというふうに言われています。

それで、化石燃料を私ども使うようになって、このエネルギー革命によって、この間発展をしてきたんですけれども、この100年間で地球の平均気温が0.74度上がっているんだそうです。特に、20世紀後半では温暖化のスピードが急速に高まっているというふうに発表しています。それで、これからの20年間で本当にかぎだ。私も知らなかったんですけれども、こういうふうに書いています。

I P C C 報告書によると、例えばグリーンランドの氷床は1から4度の上昇に応じて、数百年、数千年にわたって解け続けるため、4メートルから6メートル以上の海面上昇を引き起こす。

また、アフリカや島嶼諸国などの発展途上国は、温暖化に何の責任もないのに、気候変動に最も大きな被害を受けるというふうに報告しています。

06年にイギリスの政府の委嘱で研究した人がいるんですけれども、温暖化を放置すれば、損失は、世界の国内総生産GDPの20%か、それ以上に上るおそれがあり、防ぐにはGDPの1%程度で済むというふうに提言しています。損失が20%で、防ぐには1%の費用があればいいわけだから、今、本当にこれをしなきゃいけないんだという提言です。

それで、自然エネルギーについてのところなんですけれども、実は、日本政府の中でも少しずつ何とかせないかんという動きが見え始めているのかなということを思っています。

これは、私ども日本共産党が発行しています赤旗新聞なんですけれども、市田書記局長が参議院の環境委員会で質問しています。

この中で、太陽光、風力発電などの電力を適切な価格で買い取る固定価格買い取り制度の導入を求めたのに対し、環境省の南川地球環境局長は前向きに検討すると答弁したというふうになっています。

ところで、日本は太陽電池などの技術力では世界でも高い比率を持っているんですけれども、国内で生産された77%が今世界に輸出されている。2005年には民間住宅への太陽光発電設備の補助が打ち切られまして、自然エネルギー導入促進のための実効的な施策が政府から姿を消したというふうに言われています。

ドイツはどういうふうになっているかといいますと、発電での自然エネルギーの割合について、ドイツが2020年までに27%自然エネルギーにする。アメリカでは15%にするという目標を

持っているんですが、日本では何と2014年で1.6%、主要国と比べて非常に低い。こういう事態をどうするのかというふうに言われまして、鴨下環境大臣は、再生可能エネルギーは、京都議定書第一約束期間においても、より積極的に導入すべきだと考えている、こういう答弁が出ています。ただ、経済産業省などとのやりとりがあって、中期目標を日本が持っていないというのが、今世界から批判されているところなんですけれども、私は水俣でもできることを本当に今やっていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っています。

それで、私も前期のときですけれども、産業建設委員会で京都に視察に行かせていただいて、ある会社の太陽光発電の本社に行きまして、いろいろな説明を受けまして勉強してきました。

家庭で導入する場合は、どれくらいの電気消費があれば設備投資と一定の耐用年数でもとを取り返せるのかというふうな、そういうような試算もした覚えがあるんですけれども、今どんどん技術進んでいますので、有効になってきているんじゃないかなというふうに思います。

それで、実は水俣でもこの太陽光発電が導入されている小学校があるんです。市長御存じのとおりです。教育長のときに導入されたんじゃないかなと思いますけど、袋小学校ですよ。教育委員会から袋小学校太陽光発電についての資料をつくっていただきました。結論だけ言いますと、袋小学校では土、日は学校を使いませんから、土、日は九州電力に売って、近所で使われるようになっているんだそうです。平日は足りないんで、九電から買っている。それで、全体の利用割合は、袋小学校で使っているうちの23.1%を太陽光発電で賄っている。設置したときの補助関係ですけれども、NEDOという、太陽光発電フィールドテスト事業負担金というところからと熊本県新エネルギー発電フィールドテスト補助金というのが入っておりまして、この辺があって水俣市の負担は約460万で済んでいるんですけれども、補助がこれくらいつけば、460万くらいは、自家発電しているわけですから、それで割ると14年3カ月で取り返すくらいの発電をされていて、機能しているというデータも出してもらいました。

ですから、私がここで提言を含めて、お考えをお尋ねしたいと思っているのは、とりあえず公共施設などでの普及、今政府からの補助が現時点でどうなっているか、あるいは今何とかせないかんという動きがありますので、家庭だとか、公共部門での補助率が以前のようにふえてくる可能性だってあります。それも見越しながらになると思いますけれども、とりあえず公共施設などでの普及を進めるとか、あるいは政府に対しては、さらに自然エネルギーの導入について努力するように物を言っていく、こういうのをしたらどうかというのが第1点です。

それから2点目ですけれども、私も毎月リサイクルをしております、市民の皆さんたくさん参加されて、私もそのうちの1人として、地元の環境委員で仕事をさせていただいておりますけれども、アルミだとかスチール缶だとか銅線だとか、それを回収してそれなりに売ったお金が

入ってきているのもあるんだろうと思います。これは相場によって上がったたり下がったりもするんじゃないかなと思いますけど、多分これからまた上っていくんではないかな、レアメタル等の価格が上ってきて、上っていくんじゃないかなということも考えられます。それで、リサイクル還元金については、地域で、例えば21区だとかは公民館つくるための原資に一定それを充てようかということで、積み立てようという計画もあるんですけども、ただ出したそれぞれの家庭に還元するという仕組みには今なっていません。ですから、そういう面からも、リサイクル還元金を全額じゃないですけど、一定部分プールしていて、各家庭で太陽光発電だとか、自然エネルギーだとかを導入するときは、それへの補助金を水俣市として出すとか、そういう方策をちょっと研究したらどうかというふうに思っています。その考えを持っていますがいかがでしょう。これ2点目です。

それから、3点目ですけども、大阪府豊中市では、地球温暖化対策推進計画というのをつくっているそうで、2050年までに現在の化石燃料の消費を70%削減する、そういう計画を持っているんだそうです。こういう自治体が今少しずつ広がってきている。

それで、水俣市は環境条例だとか、全国的にも進んだ条例を持っているんですけども、自然エネルギーだとか、地球温暖化対策に寄与するだとか、そういう面で、新たに地球温暖化対策推進条例だとか、そういう条例をつくって広く市民とともに、さらに環境のまちだから、クリーンエネルギーを使ってまちが生存しているという、そういう方向を目指す自治体としてもアピール効果があるんじゃないかなと思いますので、そういうのも研究したらどうかというふうに思いますけれど、いかがでしょうか。

以上、3点です。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 今、3点ほど第2の質問いただきましたけれども、まず、自然エネルギーの導入、公共施設への導入等々についてでございますが、地球温暖化対策を進める上で、エネルギー政策、非常に大きなかぎを握っているということは議員の言われるとおりでございます。

特に、自然エネルギー政策、それから省エネルギー政策は、取り組みを進めることで、確実にCO₂が削減されるということでございます。

議員がおっしゃいますように、太陽光発電につきましても、これまで袋小学校、それとおれんじ館と月浦福祉ニュータウン等々で導入したという経緯がございます。導入に当たっての設備経費や、その後のランニングコストなど費用対効果について議論の余地というのは、確かにあるかもしれませんが、環境に配慮したまちづくりを進めると、そういった本市といたしましては、できる限り積極的に、この自然エネルギーの導入を図っていきたいというぐあいに考えておりま

す。

そのようなことから、現在、計画を進めておりますけれども、老人ホーム、月浦の福祉ニュータウン地内に建設を進めておりますけれども、老人ホームにおいて、各種支援制度を活用しながら、太陽光発電が導入できないか、検討を進めていると、そういう状況でございます。

なお、今月の５日に月内には政府がまとめる地球温暖化対策のビジョンということで、福田政権下においても補助金復活の検討も始まったと、太陽光発電設備を一般住宅などに普及させる方を盛り込むと、そういった方針が固まっておりますので、今後においては、そういった政府政策等の推移を見守っていききたいというぐあいに考えております。

それから、自然エネルギー導入に向けたリサイクル還元金の活用はどうかと、自然エネルギー導入を促進するために、リサイクル還元金、住民のリサイクルで還元金が発生しているということですが、その一部を補助金に活用してはどうかという御意見ですが、財源確保としては現実的な選択肢ではあると、そのように思います。その点を含めましても、なるべく早い時期に検討してみたいと思います。

それから、３点目の、地球温暖化防止推進条例の制定につきましては、現在のところ、その制定することについては考えておりませんが、長期的な展望に立ったCO₂削減の数値目標であるとか、温暖化対策などは環境基本計画、あるいは実施計画等に盛り込んでいきたいと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣市袋・岡山の水俣市所有管理型処分場について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 岡山不燃物埋立地についてお答えします。

まず、どのようなごみが埋められているのかという御質問にお答えします。

埋立物は大きく分けて焼却灰、それからカレット、瓦れきの３種類であります。焼却灰につきましては、広域行政事務組合の熔融炉で発生した飛灰を固形化処理したものであります。

可燃物は、最終的に熔融スラグとして排出され、道路路盤材等のリサイクルに回されております。

カレットは、水俣市の分別項目で言いますと、破碎埋立、粗大ごみに分類されるもの、つまり、ガラス、陶器類などの、いわゆる不燃物や金属が含まれた製品等を処理したものです。収集されたこれらを回転破碎机で碎き、磁石で金属部分を集めてリサイクルに回し、残りを振動フィルターで可燃物と不燃物に分け、可燃物は焼却に、不燃物はカレットとして岡山に埋め立てております。

瓦れきにつきましては、焼却灰、カレット以外の臨時的に発生する災害廃棄物等の埋立物であり、これを便宜上瓦れきと呼んでおります。

3つ目の御質問であります平成19年度に入れられました瓦れきについてですが、埋立量約161トンであり、その内訳は、火災による廃棄物が3件分で約107トン、広域行政事務組合の溶融炉から発生したスラグのうち、リサイクルができなかったものが約49トン、そのほか溶融炉の点検等により発生した残渣が約5トンであります。

次に、最近の各地点の排水の有害物の検査結果についてお答えします。

岡山の最終処分場にかかわる水質分析については、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条の2の14に基づき、浸出水処理施設からの排水について47項目、地下水について28項目の検査を実施しており、これに加えて自主的に岡山処分場からの排水が流れる袋地区の農業用ため池付近の用水路の水質検査も10項目実施いたしております。

また、ダイオキシン類特別措置法第8条に基づき、排水、地下水についてのダイオキシン濃度の測定を行っております。

直近5年間の検査結果につきましては、主な項目である水銀、鉛、シアン化合物、カドミウムについて、排水、地下水及び農業用水路の3地点、いずれも定量限界以下、つまり検出されませんでした。

ダイオキシンについてですが、排水及び地下水の過去5年間のいずれにおいても法定基準値を下回っており、その他の項目につきましても、法定基準を満足する検査結果となっております。

ただし、平成18年度におきまして、分析業者の不適切な検体の取り扱いにより、大腸菌群数及び浮遊物質SSが法基準値を超えたことがありましたが、再検査を行い、法基準値を満たすことを確認しております。

今後も水質等の異常が発生しないよう、適正な管理を行ってまいります。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 この処分場については、私も情報公開条例を使って、この5年間の水質等の検査結果、排水の検査結果、全部いただきましたけれども、点検しましたけど、御答弁のとおり、未検出だったり、あるいは自主基準よりも少ない数字であったりということで確認いたしました。

これで、特に有害物質が出ていたら本当にどうなるのかなということを実は冷や冷やししながら取ったんですけれども、出ていなくてよかったなというふうに考えています。

それで、この施設は昭和50年代につくられておりますので、もう25年とか、30年とかたつ施設です。完成してから期間がたっております。張ってあるシートが劣化していないかどうか、地盤の、いわゆる浸透度が高い土なのかそうじゃないのかによっても一定違ってくるんだろうと思いますけれども、張ってあるシートはまだ大丈夫なのか。また、汚水を集める施設が一番下の方に

あると思うんですけども、これらは定期点検等、ひび割れ等入っていないのか、大丈夫なのかというのが第1点です。

それから、2番目ですけども、ごみの分別を始めてから、この処分場の耐用年数が延びたというふうに言われております。現時点で、あとどれくらいの期間、使用可能なのか、大まかでも結構ですから、お答えいただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 岡山不燃物埋立地の維持管理上の安全性についてですが、まず、第一点目でございますけども、さきに答弁いたしましたとおり、岡山埋立地は、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術の基準を定める省令に基づき管理をいたしておりますけども、遮水シート、それから集水升等の構造上の基準や維持管理上の基準に適合し、安全かつ適正に現在、管理・運営されております。安全性は保たれております。

それから、あと残余年数はどれくらいかということでございましたけれども、平成5年から資源ごみの分別収集を始めましたけれども、そういった市民の皆さんの御理解、御協力によりまして、埋立量が減少してきており、ここ二、三年の埋立量の推移でまいりますと、残余年数あと20年程度というぐあいに見込んでおります。

以上です。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 あと20年くらい残余年数あるんじゃないかという話いただきました。それには、徹底した分別によって寿命が延びているわけですから、きちっとこれからも管理していくことが、搬入物について管理していくことが必要なんだろうと思います。

それで、今手元にある資料もクリーンセンターから出してもらった資料なんですけれども、火災があったという話を1回目の答弁でもされました。

それで、去年3件火災の現場から運び込まれているんですけども、いろいろなことあったんだろうと思うんですが、1カ所は焼失面積が145平米で、40トン持ち込まれております。もう一カ所は、焼失面積204平米で、持ち込まれたのが10トンです。もう一カ所は、焼失面積225平米で、持ち込まれた瓦れきが約58トンなんですね。焼失面積と搬入された量が比例しないんです。もう一度言いますよ。204平米焼失していて搬入されたのが10トン、145で40トン、225で58トンですから、比例しないんです。どういうところまで入れたかということもあると思うんですが、この3つのうち1つは、1業者さん、あとの2つがまた別の1業者さんというふうになっておりますけれども、搬入物について、これから、岡山の処分場の入り口等にも係の方いらっしゃると思いますので、火災のものは一般廃棄物として入れていいというふうになっていると思いますから、それはそれでいいんですけども、きちっと管理しながら、それを入れていくということの

徹底がいるんじゃないかなというふうに思いますけれども、この点ではいかがでしょうか。

最後の質問です。

○議長（松本和幸君） 時間がありませんので、答弁は簡潔にお願いいたします。

吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 質問にありました瓦れきについて、環境クリーンセンターの方で、災害発生時に臨時的に発生する瓦れきですけれども、これにつきましては、環境クリーンセンターで職員が安全性、あるいはそういった危険なものが入っていないか、確認した上で、さらに計量して岡山埋立地へ受け入れております。

なお、平成5年から資源ごみ分別収集やっておりますけれども、市民が現在のところ、岡山埋立地へ直接搬入するということとはできないようになっております。すべてクリーンセンターの方で埋立地へ持っていくものはチェックした上で、搬入し、埋め立てているという状況でございますので、今後におきましても、さらにそういった徹底を図っていきたいというぐあいに思います。

○議長（松本和幸君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時53分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、真野頼隆議員に許します。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 おはようございます。

さきの通告に従い、今回6項目について順次質問いたしますので、執行部の明快なる答弁よろしくをお願いいたします。

1、行政問題について。

ことしも4月1日に人事異動があったわけですが、以前に比べると、相互入れかえとか、畑違いが少なくなってきたのではないかと感じています。しかし、後で触れる職員の不祥事問題を見ると、本当に適材適所の人事配置になっているのか、疑問を抱く次第であります。

そこで、以下、3点について質問します。

①、人事異動は、適材適所が基本であると思うが、ことしの異動もそれを基本に行ったのか。

②、ことし4年ぶりに6名の一般行政職の採用がありました。今後、団塊の世代の退職並びに人口減の中、職員採用をどのように行っていこうとしているのか。

③、今回、非常に残念なことです、職員の不祥事問題が発覚しました。5月22日の新聞報道

によると80件、金額にして45万3,550円となっているが、その後の調査でも件数、金額に間違いはないのか。この問題は、昨日の答弁で一部明らかになったところもありますが、再質問の関係もありますので、通告どおりお願いします。

2、市庁舎建てかえについて。

この問題は私が8年前に取り上げましたが、一向に議論が進んでいません。築後50年近くにもなり、耐震構造上の問題もあります。また、土石流災害時には水に浸かり、防災拠点としての機能も果たせないなど、問題を抱えているのに、なぜ議論が進まないのでしょうか。

1つには財政上の問題もあるでしょう。しかし、それだけでは済まされない問題でもあります。

そこで、1点について質問します。

①、さきの3月議会での高岡議員への答弁で、市庁舎建てかえについては20年度に入って早速検討委員会を立ち上げるとありますが、どうなっているのか。

3、ごみ対策について。

先日、テレビでアマゾンのジャングルを取材しているヘリに向かって、弓矢を放とうとしている原住民の写真が公表されましたが、それを見たとき、こんなに文明が進んでいるのに、まだ、自分たちの世界しか知らない民族がいるという驚きと、あの人たちには、ごみ問題など関係ないだろうな、我々文明人と思っている人たちは、生活の豊かさを求める余り、自分たちで自分たちの首を絞めているのではと感じた次第であります。

私も原住民生活には戻れない文明人の一人として、水俣のごみ問題について、以下、2点について質問します。

①、市民の協力的なごみの分別推進により、処理費用の抑制が考えられるが、燃えるごみの量と処理費用の相関関係の推移はどうなっているのか。

②、ごみを減らすために、買い物へ行ってもマイバックを持参し、レジ袋を受け取らない行動をとっている人が愛知県では7割もいるとのアンケート調査が新聞に載っていました。

以前、水俣でもマイバック運動の推進を行いました。いまひとつ徹底までには至っておりません。

そこで、ごみ減量化対策として、マイバック運動と同時に、レジ袋の有料化が有効であると思うが、市として導入する考えはないか。

4、総合医療センター問題について。

総合医療センターも医師・看護師不足、全適移行への問題解決など、大変な時期にあると思います。これまで市民から信頼される市立病院として、地域医療の一翼を担ってきました。

これからも市民から信頼される病院であってほしいとの思いから、以下、2点について質問し

ます。

①、現在、総合医療センターの売店は、市外の業者と複数年契約となっているが、次回の契約更新時には市内の業者との契約ができるよう、何らかの対策は考えられないか。

②、物品購入に当たっては、市内で購入できるものはそうすべきであると思うが、総合医療センターとしてどのように考えているか。

5、学校再編成について。

学校再編成は少子化社会においては避けては通れない道だと思います。しかし、教育委員会の姿勢にPTA、保護者、地区住民は誠意を感じないのではないのでしょうか。

一度決めたことは必ず実行するくらいの強い意思を持って、誠意ある対応をしていただきたいと思います。

そこで、以下、2点について質問します。

①、教育長の考えは何回も聞いていますが、教育委員長としては学校再編成をどのように考えておられるのか。

②、教育委員会で学校再編成についての説明会をされている中、PTA、保護者、地域の方々から不満の声を耳にするが、当初の予定どおり、平成21年4月の再編成はできるのか。

6、みなまた総合物産展とみなまた未来コンサートについて。

3年目を迎えたみなまた未来コンサートも5,000名近い入場者があり、一応成功だったのではないかと思います。しかし、同時に開催されたみなまた総合物産展の方は宣伝がよく行き届いていなかったのか、もう一つだったように感じました。

水俣市の人口は減る一方ですが、流入人口をふやす意味からも、こういった催し物はどんどん盛大にやるべきだと思います。

そこで、以下、2点について質問します。

①、同時開催に当たっての総括をどのように考えているか。

②、出展者からの不平、不満の声を聞くが、それに対してどのように対処していくのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 真野議員の御質問に順次お答えします。

まず、行政問題については私から、庁舎建てかえについては総務企画部長から、ごみ対策については福祉環境部長から、総合医療センター問題については総合医療センター事務部長から、学校再編成については教育委員長及び教育長から、みなまた総合物産展とみなまた未来コンサート

については産業建設部長から、それぞれお答えします。

それでは、行政問題のうち、人事異動は適材適所が基本であると思うが、ことしの異動もそれをもとに行ったのかの御質問にお答えします。

人事異動につきましては、例年各職員に実施しております勤務状況調書、各職員が提出します希望調書及び職員に対して行うヒアリングの結果をもとに実施しております。

すべての職員が満足いく人事異動を行うことは非常に難しいものと考えますが、これらの資料をもとに、任命権者として適材適所を旨として行ったものであります。

次に、ことし4年ぶりの一般行政職の採用があったが、団塊の世代の退職並びに人口減の中、職員採用をどのようにしていくのかとの御質問にお答えします。

従来からお答えしていますように、第2次水俣市定員適正化計画の目標人員298人としておりましたが、平成24年度から27年度に退職者のピークを迎えることから、職員の年齢構成の偏在を回避するために、継続した採用を行うことで平準化したいと考えております。

また、新たな行財政改革大綱に基づく定員適正化計画を策定する中で、適切な定員の管理に努めていきたいと考えております。

次に、今回発覚した本市職員の不祥事問題で、新聞報道にあった件数、金額がその後の調査においても間違いはなかったのかとの御質問についてお答えします。

今回の不祥事は、新聞報道等でもありましたように、交通災害の受付等業務において、平成19年度分の受付分、80件、45万3,550円が1年間市民課に放置されたままであったことです。

なお、加入者に対して送られるべき共済契約証書や継続通知等についても送られていない事例もあったことから、真相解明に向け調査を行いました。

調査は、平成17年度の加入者234人をベースとして、その後の加入リストにない方の中から、加入手続が行われていない可能性があると思われる124名を対象に、調査表の送付及び聞き取り調査を実施いたしました。

調査結果につきましては、現在のところ市で受け付けた控えを持っている方が、平成18年度が13件で8万1,900円、平成19年度が18件で8万850円となっており、最初の新聞報道と比較しますと、31件で16万2,750円分の手続がなされていないことが判明いたしました。

また、申し込まれたかどうか不明の方が平成18年度が8件で2万2,050円、平成19年度が14件で4万8,300円となっており、22件で7万350円という状況です。

なお、今後の取り扱いにつきましては、全容解明後に全労済と協議をさせていただき、適切な対応を図ってまいります。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問に移ります。

まず、人事異動なんですけれども、適材適所を基本にやられている。それは私もそれでいいと思うんです。ただ、1年とか2年で異動をさせられるという、そういう何か職員も我々の目につくわけなんです。それはだから私はどうなのかなと。最低やはり3年は同じ部署には私はいるべきじゃないかと。最初の1年で仕事を覚え、2年目に仕事をこなし、そして3年目から本当に力を発揮して、仕事を今度はつくり出していくという、やはり3年は必要じゃないかなと。そこで、もしその人に向かないのであればそれはもう異動をさせるべきかなというふうにも思いますけれども、最低は3年という、その辺はちゃんとこうしていただきたいなという思いがあります。

それと、また、後でもちょっと触れますけれども、学校再編成とか、そういうところをやる教育委員会の例えば職員とかいますよね。その担当職員が再編成がならない前に異動をさせられると、これもやはり私は問題じゃないかなと思うんです。やっぱりそういう一大事業とかなんか、そういう一大改革を何かをやろうというときには、やはりそれをやってしまうまでは異動を行うべきではないと、私は考えますが、その辺のところをどうお考えなのかというのが、まず1点です。

それと2点目が、異動時の事務引き継ぎの問題なんですけれども、一般職員の場合は、何か口頭による引き継ぎと、それと役付といいますか、課長とか課長補佐とか、係長ぐらいになると、今度は文書による多分引き継ぎが今なされているんだろうというふうに思うんです。しかし、地域の方々からまた、何かまた、ある課に要望に行ったときに、そのときに、また、担当者がかわったので、また、1から説明をしなければならんとたいなというような、そういう声をよく聞くんです。

だから、そういった声をよく耳にするものですから、これは事務引き継ぎは本当にちゃんとしてあるのかということ疑問を感じるわけなんです。そういうことで、やはり市民サービスの低下にならないように、事務引き継ぎを徹底をさせると、そういう意味で、どのような対策を考えていらっしゃるのかということをお尋ねをしたい。

それと、3点目が、今回の人事異動で例えば2階級特進とか、そういった人事があったわけなんですけれども、その人が、それだけの力があると言われれば、それまでなんですけれども、一般的に考えてみて、やはり次のその上へ上がっていく、そしてまたその上へ上がっていくという、そういう私はやり方をするのが、職員の、何というんですか、士気を高揚させるというか、そういう意味においては、大事なことではないかなと。以前にもこういうことはあっているというようなことは聞いております。しかし、適材適所ということ言うのであれば、例えば今、部次長級の方が五、六名いらっしゃるわけなんですけれども、その方たちは不適材なのかということも、何かそういうふうになってしまうのかなという、余りこれ言い過ぎかもしれませんが、そういったその思いを抱く人もいないかなというふうに思うわけなんです。それと

副市長は2年前ですか、助役に就任されたときに、新聞のコメントの中で、職員のやる気を引き出すのが私の仕事であるというような、そういうコメントを新聞に載せられております。そういう意味からは、やはり副市長もこれまでやっぱりそういう総務畑をずっと歩んでこられたわけですから、その辺のところで、そういう職員の人事の問題とか、そういうものにかかわっていらっしゃるだろうと思います。そういうことから、適材適所というのであれば、部次長、そういうのが不適材なのか、その辺のところに関して、どういう考えを持たれているのかということが3点目です。

それと4点目が、職員採用計画、これは継続した採用を、余り年代が偏らないように、継続的にそういう職員採用を行っていくという、そういう考え、私は非常にそれは重要であろうと思います。

そこで、私、1つ考えていることが、大阪のあの橋下知事なんかでも、そういう行財政改革の中で民間人の中途採用というのをしきりに申されております。私もやはりこれだけ民間の企業とか、そういうのが厳しくなった、いろいろなリストラがあっている中で、そういう民間の活力というのを生かす意味においては、民間人の中途採用というのも、ちょっと一考に値するのではないかなと、そういうふうに感じていますので、そのところに対する考えをお聞かせ願いたいと思います。

もう一つが、不祥事問題が起きたのも適材適所ということからどうかなという部分もあるんですけども、お金を扱う部署とかは、同じ職員が長く勤めていると、自分ではそういう気持ちはないかもしれませんが、どうしても何かそういうケースが、水俣市だけじゃなくて、これも一般全国的に、銀行でもそうです。だから、それを長く勤めていると、そういうリスクというのかな、そういう可能性が大きくなるわけなんですよね。それで、そういうリスクを回避する意味においても、余りそういうお金を管理するところには、長くは職員を置かないとか、それとか複数体制で管理をするとか、そういったチェック機能を働かせるべきだと思いますが、いかがか。

以上、5点について、2回目の質問をしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、人事異動についてでございますけれども、前にも1回申し上げたかと思いますが、基本的に私はこのように人事というのを考えております。

異動というのは、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、だれもが思いどおりにいくということを願っているというのは、もう議員も御承知のとおりでございます。しかし、この異動は本当に100%うまくいくかということは、これまず不可能であろうと、そういうように思っております。ということをまず、御理解いただきたいなと思っております。

私の前のことで大変恐縮なんですが、私も1年で動かされたのが3回ございました、教職生活の中で。1年間で異動させられたというのが3回ございましたし、教職員においては、まず3年間、最初の3年間で動かさないというようなことも大体取り決めているところでございます。

したがいまして、異動はそういった意味からも考えまして、それぞれの状況があつて、組織体としていかに力を出していくのかということを全体から見ていって、その本人の適材適所ということと絡み合わせて異動というものも行っていくと思っております。

わたくしたちもよかれと思って配置した異動が本人にとっては不満だったという場合ももちろん出てきております。ただ、適材適所というのが基本でありますけれども、私はこの異動というのは、基本的には職員にとっては、研修の場としてとらえております。人から言われてかわっていくよりも、自分が新しい職場に行つて、その職場の空気に入るときに、非常に自分で感じるものがたくさんあります。そうやってかわっていく職員というのも非常に多うございますので、そういう意味では異動というものの一つの研修の場としてとらえているということです。

したがいまして、そういう研修の場としてとらえながら、適材適所というのは、適材を育てる、そういう意味でも非常に意味があるのではないかな。

そういう観点から、これからちょっとお話をさせていただきたいと思うんですが、まず第1点の、今おっしゃいますように、わずか1年での在職を希望した職員や、あるいは2階級特進のということも適材適所かというような御質問だったと思いますけれども、今申し上げましたように、全体的な職員の配置の中では、1年の異動職員もいるということは、それぞれの能力、適正がございますので、やむを得ない場合も出てくるということを御理解いただきたいと思います。

さきにお答えしましたように、その分におきましては、個人のヒアリングでありますとか、異動調書でありますとか、いろいろな希望をお聞きしながら判断をして配置をしているところでございますので、職員にとってそういう負担がないように、それは心がけてやっているつもりでございますので、御理解をいただければなと思っております。

また、昇任につきましては、私は今回は、本人の適性及び能力等を勘案いたしまして、そのような配置をしたところでございます。

それから、2つ目の事務引き継ぎをきちんと徹底するべきではないかと、引き継ぎは口頭、文書で行っているけれども、そこを引き継ぎをちゃんとするべきではないかということでございます。まさにそのとおりでございます。今回の不祥事もそれがなかったがために起こったのではないかと反省をしているところでございます。

今後本当にチェック機能はきちっと働けるような体制づくりをつくっていかなければならないと思っております。

それから、民間人の中途採用についてはどうかということでございますけれども、これは、今

後の市役所の活性化も含めまして、職員の士気も含めまして、検討することになるんじゃないかなと思っておりますので、今後の職員採用計画の中でそういったところも検討してみたいと思います。

それから、お金を扱うところということでございますけれども、この分につきましては、今おっしゃったところを十分受けとめながら、今後対応をしてまいりたいと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 今の再質問の中で、私が就任時に申し上げたことで御質問がありましたので答弁をさせていただきます。

就任時に、職員のやる気を引き出したいと述べましたのは、個々の人事異動とか、そういうものでなくて、やっぱり日常業務における職員の仕事に対する姿勢だったり、やる気だったり、そういったものをどう引き出していくかと、職員から助役になりましたので、そういったものも考えながら、職員との対話を進めながら、そういった部分で組織を活性化していきたいという形で申し上げております。そういったことで、今回の人事異動等についてのモチベーションの問題がありましたけれども、やはり、その職責職責で、まず頑張っていくと。今回評価されなかったら来年頑張るよというような形が必要なのかなと。なかなかいろいろな形で評価もありますので、やはりそういったものに皆がチャレンジをしていく。また、年功で次の番だよじゃなくて、やっぱりそれは、それぞれの頑張りが評価をされていくというような形の人事制度に、今後考えていく必要があるのかな。そういった意味で、人事もやはり職員を活性化するためにやっていかんということ、今回のいろいろな御意見も参考にしながら、また、対応していきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 3回目なんですけれども、この不祥事問題は、市長も新聞報道で述べられていますように、チェック機能の甘さというのが問題だったと。それで1年間放置していたにもかかわらず、何事も余り大きな問題が、事故とか、そういうのが発生しなかったからよかったようなものの、もし万が一大きな事故が発生して、本人さんはちゃんと私は契約をしてその写しを持っているのにと、でも本当は全労済の本部まで行っていなかったと。そういうことで、この事故処理をどうするのかというふうな形にもしなっていたなら、これは市がそれだけの補償をしなければいけないような、大きなこれは問題に発展していたのではないかなと、そういう意味におきましては、これは本当しっかりチェック機能の強化というのを図らなければいけないという問題でもあるかなと思います。

また、各課には事務分掌表なるものがあって、この仕事はだれだれが主に担当をして、副がだ

れ、それを補佐するのがまただれというような感じで、その課においてちゃんと仕事の役割分担が決められているわけなんですよね。ですからもうその1人の担当職員だけじゃなく、それを補佐する人たちの周りの人たちが、やはりこれを一緒にそれをもしやっていたんであれば、私はこういうことも未然に防げたのではないかなというふうに思うんです。そういう意味からも、やはりこの事務分掌表をもとに、しっかりと各課でやはり仕事をやっていただきたい、しっかりそういうことをやっていただきたいという、そういう思いがあります。

きのう市長は福田議員の質問のときに、この不祥事問題について謝罪をされましたので、私は謝罪は求めませんけれども、やはりこの全容解明の後に、やはりこれは何らかの行政責任というのがあるわけですから、そのことはちゃんと厳正なる処分を下していただきたいと、そういうふうに思っております。

それと、先ほど森副市長が述べられましたけれども、自分の置かれているその部署で一生懸命やって、次をねらうんだという、そういう職員のやっぱり意識を、目的意識というのを持ってやっていただきたいと、私もそういうところには同感をする次第でございますが、ただ、そういうふうに次の何か、いろいろ何というか、だんだんポストというか、何かそういうのも少なくなってきた分はある。いろいろ課がなくなってきたりとか。そこで職員というのは、今までどおりにはなかなか、前のようにはいかないと思うんですけれども、その辺のところをやはり一生懸命頑張れば次のポストがねらえるんだという、全体を公正に見ていただいて、職員のやる気をこれからも引き出していきたいなということでこの質問は終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、市庁舎建てかえについて答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、庁舎建てかえについてお答えいたします。

平成20年3月議会の答弁で、市庁舎建てかえについては、20年度に入って検討委員会を立ち上げるとあるが、どうなっているかについてお答えいたします。

平成20年3月の定例市議会において、高岡議員の一般質問で、庁内においては新年度になりまして、検討委員会を早速立ち上げてまいりたいと答弁いたしました。

早速、平成20年4月1日付で検討会を立ち上げ、名称を市庁舎建替庁内検討委員会といたしております。

検討委員会は、総務企画部長、福祉環境部長、産業建設部長、総務課長、企画課長、財政課長、都市政策課長をもって組織し、第1回目の検討委員会を4月23日に開催をいたしました。

第1回目の会議は、庁舎建てかえの問題点やクリアすべき課題等と、今後どのように進めていくかが中心議題となりました。

今後は、月に1回程度の会議を開く予定で、現状での問題点、庁舎建てかえの必要性、起債借入方式、リース方式、PFI方式等の財源問題、建設位置の選定等を議題として議論をしていくこととしております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 ただいま市役所内部で、そういう市庁舎の建てかえの検討委員会を早速、今年度に入ってから行ったと。4月23日に第1回を行って、月1回でやっていくということなんですけれども、聞くところによると、市と商工会議所、あるいはチッソを含めた中で、あそこのチッソの八幡社宅跡地をどうするのかというような形で、何か市役所をあそこに持っていったらどうかとか、商工会議所をあそこに一緒にして、いろいろな店舗を持って行ってというような、そういう話をちょっと聞いたんですけれども、その辺のところであれば、例えば私たち財政上、非常に市単独で市役所をまた建てかえるというのは、非常に厳しいのかと。やはりそういう民間の力を活用した中でのPFI方式とか、リース方式をやっぱり今後これは検討すべきではないかな、そういうふうに思っております。こういった、そういう事実があるのか、それとどのくらいまでその話が進んでいて、そして市としてはそれに対して、どのような今考えを持っているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） チッソの社有地、八幡にございますけれども、その跡地活用について、実際、市、商工会議所入って、一応意見交換はしております。せっかくの機会ですので申し上げますけれども、これのきっかけでございますけれども、2月でございましたけれども、チッソの水俣本部の方から、市長、商工会議所、呼ばれて、本部に行きまして、チッソの方から八幡の社宅跡地の活用について、市役所の移転、あるいは商工会議所の移転、あるいはショッピングモールも含めて、そういうことを検討するプロジェクトを立ち上げたらどうでしょうという、そういうお誘いというのが、実際私も参りまして、市長もおりましたけれども、ありました。それはおもしろいですねという話になりましたけれども、市の立場としては、チッソの社有地ということで、積極的に市が関与してというのは、なかなか厳しいなということもございまして、まず、勉強会をということで、私どもの方からお願いをいたしまして、正式には、もう既に四、五回、いろいろな勉強会やっています。6月3日に再確認をさせていただいて、八幡社宅跡地の活用検討委員会を立ち上げて、勉強をやっていきたいと思いますということで、今申し上げましたように、趣旨はやっぱり市役所を持ってくる、商工会議所も持ってきて、あそこを何か商業施設を持ってくれば、どういう効果が地域に活性化ができるのかということを目的としてやりましょうと。ただ、まだ始まったばかりですので、内容については、いろいろな実は考え方ありまして、もちろん財源の方もありますし、ただショッピングモール持ってきて、その商店街の問題

もございますし、実はチッソの社有地ということで、市の用地じゃないという、そういう問題もございまして、そういうものも含めて、いろいろな議論を実はさせていただきたいなというふうに思って、今そういう立場で、市は参加させていただいているという状況でございます。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 ぜひ積極的な議論を期待するところでございます。民間がそういうふうに市のことを思って、もし自分とこで建てて、そしてそれを市に使ってくださいとか、そういう何というかりース方式でよろしいですのと、そういうふうな感じに、もしそういうふうな申し入れがあった場合には、私は、これも市としてもありがたいことであって、どんどんそういうのを活用させていただくというのは、そういうことで一応検討をしてもらいたいと、そういうふうに思います。

○議長（松本和幸君） 次に、ごみ対策について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、ごみ対策についてお答えします。

まず、ごみの分別推進により、処理費用の抑制が考えられるが、燃えるごみの量と処理費用の推移はどうなっているのかについてお答えします。

ごみの分別は、平成5年8月から全地区20分別収集を開始し、その後、品目統廃合を図りながら、現在22分別を実施いたしております。

燃えるごみの処理につきまして、水俣芦北広域行政事務組合の溶融炉は、平成14年12月から稼働し、あわせて生ごみの収集を開始、平成13年度に8,200トンあった燃えるごみが、生ごみを分別した15年度には5,200トンに減少しております。

このような経緯の中で、平成15年度からの燃えるごみの量とごみ処理費用の推移についてお答えします。

まず、燃えるごみの量の推移につきましては、平成15年度が5,231トン、平成16年度は5,103トン、平成17年度は5,068トン、平成18年度は4,988トン、平成19年度が4,797トンで、毎年減少を続け、平成15年度と比較しますと、平成19年度は8.3%の434トン減少いたしております。

次に、処理費用の推移につきましては、平成15年度が1億3,748万8,000円、平成16年度は1億6,288万5,000円、平成17年度は1億7,493万3,000円、平成18年度は2億7,972万5,000円、平成19年度が2億8,368万2,000円と増加いたしております。

平成18年度から処理費用が大幅に増加いたしておりますが、これは広域行政事務組合の溶融炉の平成15年度から17年度まで、3年間の保証期間が切れたために、修繕料がメーカー負担から広域行政事務組合負担になったことによるものでありまして、処理費用は平成15年度と比較します

と、206.3%の1億4,619万4,000円増加いたしており、今後も原油高により燃やすごみの処理費用の増加傾向に拍車がかかるものと思われます。

このように、推移を見てみますと、燃やすごみは減っているのに処理費用が増加しているという状況であり、この要因として最も大きなものは、維持費がメーカー負担から広域負担になったこと、広域行政事務組合を構成するほかの2町との負担金を算定する搬入量の割合の変動、原油高が考えられます。

今後の原油高はいつまで続くのか不透明であり、その中で処理費用の増加を抑制するためには、さらなる燃えるごみの削減を図る必要があります、その手段としての分別徹底は、議員御指摘のとおり、処理費用の軽減に極めて有効であります。

今後も今までと同様、分別収集に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、ごみ減量化対策としてレジ袋の有料化を市として導入する考えはないかとの質問にお答えします。

これまで市におきましては、ごみ減量女性連絡会議を中心に、食品トレイの廃止申し合わせや、エコショップの認定、マイバッグの配付等、市民と事業所とが協働してごみ減量の取り組みを実施してきております。

また、昨年度はレジ袋削減のための事業としまして、10月にはエコショップ、商店街などにも御協力いただき、マイバッグでお買い物キャンペーンを、また、1月から3月までは水俣高校、水俣工業高校の両校の生徒会とも連携し、ばいばいレジ袋カード事業を実施したところです。

市においてレジ袋有料化を条例などで制定することについては現在のところ考えておりませんが、レジ袋の削減は、ごみ、特に、廃プラスチックの減量と地球温暖化防止に有効であると理解しておりますので、今後とも、ごみ減量女性連絡会議などを中心に、事業主の方と協議や検討の場を設け、働きかけを行っていきたいと考えております。

また、レジ袋有料化を制度化したほかの自治体におけるごみ減量への効果の状況等も見ながら検討を進めてまいりたいと思います。

ごみの総量を減量するためには、家庭にごみになるものを持ち込まないという、市民一人一人の行動が重要ですので、もったいないボックスの利用促進、新家庭版環境ISOの創設普及など、さまざまな形でごみの減量につながる啓発活動や取り組みをあわせて行ってまいります。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 今、燃えるごみの量は減っているのに、処理費用の方がだんだんふえているんだと。平成15年と19年を比べただけでも倍以上ぐらい上っていると。その原因が結局メーカーが管理していたものを広域で管理するようになったということと、原油価格の高騰とか、るるそういう原因が考えられるということで述べられましたが、少しでもやはり何というか、処理費用を削

減するという、我々市民も何とかごみの量を減らしたい、少し財政を負担をかけないようにしたら、こういった行動がとれるのかということを市民の方も考えて協力をしていただいているというふうに思うんですよ。

そういう意味においては、やはり何というか、数値目標を、今どれだけ紙の分別が徹底されていますとか、もう少しこれだけしたらもっと処理費用が削減できますよとか、そういった数字で何か目標を市民の方に知らせると、そういうことが私はもっと徹底につながるんじゃないかなと思っていますので、その辺のところ、どう考えられていらっしゃるのかということ。

それとレジ袋の有料化の件なんですけれども、私は水俣市がこれは率先してやるべき課題だろうと、そういうふうに思っております。環境モデル都市を目指す、そういう水俣市として。そしてまた、先ほどの野中議員の環境首都コンテストの問題でもありますけれども、やはりレジ袋を有料化することにより、少しでもごみが減るんじゃないかなと、それも1つの店だけがやるんじゃなくて、これはもう全部の、水俣市内の全部の店舗が一同にやらないと、いろいろなまた、買い物に行く方の立場として、あそこはレジ袋有料化だから、こっちは無料でくれるからこっちの方に行こうとかになったら、売り上げとか、そういうものにも影響が出てくるわけなんですよね。どうせやるなら、やはりもう全店舗やらなければいけない。いろいろな今チェーン店が来ていますけれども、水俣に本店がない、そういうチェーン店の方々も一緒になってやっていただくということが大切ではないかな。そうしたら水俣が最初にやることによって、それが熊本県全体に波及していき、そうしてまた鹿児島県の出水地区とかも、結局はそういう運動をしなければならぬような状況に私はなっていくんじゃないかな。そのためには、やはりこの水俣がそれを率先して、市がそのリーダーシップをとってやるべきだと思いますが、そのところをどのようにお考えなのかということをお尋ねしたい思います。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） ごみ減量に市が率先して取り組んでほしいというような趣旨の質問であったかと思うんですけれども、昨年、燃やすごみの組成調査を行いましたけれども、燃やすごみとして出されているごみの中に分別できる廃プラであるとか、紙類、資源物として分別することが可能なものが、約47%含まれておりまして、仮にこれがすべて分別されておったとしたときに、約6,000万程度の経費節減になるわけで、やはりごみを徹底して分別していくということは、水俣にとっても至上命題かなというぐあいに受けとめております。

そういった意味からも、ある程度の資源化率あたりの、その数値目標というのを明確に決めて、市民の皆さん方にもお知らせし、極力努力をしていくと、分別を徹底していくという方向で努めていきたいと思っています。

レジ袋の有料化につきまして、最初申しましたとおり、事業主の方との連携というのが非常に

重要になってまいります。そういった意味でも、協議や検討の場を積極的に働きかけていきたいというふうに考えております。

そういった意味で、資源の分別推進についても啓発やその他の手段を用いて、積極的に図っていきたいと思います。

もう一つつけ加えますならば、夏場に燃えるごみの中に相当量の草木類とか、そういったものも含まれておりますので、そういった剪定枝等の分別についても、今後新たな研究課題として、検討課題として取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、総合医療センター問題について答弁を求めます。

桑畑総合医療センター事務部長。

（総合医療センター事務部長 桑畑達美君登壇）

○総合医療センター事務部長（桑畑達美君） 次に、総合医療センター問題について、順次お答えします。

まず、総合医療センターの売店で次回の契約更新時に市内の業者と契約ができるよう、何らかの対策が考えられないかについてお答えします。

売店営業契約の経過については、平成19年3月末で市内の売店テナント業者との契約が満了することから、平成18年10月1日号の市広報紙で地元業者優先を条件に募集を行いました。その結果、市内から1名と1社からの応募がありましたが、その後、1名から辞退の申し出がありましたので、残り1社と交渉を行いました。契約までには至りませんでした。

その後、この市内業者から大手も含めた入札に参加したいとの連絡がありましたので、最終的に4社で入札を行い、東京都に本社があるシダックスアイ株式会社が落札し、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間の契約を締結しております。

当院といたしましても、地元業者の育成という観点から、地元優先の条件で手続を進めてまいりましたが、結果として地元以外の業者との契約になりました。

また、市内売店納入業者の方々からも継続して納入したいとの申し入れがありましたので、当院といたしましても、水俣市の経済状況等を踏まえ、引き受け業者に対し、地元からの商品の仕入れができるよう働きかけてまいりました。

今後も市内業者で売店へ納入を希望される業者に対しましては、引き続き地元からの仕入れができますよう、売店引受業者へ強く働きかけてまいります。

なお、次回契約更新時の売店テナント募集につきましても、当院の経営状況や患者サービス面等を勘案しながら、前回同様、できるだけ水俣市内に在住の方や、事業所を有する方を優先して募集を行ってまいりたいと考えております。

次に、物品購入に当たっては、市内で購入できるものは購入すべきであると思うが、どのよう

に考えているのかについてお答えします。

議員御承知のとおり、病院事業を行う場合、薬品費、診療材料費や医療機器等の購入、給食材料費など、多種多様な物品購入等が発生しております。

まず、薬品、診療材料及び医療器械の購入については、一部を除き、市内に取扱業者がなく、熊本、八代の市外から入札等により購入しております。

また、給食材料や消耗品、消耗備品及び車両等については、入札や市内の複数業者から見積もりを徴収し購入しております。

今後も、物品購入等については、経済性、透明性を確保しながら、受注可能なものについてはできるだけ市内業者から購入を行ってまいります。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 病院の方も経費削減ということで、いろいろ努力をされているとは思いますが、市内のそういう納入業者の方もやっぱり厳しい中で精いっぱい頑張っていらっしゃるということも事実でございます。人口もだんだん減っていますし、そしてそれによる購買力の低下とか、また、出水地区へのお客の流れとか、そういうところで、市内の商店街の方も非常に苦勞をされているということも御理解をいただきたいと思います。

市内の業者さんというのは、水俣に住み、そして水俣に税金を納められていると、でも市外の業者というのは、水俣にそういう税金とか、固定資産税とかは入ってこないわけなんです。その辺のことも考えていただきたいなということでございます。

それで、市長にこれはお尋ねなんですけれども、これから医療センターの方も全適の方に移ってまいりますと、今度は市長の権限の及ばないところになってしまうのかなというふうな思いもあります。

そこで、病院開設者として、現在、市長はこの物品購入とか、そういうことに関して、私はもう市内の業者から賄えるものはすべてそういう市内の業者から賄うというような、そういう保護政策みたいなことを取るべきだと思うんですが、どのようにお考えなのかなということをお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

前日から非常に経済の状況が厳しいという御指摘も受けております。きのう実は商店街のフラワースタンプの集いに参加させていただきました。その中で、非常にこういう厳しい状況の中で売り上げが伸びているという話を聞いたところでございます。そういう話を聞きまして、本当に商店街の皆さん方が非常に頑張っていらっしゃるし、努力をしていらっしゃるし、皆で力を合わせてやっていらっしゃるんだなということを肌で感じてきたところでございます。

そういうことから、私も大変感謝を申し上げて帰ってきたところでございますが、議員同様に、公共施設も含めまして、今後の経済効果、あるいはそういったところの観点から、ぜひ、地元業者でありますとか、そういうところも十分頭の中に入れながら、ぜひ、優先して進めてまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、学校再編成について答弁を求めます。

福田教育委員長。

（教育委員長 福田研二君登壇）

○教育委員長（福田研二君） 本日、水俣市議会からの御要請により出席をいたしました、教育委員長を拝命いたしております福田研二と申します。

何分、議会で御答弁させていただきますことは初めてでございますので、至らない点がありましたら御容赦いただきますようお願いしまして、答弁に入らせていただきます。

教育委員長として、学校再編成をどのように考えているかとの御質問についてお答えいたします。

小中学校の再編成につきましては、過去に何度となく話題になりながら、日の目を見ることのなかった本市の学校教育にとって、積年の課題でもありました。

今回の学校再編成につきましては、平成15年10月、各学校のPTA役員、水俣市小中学校校長会、区長会、婦人会などの代表の方々をメンバーとした水俣市小中学校統廃合を考える会が発足し、また、平成16年4月には教育委員会の諮問機関として、水俣市小中学校再編成審議会が発足しましたのが始まりであることは御案内のとおりです。

この水俣市小中学校再編成審議会におかれましては、PTA、区長、また、行政協力員の方々へのアンケート調査、さらには多くの協議を重ねていただき、平成17年5月、次世代を担う子どもたちに最良の教育環境を与えることを第一義とするなどといった答申を受けたところであります。

教育委員会としましては、このアンケート調査結果、答申、その後、各学校で実施しました意見聴取会での御意見等をもとに、水俣市小中学校再編成実施計画案を策定し、現在の再編成実施計画として取り組んでいるところでございます。

教育委員会におきましては、実施計画をもとに、保護者、地域関係者の御理解を得るため、各学校での説明会などを実施したり、庁内関係課で設置しました水俣市小中学校再編成推進プロジェクトチームの協力を得ながら、計画の実施に向けて努力しているところでもあります。

結果として、本年度、旧石坂川小学校と葛渡小学校の再編成が実現し、来年度は深川小学校の再編成が内定するなど、小学校の再編成につきましては一応のめどが立ったところであります。

しかし、中学校の再編成につきましては、閉校を予定しております中学校3校の保護者総会で

再編成時期の延期を求める意見が採択されるなど、御理解を得るまでには至っていない状況にあると認識しているところです。

学校再編成による教育環境の改善は少しでも早く実施することが望ましいところではありますが、閉校事業や再編成後の学校運営を考えますとき、保護者の方々の協力は欠かすことのできないものです。

このような状況を踏まえながら、今後も引き続き努力し、速やかな判断を行いたいと考えているところです。

学校再編成は、子どもたちの教育環境をよりよいものにするために、ぜひとも必要な施策であると考えておりますので、市議会議員の先生方におかれましては、今後とも御指導いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 大渕教育長。

（教育長 大渕洋君登壇）

○教育長（大渕 洋君） 次に、当初の予定どおり平成21年4月の再編成はできるのかとの御質問にお答えします。

先日の緒方議員の御質問にお答えしましたとおり、教育委員会では、平成21年4月の再編成に向け、主に保護者、地域関係者を対象とした説明会を行うとともに、水俣市小中学校再編成協議会、水俣市小中学校再編成推進プロジェクト会議を開催しながら進めているところです。

深川小学校と水俣第一小学校の再編成につきましては、近々地元準備委員会が設置される予定であり、学校間の交流事業についても計画をされているところです。

しかし、中学校の再編成につきましては、議員御承知のとおり、説明会において、それぞれの学校により、参加者数を初め、意見の内容等に違いが見られております。その中で、特に、閉校を予定しております学校には、特に、配慮を要するわけですが、関係学校の保護者の十分な御理解を得るまでには至っておらず、緒方議員の御質問にもお答えしましたとおり、3校のPTAから教育委員会に対し、再編成時期の延期を求める要望書が提出されたところです。

当初の予定どおり、再編成はできるのかとお尋ねでございますが、教育委員会としましては、平成21年4月に実施することが、子どもの教育にとってよい結果をもたらすかどうかという視点から判断すべきであると考えております。

また、保護者の御協力も必要と考えておりますので、要望書や説明会での御意見を考慮する必要がありますと思いますが、今後、さらに、各方面の御意見もお聞きしながら、総合的な観点から慎重に考えてまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 教育委員長には、本当に議会に初めて来られて、答弁していただきましてありがと

うございました。

今後も教育長を含め、教育委員会の動向というものを、学校再編成に関係するだけではなくて、いろいろな意味で見守っていただきたいなというふうに、これはお願いをしたいと思います。

それと、昨日からの緒方議員の答弁でも、大体的内容はわかったんですけども、私も以前、総務文教委員会の委員のときに岐阜県的美濃市に行って、ここでもそういう議論をしたことがありました。確かにこのいろいろな問題というのは、課題はあるんですよね。でもいろいろな課題はあるんだけど、それはだれが主体なのか、やっぱり子どもたちが一番主体なんですよ。子どもたちのそういう将来の幸せを願って、教育委員会でも学校再編成というのを進められているということですから、教育委員会の中で一番これがいいんだというふうに、そういうふうに思っ
ていらっしゃるのなら、やはりこれは誠意をもって地区住民、あるいはPTA保護者あたりにも説明をして理解を求めていく。閉校予定の3校から、一応凍結を求める要望書が出ていますけども、そういうことも今総合的に判断をしたいと、慎重にそして結論を出していくんだということなんですけれども、私もその考えではいいと思います。ただ、でも当初の目的があるわけですから、そういう予定、平成21年度の4月ということを議会の中でも何回もそれは答弁を教育長として行われてきたわけなんですよ。だから我々としても、本当にやる気があったら、その目的の時期に向かって、誠意を示してやっていただきたいということを、これはもう要望にしてこの問題は終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、みなまた総合物産展とみなまた未来コンサートについて答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、みなまた総合物産展とみなまた未来コンサートについて順次お答えします。

まず、同時開催に当たっての総括をどのように考えているのかについてお答えします。

本市では、市内外から多くの来場者が訪れるとともに、経済効果も見込めるようなイベントとしていくため、平成19年度から、恋龍祭みなまた港フェスティバル、みなまた総合物産展及びみなまた未来コンサートの3つのイベントを同時開催することといたしております。

その結果、3つのイベントの来場者数の合計が、単独で実施していた平成18年度は延べ約2万3,000人であったのに対し、平成19年度は延べ2万9,000人と約6,000人増加しており、本年度につきましてもさらに増加していると伺っております。

また、みなまた総合物産展における売り上げも昨年度から同時開催したことで、大幅に増加し

たと伺っており、経済効果も大いに高まっていると考えております。

特に、ことしは地元を中心とした出店者数も昨年の51店舗に対し、ことしは58店舗と、7店舗増加しており、水俣の飲食店で構成するこんまんまで委員会！による創作料理や和洋菓子店による地元の材料を使ったスイーツが出店されるなど、来場者に水俣の食に関する新たな魅力をアピールできたのではないかと考えております。

次に、出店者からの不平、不満の声に対してどのように対処していくのかについてお答えします。

みなまた総合物産展については、主催者がみなまた総合物産展実行委員会で、事務局を水俣商工会議所が担っているところであります。

出店場所に関する苦情の有無について、実行委員会に伺ったところ、苦情が寄せられているとお話でございます。

委員会の御意見としては、出展場所については出展業者の確定後に実行委員会で協議して決めているが、来場者の動線は予想どおりにならない場合もあり、計画の時点ではどの場所がよく、どの場所が悪いかはわかりづらく、寄せられた苦情については、ことしの結果を踏まえて、再検討を行ってまいりたいとの話でした。

いずれにしても、市としましては出店場所を含め、できるだけ不平・不満が出ないように、主催者に対し十分調整して実施していただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 今回初めてのみなまた総合物産展とみなまた未来コンサートの同時開催ということで、私はこういうイベントというのは、どんどん市を活性化していくためには必要だと思います。もっともっと宣伝をするべきだと思いましたし、未来コンサートの方はある程度人が集まりましたけれども、物産展の方がいまひとつではなかったのかなと、そういう思いがあるんですね。例えば、高尾野の中の市なんか行くと、県道を通行どめしてやっている。あれを3日間やっているとか、そこには何万人という人が、何十万人だったかな、物すごい人が来るんですね。やはり水俣のあそこのエコパークというのは、もうロケーションとしては、絶好の場所じゃないかなと、ああいう安心・安全な場所でああいうのがやれるという、これは水俣のそういうメリットじゃないかなと思います。ですから、こういう未来コンサートと総合物産展を今後水俣の一大イベントとして売り出す、そういうふうにつくり上げていくという考えはないのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 同時開催というのが去年から、平成19年度からということで、非常に市民の間でも、市内外、お客さんに対しても非常に浸透してきたなという感じになっており

ます。いろいろな商工会議所とも話す中で、ことは特にいろいろなこと、出店者も多く、非常に盛況だったということです。もっとよく知ってもらうためには、いろいろなコンサートの意見も、アンケートも取っておりますし、いろいろなお話も聞かせていただいて、今後コンサートと同時開催で非常に相乗効果がありますので盛り上げていきたい。ただ、コンサートが入場者が少ないと打ち切られるという、そういう懸念もあって、特にことは実行委員会も、今まで4団体だったのが26団体に、未来コンサートの実行委員会を含めまして、市で全体で盛り上げていこうという機運が高まっておりますので、今後こういう物産展についても同じような取り組みができれば非常に盛り上がっていくんじゃないかなと思いますので、今後も頑張っていきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 こうやって何か事を起こす場合には、本当にエネルギーが必要なんですよ。我々一人一人のエネルギーというのは微々たるものかもしれませんが、これが何千、何万と、同じ方向に向いてエネルギーが作用するとき、物すごい力を生み出すんじゃないかなと思います。それが私は正のエネルギーだと思います。エネルギーには正と負というのがあって、正のエネルギーが何かその人から発する、正のエネルギーによって、何かそういう一大イベントをつくり上げていくとか、商店街を活性化していくとか、企業誘致をしていくとか、観光振興を進めていくとか、いろいろな水俣が今抱えている課題を何とか正のエネルギーによって、水俣を変えていくんだという、そういうエネルギーが結集したときに、私は本当に明るい水俣の将来が来るんじゃないかなと思っております。そのエネルギーというのは、我々は水俣の森や、あるいは海から、そしてあるいは人からそういうものを、エネルギーをもらった中で生きているんだと思います。そういう意味においても、自然を大切にしなければいけないということと同時に、やはり人も大切にしていかなければいけないと、そういうふうに思っております。そういうエネルギーを大切に、その結集して解決していくということが大事だろうと。

ウルトラマンは3分間しかエネルギーはもちませんけれども、私の場合、70分間どうにかもつことができました。もうそろそろエネルギーも切れますので、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時7分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中原泰子議員に許します。

(中原泰子君登壇)

○中原泰子議員 こんにちは。

勇気会、中原泰子です。

先日、5月27日に日本一の読書のまちづくりの一つ、ブックスタートぐるりんぱが始まりました。市長、教育長の好感あるエプロン姿での読み聞かせに、4カ月の子どもたちが泣くこともなく、しっかりと本を見詰めていた光景は、何とも感激を受け、日ごろの健診時より、とても和やかに、そして本のすばらしさを空気で感じることもできた、すばらしい企画であると実感しております。

さて、その大事な水俣の子どもたちにかかわる質問を中心に、私の一般質問を始めます。

1、義務教育を受けている子どもたちのバス通学のあり方及び現在運行中のスクールバスについて。

本年度より再編成に伴い、無料スクールバスが運行されている。昨年の9月議会において、子どもたちの通学状況を公平にすべきと質問した。答弁において、全体的な状況をよく把握し、対応を考えたいということであったが、①、通学状況は把握されたのか。対応はどのように考えているのか。

②、現在運行されているスクールバスは、週に月曜日から金曜日、登校時1回、下校時2回となっているが、何か問題点、意見はないのか。

2、小中学校再編成の取り組みについて。

再編成において、久木野、湯出、第三中学校より、見直し、延期を求める決議が提出されているが、平成21年度を実施目標とされているのに、なぜ出されたと思われるのか。どう対処されるのか。

3、防災対策について。

本市においては、水害、自然災害を教訓に、県下の防災対策において、特に、より確実な迅速な対応、安全を求めて取り組んでいることは市民の方の理解も得られ、地域でも協力体制が整ってきていると認識している。

以前の対策に加えられた点、大きく変更があった点は何か。

4、エコパークの利用について。

バラ園、陸上競技場、野球場、テニスコートなどの充実がなされ、ことしバラ園においては、すばらしい開花を見せていただいた。市報にもPRが掲載されているが、利用者の評価はどうか。

以上を申し上げて、具体的で明確な答弁を期待いたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中原議員の御質問に順次お答えします。

まず、義務教育を受けている子どもたちのバス通学のあり方及び現在運行中のスクールバスについて並びに小中学校再編成の取り組みについては教育長から、防災対策については私から、エコパークの利用については副市長から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 義務教育を受けている子どもたちのバス通学のあり方及び現在運行中のスクールバスについて答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 義務教育を受けている子どもたちのバス通学のあり方及び現在運行中のスクールバスについて順次お答えします。

①、まず、通学状況は把握されたのか。対応はどう考えているのかとの御質問にお答えします。

児童・生徒の通学状況につきましては、小学校が4キロメートル、中学校6キロメートル以上の遠距離通学をしている児童・生徒数は49名で、そのうちバス通学が34名、保護者送迎等が15名となっております。バス通学のうち、スクールバス利用者は18名、みなくるバス等の利用者が16名となっております。

次に、対応につきましては、ただいま申しましたように、通学方法にもさまざまなケースがございますので、今後、さまざまな課題について把握しながら、市当局も含めて十分検討してまいりたいと考えております。

次に、現在運行しているスクールバスは、週に月曜日から金曜日、登校時1回、下校時2回となっているが、何か問題点、意見はないのかとの御質問にお答えします。

現在運行しているスクールバスについては、本年度は、今のところ運行回数についての問題点や御意見はお聞きしておりませんが、旧石坂川小学校石飛分校から葛渡小学校までの運行経路においては、カーブミラーの必要と思われる場所があったり、運行当初は実際の到着時間と予定時刻にずれが生じたりしたことがあったとの報告を受けております。

なお、カーブミラーにつきましては、設置要望を出されるとともに、運行時刻につきましては、調整をされて、問題なく運行されているとの報告を受けているところです。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子議員 まず、①に対してですが、本年度より運行している石坂川から葛渡小学校までの

区間は約2.0キロメートル、それより長い距離、湯の児4.2キロ、大窪4.4キロ、長崎5.0キロメートルから通学している子どもたちは自費にて通学している状況です。

昨年の9月議会でも答弁をいただき、無料スクールバスに至った経緯が違うということでありましたが、義務教育を受ける子どもたち、保護者にとって現状の違いに経緯が関係あるという理屈が不公平をもたらしていることが理解できるのでしょうか。絶対にできないと私は思います。

さらに、再編に伴い新たに運行を始めたスクールバスがあればなおさらです。

ある保護者が、もうこの問題を言い続けて6年になります。この子も卒業してしまいます。意見を聞きましょうというばかりで、何も解決せず、再編にうなずいた学校には短い距離でもすぐに運行できていることは、本当に矛盾を感じますと言われました。逆に、学校から遠くに住んでいる方が悪いと言われた方もあります。地域差別は絶対にあってはいけません。私は、学校に遠いところには余り賃貸住居はなく、住んでいる方ほとんどがこの水俣に永住を考えている方々ではないかと思います。もっと若い方に水俣に住んでいただくには、こういった問題は早期に公平にすべきと考えますが、どう思われるのか質問します。

次に、②についてですが、私が聞いたところによりますと、カーブミラー、また、予定時刻のほかに再編の目的の一つである部活動の充実には差しさわりがあると聞いております。

運行状況は果たしてこの部活動の充実には当てはまっているのでしょうか。ぜひ、土曜日、長期休暇の運行は実施していただきたいと思います。

また、通学時間等に影響がない程度に、住民の方も乗せていただき、コミュニティー的にも活用してほしいと考えます。

ガソリン代も高騰し、生活物資の値上がりも後を絶ちません。みなくるバスが通るところぐらまでは検討していただけないのか、スクールバスの休日運行は実施されるのか質問します。

○議長（松本和幸君） 大渕教育長。

○教育長（大渕 洋君） 距離によって不公平感があるんじゃないかと、そういうふうな御質問がございました。スクールバスは無料で、ほかのところは有料と、不公平じゃないかと、そういうふうな御指摘ではなかったかと思うわけですが、御存じのとおり、スクールバスにつきましては、国の補助を受けてスクールバスを購入し、そしてスクールバスを運行しております。

そういうふうなスクールバスですので、今言われているみなくるバスの運行とは状況が若干違っているんじゃないかと、そういうふうに思っております。

今、スクールバス以外につきましてはの通学について、これまでの遠距離の子どもにつきましては、特段の配慮はなされていないわけですが、その家庭の子どもたち、例えばみなくるバスを使ったりとか、あるいはまた、自家用車を利用するとか、以前は徒歩もありました。いろいろな状況がございます。それで、そういうふうな全体的な状況を考えましたときに、例えば、自

家用車を使う場合にしましても、一部だけ自家用車で、あとは徒歩とか、片方だけ、帰りだけが自家用車と、あるいはまた、家庭の事情によって自家用車を使っているとか、校区外、区域外によって使っていると、いろいろなさまざまなケースがございます。そういうふうな全体的なことを考えましたときに、みなくるバスだけに何らかの措置をするということは、私は全体的には難しいんじゃないかなと、そういうふう考えております。

したがって、今後は、そういういろいろな子どもたちの家庭のケースがございますので、そういうのも含めてどういうふうにするか、今後、前向きにこれは検討させていただきたいと、そういうふう思っております。

それから、2つ目ですけども、部活動にスクールバスを運行することによって、部活動に支障があるんじゃないかと、そういうふうな御質問だったわけですけども、ぜひ、土日も運行してもらいたいと、そういうふうな御希望も出されておりますけれども、先日、このことにつきまして、緒方議員の御質問にお答えをしておりますように、例えば、長期休暇中とか休日に部活動がされるとか、そういうふうなのがあるときには、スクールバスを出すような配慮を考えていきたい、そういうふう思っているところです。

なお、この部活動につきましては、本年度から、県の指導によりまして、運動部活動の指針というのをつくりまして、それぞれの小学校、中学校で運用して取り組んでいるわけですけども、そういうのも含めながら、運行の計画等も考えていく必要があるんじゃないかなと、そういうふう思っています。

それから、スクールバスに一般住民を乗せてほしいと、そういうふうな求めが、質問があったわけですけども、先ほど申しましたように、このスクールバスは、国の補助を受けてスクールバスを走らせて、そのスクールバスの事業を行っているわけです。そういうふうな事業ですので、一般住民を乗せた場合、乗せてもし事故があった場合につきましては、その事故の補償がないわけです。そういうふうなことを考えましたときに、一般住民を乗せるというのは、私は困難ではないかと、そういうふう思っております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子議員 ①に対してですが、国の補助に問題があるという点があるというお答えだったと思いますけども、皆さんどこに住んでいようが、税金は支払っているわけです。バスの種類がどうだこうだということは、保護者、子どもには関係ありません。財政的にも難しいと思う点がありますが、将来の水俣を担っていく子どもたちをどうサポートするのかは、ひいてはこれからの人口減少に歯どめをかけたり、市内中心街に住居を持つことが困難であると考えの方が、学校から少し離れたところに住居を構えたりすることにもつながります。

子どもたちを大事に思われるのであれば、不公平だけはやめていただきたいと強く申し上げま

す。この現状が公平であると考えていらっしゃるのであれば、納得のいく説明をすべきです。市長、教育長は、保護者が不公平感を持っているこのことにどうするのか、再度質問します。

②についてですが、そもそも過疎対策事業費から出ております。過疎対策事業費というものは、人口減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備がほかの地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることのために使われるものと認識しております。

また、運行中に何かトラブルがあった際に、子どもばかりでなく、大人が同乗していることは、子どもたちにとっても安心できることではないかと考えます。ぜひ、そういったことも含めて検討していただけないのか質問し、この項目について終わります。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいま、中原議員からの御質問がございましたけれども、今、ただいま教育長から申し上げましたように、いろいろな乗り越えなければならない幾つかのハードルもあるようですし、しかし、私も、議員も含めまして、直接数年前から、この件についてはいろいろな御要望、御意見も伺っております。

その状況の厳しさも十分受けとめておりますので、今後、教育長あたりと、また、再度この件につきましては、どの部分に超えなければならないハードルがあるのか、どの部分を改正していかなければならないのかということ、もう一度点検をし直しまして、できるだけ早く御期待に沿うように、もちろんできる範囲でございすけれども、できる範囲で御期待に沿うように、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 大渕教育長。

○教育長（大渕 洋君） スクールバスに一般住民を乗せてもらえないかと、再度の質問ではなかったかと、そういうふうに思いますが、このスクールバスというのは、先ほど申しましたような形で、市の予算とか、いろいろなものを考えて走らせております。

そして、保護者と子ども、そして学校、一緒になってこの事業を展開しております。その中で、子どもたちの安全対策と、そういうものにつきましては、保護者とお互いに協議をしながら、そしてまた、学校でも子どもたちにバスの乗り方とか、あるいはまた雨の日のあり方とか、いろいろな形で学校でも子どもたちに指導しながら進めているところでございます。

したがいまして、学校での指導によって、子どもたちの安全は十分私は確保されるんじゃないかと、そういうふうに思っておりますし、もし必要があれば、学校の職員もバスに乗って一緒になって指導してほしいと、そういうふうなことも申しておりますので、十分これはやっていける、そういうふうに思っています。

なお、先ほどから申しますように、時間とか、あるいはまた学校と運転手との話し合いとか、

そういうふうな、例えば雪とか、雨とか、いろいろな場合で運行について直接的に連絡を取り合ったりすることもあるわけです。そういうようなことを考えたときに、やはり、このスクールバスというのは、子どもたちを対象にしなければならないんじゃないかと、そういうふうに思いますし、先ほどから申しますように、事故があったときの対応、そういうようなことも考えますと、どうしてもこれは子どもたちを対象にすべき案件ではないかと、そういうふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、小中学校再編成の取り組みについて答弁を求めます。

大渕教育長。

（教育長 大渕洋君登壇）

○教育長（大渕 洋君） 次に、小中学校再編成の取り組みについて、久木野、湯出、三中から、見直し、延期を求める決議が提出されたが、なぜ出されたと思われるか、どう対処されるかとの御質問にお答えします。

先日、緒方議員、さきの真野議員の御質問にお答えしましたとおり、来たる４月に閉校を予定しております３校のＰＴＡから教育委員会に対し、再編成時期の延期を求める要望書が提出されたところです。

その主な理由として、閉校へ向けた準備期間が不足しているとのほか、一部の学校では再編計画を承認できないという意見もございました。

教育委員会では、平成21年４月の再編成へ向け、主に保護者や地域関係者を対象とした説明会や文書等を通じて、閉校の対象になっている学校やＰＴＡの方々への説明を行ってきたところですが、再編成の時期のほか、中には再編成の組み合わせや、閉校対象校などについて、疑問が出されたりするなど、残念ながら十分御理解を得るまでに至っていない状況にあります。

なぜ、見直し、延期を求める決議が出されたかというお尋ねでございますが、３校に共通していますことは、実施時期を延期してほしいということですが、確かにこれまでの対応におくれが生じているところもございます。特に、学校名や制服については多くの方々からの意見をお聞きする過程の中で時間を要しております。

そのため、今回の御要望は、全体的には子どもの教育や今後のさまざまな取り組み内容などから考えて、時間的な余裕が必要であるというお考えであると理解をしているところです。

ただ、一部には、再編成計画における閉校予定校の中には、計画の枠組みそのものに対して、考え方を異にされる方もおられるものと受けとめております。

そのため、再編成計画に対する見直しの声があるものと考えております。

これらに対してどのように対処されるかのお尋ねでございますが、再編成の時期につきましては、さきの質問にもお答えしましたように、今後さらに各方面の方々の御意見を伺いながら、

総合的な見地から慎重に判断してまいりたいと思います。

なお、再編成計画の枠組みの件につきましては、現在の計画を堅持して進めたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子議員 このことについては、委員会においても、また、一般質問の中でも幾つも進捗状況を尋ねられてきており、また、説明を受けてまいりましたが、問題なく進められているような内容でありました。しかし、ここまで混乱を招いている原因は、保護者・教育委員会との実態が議会に正確に伝えられていなかったことに問題があると私は感じます。実際の説明会では、もっと質問や疑問を激しく受けられたはずです。その一つ一つに保護者がわかりましたと言えるような答えを出してこられましたでしょうか。私からは首をかしげた方、何回言っても同じだとあきれた方が多いと見ました。

久木野地区、湯出区のPTAの方の心情はとても複雑です。子どもたちが少ないことでの学校生活のメリット、デメリットを細かく分析し、閉校となったときの地域の存続は大丈夫なのか、担い手は育っていくのだろうかと心配されているわけです。ことしも行われました棚田保全の取り組み、頭石地区の取り組みは一体何のためにやっていらっしゃるかと考えですか。

この時代になって農業体験を重視される学校が多いのはなぜでしょうか。生徒の多い学校になじみにくい子どもはどう対処していくのでしょうか。水俣市の人口減少を鋭く、いち早く感じていらっしゃるからこそ、過疎化をより加速させる編成に戸惑いと懸念と心配があるわけです。そういう話し合いを十分にとってこられましたか。

第三中学校にあっては、もともとは水俣市全体の再編成であったはずなのに、どんどん内容が違ってきているということを出発点に、違った疑問点があるわけです。

幾度となく議論されてきたこと、質問されてきたことではありますが、納得がいかず、前に進みませんので、何が疑問なのか、皆さんに共通認識を持っていただくために、あえてこの場で申し上げます。

何回も同じ質問が出るということは、今までの答え方では理解は得られません。

まず、芦北・水俣地区において、2番目に大きい学校がなぜ閉校し、狭い部活動での利便性の悪い学校に再編されなければならないのか。

耐震強度が弱いということであるが、設立年数が余り変わらない一中に補強工事を入れて、古い体育館を新設したときと、第三中学校の校舎を新設したときとではどのくらいの金額の差があるのか。

毎日、放課後、部活動場所を移動しなければならないことは、生徒の学習環境へ悪影響を及ぼすと考えがどうなのか。

5年、10年後、先をよく考えて、長期ビジョンをきちんと持って取り組んでいるのか。すべて基本的な疑問であります。納得のいく答えが出されていないのであれば、今回の決議は当然であつたとは思えません。

さらに、児童養護施設の水俣の子どもたちへの配慮が全く足りません。私は何年も前から市外の施設勤務の方から、水俣には不登校になった子どもさんが100%学校に通えるようになる施設があるんですよねと聞かれたことがあります。だけど研修で一緒になったとき、どんな接しかたで行くようになるのですかと尋ねても、特にないんですよということなんですが、不思議なんです。関係者からは、すごく注目されていますよということでした。県下でもすばらしいことなんです。ここに地域の力が大きく反映されていることは、水俣市民であればうなずけることであります。不登校になった子どもが100%学校に行けるようになるということは、その子どもたちにとって100%通学環境、教育環境がいいということです。その環境を奪うのでしょうか。また不登校になってしまったらどうされますか。それでも、この地区から大事な学校を急いで閉校させますか。

いずれにしろ、図面と教育委員会がおっしゃる標準クラスで理想の学校づくりは、もう少し地域に踏み込んで考えていただかないと、取り返しのつかないことになります。

ここでの質問は1つ、最初からの疑問点に納得がいかれていない現状であれば、原点に戻って校区割り、再編成時期を見直すべきと考えますが、いかがが質問します。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 再編成時期につきましては、これまでも何回か答弁をしてきておりますので、各方面からの御意見等も十分聞きながら検討してまいりたいと、そういうふうに思います。

特に、中学校の時期の変更ということであれば、計画の一部見直しということになりますので、そういうふうな対応が必要じゃないかと、そういうふうに思っております。

それから、全体的な計画の見直しでございますが、これにつきましては、先ほど申しましたように考えてはおりません。

いろいろな御意見もあろうかと思います。

例えば、なぜ大きい学校をなくすのかとかですね。それにつきましては、わたくしたちもこれまで十分説明をしてきていると、そういうふうに考えております。

例えば、議会の方でも私も申してきましたけれども、例えば一中と三中のことを指しておられるんじゃないかなと、そういうふうに思うわけですがけれども、距離的に門から門までのところを考えると、わずか1.3か1.4キロしかないわけです。そういうふうな距離の中で、やはり非常に小規模校化しているこの市街地の中学校を何とかせんといかんと、そういうふうな気持ちで

これまでずっと考えて取り組んできているところです。

2 番目に、現在大きいと申されますけれども、三中はこの10年後は、今の予測で120名ちょっとになってしまうと、私もこのままいくと、もしかしたら1クラスの学級になってしまうんじゃないかなというふうな、そんな予測さえしております。そういうふうな、非常に小規模校化している、市内全体の学校がそうですけれども、そういうふうな状況ですので、ぜひ、御理解をいただきたいと、そういうふうな思っておりますし、また、三中も部活動等で使わせてもらいたいというふうな考えておりますけれども、私もこの前自転車で走ってみました。一中から三中まで。自転車で行きましたところ、6分か7分ぐらいです。本当に短い距離です。私はこの学校は、三中は閉校したにしても、私は十分部活動その他いろいろな形で使っていける場所じゃないかなと、そういうふうな思っております。

それから、光明童園のことも出されました。この光明童園のことを、施設と言われましたので恐らく光明童園のことじゃないかと、そういうふうな思うわけですがけれども、これは私は学校再編成と結びつけて考えるべき案件ではないと、そういうふうな考えております。

そもそも、この光明童園の中に入っている子どもたちを考えましたときに、いろいろな事情により家庭から離されなければならなかった子どもたち、あるいはまた家庭から離れることを余儀なくされた子どもたち、そういうふうな家庭に恵まれなかった子どもたちが対象でございます。そういうふうなことを考えましたときに、これは、学校から離されねばならなかったという、そういうふうな趣旨で建てられた施設ではないと、そういうふうな私考えておりますので、私は学校の問題とこれは切り離して考えるべきであると、そういうふうな思っております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子議員 今、残念な答弁だったなと私は思います。養護施設の子どもは水俣の子どもではないんですか。切り離してはいけません。私はそう思います。養護施設を卒園されて水俣で結婚をし、世帯を持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。その方たちのふるさととは湯出だとおっしゃいます。その子どもたちを切り離して考えるのは本当に正しいのでしょうか。

本来なら、教育委員会と各PTAと行政など力を合わせて進めるべき問題が、論争、対立となるのはおかしいです。子どもたちのために協力をしていかなければと思っているやさきに、説明も行き届かないさなか、市報で、決定しましたといわんばかりの広報を出したりする態度は誠意が足りません。何度でも言いますが、今までの質問に納得のいく説明をしない限り前には進みません。そして教育委員会の方から、いつだったらできるのかという保護者への質問もありましたが、このまま同じ対応ですと、いつとは言えない、むしろしないという意見だと思われます。

説明会でも聞きましたが、標準クラス以下の学校の子どもたちがよい結果をもたらしていないということはないとおっしゃいました。それならば審議会、協議会をもっとふやして、本当に子

どもたちにとって学習するのにいい環境づくりができるのかを保護者と一緒に考えていただきたいと考えます。

また、不登校問題は中学生からが多い現状です。こんなに虐待や心に傷を負ってしまった子どもたちがふえてきており、不登校問題もそれに伴ってふえてくるのではないのでしょうか。

湯出の地域はそれこそ全国でも理想としている、地域で子育ての確立した場所だと感じます。

水俣市内の不登校で悩む子どもたちのために、ぜひとも残していただきたいという思いです。

この再編成を何のためにするのか、委員会でも質問しましたが、5年、10年後のことも考えていただき、これから中心となっていく若い世代のために一丸となって取りくむべきです。協議会にもっと保護者をふやし、話し合いをやっていただけるのか、それとも強行に今の案のまま進められるのかどうか質問します。

○議長（松本和幸君） 大渕教育長。

○教育長（大渕 洋君） 結論からさきに申しますけれども、基本的には今の枠組みについての見直しについては考えておりませんし、堅持した形で進めさせていただきたいと、そういうふうと考えております。

不登校の子どもたちのことを、今話がありました。その子どもたちのことをぜひ考えてほしいと、そういうふうな趣旨の御意見ではなかったかなと、そういうふうに思っております。

その子どもたちの状況は、過去のいろいろな経歴、いろいろなことがあるんじゃないかなと、そういうふうに思うわけですが、先ほど申しましたように、やはり家庭から離さざるを得なかったと、そういうふうないろいろな事情もあるんじゃないかなと、そういうふうに思っておりますし、そしてその子どもたちが湯出中学校でなければならないということではないと、私は今再編成の中で一中の方ということで計画を立てておりますけど、一中でも十分対応できるんじゃないかなと、そういうふうに考えておりますし、また、学校ともそういうふうなことを十分考えながら、話し合いをしていきたいと、そういうふうに思っております。

なお、今、平の方の光明童園にもいろいろな子どもたちがおりますけれども、やはり三中にはきちっと行っておりますし、きっちりした学校生活を送っております。それは学校の大きさ等の問題ではないというふうな部分も私は十分あるんじゃないかなと、そういうふうに思っております。私は光明童園の子どもたちをないがしろにするとか、そういうことじゃなくて、一緒になってもきっちりやってもらいたいと、そういうふうに思っておるわけですので、これについては、先ほど申しましたような形で進めさせていただきたいと、そういうふうに考えているところです。

5年後、10年後、20年後のことをというふうなことを申されましたけれども、確かに将来的なことを考える必要もございます。将来のことを考えたときには、将来、再編成はもうせんでもい

いと、それぐらい大きな学校にしておくべきだと、そういうふうな考えで申されるのか、ちょっと私自身つかみかねているわけですが、ただ水俣市の場合、市街地だけじゃなくて、山間部もございます。冬場など雪もたくさん積もります。日暮れも早くなります。そして、そういうふうなことを考えたときに、その子どもたちのことを考えたときに、やはり、その地域にあった形での私は教育というのがあっていいんじゃないかなと、そういうふうに思っているわけです。確かに、学校施行規則の中では、12学級以上18学級以下を標準とすると、そういうふうにございます。その標準の形がいいんじゃないかなと、私も思いますけれども、しかし、それとともに、学校の実態とか、あるいはまた特別な事情があるときはその限りでないと、そういうのも含めて定めているわけです。そういうようなことを考えたときに、その数の規模、それもそうですが、しかし、子どもたちの学ぶ現実的な社会環境とか、自然環境とか、そういうのも私は考える必要があるんじゃないかと、そういうふうなことを考えたときに、私は、柔軟に考えるべき案件ではないかなと、そういうふうに思うわけです。確かに、基本方針の中には、急激に子どもたちが少なくなったときは検討すると、そういうふうに書いてありますし、私も見直すというようなことは言ってきております。しかし、それが直ちに閉校になるとか、閉校するとか、そういうことじゃなくて、やはり子どもたちの数とか、地域の実態とか、あるいはまた、求められる学校の教育とか、さまざまなことを考えながら、それはまたその時点で考えるべき案件ではないかなと、そういうふうに思っているところです。

ただ、私は中学校のことを考えましたときに、20年後と先ほど言われましたけども、20年後は、この水俣市内の20年後の中学校の校舎を考えましたときに、メンテナンス、そういうのもあるわけですが、恐らくほぼ全校が改築時期を迎えるんじゃないかというふうに、私予測をしております。そのときは、また、皆さんで考える時が来るんじゃないかなというふうにもまた予測をしているところです。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 大変御心配をかけているところですが、今私も、最初私のときにこの問題が起きましたので、今ちょっと以前のことを思い起こしているわけですが、たしか淵上議員じゃなかったかなと思うんですが、淵上議員を中心として、淵上議員がおっしゃったのは、もうこんなに数が少なくなったら、とにかく1人の先生で、1年生と2年生を教えるとか、こういう状況というのは、やはり避けるべきではないかと、子どもたちが複式学級というのはかわいそうじゃないかと。もっと1学級にはちゃんとした先生が1人ずつついて、きちっとした教育をなされるべきではないかというが、1つの大きな出発点じゃなかったかなと思います。それと同時に、この世の中で、子どもたちが生きていく中で、こんな厳しい状況の中で、もっともっとやっぱり学級そのものが適切な人数がおって、その中で切磋琢磨しながら、こ

の厳しい世の中を乗り切っていく、そんな子どもたちをつくらなければならないんじゃないかというようなことで、提案させていただきながら、もちろん小規模校に対してもメリット、デメリットがあるわけですが、そういうような観点をもって、この再編を出発したところだったと、私はそのように思っております。

議会の方にも提案させていただき、その方向で進むべきだろうという議会の御理解もいただきまして、これが進められたところでございます。

そして、答申をいただいたときには、子どもたちのことをまず中心に据えて、この問題を考えてほしいと、そして再編を進めていただきたいという答申をもらったところでございました。

したがって、現在も、私が知っているところでは、大方住民の皆さん方、あるいは保護者の皆さん方も含めて、再編については問題ないというような御意見を持っていられる、そういうように伺っております。

そうしますとすれば、再編に対しては問題ないということであれば、そこの中に何が問題があるのか、今後行政も含めまして、行政あるいは教育委員会、住民、そして保護者の方々も含めながら、この問題を皆さん方にできるだけ理解をいただけるように、今後我々も進めていかなければならない、そのように思っているところでございますので、どうか再編については、教育委員会も粛々として進めておりますので、御理解いただきまして、一つ一つのハードルを乗り越えて、再編に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、防災対策について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、防災対策についてお答えします。

まず、平成15年の豪雨災害前には大雨警報の発表に合わせて待機しておりましたが、初動体制の構築がおくれた反省から、大雨注意報の発表にあわせて待機するように変更し、平成19年度からは時間30ミリ以上の降雨が予測される場合には、待機を行う体制へと改善するとともに、待機開始時には警察・消防などへ情報提供を依頼するなど、迅速な初動体制の構築ができるように変更いたしました。

また、气象台、県、市の雨量計を同一画面で監視できるように改善し、情報の一元化や容易に比較できるよう変更しました。

さらに、防災計画の見直しやマニュアルの作成を行っております。

防災意識の啓発活動としましては、出水期前などに防災に関する呼びかけを市報へ掲載するとともに、平成17年3月に災害への対応策などをまとめた「災害に備えましょう」という小冊子を全世帯に配布したほか、平成19年6月には自分たちの住んでいる地域の災害の危険箇所や避難場

所などを確認していただくため、災害避難地図、ハザードマップを作成し、あわせて説明会を開催いたしました。

また、行政だけでの対応には限界があることから、地域の助け合いを基本とした自主防災組織の設立が重要であると考え、設立を進めてまいりました。その結果、平成15年豪雨災害時には世帯組織率が約7%でありましたが、平成16年度末約50%、平成17年度末約95%、現在では約98%と、着実に組織化が進んでおります。

また、他地域の水害などで、高齢者などの被害が相次いだことから、平成19年3月には災害発生時に迅速な避難が困難な方々、いわゆる災害時要援護者と呼ばれる方々の避難を円滑に行うため、災害時要援護者支援計画を策定し、取り組みを始めたところです。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子議員 地域においても災害時における緊急連絡網の設置・訓練が行われており、本市は防災対策への意識が高いと認識しております。庁内職員においても災害時に備えての体制は常に準備した状態にあると聞いております。

昨年11月に熊本県防災メンタルケアトップセミナーを受けさせていただいたとき、新潟中越地震を経験してという中で、避難勧告が出されているのに、一向に避難をしない方がいらっしゃる。その理由は、避難場所に避難したところで、ほかの方に迷惑がかかるし、行っても居場所がない。そうであれば、我が家にいた方がいいという理由だったそうです。今現在、障がいをお持ちの方を含め、高齢者の方々もできるだけ在宅で介護を受けるような施策がとられております。我が家に自分の生活スタイルに合った改装がなされていたり、工夫がなされていたりするわけで、その環境はさまざまであります。その環境で突然の出来事に戸惑われるのは当然かと察します。しかし、命にかかわる状況の際、守るためには避難をしていただきたいと願うのです。

本市においても、平成19年3月に災害時要援護者避難支援計画案が出されておりますが、その中で、避難時の支援は記載されており、検討も重ねてきていらっしゃると思いますが、避難した後のケア、障がいをお持ちのさまざまなケースに対応できる施設の情報提供が少ないと感じます。

そこで、質問いたします。

現在、ストーマを装着されている方々の人数、また、使用されるオストメイト対応トイレの設置数と設置場所、在宅酸素を使用されている方々の人数、また、酸素設置場所を通常ある場所と避難場所と、それぞれに質問いたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、障がいをお持ちの方の対応についての御質問だろうと思います。

現在、膀胱とか、それから直腸機能障害で身体障害者手帳を所持していらっしゃるストーマ装

具の対象者数は40名でございます。

そのオストメイト対応のトイレの設置箇所数でございますけれども、現在のところ水俣にはございません。設置してありません。

ただ、平成20年度の障害者自立支援対策臨時特別交付金による特別対策事業で、公共施設のオストメイト対応トイレの整備については、工事費を除いて1カ所当たり50万円まで国の補助が出ると、受けられますので、今年度、もやい館と、それから市役所の2カ所に設置する予定にしております。

それから、在宅酸素療法者の数につきましては、市内20床以上の病院に調査をしたところでございますけれども、合計48人の在宅酸素療法者がいらっしゃいます。

酸素の設置箇所及び場所につきましては、市の管理する避難所で設置してある施設は今のところございません。公共施設では総合医療センター、それから明水園には設置してあるということでございます。

以上です。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子議員 今まで水俣にないということは、非常に残念でありますし、オストメイト対応のトイレが医療センターにないのは非常に何か残念です。

また、個別の避難支援計画も個人情報との兼ね合いで、大変苦勞なさっていると感じます。しかし、平成18年度において障害者自立支援法が施行され、施設入所者の地域生活への移行に障がい者の取り巻く福祉環境が大きく変わってきております。住みなれた家庭や地域から、突然避難をしなければならない状況を考えましたときに、日ごろからもう少し障がい者の方への設備と情報が欲しいところです。

ストーマを装着されている方は、その処理や処置の困難、在宅酸素の方は約30キロの器具となり、簡単には避難できません。先ほどオストメイト対応のトイレは、本年度中に2カ所設置予定とございましたが、ぜひそのことを実施していただきたいと思います。

そして、災害時のことを思いますと、水俣川を挟み、市役所側に2カ所であれば医療センター側にも1カ所設置していただきたいと思います。

また、酸素ボンベは取り扱いについての注意や管理が必要であるため、在宅酸素療法を行っていらっしゃる方のために、医療機関との連携を図り、避難場所がかかりつけ医療機関より遠いところの方などに対して情報提供をしていただきたいと思います。

こういった対策案についてどう思われるのか質問します。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今おっしゃるとおりで、例えば酸素療法者の方々はそうやって持って、そ

れを持ち出して避難するということは非常に不可能なことでございますので、とりあえずまずは、機器の運び出し等、人的な支援がおられる方はきちっとそれを調べ上げたいと思います。

そして、できるだけ、その方がどこに避難されるのかと、そういったところも含めながら、もう一回調査をやり直したいと思います。

それとあわせまして、今、医療機関との連絡等というのは一応っておりますけれども、再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、エコパーク利用について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、バラ園、陸上競技場、野球場、テニスコートなどのエコパークの利用状況についてお答えします。

エコパーク水俣は、平成19年4月から全面供用開始をされ、平成19年度の実績は全体で8万204人の方に利用をいただいております。

内訳を申しますと、ソフトボールやサッカー、グラウンド・ゴルフ、野球などの施設がある潮騒の広場において4万7,508人の利用がありました。この中には5月開催されましたみなまた未来コンサートや物産展のイベント時の利用も含まれております。

また、テニスや陸上競技場などの施設がございますスポーツの広場におきましては3万2,696人が利用されたと、県指定管理者のハートリンク水俣からお聞きしています。

バラ園については、昨年度からハートリンク水俣において、公園の新たな魅力アップのため整備に取り組まれているところであり、ことしのゴールデンウィーク時には、具体的な数字としてははっきり把握はされておりませんが、県内はもとより、県外からも多くのお客さんがおいでいただいてにぎわったと聞いております。

次に、利用者の評価について申し上げます。

競技種目により、これまでに水道の施設についての要望やグラウンド整地の課題はありましたが、サッカーやソフトボールの競技団体からは、日ごろの練習から九州大会レベルの大会が開催できるほどの広い施設であり利用しやすいと、おおむね好評であります。

バラ園につきましても、来園者からは、ぜひ秋バラや来年の春バラを早く見てみたいとの声があるなど、評判がよかったと感じております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子議員 皆さん設備がどんどん充実され、喜んでいらっしゃいます。また、バラ園は管理をしていらっしゃる方の努力で、本当にすばらしい開花を見せてくれました。エコパークは県下でもあれだけの駐車スペースを確保してある競技場はないと思いますし、今ではあのロケーショ

ンのよさから、ウエディングショットを撮られる方も多いと聞きます。もともと悲しい歴史の埋立地ではございますが、再生水俣をする最もいい場所ではないでしょうか。

そこで、第2の質問ですが、市外からの利用者に駐車スペースもあり、行きやすいところだが、何もないという声があります。具体的には貸し出しのシートやボール、日陰の休憩場所が少ない、お弁当やパン、飲み物の充実がないということです。せっかく水俣に来ていただいたのに、おもてなしが足りないのではないのでしょうか。

前回、渕上議員が質問された中に、たくさんの方がグラウンドゴルフにいらっしゃるのに、何もないのはもったいないという御意見がございました。私もそのように感じます。しかし、急に物品をふやすことは難しいことです。ですが、あらかじめわかっている大会やイベントは予定利用者数などをきちんと把握し、水俣をPRできる最高のチャンスとして、水俣のおもてなしをしたらどうでしょうか、質問いたします。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 今、話がありましたように、エコパークにつきましては、本当に整備が進みまして、県下でも有数の公園になってきているのかなと思います。後はこれをどう水俣の活性化に役立てていくかということで、19年に全体の供用開始ができましたので、今、逐次そういう形で指定管理者のハートリンクとの連携、また、ことしから観光再生係がまつぼっくりの方に行きましたので、その中で具体的な、今提案がありましたようなこともやっていきますし、便宜供与施設としては、まつぼっくり、たけんこが本当にその役割を果たす時期に来ているのかなと思います。

なかなかそこに、今まで達成できていない部分がありますので、今ありましたように、いろいろな物品の貸し出しとか、弁当だとか、そういったものを含めて、イベント時の連絡は今後とも情報を取りながら、多くの人に水俣にまた行きたい、来ていただけるような公園にみんなでつくり上げていきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子議員 エコパーク自体が県の管理下ということを聞いておりますが、水俣にとっては人が集まる数少ない場所であります。ここで県の意見を聞いてから、確認してからというのは、この財政難の本市の態度は余りにも消極的ではなかろうかと思います。

逆に、水俣のためにこれはどうだろうか、こういうことを要望したいと打って出てみてはどうでしょうか。水俣らしいおもてなしはと考えます。これは学園大学の先生方を中心としたごみを考える会議の中で出たことでもあるのですが、おいしいお茶や紅茶をペットボトルで販売するのではなく、持参の水筒そのものに量り売りをする企画や、エコパークで食べる水俣のスイーツなど、ごみをできるだけ出さない取り組みはいかがかと考えます。

また、バラを生かしたバラのろうそく、ローズヒップティーなど、さまざま案が浮かんでまいります。また、前回の女性模擬議会のメンバーの方から、バラ園で剪定のために取られた花を持ち帰り、バラ浴を楽しんだらとてもよかった、あざんとばPRして売っていかんばもったいなかばいという意見もいただいております。ぜひとも、積極的にエコパークを活用し、再生水俣の活力につなげていただきたいが、どうお考えか質問します。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 私たちも本当、整備に十何年かかりましたけども、やっとでき上がって、これからやっぱり水俣の一つの観光名所に育てていく必要があるのかなと。当初は竹林園だけが整備をされまして、ただ、せっかくあれだけ日本一の竹林園といいながら、これもまだなかなか周知が行き届いていない。今回バラ園がまたできまして、皆さんの注目も集めてますので、今ありましたように、バラのグッズだったり、バラの苗だったり、そういったものを販売をしたり、もっともっとわかりやすく、また、エコパーク全体の宣伝をする必要があるのかなと。そういった意味で、ことしの予算の中でも考えておりますので、内外に向けた、結局エコパーク全体のよさ、魅力、そういったものを情報発信しながら、利用者の増加に努めていきたいと。ですから、県の施設ですけども、水俣にあるわけで、水俣の財産として我々も活用していくし、積極的に県にも働きかけていきたいと思います。

また、バラ園の作業等につきましては、障がい者の方が取り組んでいただいていると、これは当時、最初の計画の中で園芸療法というような形の取り組みをしております。こういった部分もなかなかまだ伝わっておりませんので、そういう意味で、あの場所はやっぱり健康づくりだったり、障がい者と健常者が一緒につくっていく公園、また、親子で楽しめる、そういった場所に、また考えていく必要があるのかなと思っております。そういった内容も含めまして、これからも宣伝に努めてまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 以上で中原泰子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明12日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時33分 散会

平成20年6月12日

平成20年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成20年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成20年6月12日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後2時44分 散会

（出席議員） 18人

松 本 和 幸 君	中 原 泰 子 君	高 岡 利 治 君
塩 崎 信 介 君	川 上 紗 智 子 君	福 田 齊 君
大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君	西 田 弘 志 君
中 村 幸 治 君	谷 口 眞 次 君	渕 上 道 昭 君
真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君	平 松 辰 弘 君
田 中 功 君	野 中 重 男 君	緒 方 誠 也 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（牛 迫 秀 基 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
次 長（崎 田 雄 七 君）	議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）
書 記（渕 上 大 輔 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（森 近 君）
総務企画部長（葦 浦 博 行 君）	産業建設部長（田 上 和 俊 君）
福祉環境部長（吉 本 哲 裕 君）	総合医療センター事務部長（桑 畑 達 美 君）
産業建設部産業づくり総室長（小 林 信 也 君）	福祉環境部次長（盛 下 修 一 君）
水道局長（吉 村 明 賢 君）	教 育 長（大 渕 洋 君）
教 育 次 長（坂 本 彰 君）	総務企画部総務課長（本 山 祐 二 君）
総務企画部企画課長（栄 永 徳 博 君）	総務企画部財政課長（渕 上 茂 樹 君）

○議事日程 第4号

平成20年6月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 塩崎信介君 | 1 水俣病問題の再燃について |
| | 2 平成20年度水俣市一般会計予算について |
| | 3 市職員人事制度について |
| | 4 観光業振興について |
| 2 西田弘志君 | 1 産業廃棄物最終処分場問題について |
| | 2 一般粉じん発生施設について |
| | 3 バイオ燃料研究について |
| | 4 熊本県JA農業インターン事業について |
| | 5 生活保護について |
| 3 川上紗智子君 | 1 学校施設の耐震化及び学校再編成について |
| | 2 後期高齢者医療制度について |

(付託委員会)

第2 議第55号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成19年度水俣市一般会計補正予算(第8号)

(総務文教・産業建設)

第3 議第56号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)

第4 議第57号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(総務文教)

第5 議第58号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成20年度水俣市一般会計補正予算(第1号)

(総務文教)

第6 議第59号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第1号)

(厚生)

第7 議第60号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の制定について

(総務文教)

第8 議第61号 水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

(総務文教)

第9 議第62号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

(総務文教)

第10 議第63号 水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

(総務文教)

- 第11 議第64号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第12 議第65号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
(総務文教)
- 第13 議第66号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務文教)
- 第14 議第67号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務文教)
- 第15 議第68号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設)
- 第16 議第69号 平成20年度水俣市一般会計補正予算 (第2号) (各委)
- 第17 議第70号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) (厚生)
- 第18 議第71号 平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (厚生)
- 第19 議第72号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算 (第1号) (厚生)
- 第20 議第74号 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算 (第1号) (厚生)
- 第21 議第75号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について (厚生)
- 第22 議第76号 水俣市奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務文教)
- 第23 議第77号 平成20年度水俣市一般会計補正予算 (第3号) (総務文教・産業建設)
- 第24 議第78号 工事委託に関する基本協定の締結について (水俣市浄化センター建設工事委託)
(産業建設)

平成20年6月第2回水俣市議会定例会請願文書表(2)

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	紹介議員	付託委員会
請第3号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願について	水俣市桜井町2-2-28 神崎 光明	川上紗智子 谷口 眞次 野中 重男 緒方 誠也	厚 生

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例1件、補正予算1件、議決案1件、株式会社みなまた及び株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告各1件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した請願1件は、議席に配付の請願文書表記載のとおり、厚生委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成20年4月分の一般会計、特別会計等例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、塩崎信介議員に許します。

（塩崎信介君登壇）

○塩崎信介君 皆さん、おはようございます。

新政同友クラブの塩崎です。

きょうは一般質問3日目ということで、私は今回大きなテーマを4つほど通告をしておりましたけども、きのうとその前でもうほとんどもう同じような質問をされまして、きのう市長ともお話したんですけど、何を質問するとですかという話で、先制パンチをくらって、私ももう非常に戸惑っているところですけども、私も水俣病問題ということで、最初に質問する予定なんですけども、これまたこの二、三日のうちに、非常に動きが早くて、私の質問書をまた変更せんばいかんと、議長車に関しても、きょうの新聞に、また状況が変わっているということで、私としては非常に質問の内容が難しい状況になっていますけれども、一応通告に従って質問させていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

今、世界的な原油価格高騰によるさまざまな経済的弊害が市民生活に多大な被害を与えています。ガソリン価格上昇を筆頭に、食生活に欠かせないものまでが値上げされ、家計に混乱を起こ

しています。

最近では漁船の燃料であるA重油の価格までが3倍程度まで値上がり、漁業を休業するところまで影響が拡大しており、魚好きの我々日本人にとっては死活問題に発展しかねません。

また、地球温暖化の原因と言われるCO₂削減を目的に、バイオ燃料への転換が進み、原料であるトウモロコシやサトウキビの価格が上昇し、食糧価格の高騰に拍車をかけ、経済と環境のバランスコントロールが政治力だけではできない状況になっています。

さて、熊本県に目を向ければ、3月に行われた熊本県知事選で当選された蒲島郁夫氏が新知事として誕生され、稼げる熊本を目指すをモットーに、マニフェストの中で、知事歳費を100万円カット案等の斬新なアイデアを打ち出すなど、県財政改革を優先的に推し進め、財政の健全化に取り組み、水俣病問題についても与党PT案を軸に、早期全面解決に努力するとの発言があり、蒲島知事の政治家としてのこれからの活動を期待を込めて見守っていきたいと思います。

一方、水俣市はどうかというと、いろいろな問題が山積していますが、私が思う一番大きな問題は、水俣病問題の再燃ではないかと思っています。

1996年に政治決着による水俣病全面解決案が提案され、国・県・チッソと当事者間で合意され、四肢末端優位の感覚障害を有する人に対し、チッソが一時金260万円を、国・県が医療費等を支給することを主とするもので決着を見たかに思いました。しかし、2004年関西訴訟裁判において、裁判所が国・熊本県の責任を認めて、敗訴という結果になり、決着前よりも大きな問題に進展し、現在の状況に至っております。

公式確認から52年間も解決に至らなかった水俣病問題が、水俣市に投げかけてきたものは非常に大きなものであったと思います。

水俣市民の中には、水俣病の早期全面解決を強く望んでおられる方々が多数おられること、チッソ存続、業績拡大、チッソ頑張れの声があることも私は承知しております。

少子・高齢化が地方自治体の大きな課題になりつつある現在、水俣市としては、水俣病の早期全面解決なくして、水俣市の経済の活性化はあり得ません。

将来の子どもたちが安心して生活していけるまちにするためにも、早期全面解決が我々大人に与えられた使命であると思います。

では、通告に従い、当壇より質問をします。

市長及び執行部よりの明確な答弁を期待します。

1、水俣病問題の再燃について。

宮本市長は、平成20年度所信表明の中で、水俣病問題は本市の最重要課題であり、被害者の高齢化が進む中で、早期全面解決に向け、地元の首長として被害者の皆さんの声を国・県等に伝え、被害者や、その家族が安心して暮らせるよう、全力で取り組んでまいりますと、力強く発言

をされています。

一方、チッソに対しては、2008年2月28日のL6工事起工式への出席、5月に実施されましたチッソ主催の少年野球大会での始球式など、積極的に参加され、チッソへの理解も示していただいております、心より感謝しております。

そこで、下記のことについて質問いたします。

- ①、現在までの進捗について、市長はどう思われているか。
- ②、早期全面解決するために、具体的な取り組みは何をなされたのか。
- ③、与党PT新救済策が出されたが、市長としてはどう思われるか。

2番、平成20年度水俣市一般会計予算について。

3月議会終了後、議長車購入問題について、入札の延期、ビラの配布、市民による署名活動が活発化し、マスコミによる報道も過熱、この問題が、水俣市民を混乱させる事態に発展しました。

市民サービス向上のための市民からの税金で賄われる予算案が議会で可決されたのに、執行されていないということは、議会制民主主義において議会の権威の失墜につながりかねないゆゆしき問題であります。

そこで、下記のことについて質問します。

- ①、予算に関しての編成権、提案権は市長にあると思うが、間違いないか。
- ②、3月議会において与党議員より議長車購入問題修正案が出されたが、これについて市長はどう思われたか。

- ③、3月議会で可決された予算が執行されていないが、どういうことか。

3番、市職員人事制度について。

2008年5月22日付の新聞報道で、水俣市職員交通災害共済保険手続放置の記事を目にしました。80件、149人分、45万3,000円を手続せず、1年間無保険状態であった。さらに6月9日、新たに31件の手続放置が判明。幸いにも事故の発生がなく、市民への直接の損害は発生しなかったが、一步間違っ、事故が発生していれば、市民への補償問題が発生し、それは税金で賄わなければならない、市民サービスの低下とともに、水俣市に対する市民からの信頼がなくなる重要な問題であります。

そこで、下記のことについて質問します。

- ①、人事評価制度はあると思うが、説明をしてください。
- ②、石の上にも3年とのことわざがあるが、今回の人事で1年で配置がえがあったと聞くが、事実か。
- ③、今回の新聞報道で、職員の不祥事が発覚したが、どういうことか。

最後、4番目、観光業振興について。

昔から風光明媚な景色で、海の温泉と言われ、季節ごとにたくさんの観光客が訪れていた湯の児温泉、泉質が効能あふれる山の温泉と言われ、湯治場として若者からお年寄りまで幅広い客層であふれていた湯の鶴温泉、最近では集客率が50%を下回る状況となり、経営が成り立たない旅館も出るなど、苦しい営業事情が続いています。

メイン道路を歩いて見ても、閉め切られた建物が何軒もあり、見た目的にも暗いイメージを隠し切れません。私が子どものころ、夏休みになると湯の児海岸に海水浴に連れていってもらった記憶が今でも楽しい思い出として鮮明に浮かんできます。

水俣病問題がマスコミ等で盛んに報道されるころから、観光客の減少傾向が始まったようです。

そこで、下記のことについて質問いたします。

①、湯の児桜まつりで発動機披露会が開催され、県外より多数の人が参加されたが、旅館関係者が少なかったと聞くが、本当か。

②、観光物産館まつぼっくりが閑散としているが、何か対策はないのか。

③、湯の児・湯の鶴温泉は、観光客が減少傾向にあるが、商工観光振興室としてどう思っているのか。

これで当壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 塩崎議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題の再燃については私から、平成20年度水俣市一般会計予算について及び市職員人事制度については総務企画部長から、観光業振興については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

それでは、水俣病問題の再燃についてお答えをいたします。

まず、現在までの進捗をどう思うかについてお答えします。

先日の緒方議員の御質問に対する答弁でもお答えをいたしましたように、新たに訴訟や認定申請をされる方が急増している中、政府与党プロジェクトチームによる未認定患者の新救済案が提示されましたが、これに対する患者団体やチッソの受けとめ方は一様ではなく、いまだ流動的な部分がありますので、現時点において全面解決への展望は開けていない状況であると考えております。

次に、早期全面解決するための具体的な取り組みについてお答えします。

これまで市としましては、水俣病問題の早期全面解決を地域の抱える最重要課題と位置づけまして、関係自治体と一体となり、関係省庁、県選出国会議員の先生方等に要望活動を行ってまいりました。

また、現在、各方面で議論されている政府与党P Tによります未認定患者の新救済案については、さきに述べましたとおり、さまざまな考え方があります。

したがって、地元市長としましては、今後も可能な限り、各患者団体の御意見を伺うとともに、関連する情報等を収集しまして、国・県等に伝えていくことによって、一刻も早い水俣病問題の解決につなげてまいりたいと考えております。

次に、与党新救済案をどう思うかについてお答えします。

水俣病問題の早期全面解決を願う立場から見ますと、この案は患者団体等の受け入れについて、種々の課題を抱えてはいるものの、解決へ向けた第1案としましては、評価していかなければならないものと考えております。

今後さらに関係者によります議論を深めていただき、各方面の納得を得られるような救済策が確立していくことを願っております。

また、そのことによって、未認定患者に対する具体的な救済策の方向性が明らかにされますならば、地元市長として積極的に関係機関や団体に働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 水俣市とチッソの歴史を振り返ってみますと、明治22年4月、市町村制の実施に伴い、水俣村が誕生、農業、林業、漁業、それと製塩、食塩ですね、それを基本に村づくりが行われてきました。明治41年8月、チッソ株式会社の前身であります日本窒素肥料株式会社が設立され、従来の農山漁村集落から工業都市への一大転換期を迎え、今日の水俣市の基礎が形成され始めた。大正元年12月に水俣町となり、昭和24年4月、私は昭和24年1月なんですけど、昭和24年4月、市制を施行し水俣市が誕生したと。本市の人口は明治22年に1万2,040人でしたが、チッソの隆盛に伴い、昭和24年の市制施行時は4万2,137人を擁する工業都市に成長し、さらに、昭和31年9月に久木野村と合併して、そのときは人口が5万461人ということで、今まで最高の人口の数という、県南の中心都市に発展をしました。

本市は政治、経済、社会のすべてにおいて、チッソ株式会社を中心とする企業城下町であると、これは第4次水俣市総合計画にもきちっと明記されております。

車に例えれば、水俣市とチッソというのは車の両輪であります。水俣市はチッソとともに発展してきたのではないかなと私は思っております。

現在、水俣市の人口が減少する中で、企業誘致が進まない、既存企業の倒産、先ほども原精機の倒産とか、倒産が相次ぎ、雇用場所の減少が拡大する水俣市の現状に対して、市のトップであ

る宮本市長は、これからチッソに何を期待されるのか、お考えをお聞きしたいと。

もう一つ、6月10日の大川議員の質問に対して宮本市長からの答弁の中で、水俣病早期全面解決に向けて、上京して園田代議士と面会をしたという発言がありました。これは間違いないですかね。市議会としても、水俣病問題の早期全面解決ということで、2008年4月14日に上京しまして、与党PTの水俣問題小委員会の座長である園田代議士を初めとして、金子代議士、杉浦代議士の秘書に面会をしまして、水俣病の早期全面解決、これはチッソも受け入れられる救済策という形で松本議長以下6名でお願いに行ってきました。そのときの話の中で、この問題に対して、宮本市長とはお会いしていないというふうなお話を聞いたんですけど、会ったか会わないかということで、状況としては明確な答えは出てこない。今、市長は会われたと言うし、園田代議士は会われなかったという話なんですけど。今、私も言いました、市長の所信表明の中でも、国・県に対して積極的にそういうお願いをしていくと、早期全面解決につなげていきたいと、そういうお話をされた。それを我々市民もみんな期待しているわけですけど、そういう中で、こういう行き違いといいますか、そういうのを私もちっと聞いたもんですから、その辺の真意をお聞きしたい。

その2点を、2次質問という形でお聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 第1点でございますが、チッソに対して期待するものは何かということでございますけれども、市民の皆さんが思っていることと、私の考えもほぼ同じではないかなと思います。やっぱりチッソさんというのは、今、議員がおっしゃったとおりでございますから、水俣市にとってはチッソの存在というのは非常に大きい存在でありますし、産業界の牽引をしていただかねばならないし、やっぱり今、企業その他、雇用を含めまして、チッソさんの存在は大きいということを私も思っておりますし、今後も頑張っていただいて、そして水俣市民と一緒に、この地域を盛り上げていただければと、そのように思っているところでございます。

それと園田先生とお会いしたかということでございますけれども、これまでも私は何回かお会いしているはずで。園田先生のお部屋にも行きまして話をさせていただいておりますので、園田先生が直接これはおっしゃったんですかね、会っていないということを。ぜひこの会議が終わりましたから確認をさせていただきたい。確認して、またお答えしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 ここに新聞記事があります。これはきのう西日本新聞に、宮本市長、慎重にという、こういう新聞報道が出ています。この中で市長が質問に対してお答えをされておるんですけど、分社化は一つの選択肢だが、市民感情は複雑だと。先ほど言われた意見と近い意見なんです

けど。チッソに期待するとともに、分社化後に撤退するのではないかという不安もあると、現時点では分社化には慎重にならざるを得ないと、この撤退という言葉が、市長の口から発言されたということで、非常にこれは重い言葉じゃないかなと私は思います。

それで分社化に関しては2000年のころから、そういうふうな構想の話が出ていまして、与党PT案が出ました2007年10月以降、チッソの後藤会長が受け入れがたいという形でお話をされたときに、水俣市議会に来ていただいて、全協の場で説明をしていただいたと。その中で、この議事録があるんですけども、まず、平松議員が質問されて、分社化した後、身軽になり水俣から撤退するのではないかと、こういう平松議員から質問されたんですけど、それに関して後藤会長の答えは、分社化するしないの問題でなく、分社化をしても事業会社はチッソが親会社であり、チッソの許可がないと出ていけないと。過去3年150億円水俣に投資をしていると。液晶の能力をこの夏場に倍増する工事が完成した。さらに倍の倍の工場を着工したと。先ほど私言いましたように、L6工事という形で60億円ぐらいの投資をして、今、工事をやっております。これだけの投資をして、水俣撤退というのは状況証拠として考えていただければ、そのようなことは考えていなかったとわかっていただけたらと思うと。その後、真野議員が、未認定患者の新救済策において、チッソは患者補償の完遂が第一の使命であると、そのことをなし遂げるためにも、分社化は必要であると思っている。水俣の経済にも、また水俣市であり続けるためにも、液晶で業績が好調であるチッソを市民は支援してくれると思っている。市民が一番心配しているのは、分社化したら水俣から撤退するんじゃないかと心配している。後藤会長にチッソは水俣で頑張っていくという、心強い言葉を言ってほしいというふうな質問があつて、後藤会長の方から、水俣からの撤退はないと申し上げるといふふうな発言をされているわけですね。その後、市議会としても、そういうふうな水俣病問題の全面解決を求める意見書ということで、この後藤会長の全協でのお話は2007年12月17日にあったんですけど、その後、12月19日の日付で、水俣病問題の全面解決を求める意見書ということで、市議会議員代表の方の名前が入って、1つ、水俣病の全面解決に向けて、政府は全力で取り組むこと。患者補償完遂と地域振興のため、これまでの法人税軽減の特例措置等、分社化の是非の検討も含めチッソ株式会社支援の強化を図ること、疲弊した水俣芦北地域振興のため、国と県が強力な施策を実施することということで、意見書も出しているわけです。

そういう中で、市長はやっぱり水俣のトップという形で、この新聞にも書いてありますけど、地元住民期待と不安が交錯と。やっぱり市長の言葉というのは、やっぱり重たいわけですね。我々の簡単にそういう言葉と違って、やっぱり水俣市民が注目しているわけです。市長には頑張ってくださいと思っています。我々チッソに勤めているから言うわけじゃないですけど、チッソの中にも、市長が先生時代の教え子がたくさんおります。その教え子たちの子どもたちが

今いっぱいいるわけですね、やっぱり水俣市に。我々の仕事というのは、子どもたちに何を伝えるか、何を残すかということが大事だと思うんですね。我々はもう先が見えていますけど、将来の子どもたちはもういろいろ可能性を秘めているわけです。その中で、水俣病問題というのは、非常に大きな問題というのはみんな自覚しているわけですよ。だから水俣市民というのは、いっぱいおられるわけですね。いろいろな立場の人がおられるわけです。今の水俣の状況を見てみますと、やっぱり一部の方の意見だけが新聞に取りざたされているというか、そういうふうな私としては感じをしとるわけですよ。だけでも、物が言えない市民というのはいっぱいあって、やっぱり水俣病を早く終わらせていただきたいというふうな考えの方がいっぱいおられるわけです。そういう中で、こういうふうな市長の発言というのは、どういう影響を与えるかということ、考えておられると思うんですけど。きょうの新聞にも、市長は、これは熊日なんですけど、被害者救済が先という形でコメント書いていまして、これはチッソに対しての、チッソに求める姿勢ということで書いてありますけど。今後、新たに認定された患者を含め、誠実な患者補償に努めていただきたい。地域貢献も水俣の産業経済の牽引役として、新たな環境産業の展開などの振興策を期待していると。非常にこの文面だけを見ると、水俣から撤退するという発言されて、次の日に地域貢献も水俣の産業経済の牽引者として、要するに頑張っていたいただきたいということの発言の、この矛盾さといいますか、それが非常に私としては理解できないわけです。だからこの新聞に載っている、市長の発言の本当の真意はどこにあるのか、明確な答えをお聞きして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） きのうの答弁にもお答えいたしましたので、繰り返しになるかもしれませんが、まず、基本的に、もうわかりきったことですが、私も議員も、そして市民の皆さん方も、この問題を一日も早く解決をしたいと、解決を望んでいるということは皆さん同じだろうと、このところはお互い確認をしておかなければならないと思います。

そして、やっぱり同じ方向に向かって心をそろえていかなければ、この問題は私は解決しないと思っておりますので、この問題は補償と同時に、やっぱり人々の心のケアというんですか、そういうものをセットとして、この問題には取り組んでいかなければ、真の解決はあり得ないのではなかろうかと。そういう意味では、もう一度もやい直しを考えなければならぬと思っております。きのう申し上げましたけれども、チッソの業績から見まして、当然その分社化というのは選択肢の一つとして考えられるだろうと、それはそのように思います。

ただ、現時点から見て、将来的に、将来にわたって不透明な部分がまだあると、そういうぐあいには私は判断をしているところでございます。そういうことで、市に対する、それと同時に、今、市に対する、先ほどもおっしゃいましたように、市に対するチッソの存在が非常に大きいと

いうことも受けとめていただきたいし、私が市民の皆さん方とお話をする中で、あるいは患者さん方と話をする中で、市民の感情は非常に複雑で、まだ不安な部分がたくさん残っているんだという部分もしっかり受けとめなければならないんじゃないかなと。ですから、現時点では分社化にはやはり慎重にならざるを得ないと、そのように思っているわけでございます。

ですから、チッソがどうだとか、あるいは患者さん方が、こういうような状況がどうだとか、どっちにつくのかとか、そういう話ではなくて、やっぱり一つの方角に向かってみんなが力を合わせて、この問題は解決していかなければならない、そうじゃないかなと、そういうぐあいに思っているところでございます。

あわせて、現時点におきましては、もちろん私も会長から直接、チッソは撤退しないんだと、これだけやっているのに撤退するわけないだろうというようなお話も承っております。

まず、私の立場といたしましては、要するに明確な枠組みとか、市民の方が安心していただけるような裏づけが今のところでは私には判断できないと、そういうぐあいな、今立場にいるんだということを御理解いただきたいと思います。

したがって、きのうも申し上げましたように、私はまず、補償を優先すべきといいますか、補償についてどうするのかというのが、まず、議論としては先に出なければならないんじゃないかなと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、平成20年度水俣市一般会計予算について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、平成20年度水俣市一般会計予算についてお答えいたします。

まず、予算に関しての編成権、提案権についてお答えいたします。

予算に関する市長の権限につきましては、地方自治法第149条に普通地方公共団体の長の担任意務として規定をされております。

同条第2号には、予算を調整し及びこれを執行すること、第1号には、普通地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につき、その議案を提出することと規定されており、予算を調整し、予算案を議会に提出することは、長の担任意務とされております。

次に、3月議会での議長車購入問題修正案についてどう思われたかについてお答えいたします。

市民の負託を受けた議員の方々が、市民の目線、市民感覚をもって議員みずからの意思を率直な形であらわされた結果、修正案を提出されたものと理解しております。

次に、3月議会で可決された議長車購入の予算が執行されていないが、どういうことかについ

てお答えいたします。

議長車の購入につきましては、福田議員の御質問にお答えいたしましたように、議会事務局からの入札依頼を受けまして、当初予算の議決時に参考とした車種等を想定し、4月に入札を行う予定でしたが、仕様書の内容に問題があり、公正な競争が行われない可能性があったことから、4月の入札を中止いたしました。

その後、議会事務局と打ち合わせを行いながら、2車種に絞って仕様書の内容を見直し、入札を行う予定で準備を進めておりましたが、市民から議会に請願、署名等が提出され、市長に対してもエコカーへの車種見直しについて要望がなされました。

この要望を重く受けとめ、慎重に対応する必要があると考えましたので、入札を行っておりません。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 この問題は、非常に私は2次質問、3次質問というのはちょっと難しいということのでやりにくくなったので、けさの新聞に購入凍結記事が載っています。この記事を見た後での質問というのは非常にやりにくいんですけど、私としては若干あら探しのところはあると思いますが、その辺は御勘弁願って、質問をさせていただきたい。

1つは、4月24日付の朝日新聞に、議長車購入問題について、宮本市長のコメントが掲載されております。エコカーへの変更を議会ので承を得て検討したいという記事が載っておりました。環境首都水俣を目指すという水俣市である、そういう現状で、なぜ公用車をすべてエコカーへと発想がなかったのでしょうか。現在、市長車を含む公用車はノーエコカーといいますが、若干プリウスが1台あるみたいなんですけど、プリウスの利用状況というのは、ちょっと私もよくわからないんですけど。今度は議長車はエコカーへと。取ってつけたようなこの問題は、市民に選ばれた市長と議員が議論するような次元の低い話じゃないと思うんですね、もうここまでくると。我々は市長の提案されました、要するに平成20年度の一般会計予算に対して、修正が出されたけども、最終的には11対6という形で可決されておるわけですね。それはもう我々は市長の意見に賛成するということで可決しました。その時点では477万円というのはもうわかっていたはずですね、その時点では。じゃ予算を出す前に、何で高額であるというのはわかっておるのに、その高額さは全然もう気にしないで出されたのか。それが私としては非常に不可解なんですよね。一部新聞には政争の具という書き方してあったんですけど、私も正直そうじゃないかなと思いました、そのときは。市民の立場、市民サービスの向上という市職員のモットーである大きなテーマに対して、477万という金額はそのまま予算に載せられると、市長が印鑑を押されたということは、じゃ市民のことは考えておられるのか、市民の立場、今いろいろそういう高齢者の方も年金の問題とか、保険の問題とか、いろいろ大変苦労されておるわけですね。そういう中で、

その金額がそのまま何で計上されたのかというのが、どう思っても私としては納得できないわけです。だから、今3月19日の最終日になって、それに対して修正案が出された。だれが考えてもおかしいと思うんですよ、これは。わかっておるんだったら、最初からもうそういう金額を予算に載せてほしいと私は思うんです。だからやっぱり、この際、公用車のエコカー化ということで、きょうの新聞に書いてあったように、うちの松本議長が撤回、凍結ということで、市長に話されたということで、こちらの方は非常にいい方向にいて、今後はエコカーと、もう公用車はすべてエコカーと、こういう形で環境首都水俣にふさわしい、要するにそういう自動車、公用車というふうにしていかれてほしいと思うんですけれども、改めて予算化をしてほしいと思うんですけれども、これについて、宮本市長はどういうふうな思われ方をしたか。

もう一つ、議会が可決した予算が、やっぱり執行されないと、先ほど理由は聞きましたけど、これはやっぱり一部の市民による署名活動とか、ビラに関してはうちの福田議員がいろいろお話ししましたが、そういう状況で議案に対して、再議されるような事態になれば、市長が提案された議案は何だったのか、提案する前に十分な検討がされたのか、市民を混乱させたことは市長に対する不信感にもつながりかねないと思います。

もう一つは、先ほども登壇で言わせていただきましたけども、我々も市長も市民に選ばれた、そういう重い責任を持った立場にあります。その議会の権威の失墜につながると。議会軽視とまで言いませんけど、そういうふうな可能性があるということです。だから市民に選ばれた議員で構成する議会でも可決された議案が執行されないこと自体、これは問題だと。そのことについて、市長のお考えをお聞きしたいということで、2点ほどお聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） なぜ提案されたときに、そのときに477万円ですか、そういう話が出てきたときに、なぜそこで切らなかったかと、もっと検討しなかったかということでございますけれども、これは先にもちょっと申し上げましたけれども、議会の議決の重みというのは十分受けとめております。ただ、その時点では、そのまま通したわけでございますけれども、いろいろ請願、要望、署名、そういったものが上がってまいりますときに、予算の提案の段階で、なぜ市民の気持ちにまで思いがはせられなかったのかという部分については、非常に深い反省をしているところでございます。言いわけがましくなりますけれども、今、後期高齢者の問題にしても、そういう形でいろいろな問題にもなっております。そういう意味も含めまして、市民の皆さん方のこれだけの御要望、あるいは署名運動とか、そういうのがあっておりますので、それは十分それは市民の声として受けとめさせていただいたところでございます。

したがって、今後は今おっしゃるように、エコカーにできるだけ、今度買い換えについてはエコカーを買うように目指していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、水俣市は環境モデル都市を目指しているまちでございますので、その観点からも、このような形になったということを御理解いただければと思います。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 それでは3回目の質問に入らせていただきます。

これも6月10日の福田議員の議長車購入問題に関して、宮本市長からの答弁の中で、最後の方だったんですけど、私も高いと思っていたという発言、記憶ありますが、高いと思っていたという発言がありました。今、予算の話はそういう話、高いと思ったというのは、どの時点で高いと思われたのか。先ほどの話とちょっとダブるかもしれませんが、予算書に市長の印鑑を押される前だったのか、押された後だったのか、これをちょっとお聞きしたいなと。

新聞にも書いてありましたけど、葦浦総務企画部長が車の件に関しての説明の中で、安全性、経済性を重視すると、市長と対等の立場であることへの敬意を込めて今回の予算を出したと、その時点ではエコカーへの発想は全くなかったということでの発言されていますよね。だからそのとき高いと思った、全くエコカーへの発想はなかった、先ほどの、最初の2次質問と似たような話になると思うんですけど、非常にこの辺が私納得できないんですよね。だからここを最後の質問として、市長にお聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 議長車購入の予算の立て方の、実はステップの中で、最初に上がってきましたのは、今の477万よりもまだ実は高額だったというふうに思っております。それについては、少し考えていただけないかということで、議会事務局の方とはやりとりをしております。ですから、その経緯は市長には話しておりますので、多分市長がお答えになると思いますが、その時点ではちょっと高いなと思われたかもしれませんというのは思っております。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） その時期については、ちょっと申しわけないですけど、はっきり覚えてないんですけども、ただ、今、部長が言いましたように、最初その金額出てきたときには、確かにこれは高いというようなことは申し上げたと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、市職員人事制度について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、市職員人事制度についてお答えいたします。

まず、人事評価制度はあると思うが、説明をとの御質問にお答えいたします。

人事評価の主要な目的は、職員の知識や能力を把握し、これをもとに人材育成、能力開発等に活用することと考えております。

具体的には勤務状況調書として、水俣市一般職員を対象に各課から提出をしてもらいます。調書内容につきましては、各職責に応じて1年間の実績評価項目、能力評価項目及び意欲行動評価項目について、12月1日を基準日として過去1年間の実績について評価を行っております。

この結果は、本人から提出を受けている希望調書とあわせて、昇任及び人事異動の基礎資料として活用しております。

次に、石の上にも3年とのことわざがあるが、今回1年で配置がえがあったと聞くが、事実かとの御質問にお答えいたします。

通常は3年から5年が人事異動の対象期間と考えておりますが、本人の適正及び全体的な人事配置の関係上、1年で異動を行う必要があり、今回も実施をしております。

次に、新聞報道での職員の不祥事についてお答えいたします。

今回の問題は、さきの福田議員、真野議員の御質問でもお答えしましたように、交通災害共済の受付等業務において、市民からお預かりした掛金と申込書が1年間放置された状態にあったことです。

このことは、ことし4月の担当職員の人事異動後、共済契約証書が届かないなど、市民からの連絡により発覚をいたしました。

市では、全労済と協議をさせていただき、保管されていた80件の申し込みについて、4月16日に掛金の45万3,550円を全労済の口座に振り込み、申し込みを郵送し、市民課で受け付けた日にさかのぼっての加人とさせていただきました。

現在、真相の全容解明に向け調査を行っておりますので、真相が明らかになり次第、適切な対応を行い、あわせて市長を含む関係職員の処分を行いたいと考えております。

今回の問題において、市民の皆様の信頼を失墜したことにつきましては、大変重く受けとめております。また、担当職員だけの問題ではなく、市役所の組織全体としての問題でもあると認識しております。

今後、全容解明に向けた調査を急ぐとともに、全職員で市民の皆様の信順回復に努めてまいります。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 今、2番目の質問に対して、1年で配置がえがあったということで、必要であったということなんですけど、これちょっと私でもようわかりません。基本としては3年から5年と、ということはやっぱり3年ぐらい、これは真野議員もきのうだったですかね、一般質問の中でそういう話をして、我々もそういう人事制度に関しては、やっぱり職場が変わるというのは卒業だろうと、卒業して行って、次に新しく入学という形で、それが3年から5年ぐらいだろうと。1年でかわるということは、何のための配置がえだったのか、もともとですね。その人は、

その前に何年おったかわからないんですけど、3年も5年もおったかも知らん、次行ったところで1年たったらもう配置がえになったと。その必要であったという理由がわかれば教えていただきたい。

もう一つ、勤務成績の評定ということで、地方公務員法第40条として、任命権者は職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置をとらなければならないというふうに書いてあるんですけど、これは間違いないですかね。定期的な勤務評定というのは、本当に実施されているのか、記録として残っておるのか、職員へフィードバックされているのか、その点をひとつお聞きしたいと。

もう一つ、先ほど葦浦総務企画部長言われましたけど、私もその資料をちょっといただきました。実施評価項目、それと能力評価項目、あと意欲・行動評価項目ということで、3段階に分けてありまして、それで一番左側に部次長、課長、次が課長補佐、主幹、係長、参事、主査以下ということで、主査以下ということは一般職員の方だと思うんですけど、その中で、要するに斜め線で引っ張って、何も書いてないところがいっぱいあるんですね。この項目を見てみますと、これはもう部長だろうが課長だろうが、みんな必要じゃないかなという項目がいっぱいあるわけですよ。それが斜め線で引っ張ってあって、じゃその評価はどういう評価があるのかなと。例えば能力評価項目という形で、2番目として、理解力というふうに書いてあります。理解力というのは主査以下のところしか書いていないんですけど、読んでみますと、上司の言うことを素早く理解することができるか、的確に判断を下すことができたか、上司というのは、非常に信用ならんわけですよ。能力のある上司もいるだろうし、能力のない上司もいるわけですよ。そういう上司の言うことを素早く理解すると。これは本当の市民サービスの業務なんですか、これは。これはだから市民へ全然目が向いていないということじゃないんですか、これは。市役所内だけでそういうことを、ままごとじゃないですけど、失礼な言い方、今のは失言ですけど、そういうふうな言い方を、そういうふうな書き方をしてあるというのは、非常に私もびっくりしています。そのことに関して1つ質問ですね。

それともう一つが、先ほどの意欲・行動評価項目ということで、5番目に、住民への視点ということで、これは部長職以下ずっと書いてあって、してあるんですけど、これを読ませていただきますと、住民の立場に立って考え、行動しているか、人権を尊重し、常に住民とのパートナーシップを大切する姿勢を持っていたかと書いてあります。非常に言葉的にはすばらしい言葉ですね、確かに。ところが今回こういう不祥事が起こったということで、じゃ本当は果たしてこういう考え方が、職員の方みんなに浸透されているのか。

その辺を、この3点を2次質問としてお聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 人事異動で、1年でまず異動して、必要であるという理由は何かということでしたけれども、実質的に実は18年も8名おりまして、19年も7人おります。ことしが9人ほど実はおります。水俣市の場合ですと、これは多分一般職は300人前後しかいないんですね。それと、その人たちを定期的に3年から5年で動かすという話になっていくと、どうしても隘路が生じてくるというのが1つあります。

そうすると、もう一つは各部長さん方、課長さん方の実はヒアリングもやります。本人のヒアリングももちろんやって、本人の希望も聞いて、実は配置がえ等もするんです。今回の場合も、本人が希望された方もこの中にいらっしゃいます。1年でかわりたいという方もいらっしゃいます。実はそうでない方も、我々の都合で動いていただく方もいらっしゃると。普通、異動は1対1でトレードですという話にはほとんどならない。最低3人か4人は絡むという、実は話になっていくもんですから、水俣市みたいにパイが少ないと、どうしてもそういう隘路が出てきてしまう。やむを得ない部分が出てくるというのを、どうかその辺はちょっと御理解いただきたいなというふうに思っております。

それから、勤務評定についてですけれども、定期的に勤務評定やっているかということですが、先ほども申しましたように、12月1日付で、勤務評定調書というのを、状況調書というのを、実は上司の方が一般職員を評価していくというのが、この実は今ありましたこの調書なんですけれども、一般職員の方はこの内容については知っております。上司がこういうのをしますと、皆知っておりますし、これはフィードバックするようにってはおります。各課長がまず課員をヒアリングするという、これはヒアリングやっていると思います、各課の課長はですね。それをやりながら、その人の希望とか、能力とかを話し合って、程度の差はあると思います。今言われましたように、すごい能力の上司もいますし、普通の能力の方もいらっしゃると。それは個性があるので、それはあるかと思います。受け取り方も違いますので、あるかとは思いますが、一通りそういう作業はやってはおります。

ですから、それを課員とこういう話をされた後に、調書は上がってくるものというふうに我々は実は判断をしております。

それから、住民の視点等についての判断の仕方というのは、非常に難しいと思うんですね。市の仕事を住民の視点で見てやっているかどうかというのを、上の人が見て判断すると、非常に難しいんですが、ただ窓口等に行けば、それはすぐわかります。あいさつの仕方、言葉の使い方、あるいは後の対応、すぐそれは窓口ですとわかりますので、それはこの中にきちんと点数として上がってくるんじゃないかなというふうに思っております。

今、言われましたように、いろいろな異動に伴う、あるいは昇進に対しては職員の考え方もそれぞれありまして、難しい部分はございますけれども、よりよい勤務状況調書が取れるように、

今後もちっと中身についても検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 3回目の質問ということで、1つだけ質問させていただきます。

今回の事件というのは、一職員の不祥事という形で、新聞等も書いてあるわけですけど、最初にその不祥事が発生したのは、2007年3月に5カ月分を一括送付した後、市民課職員より事務の滞りを数回指摘されたと。その時点で、きちんと処理するなり、再発防止策をとるなり、実施をしていれば、今回の事件にはつながらなかったんじゃないかと。確かに人的ミスかもしれないですけども、この件がもう処置されなかったばっかりに、そのまま改めて1年間放置されたと。だれも気づかず、人事異動によって判明したと。これは職員の管理体制は全然なっていないと。先ほど葦浦総務企画部長は、そういうふうなフィードバックをしたりとか、要するにやるべきことはきちんとやっていますというか、指示をしていますという話だったですかね。やっていることへの確認はされていないわけでしょう。1年間も気づかなかったと、管理者の怠慢ではないか。何のための管理者なのか。この事件はせめて、そういうのが発生する3カ月前とか、半年前とか、きちんと対処しておれば、職員の方も陳謝程度で済んだんじゃないかと。今その職員の方は搜索願いが出されて、非常に不安な状態にあるわけですよ。これはやっぱり一市民であるわけですから、職員も。そういう人はやっぱりそういうふうな、まあ確かに責任は本人にあると思います、間違いなくそれはあると思います。けども、仕事というのは周りが支えるというか、そのために組織があるわけですよ。その組織機能が全く機能していないと。これはやっぱり要するに今のそういう市の行政がずっとそういうふうな温床になったんじゃないかと。たまたまこういうのが出てきて、冰山の一角で、その後、新聞にはそういう類似事件はありませんというふうに書いてありましたけど、要するに災害は、1対29対300だったですかね。だからやっぱりそういう温床をやっぱり変えていかないと、また起こるんじゃないかなと。我々企業はパソコンを持っています、個人的に、みんな仕事しながら。パソコンの業務内容というのは、上司が見れるようになっておるんですよ。それで毎日ミーティングをやっています、進捗状況。月報も書いて出すようになっています。それで月に1回懇談会があったりとか、コミュニケーションを非常にとっています。今、特にうつ病という問題もありまして、そういう人、要するにそういう人をつくらないということもあるものですから、やっぱりそういうふうな部長級とか、課長級は、そういうところの研修会に参加をさせて、ひどくなる前に完治するというか、そのために常にやっぱり職員、我々はまあ仕事をする、市は職員ですけど。そういう人と常にコミュニケーション、しゃべらなくても表情を見るとか、そういうふうな方法をやっているわけですよ。それでもやっぱりそういう人は出てくるわけですね。うつに近かったりとかですね。この職員の方も、そういうふうになったかどうかわからないんですけど。やっぱりそういう、何でそういうことをしたかという状

態のところ、やっぱり救いの手を差し伸べるというか、市長がよく言われています思いやりですよね。そういうのが何でできなかったのかなと。今のところ、この職員の方はまだ出てこれないということで、調査中という形で、市長も言われていましたけども、市役所としてはもう限界だという形で、いろいろ相談しているということですけど、この職員の方が無事出てこれることを念願して、最後の質問にしたいと思います、今の件に関して。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、全く議員のおっしゃるとおりでございます。チェック体制の甘さとか、そういったものが指摘されれば、全くそのとおりでございますので、二度とこのような件が繰り返されないように、職員一丸となって頑張っていきたいと思っておりますし、今、その対応については、具体的に手を入れているところでございますので、どうか我々もひとつ信頼回復に向けて頑張りたいと思っておりますので、どうか御支援のほど、また引き続きお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、観光業振興について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、観光業振興について順次お答えします。

まず、湯の児桜まつりで、石油発動機運転会が開催され、県外より多数の人が参加されたが、旅館関係者が少なかったと聞くが、本当かの御質問にお答えします。

湯の児の桜まつりは、3月29日の土曜日から30日の日曜日にかけて行われました。

石油発動機運転会は、2日目の30日で、あいにくの雨の中の開催となりましたが、桜まつりを大変盛り上げていただいたと思っております。

なお、桜まつりは、湯の児の旅館関係者を中心とする観光物産協会エコみなまた湯の児部会において、準備から運営等に至るまで取り組まれており、旅館関係者が少なかったとは認識しておりません。

次に、観光物産館まつぼっくりが閑散としているが、何か対策はないかとの御質問にお答えします。

物産館まつぼっくりのオープン時は、まだ、エコパーク水俣が完成していなかったこともあり、営業もどちらかと言えば、サラタマの通販やイベントの受託、物産展などの外部への出店が主体となっており、店売りが重視されていなかったことが一因と考えております。

エコパーク水俣が整備された今日、市としましては、まつぼっくりを観光及び物産の情報発信基地として位置づけ、市民を初め、市内外から多くの方に足を運んでいただくため、委託販売に切り替え、魅力ある地元の物産など品ぞろえをふやし、店売りの充実を図っていただくよう指導

してまいりたいと考えております。

また、現在、まつぼっくりの周辺であるバラ園の整備が進んでおりますので、市といたしましても、バラ園と一体となった観光PRや案内看板の整備を行っていきたいと考えております。

また、まつぼっくりにおいては、バラ関連グッズやバラ苗を販売することで、入り込み客の増加につなげていきたいと伺っておりますので、市としましても支援してまいりたいと考えております。

次に、湯の児・湯の鶴温泉は、観光客が減少傾向にあるが、商工観光振興室としては、どう思っているかとの御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、近年、毎年観光入込み客が減少しており、歯どめがかかっていないところであります。

市としましては、旅館関係者を初め、地域住民の皆様とも十分話し合いながら、本年2月に策定した水俣観光再生アクションプランを着実に実施することで、減少にまずは歯どめをかけ、増加に向けたさまざまな取り組みを観光物産協会エコみなまと連携を図ることで実施していきたいと考えております。

九州新幹線全線開通時には増加傾向に転じるよう、さまざまな取り組みを行っていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 この問題は、一応きのう、中原議員の方でエコパークについてということで、森副市長から説明を聞いておりまして、やっと完成したということで、これからが正念場だという話をお聞きしましたので、要望という形で一つだけ。

今まで産業廃棄物処分場と、第2のという形で表現がされとったと思うんですけど、今後はそういうことがないように、要望としてお願いしておきたいと思います。

終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で塩崎信介議員の質問を終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、おはようございます。

3日目で、朝から非常に何か濃い議論がされておりますけど、最後までよろしく願いをいたします。

最近、テレビで環境、エコ、こういった番組を非常によく見受けられます。日曜日には、13時間民放でやっておりました。そしてNHKでは、6日から8日、「SAVE THE FUTURE」という環境の特番をやっておりました。

地球温暖化、CO₂の削減問題など、洞爺湖サミットを前に、本格的に日本じゅうで環境問題が論じられるときがやってきました。

水俣は環境にこだわったまちづくりを進めております。よく、環境で飯を食おう、いや、環境で飯は食えない、意見が別れるところではありますが、今、世界ではもう環境で飯が食える、食えない、そういった問題ではなく、環境問題を考えた生活、産業を興さないと地球がもたない、次の世代に地球は残せないではないか、そういったときになってきています。

日本は京都議定書でCO₂の削減を1990年度に比べ6%削減、それを約束しております。しかし、現在は7.8%プラス、今後8.4%削減が必要と言われておりますし、家庭だけに目を向けますと36.8%、今後40%、4割ぐらいCO₂の削減しなければいけないという状況だというふうになっております。

低炭素社会の実現は、これからの日本社会の命題でもあると言われております。

きのう太陽光発電の話が出ておりました。袋小学校の電気を九電に売っているという話がありましたですが、ドイツでは家庭の太陽光発電をつけますと200万かかるそうです。できた電気を電力会社は高く買わないといけないという法律がありまして、200万投資して電気を売る。年間20万利益が出るそうです。それは家庭に入ってきて20万で、その200万はペイする。太陽光発電パネルは20年が耐用年数で、あとの10年は20万ずつ家庭に入ってくるというシステムができ上がっていきまして、太陽光発電が全国的に広がっている。結果、ドイツは18%CO₂の削減に成功して、低炭素社会に移行しているということでもあります。

じゃ電気を買うところが損するんじゃないかと思うところは、ちゃんと高く買う分は電気代を上げるということを国民の合意で値上げをしているということだそうです。ドイツにQセルズという会社がベンチャーでありまして、太陽光パネルの会社なんですが、今はもうシャープ等のパネル会社を抜きまして、世界一、株価資産1兆円を超す会社に10年になったそうです。ドイツは政策で10年前に大きく環境にかじを切りました。日本も今、環境問題に大きくかじを切ろうとしております。

水俣はもう環境でいこう、もうそれは何年も前にかじを切っているはずです。環境モデル都市、バイオマスタウン、そういったものが名前だけではなく、水俣に環境に特化したビジネス、そういったものが生まれ、また行政として支援できるような体制というのが必要じゃないかとい

うふうに思っております。

きょうは水俣市が大学と連携して、環境事業のバイオ燃料の研究等をされると聞いておりますが、そういったものを含めながら、水俣の将来について議論できればと思い、質問させていただきますので、執行部の明確な御答弁よろしくお願いいたします。

1、産業廃棄物処分場問題について。

産廃問題は前潮谷知事の意見書が出てから、業者の動きが見えない状況であります。きのうからもう4回目になりますけど、取り上げられております産廃問題、今、産廃推進の団体の動きを見ますと、業者もあきらめていない、そういうふうに感じるところであります。絶対につくらない、水俣市民に産廃問題のことを絶えず意識してもらいたいという思いから、以下、質問させていただきます。

①、4月に市長を先頭に、産廃阻止！水俣市民会議と東京行動をされたと聞かすが、内容をお尋ねします。

②、国会議員、IWD、東亜道路、環境省に面会され、産廃阻止の要望書を手渡されたと聞かすが、各相手方の対応をお尋ねします。

③、県知事が交代されたが、知事、担当課の対応に変わりはないかお尋ねします。

2、一般粉じん発生施設について。

産廃問題も解決しないうちに、今、このような問題が取りざたされております。

初日にも質問がありましたが、平通りを通るということを聞いておりますので、この辺も含めて質問をさせていただきたいというふうに思います。

①、一般粉じん発生施設の届け出がされているが、どういった施設かお尋ねします。

②、搬入道路予定道路が平通りと聞かすが、大型車両の通行量を把握しているかお尋ねします。

3、バイオ燃料研究について。

化石燃料を燃やす従来のエネルギー消費ではなく、CO₂を出さないバイオ燃料は、今、世界じゅうで注目されています。

バイオ燃料のあらゆる可能性を見出すのは、水俣市におきましても、経済の活性化、環境問題も含め、大変意義があることだと感じますので、以下、質問をいたします。

①、竹から石油代替燃料であるバイオエタノールを精製する研究を熊大、崇城大と共同研究するが、内容をお尋ねします。

②、ほかではわら、木材、生ごみ等から代替燃料の研究がされているが、水俣市の竹を選ぶメリットをお尋ねします。

4、熊本県JA農業インターン事業について。

世界的な食糧問題を考えると、日本の農業が見直されています。地域農業の担い手となる人材

育成は、これから大変大事であると考えます。また、農業にスポットをあて、行政の農業への熱心な取り組みは、ひいてはU・Iターンの促進につながり、また、一般市民の中には農業に従事する人がふえれば、遊休農地の解消、地産地消の推進に役立つと考え、以下、質問いたします。

①、今回、新規就農予定者の研修生が決まり、実習されると聞かすが、内容をお尋ねします。

②、このような事業で研修生が育ち、水俣での就農につながれば、農業の後継者不足の解消、市の人口増につながると考えるが、市の考えをお尋ねします。

5、生活保護について。

高齢化、母子家庭の増加、経済の転換による景気の悪化などが原因で、近年、日本じゅうに生活保護家庭がふえ、話題になっております。

水俣市の生活保護に対する考えをお聞きしたく、以下、質問いたします。

①、水俣市の近年の保護率の動向及び他の市町村との比較をお尋ねします。

②、保護率の高どまりの原因をどうとらえているかをお尋ねをいたします。

本壇からは以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、産業廃棄物最終処分場問題については私から、一般粉じん発生施設については福祉環境部長から、バイオ燃料研究については副市長から、熊本県J A農業インターン事業については産業建設部長から、生活保護については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

それでは、産業廃棄物最終処分場問題についての御質問にお答えいたします。

まず、東京行動の内容についてお答えします。

去る4月2日と3日の2日間、産廃阻止！水俣市民会議の役員を中心とするメンバー23名で、最終処分場計画の中止を求める東京行動を実施しました。

その要望・要請先は、環境省、熊本県選出や衆議院・参議院の各環境委員会の関係国会議員、IWD東亜熊本の親会社であるIWD本社及び東亜道路工業、また、今回初めて東亜道路工業の主要株主である横浜銀行、三井住友銀行へも要請を行いました。

さらに、首都圏で産廃問題を支援してくださる方々との集会に参加し、状況報告と、さらなる支援をお願いするとともに、都内の繁華街でのビラ配りなど、街頭活動も実施したところです。

参加された方々には、非常にハードなスケジュールではありましたが、これまでとは違う、手ごたえのある感触を得ることができた行動であったと感じております。

次に、東京行動の各相手方の対応についてお答えします。

環境省への要望には、田村事務次官及び木村産業廃棄物課長が対応し、処分場の許認可は県の権限ではあるが、今後の動きを見守り、状況によっては助言・指導したいとの発言がありました。

さらに、国会議員への要望では、今回60名の先生方に要望しましたが、別途説明の会議を設けていただいた政党もあり、この問題への理解を深めていただくことができたと思います。

しかしながら、今回初めて訪ねた IWD 本社では、1 人の役員の方が対応されるだけで、あらかじめ用意していた文書を読み上げ、それ以外のことはほとんど答えられないという、全く誠意のない対応に終始しました。

一方、東亜道路工業では、代表取締役から、IWD 東亜熊本に、知事意見に適切な対応ができるのかということを話し合いたいとの発言があり、これまでの態度とは少し違って、一步引いたような印象を受けました。

また、銀行への働きかけは、非常に真摯な受けとめ方をしていただき、東亜道路工業に対し、今回の要請を確かに伝えるとのことで、有効な要請先であったと思っております。

次に、知事、担当課の対応に変わりはないかとの御質問にお答えします。

5 月13日に蒲島知事と面会し、水俣病問題や産廃処分場問題、地域振興など、本市の抱える懸案事項について説明し、理解と協力を求めました。

産廃処分場問題は、潮谷前知事からも十分に話を聞いている、水俣市民の気持ちはよく理解しているという趣旨の発言があり、知事にはこの問題をしっかり理解していただいているという印象を持ちました。

また、県の担当課である環境保全課と廃棄物対策課に対しては、5 月19日に、産廃阻止！水俣市民会議の事務局レベルで話し合い、意見交換の機会を持ちました。

この場で環境保全課長は、事業者が知事意見にどう対応するのか、その方法や経過も含めてきちんとチェックしていくとのことで、県のこれまでの対応と比較すると、積極的な態度に変わったと感じられました。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 産廃問題も、先ほども言いましたように、今議会で4回目ということで、大体今の動きというものはわかってきております。私も平町に住んでおりまして、今、平通りの会というのができておりまして、一番新しい団体ですけど、看板をつけたり、のぼりを立てたりという作業をやっているところなんですけど、水俣市民にそういったものがどんどん広がればいいなというふうな私は思いがしております。しかし、産廃阻止の看板がある一方、産廃推進の看板があるのも事実であります。

さん賛会というのは、きのうからもずっとお話よく出ておりますけど、私も、団体の代表の

方がIWDの関係者の方と一緒にいるところを何回も見てますと、どうもやっぱり何かどういったつながりなんだろうかなというふうに思ってしまうのは、普通の考えだと思います。看板が非常に意図的であり、業者の姿勢というものがあらわれているんじゃないかなというぐらいに私は思っております。

東京行動、テレビ、新聞などで報道されまして、広く水俣市の反対の意思が伝えられたということは、大変よかったなというふうにも思いますし、市長みずから国会議員、環境省にアプローチされたということは、今回の問題はもっと大きなテーブルで話していただきたい、そういったもんにつながっていくんじゃないかという、期待するところです。

東亜道路、行かれて前と対応が少し変わってきたということも言われましたですが、やっぱりこういうことも必要だと思いますし、親会社にそういうアプローチするという。あと銀行にもされたということなんで、今、やはり大手の会社は社会的責任もありますし、企業イメージもあります。やはりそういうところにきちっと今のこの現状を伝えていくことが必要だというふうに思います。

きのうからの産廃の話の中で、馬奈木弁護士の話がちょっと出ておりましたけど、自分もちょっと聞かせていただいて、もうこの43項目出たのをちゃんとした手順でクリアするのは非常に難しいんじゃないか。もしそれをクリアするんだったら、ごまかすしかないんじゃないかという話をされておりました。水俣市民がやることは、その知事が出した43項目をきちっと守ってやるか、業者側がちゃんとそれをやるかというのをきちっと見る必要があるというふうに言われておりましたし、もう一つは、予定地の道路、国有地の払い下げというものをきちっと水俣市民がどういった使い方したいという有効利用をやっぱり出していく。今、市の方ではもう大体できているとも聞きますし、それは水俣市民にもちゃんと理解できて、その道路を活用したいということを農水省あたりにきちっと伝えていって、それを水俣市に払い下げてもらう、それができれば産廃に関してはもうそれで終わりだと思いますので、その2点を今やることじゃないかというふうに思います。

岐阜県の御岳町、町長もこちらにいらっしゃいましたですが、とうとう産廃阻止が実現をいたしました。最近、ことしになってですね。平成3年からやっていました。16年かかって、基本的に阻止というふうになりました。今、処分場の計画地の利用計画というものを住民、行政、いろいろな方が入って、今、有効利用を考えている委員会をつくっていらっしゃいます。そして、御岳町は環境モデル都市を目指すということを言われております。その時々で反対運動というのは変わっていくと思いますが、市長の判断でその時々によりよい反対運動というものを進めていただきたい、そういう思いです。

さん賛会につきましては、きのうから意見がありましたですが、別に挑発に乗る必要もないと

と思いますが、ちゃんと自分たちは43項目、こういうふうに出ている項目について不安がある、だから反対しているというのをきっちりやっぱり伝えていくのは必要なというふうに思います。彼たちが言っております経済の活性化、水俣に雇用を生むから産廃をつくるという論法は、水俣市に合わないんじゃないかというのは、やっぱりその辺も伝えていかなければいけないというふうに思います。

1個だけ質問させていただきますと、きのう、野中議員からは勉強会を開催したらいいんじゃないかということがありましたですが、私もまあそれも必要だと思いますけど、反対運動がやっぱりもうちょっと市民に広がっていく、長くなってくるとやっぱり衰退していきますし、やっぱり前から指摘されているように、若い方が少ない。傍観者になってしまっているというところがあると思いますので、まあ、産廃処分場をウォーキングで見に行くとか、クマタカを、またみんなで行くのがいいか悪いかよくわかりませんが、そういったものを探すとか、子どもと水質の調査をやるとか、そういったイベント的なものを産廃対策室等で考えられて、もっと市民に広めていったらどうかというふうな思いがあります。それを1つ質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 貴重な提案ありがとうございます。

産廃処分場の問題は、今、若者がちょっと少ないんじゃないかというようなお話もございましたけれども、子どもからお年寄りまで、これは水俣市の全市民にかかわる問題でございますので、そういう意味からも、ぜひ産廃処分場周辺のウォークラリーとか、あるいは親子のハイキングとか、また、市民団体でもそのようなことも考えていらっしゃるというようなことも伺っておりますので、そこら辺と連携をとりながら進めていきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ぜひそういったものを、今までの運動と少し違ったものも打ち出していくのも必要かと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、一般粉じん発生施設について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、一般粉じん発生施設についてお答えします。

まず、この施設がどういった施設かということについてお答えします。

業者から水俣保健所に一般粉じん発生施設の届出書が提出され、市にもその写しが送付されました。

おおよそ、それによりますと、場所は市内長崎で、施設面積は約7,000平米、堆積能力は約4

万1,000トン、粉じん発生防止のため、散水用のスプリンクラー大型3機、中型1機が設けられた施設であり、ビオトープサンドという土壌改良剤を年間約4万トン堆積する計画となっております。

次に、搬入予定道路の大型車両の通行を把握しているかということについてお答えします。

搬入については、名古屋から船で水俣港に運搬、仮置きし、保管場所まで陸送されるという計画となっております。

なお、具体的な搬入予定道路及び通行量については把握いたしておりません。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 市の方で把握しているのは、そういうことということでありまして、実際、道路をどこを通るかとははっきり市は把握していないということですが、私たちがちょっと聞いたところによりますと、平の通りを通って、袋におりるとというのが、警察に行かれたときに話されたのかどうかよくわかりませんが、そういった情報が来ております。それについて、通らんかったらどうなるじゃないんですけど、もし通るんだったら、きちっとした説明をやるべきだというふうに私は思うんです。平通りというのは、産廃のときの知事意見で非常に狭い道なので、問題があるというふうに言われている通りです。

今回、産廃とは違っても、4万トン、これがどのくらいの期間で4万トン持ってくるのかよくわかりませんが、10トンダンプにすると4,000台になるかもしれませんが、そこを通すんだったら、もし通す予定だったら、やっぱりその平の通り、住民の方、やっぱり心配されている方が多いので、やっぱりそういう説明をしていただきたい。

また、その施設のビオトープサンドですか、それを置くところの下の袋の方とか、下にある利水組合の方も一緒に、平通りの会というのが今できておりますが、一緒に市長、そして保健所に行かれております。やっぱり不安というものがありますので、市に権限はないというのはもうわかります。しかし、やっぱり水俣市民が心配にしていることがあるんだったら、間に入って、会社にそういったところを伝えていただいて、指導していただきたい。そういったものがあります。

私も、初日に緒方議員がされましたが、阿久根に私もちょっと同行を一緒にさせていただいて、そのときに関係のある業者さんの話を聞いたんですけど、やはり阿久根の担当課の話を聞いたときに、やはりちゃんと説明してもらわないと、非常に不安だなというふうな思いがあったので、ここでこういうふうに取り上げさせていただいております。

質問としては、今、会社等にそういったアプローチ、面接、指導をされているのかを1つお聞きします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 相当量の土砂が搬入されるということでお聞きしておりますので、早速文書で事業者側に計画の内容等について説明を求めたいということで、お願いをしているところでございます。

ただ、今のところまでできるというか、そういう回答はいただいております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 はい、わかりました。ぜひ、そういったところをきちっと。きのうも関係者の方いらっやっておりました。きょうもいらしているかもしれませんので、ぜひその辺は伝えていただいて、指導というか、市として、市は市民の生命と財産守ることが、一つの仕事だと思いますので、ぜひそういったことも踏まえて指導をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、バイオ燃料研究について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、バイオ燃料研究について順次お答えいたします。

初めに、竹から石油代替燃料であるバイオエタノールを精製する研究を熊本大学、崇城大学と共同研究する内容についてお答えいたします。

3月議会の一般質問で、福田議員の御質問にお答えいたしました。本市では、平成19年3月に、水俣市バイオ燃料利活用協議会を設置し、現在、本協議会において、かんきつ搾汁残渣やサトウキビ、生ごみ、竹などのバイオマスについての調査を行っております。

その中でも、南九州に多く繁茂しており、増殖能力が高く、森林への侵食が問題となっている竹を、逆転の発想から、地域未利用資源としてとらえ、バイオ燃料資源として有効ではないかとの観点から、バイオエタノール精製技術の研究を始めたところでございます。

今回お尋ねの、熊本大学、崇城大学との共同研究の内容といたしましては、NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）からの支援を受けて、大学では竹からバイオエタノールを精製する前処理段階で必要な酵母の開発や副産物として得られるキシロースなどの回収、製造技術などについて研究を進めていただいているところでございます。

また、本市では低コストで行える竹の伐採・搬出方法などを検討する計画であり、これらの研究により、さまざまな事業化への可能性を探っていきたいと考えております。

次に、水俣市が竹を選ぶメリットについてお答えいたします。

水俣市バイオ燃料利活用協議会におきましては、地域に多く存在する未利用資源をターゲットに、バイオエタノールの製造に向けた可能性につきまして、調査、研究を進めてきたところでございます。その中で、竹につきまして、日本の竹林面積の約60%もが九州に集中していることが

わかりました。

竹は、増殖能力が高く、一部の管理された竹林園を除いて、管理ができていない竹山が多く、森林への侵食が問題となっております。先ほども申し上げましたように、低コストで竹の伐採や搬出が可能となれば、多量に排出される、未利用成分が多い、再資源化の可能性が高いというメリットが見出されることから、竹に着目をしたところでございます。

また、本市では竹を地域再生のシンボルとして位置づけてきた経緯もあり、竹を今回のバイオ燃料の原料としてだけではなく、さまざまな利活用方法を考えるきっかけとなれどと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 冒頭に言いましたように、日本は低炭素社会に向かう必要がある。バイオエタノールというのは、化石燃料を燃やすガソリンとは違って、CO₂を出さないということなんで、やっぱりこういう研究は非常に必要だと思いますし、さっき言いましたように、日本全体がそっちにかじを切るときなので、ぜひそういうところに力を入れていただきたい。よそも同じように今考えていると思いますけど。今、聞きますと、そのバイオエタノール精製の副産物の研究を今回大学とやるということですね。バイオエタノール自体はバイオ燃料利活用協議会というのができて、それでやっている。そのつながりがあって、市としては竹の合理的な伐採、搬出というのを確立したいということだと思います。非常につながりがあって、水俣に新しいそういったもので産業ができればなというふうに期待しますし、事業化していただければな。今、こういったところには国とか予算的にもつきやすいというふうに聞いておりますので、その辺はやはり市が率先して情報を取ってきて、そして民間にアプローチするのが必要だというふうに思います。

政府自体はバイオエタノールを現在のガソリン消費の大体1割、600万キロを目標というふうにもう据えておりますので、バイオエタノールはアメリカとかブラジルはトウモロコシ、小麦、そういう食料系でやっておりますけど、非食品のセルロース系のわらとか廃棄物、今言われた廃棄物、生ごみ、家畜ふん尿、そういったものの研究が必要だと思いますし、今、阿蘇とか熊本でもやっているというふうに聞きました。ぜひ水俣ももし竹でそういったもので、新しいものでやるんだったら、頑張ってくださいたいし、その竹というのは地域的なものがあって、九州に90%、水俣市の半径100キロで100万トンあるというふうに聞いておりますので、試算されていると。そういったものを地位的な優位性というものを生かして、低コストのバイオ燃料化というものができればいいなというふうに思うところです。

実際、事業化できるできないは難しい、クリアしなくてはいけないというのはいっぱいあると思いますけど、さっき最初に言いましたように、太陽光パネルをベンチャーでやったところが10年で1兆円の企業になったというふうなものがあるわけですから、やっぱりその時代に乗っ

たものを行政が情報を仕入れて、民間でそういったものを育てていく、情報提供するというのがやっぱり必要かなというふうに思って、今回こういうふうに取り上げさせていただきました。

質問としては、市のエタノールのプラントぐらいはつくれるんじゃないかというような、大體、話にちょっと聞いておりますけど、實際、今から研究を２年間やられるわけですけど、酵母が見つかったり、キシロースの精製の部分、そういったものがうまくいったときに、水俣市の産業というふうに、どういったメリットがあるというふうに考えていらっしゃるかを質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 第２の質問にお答えいたします。

今、研究を進めて、いろいろな課題を今整理をしております。なかなか実用化というのは厳しいのかなと。特に、この前も沖縄まで行ってきましたけども、なかなか沖縄のサトウキビを利用するにしても、沖縄の半分ぐらいでつくっていても採算が合うのかなと。今、ガソリンの値段が上がってきておりますので、この１７０円という形が追い風なのかなと。１５０円でどうにかなるかなという話があったので、今後、石油の値段が上がっていくとエタノールのコストというか、経済性というようなのも出てくるのかなという気がしております。

そういった中で、水俣としてどこまでできるかということなんですけども、やはりまずは竹とか、いろいろな搾汁残渣含めまして、そういったものの技術的なものをきっちとクリアしていくと。エタノールをつくる技術というのはもうできておりまして、その技術はもうクリアできるのかなと。ただ、竹とか木材のセルロース系の部分からエタノールをつくるというのが、なかなかまだ課題があるということで、今回そこに着目をされておりますので、そういったものがクリアできるなら、実証プラントでもして、このエタノールの利用をどうしようかと、まず始めたのは、産業もあったんですけども、水俣の公用車だったり、いろいろなものをそういったＢＤＦとか、エタノールとかでまず走らせることが、水俣からの情報発信になるんじゃないだろうかというのがあって、最初利活用協議会の設立もそういった意味合いから進めております。

今回のプラントとか何かにつきましては、そういうものをベースにして、実証実験、そういったことができるような形まで持っていければなと。ただ、企業として工場をつくっていくとなりますと、相当大きなプラントになってまいりますので、これは行政がというよりも、今、利活用協議会の方にいろいろな電力会社とか、アサヒビールとか、いろいろな方々が入っておりますので、日立造船、そういったところの方々と話し合いをして、やはり民間の力を中心にそういったものを考えていく必要があるのかなと。

先般も中国の方から講演に来ていただきましたけども、やはり中国の方では、もう實際大きなエタノールの製造工場が稼働していると。たまたまこの前来た先生は四川省だったもんです

から、地震の4日ぐらい前に水俣に来て、話をされて帰って大丈夫だったのかなということで、聞きましたけども、地震の影響は会社の方にはそんなになかったということです。そういったところの具体的に動いているところの協力も得ながら、バイオマスタウン構想がまだ生きていますので、そういった補助制度等、そういったのも利用しながら、何らかの形で地域の産業につなげていきたいと。また、今回の補助で受けます事業につきましては、水俣で受け持つ部分は竹の伐採と搬出方法というのが、1つ課題として受けております。

この事業については、ベンチャー支援という形で企業化していくということになりますので、そういった部分の中で、地元の建設業の方とか、異業種の方々に集まっていただいて、いかにして安く、厄介者でもある竹をいかに安く搬出、収集できるか、そういうような部分を勉強していきたいなど。そういったものが、1つ企業化できると、やっぱりどこもそういった形で困っておりますので、水俣からいろいろな地域に出かけていっていただいて、そういうものを収集して持ってくると。また、エタノールの材料だけじゃなくて、竹につきましては飼料だったり、製紙の材料だったり、いろいろな部分でも利活用されております。ただ、問題はやっぱり、その収集コストというのが課題になっておりますので、そういったものを統合していけば、1つの産業になりますし、新しい企業体もできるんじゃないかなというふうなことで、今後研究を進めていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 何か竹は、木材を出すのにワイヤー引っ張って、すごいコストがかかるということと、水俣でいろいろ考えて、そういった搬出方法を確立する。建設業関係でもつぶれるところも、非常に出ておりますし、そういったところは、今持っているもんで一緒にできる、そういったものがつながっていけば、非常にいいかな。竹取って、結局あと何に使うかということだろうと思いますので、そういった部分をちゃんとエタノールにもし活用できるとか、先ほどのキシロースですかね、こういったもので何かこうつなげていければ、そういったものを支援していただきたいというふうに思いますし、今、大学2つ一緒に入っていらっしゃるので、そういった頭腦的なものはそういったところと連携してやっていただきたい。それが水俣の経済につながっていけば、行政としても非常に画期的なことじゃないかというふうに思います。

研究は大体2年間ぐらいというふうに聞いておりますので、実際、結果は早いうちに出るかもしれないので、ぜひ頑張ってもらいたい。実際これだけが取り上げられていますけど、これだけじゃなくて、やっぱりいろいろなことに着目して、情報はやっぱり行政が一番入るわけですから、それをどんどん民間に振ってやるという作業が必要だというふうに思います。

行政には、ちゃんと国の方からきちとした形で、そういった情報が来ますので、そういったものをどんどん出してやって、民間を手助けしていただきたいというふうなところをお伝えして

終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、熊本県 J A 農業インターン事業について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、熊本県 J A 農業インターン事業について、順次お答えいたします。

お尋ねの熊本県 J A 農業インターン事業につきましては、他産業に従事していた U ターン就農希望者等を募集し、実践的な農業研修を行いながら、地域農業の担い手となる人材の育成・確保を図るため、J A 熊本中央会が、平成17年度から実施している事業であります。

当事業では、毎年県下で15名程度を募集しており、受け入れ農家先での農業実習を基本として、年数回開催される農業経営セミナーで農業技術や経営面などについて学ぶというもので、研修期間は毎年5月から翌年2月までの10カ月間となっております。

また、研修生には月額5万円程度の研修に係る手当が支給されることとなっており、これらの研修経費につきましては、J A 熊本中央会、県とともに地元 J A や市町村も負担を行い、就農予定者を支援する仕組みとなっております。

なお、本市でことし研修生と認定された方は、本市在住の26歳の男性で、現在受け入れ農家となるタマネギ生産農家で日夜実習に励んでおられ、将来の本市農業の中核を担う貴重な人材として、大いに期待をしているところでございます。

次に、このような事業で研修生が育ち、水俣での就農につながれば、農業の後継者不足の解消、市の人口増につながると考えるが、市の考えはどうかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻になっている現在、農家の後継者支援はもちろんのことですが、U ターン等により他産業から就農を望む方々への支援策として、大変意義深い事業であると認識しております。

また、ことし4月にオープンをいたしました市民農園みなまた東部ふれあい農園では、現在、市内外から13件の方々に御利用いただいておりますが、もう少し広い農地は借りられないのかといった御相談も寄せられております。

さらに、昨年より実施しております援農ボランティアにつきましても、昨年度は11名の方が熊本市などからお越しいただいておりますが、少しでも農業を体験し、新しい農業従事者となるきっかけづくりとして、期待の持てる仕組みではないかと考えております。

今後、このような事業を通じまして、これまで農業に接したことのない方々へ、その機会を設けたり、農業委員会と連携して、遊休農地の情報を提供するなど、さまざまな観点から幅広く、担い手の育成確保につながる取り組みを進め、農業後継者不足や遊休農地の解消等に努めていき

たいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 今回、インターン事業で来られる方は26歳の方ということで、募集の要綱を私も見させていただきましたが、他産業に従事していたUターン就農希望者や就農して間もない者及び新規参入就農希望者等というふうに書いてあります。

当然Uターンされてこられる方も対象ということで、こういった部分もつながっていけば、人もふえる、農業をされる方もふえるということで、一石二鳥じゃないかというふうに思いますけど、実際、農業をやって御飯食べていけるかといったら、非常に難しいところもあると思います。

しかし、行政が農業をやりたい方、そういった方、また、I・Uターンを考えている方に、こういったサービスを提供していくということは、本当小さなことかもしれませんが、やる自治体、やらない自治体では、やっぱり将来的に差が出ていくと思いますので、こういったことも小まめにやっていただきたいと思います。

それと、ふれあい農園、13件今入っていらっしゃると言いなつたですかね。自分で食べる、そういう作物をやるということは、やっぱり農業をやるきっかけにもなると思いますし、市内でもやりたいけど、やり方がわからん、土地がないという方は結構いらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

今からリタイヤされる方が多くなるというのは、もう数字的にわかっているわけですから、そういった部分で、就農の支援、農地のあっせんという部分を積極的にやっていただきたい。そういうことをやっているよという、水俣市がやっているよということがU・Iターンを希望している方にとっての1つの大きな魅力にもなるというふうに思います。

そういったところも打ち出してやっていただきたい。農業にかかわる人を支援する施策というのをいろいろな角度からやっていただきたいというふうに思ってます。

質問としては、遊休農地の情報提供という部分は、今どういった形でやっておられるのか、またやろうとしているのか。ふれあい農園、今やっていらっしゃいますけど、広げたいということもありましたが、具体的な展望というものを少し考えていらっしゃるのかを質問します。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 現在、将来に向けての遊休農地の情報提供ということでございますけれども、今回、JA農業インターン事業もいろいろそういう形で広く市民に公募したり、また、みなまた東部ふれあい農園、営農ボランティアということで、広く市民にも、そういう営農については、機会を提供しているところでございますけれども、本年度、農業委員会を中心にいたしまして、そういう遊休地の調査をいたすところでございます。その調査に基づいて、現在そ

ういう、遊休農地がどういう形であるか、またどういうものに適するかという判断しまして、いろいろな情報の提供をしていこうということで、考えているところでございます。

それと、現在、水俣市におきましては、農用地域内、これは735ヘクタールあるんですけれども、実際農業をやっておられない耕作放棄地が108ヘクタールございます。実は14.7%ということでございまして、非常に、農地はあるけれども、耕作してないということがございますので、その辺の分析をきちんと把握して、きちんと情報提供をするように、将来考えていきたいということで、今年度のそういう農業委員会の連携による調査でございますので、早いうちに、そういうのを確認して、早目に情報提供できるように努めてまいりたいと考えております

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 今、調査をされているということなんで、それはそれでいいんですけど、やっぱり期間も、スピードがやっぱり必要だというふうに思います。よく行政は、調査して、アンケート取ってとか、よくありますけど、それがどんどん長くなっていくというのが、よくある話なので、調査きちっとしたら、もうこういったことでやりたい、こういう企画を立てたというのを、今もうネットにどんどん出して行ってやっていけばいいと思うので、お金もかからないと思いますし、別に紙でやる必要はないですし、ああいうのを発信するだけで、いろいろな方が見に来れますので、まず、その調査というのを敏速にやっていただいて、次の企画をすぐ手を打っていただきたい。やっぱりスピードが必要だというふうに思います。

やはり行政の場合は、どうしても慎重に、慎重に、まあ慎重にせんといかんというのはよくわかりますけど、そういったもので、スピード感に欠けるというのを非常に自分も見させていただいて、そういったものに不満を感じますので、そこはやっぱりクリアしてやっていただきたいというふうに思います。

食糧問題というものは、今後スポットが当たるということは、もう目に見えておりますので、水俣独自の農業の支援というものをいろいろな形で確立していただきたい。それはもうプロの方から素人の方でも、よその方でも、いろいろな形で提供していただきたいというふうに思います。

これで終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、生活保護について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、生活保護についての御質問に順次お答えします。

まず、当市における近年の保護率の動向及び他の市町村との比較についての御質問にお答えいたします。

保護率の動向につきましては、過去3年間の世帯数、人員数、保護率の順に述べますと、平成17年度が330世帯460人で、保護率、千分率になりますが、15.62パーミル、平成18年度が335世帯、465人で、保護率が16.22パーミル、平成19年度が352世帯、491人で、保護率が17.31パーミルと、年々増加傾向であります。

なお、生活保護受給者数につきましては、今年度も増加傾向にあり、この傾向はしばらく続くものと推測されます。

次に、県内他市町村と当市の保護率の状況についてお答えいたします。

現在、把握しております最新のデータは、平成19年12月分となりますが、当市の保護率は18.11パーミルで、県下で最も高い保護率であります。次に、熊本市の15.09パーミル、荒尾市の13.58パーミルとなっております。

県下14市の平均保護率は10.70パーミルで、町村を含めた平均保護率は9.14パーミルとなっております。

県下14市及び全市町村の平均保護率においても、前年同月比は微増であり、県全体でも生活保護受給者は増加傾向であります。

次に、保護率の高どまりの原因をどうとらえているかの御質問に対してお答えいたします。

生活保護制度は、日本国憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とし、我が国の社会保障制度の根幹として、つまり国民生活を守る最後のセーフティーネットとしての役割を果たしていく、非常に重要な制度であります。

本市としましては、相談の段階から十分な助言等を行い、真に生活に困窮している方を最後のセーフティーネットである生活保護の制度から決して漏れることのないよう、慎重に、かつ真摯に対応を行っていきたいと考えております。

また、当然のことではありますが、市民の生活保護に対する申請権及び受給権を侵害することのない生活保護行政を心がけております。

さらに、生活保護を受給されている方と受給されていない方との間に不公平感を与えることのないよう、法を遵守し、適切な指導・援助にも日ごろから心がけているところでもあります。

このような中・長期的な景気の停滞や高齢化の進展、さらには病気治療による医療費の増加、家族形態の変貌、雇用形態の変化、多重債務問題等が要因となり、経済的に困窮している方がふえ、さまざまな努力にもかかわらず、困窮が解消されず、やむなく生活保護の申請を行い、受給に至る方が増加している状況です。

特に、当地区は県内で最も低い有効求人倍率と、高い高齢化率によって仕事がない方、高齢者の生活保護受給者が増加している状況であります。

このように、当市におきましては、必要な方が必要な生活保護を受給できる状況で、セーフティーネットの機能が働いているものと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 17.31パーミル、私がちょっともらった資料は、もう一個、古いやつかもしれないですね。これ18年度の分をもらっているのかもしれませんが、やっぱり水俣が1番、熊本が2番、荒尾が3番、菊池が4番というふうな順番で、水俣はやはり保護率が高いというふうになっています。

保護率が高いのが、疲弊したまちだから保護率が高いのか、またきめ細かいサービスをやっているから保護率が高いのかと、見方でも違うと思うんですね、基本的には。これはもう主観なので、いい悪いはまた別にしたいと思いますけど、今、言われた生活保護は憲法25条、困窮する国民に対し、困窮度に応じて必要な保護を行う。最後のセーフティーネットと言われましたですが、非常にやっぱり重要な制度だというふうに思います。

保護率というのは全国的に見ますと、やっぱり大きいまちが保護率が高いんですね。県で見ますと、福岡が1番、北海道が2番、3番が青森、4が大阪で、東京が5というふうになっていますし、政令都市で見ますと、大阪が1番。よく昨年、北九州の餓死した話がありましたですけど、北九州も昔から高いというふうに言われております。

この政令都市の中に、水俣を入れたときに17.31パーミルというのは、和歌山が16.4パーミル、15ですから、やっぱり十五、六番になるかと思います。やっぱり高いというふうに思うんですけど、問題はその生活保護が高いとか低いとかいうのじゃなくて、やっぱり不公平感があるのが非常に問題だというふうに思うんですね。賃金で比べますと、県庁所在地で働く、北海道にしたときに、最低賃金で1カ月、1日約8時間、22日間労働した場合、社会保険料等を引いたときに9万8,000円。一方、生活保護、19歳までの単身の方だと11万8,000円出る。こういった働かない人の方がいっぱい、楽じゃないかというふうな感じになりますと、やはり労働意欲を失わせますし、社会のモラルというものが低下する。こういうものはもう国がやることなので、別にそれはいいと思うんですけど、水俣の場合、結局もう話の中で、あん人は大きな車に乗ってっなんもんとか、パチンコしよんなんもんとか、そういったもんが本当かうそかわかりませんが、うわさになって出るということが非常によくないというふうに思うんです。ほんなら働かん方がよかがねということでは、水俣市のそういったモラルというものを低下させてしまうということになると思います。車はそれは普通に皆さん必要でしょうし、大きいのに乗る必要はないと思いますが、パチンコとかはもう論外だというふうに、普通に考えたときと思いますので。そういったものは実際やっているやっていないは、役所で把握するというのは難しいかもしれませんが、いろいろな形で、細かく対応されていって、いろいろな指導をしていただきたいというふうに思

うんです。さっきから言いますように、不公平感というのが出ないように施策をとっていただきたい。

質問としては、そういった方、働きたくても働けない人、いろいろな方がいらっしゃると思います。でも若い方でも働ける方はいらっしゃるって、もしかしたら生活保護をもらってる方とかいらっしゃるかもしれませんので、そういった就労支援というものを市としてどういった形でやっているのか。また今からお年寄りの方がふえていく、老人の生活保護家庭、また母子家庭もふえておりますので、そういったことへの対応というものをどう考えていらっしゃるのかを質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 生活保護率が非常に高いということについては、市の重要な課題であるという認識はまず持っておりまして、ただいま言われましたように、就労支援であるとか、高齢者の方々へのそういった指導、助言等はどのようにされているのかということでございます。生活保護受給者への指導につきましては、まず、個別にその援助方針を立てると、それとその世帯で抱える問題をまず解決するというのがございまして、解決し、かつ自立した生活を送っていただくということが肝要になろうかと思います。

そうすることで、世帯の生活実態に応じた経済的な自立、あるいは社会的、生活的な自立、それから日常生活的自立を促すような指導を基本にはやっていくということです。

一般的な援助指導の例えでございますけども、先ほど言われました働きたくても働けないといった方々、いわゆる働く能力がありながら、うまくそれが活用されないという場合もございすけれども、そういった方々に対しましては、就労支援プログラムというのがございまして、そちらへの参加を促したり、あるいは求職活動を徹底してやっていただきたいと。それから時にはハローワークに福祉事務所の担当の者も同行いたしまして、就労援助、指導を行うと、そういったことを行っております。

さらに、近年の状況ではやっぱり障がいを持ったり、病気であつたりという方もございます。通院状況や療養態度等に問題がある場合は、医療機関とか、保健師あたりとも連携して、いろいろな食生活であるとか、療養の改善に努めると、そういった援助指導を行っております。

それと、ほかの制度との、うまくあわせた活用ができないか、そういったこともあわせてやっております。

先ほど不公平感が出ないようにということでございましたけども、パチンコを初め、ギャンブル的なその遊行費について問題があると、そういったケースも若干報告があつたりしておりますけども、ギャンブルについて、法的に問題がなければ、特に禁止事項にはなっていません。ただし、その収入が生活保護上の収入という形でみなしまして、申告義務があります。未申告の場合

は不正受給に当たるよという説明指導を行っております。

そういったことは、本人にとっては利益につながらないということを強く指導いたしております、状況に応じて、今後においても注意、指導を行ってまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 そういった指導というものは、ギャンブルがいいのか悪いのか。まあ普通に考えたときに、そういったものをもらって、それを使ってパチンコをするというのは、もう論外だと思えますので、もしそういうのがあるようでしたら、きちっと指導するのが当然だというふうに思えます。

先日、秋葉原の通り魔事件というのがありましたですが、白昼トラックで跳ねられた人、また刺された人、そういった人が心臓マッサージを受けているのを、私もテレビで見ましたが、これは日本で本当に起こっているのかなというふうな思いだったのですが、やっぱり日本もどっかずれが出てきているんじゃないかというふうに思います。

景気の低迷とか、年金の問題、少子・高齢化、いろいろな問題で、もしかしたら格差社会というのがもし生まれることがあるようでしたら、今後、生活保護というものは非常に重要な役割だというふうに思います。

市長が提唱されています、小さくてもほっとぬくもりのあるまちというものは、本来、弱い立場の人に周りの方が手を差し伸べられる、それは行政であつたり、普通の隣の人でも一緒にしようけど、そういったものを目指していらっしゃるというふうに思えますので、行政として適切な、そして不公平感の出ないような生活保護政策というものをやっていただきたいということをお伝えして、いつもしり切れトンボになりますけども、きょうはもう早目に終わります。

以上です。

○議長（松本和幸君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の川上紗智子です。

一般質問の一番最後になりました。皆さんもお疲れのことだと思いますが、最後までよろしくお願いいたします。

早速ですが、質問通告に従って、以下、質問いたします。

1、最初に、学校施設の耐震化及び学校再編成について質問をいたします。

5月12日、中国で起きた大地震、中学校の校舎は一瞬にして崩れ、900人近い生徒が生き埋めとなった。地震発生当時、3階建ての校舎では中学2年、3年生の計18クラスが授業中だった。現場ではクレーン車5台で瓦れきを除きながら、生徒らの救出作業を続け、数十人を助け出したが、4人の死亡が確認された。瓦れきの中から助けを求める声が聞こえ、生き埋めとなっている生徒が体を動かしている様子も見えている。中学3年生の男子生徒の母親は泣きながら救助作業を見守ったが、安否はまだ確認されていないという。

私はこの新聞記事を見て、これを決してよそ事だと片づけてはならないと思いました。ことし4月10日付で文部科学省は、公立学校施設の耐震化の計画的推進についてという事務連絡を出しました。その中身は、大規模地震によって倒壊等の危険性の高い公立小・中学校施設、全国で約1万棟、これらの耐震化は極めて重要な課題であり、早急に取り組む必要があるので、各設置者、各市町村におかれては、これらの施設について、原則3年間、平成20年から22年度で耐震化することをさらに検討し、耐震化年次計画を提出することを各市町村に求めるというものです。これを受け、県は4月30日付で、この計画の提出を水俣市に依頼しています。

また、国会では、6月6日、日本共産党、自民党、公明党、民主党、社民党の5党が、共同提案した学校耐震化促進法案が衆議院本会議で可決をされました。今国会で成立見通しです。

法律の中身の柱は、1つ、市町村が行う公立幼稚園・小・中学校施設の耐震化事業について、耐震補強工事への国庫補助率を現行の2分の1から3分の2に、改築への補助率は現行の3分の1から2分の1に引き上げる、2つ、市町村に公立学校施設の耐震診断実施と、結果公表を義務づける、3つ、私立学校施設の耐震化にも配慮するというものです。

四川省大地震の被害を教訓にし、学校耐震化促進に向けて、国レベルでも大きく前に動き始めています。

ぜひ、水俣市でもこの立場に立って、耐震化を早急に進めていくべきではないかと思います。

私は、子どもたちの命と安全を何よりも優先することが必要だという立場から、以下、質問をいたします。

①、平成20年4月10日付で、文部科学省から耐震化年次計画の提出が各市町村に求められているが、具体的に水俣市はどのように対応していくのか。倒壊等の危険性が高い施設、約1万棟の中に含まれている水俣市内の施設はどれだけあり、それはどこか。

②、昨年9月の私の質問に対して、教育長の答弁をいただきましたが、その中で、これからは

優先度ランクに基づき、現在推進している小中学校再編成の計画を踏まえ、市の総合的な計画と整合性を図りながら、次年度をめどに耐震診断の実施計画を策定する考えであると答弁をいただきましたが、その学校再編成についての進捗状況はどうなっているのかお答えください。

2、次に、4月から始まった後期高齢者医療制度についてお尋ねをいたします。

①、4月から制度が始まった途端、全国各地で怒りや不安の声が広がっています。水俣市にも問い合わせがあっていると思いますが、質問や苦情など、一体どれくらい届いているのでしょうか。また、その中身は大別するとどのようなものになるのでしょうか。

マスコミでも、この連日のようにこの制度の問題点を指摘し、見直し、廃止が叫ばれています。こうした国民の怒りの声に政府も後期高齢者の名前がよくないので、長寿医療制度に名前を変えました。また、保険料についても軽減の見直しなど、次から次へと出されています。けれども、制度そのものはそのままということで、ますます怒りが沸騰しています。

この制度に対する怒りは高齢者だけでなく、全国都道府県医師会の6割を超える30都府県医師会が異議ありの声を上げています。

また、中曽根元首相は、テレビ番組の中で、名前が実に冷たい、愛情の抜けたやり方だ、老人が全部反発している、至急、もとに戻して考え直す姿勢をはっきりと示す必要があると、もとの老人保健制度に戻すように言っています。

塩川正十郎元財務大臣は、世間や社会の別枠、邪魔者になってしまったのか、後期高齢者医療制度は、高齢の親を扶養するという伝統的な家族のきずなを壊すばかりか、夫婦の間にも水臭さを持ち込みかねない、財政上の都合ばかり優先され、人間味がかけっていると発言しています。

ほかにも、元自民党総務会長の堀内光男氏は、私を含め、75歳以上の人たちはもはや用済みとばかりに、国が率先してうば捨て山をつくったかの印象を受けると言っています。

各界から制度を見直し、一からやり直しをと求める声が相次いでいます。

そうした中、国会で野党4党が共同して、後期高齢者医療制度中止法案を提出しています。参議院では可決をされました。その主な内容は、一度もとの老人医療保険制度に戻すこと、年金からの天引きをやめること、そして、高齢者の医療制度を最初から考えようというものです。

②番目の質問になりますが、そこで、市長にお尋ねいたします。

こういう現在の状況を見て、この制度について、市長はどう思われているか、ぜひお聞かせください。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、学校施設の耐震化及び学校再編成については教育長から、後期高齢者医療制度については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 学校施設の耐震化及び学校再編成について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 学校施設の耐震化及び学校再編成について順次お答えします。

まず、学校施設の耐震化についての御質問にお答えします。

平成18年度、昭和56年以前に建築された学校施設を対象として、学校施設耐震化優先度調査を実施し、その結果は全員協議会において報告をさせていただいたところです。

現在、国が大規模な地震によって倒壊等の危険性の高い施設としている建物は、優先度調査の結果、ランク1と診断された水俣第三中学校の校舎と、ランク2と診断された久木野小・中学校の体育館です。

議員御指摘のとおり、これらの施設については、原則3年間で耐震化計画を提出するよう、県より指導がされているところですが、教育委員会としましては、学校再編成を考慮して検討する必要があるものと考えております。

特に、学校再編成後におきましても、現在、久木野小・中学校が共用している体育館は、引き続き使用する予定としておりますので、まずは久木野小・中学校の体育館を耐震化するような計画を県に提出しているところです。

また、そのほかに、優先度調査で、ランク3から5と診断された施設が12校20棟ございますが、これらの施設につきましても、昨年の9月議会でも申し上げましたとおり、本年度、関係各課と十分協議を行いながら、計画を策定し、耐震化を進めていきたいと考えております。

なお、水俣第三中学校の校舎につきましては、閉校を予定しておりますので、計画には入れておりません。

次に、学校再編成についての進捗状況についての御質問にお答えします。

先日までの御質問にお答えしましたとおり、教育委員会では、平成21年4月の再編成へ向け、主に保護者、地域関係者を対象とした説明会を行うとともに、水俣市小中学校再編成協議会、水俣市小中学校再編成推進プロジェクト会議を開催しながら進めているところです。

その中で、小学校の再編成につきましては、石坂川小学校と葛渡小学校との再編成を本年4月に実施しました。

また、深川小学校と水俣第一小学校の再編成につきましては、近々、地元準備委員会が設置される予定であり、学校間の交流事業も計画されているところです。

中学校の再編成につきましては、現在のところ学校名や制服等の取り扱いが課題となっておりますので、4月に保護者アンケートを実施し、現在、水俣市小中学校再編成協議会で協議をいただくなど、課題の解決に向け、一つ一つ進めているところです。

しかし、一方では、先般から申しておりますように、再編成時期の延期を求める要望書も出されておりますので、スムーズに進んでいるとは言えない状況でございます。

今後、現状を打開していくためには、再編成の大枠は堅持しつつ、水俣市小中学校再編成協議会や水俣市小中学校再編成推進プロジェクト会議等の意見を聞きながら、問題解決に向けて取り組みを進めていく必要があるものと考えております。

現在、これから先に進めていく上で、大事な局面に差しかかっておりますので、議員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ただいまの答弁の中で、第三中学校は閉校するから耐震診断はしないのだと言われました。私はこれがいけないんじゃないかと思うんです。こういう教育委員会の姿勢で本当にいいのでしょうか。きのうまでの質問と答弁を聞いていて思いましたのは、再編成の主体である保護者が納得できるような説明がされているのかという思いです。私は、一つ一つの疑問や意見に丁寧に答えて、それで保護者自身が納得するように議論を進めることが必要だと思いました。

きのうの中原議員の質問の中で、三中を建てかえるのと、一中校舎を耐震補強して、加えて体育館の新設工事をするのと比べて、どれぐらいお金のかかり方が違うのか、こういう質問にも答えていないということでした。どうしてこんな基本的な質問に丁寧に答えられていないのでしょうか。私も息子が中学校に通っておりますが、その関係でいろいろな方から、この再編成について御意見をお聞きすることがございます。その中で、決して再編成が嫌だと言っているわけではないけれども、学校を変わる側の親の立場から言えば、今までよりうんと長い通学距離になって、子どもたちの負担がふえる。それは明らかだ。だから少しでも負担を減らしてやりたいんだけれどもという立場から、例えば湯出から一中に行くのは大変危険だということと、遠いと、行きにくい、二中であれば真っすぐ一本道で行けるということで、校区の見直しをしてもらえないだろうかということを話したら、そんなことをしたら全体にゆがみが生じるということで、ぱつと答えを返された。これもまたあれですけども、久木野の方でスクールバスが運行することになっておりますが、そのスクールバスが久木野を出て、結局一小まで行くことになっていると。一小の始業時間に間に合うように、一小の子どもたちを届けるためには、久木野をすごく早く出なきゃいけない。朝早く出て1番遅く帰ってくると、何でこんなに負担を子どもたちにさせなきゃいけないんだ。負担をふやさなきゃいけないんだ。何とかならないのか。でもそう言ってもなかなか受けとめてもらえない。そんな声を聞いています。もちろん枠組み自身に反対をされ

ている方、見直してほしいと思っている方はいらっしゃるでしょう。でもさまざまな保護者の質問、意見の中には子どもたちのことを考えたら、これだけははっきりさせておきたいというものを、恐らく質問されているんだと思います。

そういうものに対して、教育委員会の皆さん方が一たんしっかり受けとめて、共感をしていただき、そして子どもたちのために一体どんな方法があるのか、問題解決する方法があるのか、一緒に考えていく、そんな立場で答えていただければ、随分と話もスムーズに進むのではないかと、理解もし合えるんじゃないかと思うんです。

今、3つの中学校の保護者から、延期の意見書が出ているとのことですが、私はこの間の教育委員会の説明の仕方や姿勢が保護者の皆さんから不信任を受けている、そのあらわれが延期の申し入れとしてあらわれているんじゃないかというふうに考えます。

そこで、2回目の質問をいたします。

①、こんなに難航している原因は何だとお考えですか。

②、3つの中学校から延期の要望が出ていますが、この問題で何かほかに意見などを聞いていらっしゃるでしょうか、あれば教えていただきたいと思います。

③、三中については、2次耐震診断をすると幾らかかるのか、見積もりを取られたのでしょうか。もし取られたとすれば、金額は幾らだったのか、示していただければと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 3つの質問がございました。

1つは、難航している原因は何かと、そういうふうなことでございますけれども、1つは、先般も申し上げましたけれども、一つ一つの事柄について、私たちの作業が若干遅くなっていると、そういうふうなこともあるんじゃないかなと、そういうふう考えております。そして、例えば学校名を決めたりと、あるいはまた制服を決めたりと、そういうふうな私たちの作業のおくれが1つあるんじゃないかと。その作業とあわせて説明とか、そういうのも必要じゃないかなと、そういうふうに思っているところです。

先ほど議員言われましたけども、私たちも議員の気持ち、しっかり受けとめながら、さらにしっかり頑張っていきたいと、そういうふうに思っているところです。

それから2つ目でございますが、延期についての何か質問というか、何か意見等は何か出ていないかと、そういうふうなことではなかったかと、そういうふうに思っています。

私自身、公式に聞いたり、また間接的に聞いたり、そういうふうなことも公式的には聞いていないんですけれども、直接聞いたり、あるいはまた間接的に聞いたり、そういうふうなことも

ございますけれども、例えばその延期の内容につきまして、まずは予定どおり進めるべきだと、その中で延期ということがあれば考えていいんじゃないかと、そういうふうなのがあったりしておりますし、また、延期をするということであれば、2年ぐらい余裕を見たらどうかとか、あるいはまた、この場合は中学校ですので、中学校の学習指導要領の完全実施が平成24年です。それまでにはぜひ終わってほしいと、そういうふうな話もあったりとか、あるいはまた、ある中学校の校長先生は、子どもたちのためにもなるだけ早くしてほしいと。しないことによる、子どもたちはやっぱりしないことによって損している部分があるんじゃないかなと、そういうふうな気持ちを持っておられる方もおられました。延長するにしても1年にしてほしいと、そういうような方もございました。あと7年後とか、8年後とか、あるいはまた、こちらからは何とも言えないとか、いろいろな意見、考えがございました。それらの学校の状況とか、あるいは立場、それぞれ私が聞いたのは学校だけじゃないわけですが、また置かれている状況とか、それによってさまざまなようですが、しかし、皆さん方、再編成はしなければならない、その気持ちは皆さん持っておられるようです。今後、さらに皆さん方の意見を聞いて、総合的に判断していきたいと、そういうふうに思っているところです。

それから、三中を診断するのに幾らかかるかと、予算的なことの質問でございますけれども、三中につきましては、耐震補強そのものが困難であると、そういうふうな報告を受けておりますので、予算については出しておりません。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 繰り返しになりますけれども、先ほど延期をした場合、どれくらい延期をするのか、延期の要望を出したところに聞いてもわからないというようなこととか、いろいろな答えが返ってきたという話をされましたけれども。結局、事を早く進めようと思えば、皆さんが納得いきながら進むことができるとすれば、それは先ほども言いましたけど、出てきた質問や疑問に時間をかけてでも丁寧に答えるということが大事だと思うんです。例えば、こんな例を出して失礼かもしれませんが、きのうの中原議員とのやりとりなんですけれども、はっきりと答えられるのはいいんですけれども、相手が一体どんな思いでその質問をしているのかというのをしっかりと受けとめて答えれば、少し物の言い方が変わってくるんじゃないかと思うんですが、その説明会とか、そういう保護者とのやりとりの中でも、そういう雰囲気を感じるところが私も多々あります。ですから、丁寧に答えるということが大事なのではないかというふうに思います。

それと、教育の内容についてとか、将来の子ども数について、また新築したらどれぐらいの費用がかかるのかを示すこと。そしてその1つとして、お金はかかるかも知れませんが、耐震診断も行って、どれぐらい危険な校舎で子どもたちが授業を受けているのかを、保護者にきちんと事実を示すことが、いろいろな意味で必要なんじゃないかと思います。こういうことを

しっかり力を尽くしながら、粘り強く議論を詰めていくことが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

三中の問題で言えば、詳しい2次の耐震診断をするまでもないということなんですけれども、それほど危険な校舎に自分の子どもは毎日通っているのかということを三中の保護者がつぶやいたことも私聞いておりますけれども、本当にそういう状態を放置していてもいいんでしょうか。改めて、もしそうであるならば、耐震診断をもうしないということであるならば、その耐震診断もできないぐらい、しなくてもいいぐらい危険だということを声を大にして言ってもらいたいと思います。

子どもの安全のことを考えれば、きちんとした手だてを打つのが教育委員会の仕事だと思いますし、そのことをしっかり受けとめて考えるのが保護者の責任でもあるかというふうに思いますので、ぜひそれはお願いしたいというふうに思うんです。

それで、あえてもう一度言いますけれども、耐震診断については、県内でも2次耐震診断を行っている数がゼロというところが14の市の中で荒尾と水俣だけなんです。それで耐震補強工事を全部一遍にやろうとすると、もうとてつもないお金がかかるというのはわかりますけれども、そして耐震診断も決してお金がかからないわけではないですけれども、今子どもたちが通っている学校の施設が一体どれぐらいの地震に耐えられるのか、耐えられないのか、そのことを保護者にしっかりと示すことは絶対必要だと思うんですね。それをお金がないからということで、先送り先送りにしていて本当にいいのかというふうに思います。

重ねて言いますが、倒壊の危険性のある校舎の2つ、建物の2つになっております三中、久木野に関しては、今年度補正予算を組んでも耐震診断はやるべきではないかと思いますが、全体のことに関しまして、それも含めまして、学校施設に関しては市長の管轄でもありますので、市長の御意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいま川上議員から御指摘等もございました。しっかり受けとめさせていただきたいと思います。

私が承知しているところで、お答えになるかどうか余り自信がありませんけれども、承知しているところでお答えをさせていただきたいと思います。

費用等のことにつきましては、どのくらいかかるのかということに対しましては、今、教育長からの答弁がありましたので、その辺の細かいところはちょっとわかりませんが、今私なりにこういうような考えを持っているんですが、答弁の中にもありましたけども、平成18年に耐震診断する前の段階として、耐震診断優先度調査というのを実施しております。その中で、一中、二中、三中をやったところなんですけれども、三中は、御存じのように、昭和36年に建築を

されております。今、47年三中は経過をしているということでございます。

ちなみに一中は昭和51年、それから二中は昭和57年ということで、飛び抜けて三中が老朽化しているということは、もうこれで伺えるのではないかなと思います。

このことから、さきにありました優先度調査においては、改めて診断をするまでもなく、三中は建てかえするしかないというような結果が出ているというように伺っております。

したがって、もしそこに三中を建てかえとするならば、直近の例でございますけれども、袋小学校が約10億とちょっとぐらいかかっているというような状況でございますので、それから考えますと、三中の場合は恐らくそれ以上の経費がかかるということは間違いないのではないかなと思います。

経費のことにつきましては、余りよく調べておりませんので、大変申しわけないんですが、わかりませんけれども、一方、一中を利用するとなりますと、やっぱり耐震改修事業とか、あるいは一部改築を合わせてましても、かなり財政的には落ちるのではないかなと、そんなふうに思っております。

現在、今のところ市の財政状況からだけ考えて、このことを考えていきますと、やっぱり一中を使用した方が財政的にはいいのではないかなというような結論が出るのではないかなと思っております。

いずれにいたしましても、お答えになるかどうかわかりませんが、今、川上議員のお話を総合させていただきますと、やっぱり一つ一つ丁寧に疑問点には確実に、丁寧に答えながら、そして話し合いを繰り返し持っていきながら、できるだけ早く前に進むようにお互いが気持ちを通わせながら、話し合いを進めていくことが肝要ではなかろうかなというような受けとめ方をしたところでございます。

また、教育長ともその辺のところは十分話し合いをさせていただきながら、ぜひ御理解をいただけるように、繰り返し繰り返し話し合いを進めさせていただきながら、受けとめるところは受けとめ、解決できるところは解決、できないところはできないというような形で、この話を進めさせていただければと思います。

どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 先ほどの御忠告ありがとうございます。

私もしっかり受けとめて対応してまいりたいと、そういうふうに思ったところでした。

そもそも私たち学校再編成を計画するときに、市街地の中学校は第二中学校と一中、または三中、このどちらかを使うと、そういうふうなことで計画をしておりました。これは皆さん方にもお知らせをしてきたところです。一中、三中、どちらかを使うということにつきましては、耐震

の優先度調査の結果を持って、あと決めますと、そういうふうなことで皆さん方にもお知らせをし、そしてまた、地域での説明会でもしてきたところです。それは市報でもまた出しております。そのことについて、皆さん方も御承知のとおりですけれども、そして、優先度調査の結果が出されたところで、その報告書もまた皆さん方にお示しをしました。そして、これもまた地域説明会に持って行って、皆さん方にこうでしたと説明をしたところです。その結果、第一中学校を使用すると、そういうふうなことになったわけでございます。

三中の場合は、コンクリート不足が、もう強度が不足していると、耐震化を考えるよりも、もう改築の方にはかざるを得ないと、そういうふうなことでしたので、一中をとというふうに私たち決めたところでございました。

なお、費用のことについては、先ほど市長も申されましたけども、どのような校舎をつくるのか、これによって随分私も変わるんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

例えば、つくる場合、ただ単に三中を改築するのか、あるいはまた、よその学校を並行して、幾つかまとめて三中をつくらうとするのか、どういう考えでもって、それをどのような大きさに、どういう内容にするのか、それによっても随分値段は変わってくるんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

私が最近調べたところでは、ある中学校は2クラスの、全部の6学級の学校だったわけですけども、そこは12億数千万。それから、ある学校は3クラス、1学年、1クラスのところだったんですけども、村に1つの中学校だということで調べたんですけど、そこは14億少しと。だからどのような学校にするかによって、随分値段が違うなと、そういうふうに思ったところでした。いずれにしろ、相当な額がかかると、それは間違いないなというふうに思っているところです。

今の水俣市の現状から考えますと、当初の基本方針の中に出しておりました、今回の学校再編成に当たっては、できるだけ既存の校舎を使うと、それは水俣市の財政状況を考えたときのことを想定してのことでございます。

したがって、そういうふうなことを最初に皆さん方とも全員協議会の中で確認をした上で、この再編成というのは進めているわけです。そういう中でありますので、この水俣第三中学校の耐震化のことについても、先ほどから申しておりますように、今回は考えていないと、そういうふうなことでございます。

○議長（松本和幸君） 次に、後期高齢者医療制度について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 後期高齢者医療制度について順次お答えします。

初めに、4月から実施された後期高齢者医療制度について、質問や苦情はどのくらいあった

か。また、その中身はどのようなものかについてお答えします。

問い合わせの件数、内容については、統計を取っておりませんので、正確なことは申し上げられませんが、制度開始直後の4月1日から4日までは、1日に20ないし30件程度、後期高齢者医療仮徴収額決定通知書の送付後等にも1日に数件の問い合わせがあり、先月末までに150から200件程度ではないかと考えております。

その問い合わせの中で、その大半は被保険者証が届いていないという問い合わせでありました。被保険者証は配達記録で郵送いたしましたので、未配達の場合は郵便局に再配達を手配し、配達済みの場合は配達日時をお知らせし、被保険者証の所在の確認をお願いいたしました。その所在が不明の場合は再交付の手続をお願いしたところです。

その他、受けられる医療の内容や、医療機関での自己負担額等に関することや、保険料の年金からの天引きに関すること、いつから支払いが始まるのかといった問い合わせがあっております。

保険料が幾らになるかといった問い合わせについては、概算の試算を行い、個別に御説明してまいりました。

次に、保険料負担、受けられる医療内容など、いろいろな問題があるが、この制度についての市長の認識についてお答えします。

後期高齢者医療制度は高齢者の医療の確保と、持続可能な医療制度を実現するため、高齢者を中心としてふえ続ける医療費の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度の観点から、国民健康保険や社会保険等から独立した医療制度として創設されました。

4月の制度スタート後、国民や各方面から後期高齢者医療制度に対する反対や見直しを求める意見等がありますが、制度の理解が深まっていないことに基づく誤解や不安、不満もあるのではないかとされる面もあると感じています。

とはいえ、これだけの国民等の意見があることも事実であり、本制度の円滑な実施のためには国民の理解と協力が必要不可欠であり、その不満、不安に対しては見直すべきは見直し、説明すべきは説明していくということは重要と考えます。

国会においては後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻す法案や保険料負担の軽減、年金天引きの見直しなど、議論が進められております。

弱者の負担が過大になったり、必要な医療が受けられないなど、問題が顕著化するようであれば、県内各市町村、熊本県後期高齢者医療広域連合と連携し、また、市長会等を通して見直し等の意見を要望をしていきたいと考えます。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁ありがとうございました。

今、答弁していただいた中で、弱い人たちの負担が顕著になれば、さまざまな意見を市長会などに上げていくというような趣旨のことを言われたと思います。私は、街頭で、この後期高齢者医療制度反対の署名を集めたことがあるんですけど、このとき市民の皆さんは、何の署名をやっているかとわかった瞬間、走って寄ってきて、口々にひどい制度だ、何としてもやめさせてくれと、長生きするなということなのか、こんなことだれが決めたんだと、本当にサインをし始めてから終わるまで、ずっとしゃべりながら署名をしてくれる方がたくさんいらっしゃいました。水俣市の中でも相当な怒りが広がっているというふうに感じました。

さきの日曜日投票で行われました沖縄県議会議員選挙ですけれども、結果は与党自民党は6議席後退をし、反対に野党が6議席ふやしました。議会は与野党が逆転をいたしました。この選挙で琉球新報という地元の新聞は、共産党、民主党躍進という記事を載せておりますけれども、日本共産党は、後期高齢者医療制度の廃止を訴えてこの選挙を戦い、その結果、3議席から5議席に大躍進をしました。この選挙結果は、後期高齢者医療制度に対する沖縄県民の審判だと思います。町村官房長官も敗因の1つに、この後期高齢者医療制度があったことを認めています。

後期高齢者医療制度は、国民が支持をしていないということの1つの大きなあらわれではないでしょうか。

そこで、改めて福祉環境部長にお尋ねをしたいと思います。

私は3月議会で質問いたしましたけれども、その中で保険料の負担はこれまでと比べてふえるのではないかと聞いたのに対して、部長は保険料負担がふえる、減るということは一概に言えないと答弁をされました。けれども、この保険料は2年ごとに見直されます。しかも75歳以上の人口がふえるにつれて、自動的に引き上げられる、際限なく引き上げられる仕組みになっているんじゃないでしょうか。そうであれば、前回の答弁は事実と違うことになりはしませんでしょうか。

もう一点お尋ねします。

6月5日付新聞の報道によれば、後期高齢者医療制度導入に伴い、国民健康保険から新しい制度に移った1,000万人強の保険料の変化を厚労省が実態調査をした結果が載っていました。負担増となった世帯の割合が所得が低い層ほど多くなったとありますが、それで間違いないでしょうか。

2回目の質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 後期高齢者の保険料、今後、将来的にはどうなるのかと、際限なくふえるんじゃないかというようなお尋ねでございます。

3月に私の方から一概に言えないというような御回答を申し上げておりましたけれども、事

実と違うんではないかという、再度のお尋ねでございますけれども、後期高齢者の負担については、世代間の負担の公平を維持すると、そのため人口構成に占める後期高齢者とそれから現役世代の比率の変化、それに応じてそれぞれの負担割合を変えていく仕組みと、そのようにされております。

後期高齢者の保険料は、今後そういった意味ではふえていくと考えられています。

すなわち、これは、今後後期高齢者人口が増加をし、それから若人人口が減少すると見込まれているからでありまして、仮に後期高齢者の保険料の負担率、現在1割ということでございますが、それと若人の後期高齢者への支援金の負担割合、4割ということでございますけれども、これを仮に変えないということといたしますと、後期高齢者1人当たりの負担の割合、負担の増加割合と比較して、若人1人当たりの負担がより大きな、分母が少なくなるということで、負担が大きな割合で増加していく、そういうことになる。こうした若人人口の減少による若人1人当たりの負担の増加については、この後、後期高齢者と若人で半分ずつ負担する仕組みということになっております。すなわち、若人への負担を少なくするという意味からは、高齢者に負担をお願いするという形になるということでございます。

ただ、一概に言えないということで申し上げましたのは、まだ3月段階で、非常にそういった部分が不透明であったと、実際にモデルで示されたケースで、水俣市の状況に照らしてみますと、ふえる方もいらっしゃる、減るという方もいらっしゃるという状況にあります。

それから、75歳以上の保険料負担の増減について、従来厚労省の方では一般的な傾向として、低所得層は負担が少なくなると、減少すると、それから、高所得者層ほど負担はふえるというような説明があったかと思うわけですが、この5月に、先ほど言いました、幾つかのモデル世帯を設定いたしまして、保険料の負担がどうなったのか、国の方で実態調査を行われたわけですが、その調査によりますと、おおむね69%の世帯で保険料負担が減少すると。減少いたしますものの、低所得者層の減少の割合が61%、中所得者層で75%、それから高所得者層では負担割合が減少すると言われたのが78%、高所得者層の負担割合が高いということで、いわゆる低所得者層の方に減少割合が少ないという結果になっているということでございます。

議員が申されたとおり、従来、説明されてきたことからしますと、実態はそうになっているようでございます。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 結局、今の、ことしの後期高齢者医療制度の保険料が多いにせよ、少ないにせよ、今からどんどん上がっていくという仕組みがあるというのは間違いありませんね。ということであれば、そのことと、先ほど言いました、答えてもいただきました低所得者ほど負担増をもたらされているという、この2つの問題点だけとっても、市長が先ほどの答弁で、その弱者に顕

著な負担が出てくるようであれば、発言をしていくと言ってくださいましたけれども、ぜひこういうことを国に物を言っていただいたらどうかというふうに思うんです。

もちろん、市民が直接署名を書いて声を上げる、それぞれが声を上げるということは、これからどんどん広がっていくと思います。ぜひ市民の代表である市長にそのことをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、ところでなぜこんなに容赦ない自動的に上がっていくというような、保険料が上がっていくというような仕組み、値上げの仕組みをつくったのでしょうか。皆さんはどう思われるのでしょうか。

厚生労働省の課長補佐が、ある雑誌に、週刊文春ですが、5月22日号にこういうことを言ったということが書いてありました。医療費が際限なく上がっていく痛みを、後期高齢者がみずから自分の感覚で感じとっていただくことにしたということで、これをぐっと深く考えると、長生きをすればするほど痛みが増していくというふうにも読みとれます。そして痛みをやわらげたかったら、病院にかかるなということなのかなとも思いました。

結局、この制度は、後期高齢者の皆さん方、高齢者の皆さん方に肩身の狭い思いをさせ、その上、容赦ない負担を押しつけ、さらに加えて、受けられる医療は75歳を超えたからというだけで差別をされるという、本当にひどい、本質的にひどい制度だと思います。

私はこういう制度は廃止をするしかないと思っております。

ぜひ廃止をさせるために、私自身は力を尽くしていきたいと思います。

このことを申し上げて、そして、質問1つありますけれども、私の質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 先ほど、高齢者の負担がどんどんふえていくと、それから際限なくという表現もございましたけれども、この負担率の改定方法については、現役世代の支援の割合、先ほど言いましたけれども、約4割、これを上限として、その若人人口が際限なくどんどん減っていけば負担率はそれだけ高齢者の方にかかってきますけれども、その程度の問題でございまして、どんどんであるとか、際限なくというのが、果たして現状で言えるかどうか、私の方では確信は持てません。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 国あたりに物を申していくことが必要ではないかという御提案でございます。先日開催されました九州市長会がございましたけれども、その九州市長会におきましても、九州各市とも市町村に対する財政支援とか、あるいは低所得者に対して必要な措置を講ずるようにと、そういう申し入れというか、要望をしたところでございます。

議員もおっしゃるように、地域の住民、生命あるいは健康守るためにも、そういった観点から

は、ぜひ必要な意見、要望というのは機会を見て申し上げていきたいと、努力をしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後 2 時23分 休憩

午後 2 時33分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第 2 議第55号 専決処分の報告及び承認について

専第 3 号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第 8 号）

○議長（松本和幸君） 日程第 2、議第55号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第 3 議第56号 専決処分の報告及び承認について

専第 4 号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第 3、議第56号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第 4 議第57号 専決処分の報告及び承認について

専第 5 号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第 4、議第57号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第 5 議第58号 専決処分の報告及び承認について

専第 6 号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（松本和幸君） 日程第 5、議第58号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第 6 議第59号 専決処分の報告及び承認について

専第 7 号 平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（松本和幸君） 日程第 6、議第59号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第 7 議第60号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第 7、議第60号水俣市ふるさと大好き寄附条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第 8 議第61号 水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第 8、議第61号水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第 9 議第62号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第 9、議第62号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第63号 水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第10、議第63号水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第64号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第11、議第64号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第65号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第12、議第65号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第66号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第13、議第66号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第67号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第14、議第67号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第68号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第15、議第68号水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第69号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

○議長（松本和幸君） 日程第16、議第69号平成20年度水俣市一般会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第70号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第17、議第70号平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第18 議第71号 平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第18、議第71号平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第19 議第72号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第19、議第72号平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第20 議第74号 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第20、議第74号平成20年度水俣市病院事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第21 議第75号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（松本和幸君） 日程第21、議第75号熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第22 議第76号 水俣市奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23 議第77号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

日程第24 議第78号 工事委託に関する基本協定の締結について（水俣市浄化センター建設工事委託）

○議長（松本和幸君） 日程第22、議第76号水俣市奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第24、議第78号工事委託に関する基本協定の締結についてまで、3件を一括して議題とします。

議第76号

水俣市奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年6月12日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
水俣市奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年条例第11号）の一部を次のように改正する。
第1条中「水俣市奨学金貸与条例（昭和30年告示第5号）」を「水俣市奨学金貸付条例（平成20年条例第1号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水俣市奨学金貸与条例の全部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第77号

平成20年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

平成20年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,849千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,053,411千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成20年6月12日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
18. 繰 入 金		335,704	2,251	337,955
	1. 基 金 繰 入 金	335,704	2,251	337,955
21. 市 債		1,015,200	△12,100	1,003,100
	1. 市 債	1,015,200	△12,100	1,003,100
補正されなかった款に係る額		11,712,356		11,712,356

歳入合計	13,063,260	△9,849	13,053,411
------	------------	--------	------------

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
8. 消防費		390,616	△12,149	378,467
	1. 消防費	390,616	△12,149	378,467
10. 災害復旧費		27	2,300	2,327
	2. 公共土木施設災害復旧費	24	2,300	2,324
補正されなかった款に係る額		12,672,617		12,672,617
歳出合計		13,063,260	△9,849	13,053,411

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円 111,700				千円 99,600			
補正されなかった事業に係る額	903,500				903,500			
計	1,015,200				1,003,100			

議第78号

工事委託に関する基本協定の締結について

水俣市浄化センター建設工事委託について、次のように基本協定を締結することとする。

平成20年6月12日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 協定の目的 水俣市浄化センター建設工事の委託
- 協定金額 1,550,200,000円
- 協定の相手方 東京都新宿区四谷3丁目3番1号
日本下水道事業団
代表者 理事長 石川忠男
- 契約の方法 随意契約

(提案理由)

水俣市浄化センター建設工事委託に関する基本協定の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案について、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第76号水俣市奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市奨学金貸与条例の全部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第77号平成20年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ984万9,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ130億5,341万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第8款消防費の水俣芦北広域行政事務組合負担金を減額し、第10款災害復旧費に公共土木施設に係る現年発生単独災害復旧事業費を計上いたしております。

なお、財源としましては、第18款繰入金及び第21款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正としまして、過疎対策事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第78号工事委託に関する基本協定の締結について申し上げます。

本案は、水俣市浄化センター建設工事委託に関する基本協定の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

本協定につきましては、平成20年6月4日付で日本下水道事業団と随意契約により、協定金額15億5,020万円で仮協定を締結いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第76号から議第78号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時42分 休憩

午後2時43分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第76号水俣市奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第77号平成20年度水俣市一般会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第78号工事委託に関する基本協定の締結について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第55号から議第78号まで議案23件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、18日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、17日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時44分 散会

平成20年6月18日

平成20年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成20年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成20年6月18日（水曜日）

午前10時50分 開議

午前11時58分 閉会

（出席議員） 18人

松 本 和 幸 君	中 原 泰 子 君	高 岡 利 治 君
塩 崎 信 介 君	川 上 紗 智 子 君	福 田 齊 君
大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君	西 田 弘 志 君
中 村 幸 治 君	谷 口 眞 次 君	渕 上 道 昭 君
真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君	平 松 辰 弘 君
田 中 功 君	野 中 重 男 君	緒 方 誠 也 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（牛 迫 秀 基 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
次 長（崎 田 雄 七 君）	議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）
書 記（渕 上 大 輔 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（森 近 君）
総務企画部長（葦 浦 博 行 君）	産業建設部長（田 上 和 俊 君）
福祉環境部長（吉 本 哲 裕 君）	総合医療センター事務部長（桑 畑 達 美 君）
産業建設部産業づくり総室長（小 林 信 也 君）	福祉環境部次長（盛 下 修 一 君）
水道局長（吉 村 明 賢 君）	教 育 長（大 渕 洋 君）
教 育 次 長（坂 本 彰 君）	総務企画部総務課長（本 山 祐 二 君）
総務企画部企画課長（栄 永 徳 博 君）	総務企画部財政課長（渕 上 茂 樹 君）

○議事日程 第5号

平成20年6月18日 午前10時開議

- 第1 議第55号 専決処分の報告及び承認について
専第3号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 第2 議第56号 専決処分の報告及び承認について
専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第57号 専決処分の報告及び承認について
専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第58号 専決処分の報告及び承認について
専第6号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 第5 議第59号 専決処分の報告及び承認について
専第7号 平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第6 議第60号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の制定について
- 第7 議第61号 水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第62号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第9 議第63号 水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第64号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第65号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第66号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団員
の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 第13 議第67号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第68号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第69号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第16 議第70号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議第71号 平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議第72号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議第74号 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第20 議第75号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一
部変更について
- 第21 議第76号 水俣市奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

- 第22 議第77号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第23 議第78号 工事委託に関する基本協定の締結について（水俣市浄化センター建設工事委託）
- 第24 請第3号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願について
- 第25 請第2号 議長車購入（トヨタクラウン）の車種見直しの再検討を求める請願について
- 第26 陳第2号 議長車購入に関する再検討を求める陳情について
- 第27 陳第4号 議長公用車の車種見直しを求める陳情について
- 第28 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 陳第3号 私立幼稚園助成金増額に関する陳情について
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

- 第29 意見第5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について
- 第30 意見第6号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書について
- 第31 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第32 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時50分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、真野頼隆議員外 5 人及び西田弘志議員外 3 人から、それぞれ意見書案の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成20年 3 月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、議員派遣承認要求書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 5 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 議第55号 専決処分の報告及び承認について

専第 3 号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 2 議第56号 専決処分の報告及び承認について

専第 4 号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議第57号 専決処分の報告及び承認について

専第 5 号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第58号 専決処分の報告及び承認について

専第 6 号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 議第59号 専決処分の報告及び承認について

専第 7 号 平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議第60号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の制定について

日程第 7 議第61号 水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第62号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第63号 水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第64号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第65号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第66号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第67号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議第68号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議第69号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議第70号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第71号 平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第72号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議第74号 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議第75号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第21 議第76号 水俣市奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第77号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議第78号 工事委託に関する基本協定の締結について（水俣市浄化センター建設工事委託）
- 日程第24 請第3号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願について
- 日程第25 請第2号 議長車購入（トヨタクラウン）の車種見直しの再検討を求める請願について
- 日程第26 陳第2号 議長車購入に関する再検討を求める陳情について
- 日程第27 陳第4号 議長公用車の車種見直しを求める陳情について

○議長（松本和幸君） 日程第1、議第55号専決処分の報告及び承認についてから、日程第27、陳第4号議長公用車の車種見直しを求める陳情についてまで、27件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長谷口眞次議員。

（総務文教委員長 谷口眞次君登壇）

○総務文教委員長（谷口眞次君） ただいま議題となりました案件のうち、総務文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第55号平成19年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

本案は、地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等の予算措置に急施を要し、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第2款総務費に、公共施設整備基金積立金を計上し、その財源として、第16款財産収入をもって充当するものである。

地方債の補正として、過疎対策事業の限度額変更を行っている。

また、繰越明許費補正として、交通安全施設整備事業外1件を追加しているとの説明を受け、

質疑を行いました。

質疑の中で、交通安全施設整備事業の跨線橋工事の内容等についてただしたところ、さびなどによる腐食を防止するために塗装工事を行うもので、平成20年度末で工事を完了する予定であるとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第56号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の改正時期がおくれ、市税賦課に急施を要し、専決処分を行ったものである。

改正の主な内容としては、個人の市民税に係る控除対象寄附金の拡大、地方公共団体に対する寄附金税制の見直し、また、省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額措置などであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第57号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の改正時期がおくれ、国民健康保険税賦課に急施を要し、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、後期高齢者医療制度の創設に伴い、賦課額に後期高齢者支援金等課税額を新設し、その算定基準額等を設定、特定世帯に係る減額措置を講じ、また、課税限度額を56万円から47万円に引き下げ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を12万円とするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第58号平成20年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、水俣国際環境会議開催の予算措置に急施を要し、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第2款総務費に、水俣国際環境会議開催経費を計上し、その財源として、第14款国庫支出金をもって充当するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第60号水俣市ふるさと大好き寄附条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市が行う取り組みを応援したいと思う人々による寄附金を募り、これを財源とした各種事業を実施し、寄附者の水俣市に対する思いを具体化することによって、個性豊かで活力あるまちづくりに資するため制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、内容等が事務的で目新しさなどが感じられないが、他の自治体などは参考にしたのかとただしたのに対し、全国及び近隣の自治体なども参考にしたが、いろいろな面から水俣の元気づくりを目指し、水俣を大好きな人に応援してもらいたいという思いからこのように決めたとの答弁でありました。

また、広報や周知についてただしたのに対し、チラシやインターネット、広報紙を初め、同郷会の集まりなどで周知を図っていききたいとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市情報公開条例の一部改正に伴う引用条項の整備のため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第62号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域手当の支給に関する経過措置の適正化を図るため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第63号水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市企業立地条例の一部改正により、固定資産税課税免除の適用対象となる事業施設が拡大されたため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第64号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第65号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成20

年3月26日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第66号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、近年の非常勤消防団員の活動形態の多様化を踏まえ、今後の新たな団員の任用に当たって、消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の対象者を合理的なものとし、もって同責任共済制度の運用の一層の適正化を図るため制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、一定期間勤務をしなかった団員の把握や、対象者の審査等についてただしたところ、これまで5年以上の勤務が対象ということで入団日を基準に行っていたが、今後は審査等の整備も図っていききたいとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第67号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、体育施設の使用料を改定し、温水プール及びトレーニングルームを共通して利用できるようにするため制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の改正に伴う利用の度合いや今後の維持管理についてただしたところ、現在4人の方が両方の施設を利用されているが、今回共通券とすることで利用者の増加を期待している。また、重油などの高騰が続く維持費もかさむが、さらなる利用者増に努めていききたいとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第69号平成20年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第2款総務費に、コミュニティ助成事業、第4款衛生費に、生物調査委託料を計上し、これらの財源としては、第18款繰入金、第20款諸収入をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、生物調査委託の具体的内容についてただしたところ、主に水生の昆虫類や両生類及び周辺の動植物等の希少生物を中心に調査を行うこととしているとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第76号水俣市奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制

定について申し上げます。

本案は、水俣市奨学金貸与条例の全部改正に伴い制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第77号平成20年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の内容は、第8款消防費の水俣芦北広域行政事務組合負担金を減額し、財源としては、第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、請第2号議長車購入（トヨタクラウン）の車種見直しの再検討を求める請願について、陳第2号議長車購入に関する再検討を求める陳情について及び陳第4号議長公用車の車種見直しを求める陳情について、以上3件については、同一趣旨でありますので一括して御報告申し上げます。

以上3件につきましては、趣旨に賛成であるという意見と、議長車購入については、議長から予算の執行は求めないとの申し入れがなされ、執行部においても今年度中は予算執行はしないとの新聞報道もあり、請願・陳情の趣旨は重く受けとめるものの、すでに目的は果たされたと考えるため、いずれも不採択にすべきとの意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数でいずれも採択すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、厚生委員長大川末長議員。

（厚生委員長 大川末長君登壇）

○厚生委員長（大川末長君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第59号平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、平成19年度末における支払基金交付金、国庫支出金及び県支出金の交付遅延により歳入欠かんが生じ、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,508万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億9,764万7,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出に前年度繰上充用金を追加し、歳入に諸収入を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、前年度繰上充用金についてただしたのに対し、国からの交付金の支払いが4月以降にあり、平成19年度分に歳入不足が生じるため、20年度予算から繰上充用するもので、国の交付金が入ってくればその分は充当されるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第69号平成20年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、人件費の調整のほか、第3款民生費に、障害者自立支援特別対策事業、第4款衛生費に、簡易水道事業を計上し、その財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第21款市債等をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、障害者自立支援特別対策事業についてただしたのに対し、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供したい事業所は、決められた設備の整備や指導員の人数を確保し、都道府県に申請の上指定を受けることになる。今回グループ・エコが障害福祉サービスの一つである就労移行支援事業を行う事業所として5月1日に熊本県から指定を受け、それに伴う扶助費として10カ月分1,609万3,000円を計上したもので、この扶助費はグループ・エコの運営費として使われ、指導員等の人件費や事務所に係る家賃、光熱費等に充てられるものであるとの答弁がありました。

また、簡易水道設置費についてただしたのに対し、有木田頭簡易水道の復旧整備に伴い、地域の管理組合に交付する補助金を計上したものであり、その額は、水俣市簡易水道整備事業費補助金交付要綱に基づき、補助対象経費から利用世帯の負担分を控除した額の2分の1であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第70号平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ235万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ40億9,828万7,000円とするものであります。

補正の内容は、第1款総務費及び第5款老人保健拠出金を増額し、第6款介護給付金を減額しており、これらの財源として、第5款療養給付費等交付金及び第9款繰入金を増額し、第1款国民健康保険税及び第3款国庫支出金を減額しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護納付金及び財政調整基金繰入金の補正は制度上の変更によるものかとただしたのに対し、介護納付金については、当初予算は見込みで計上されており、今回確定したために補正を行うものである。また、財政調整基金繰入金については、税収の不足が原因であるが、前

年度繰越金等で対応し、被保険者に負担がかからないようにしたいとの答弁がありました。

また、今後の財源不足への対応についてさらにただしたのに対し、現在のところ国保財政調整基金の残高が3億7,387万4,000円あり、当面はそれにより対応していきたい。水俣市は国民健康保険税の収納率が約93%と高い方であり、収支がほぼ均衡状態であるが、将来的には見直しの必要性が考えられる。税率は各市町村で設定できるが、収納率への影響なども考えながら慎重に対応していきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第71号平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ11万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億819万6,000円とするものであります。

補正の内容は、第1款総務費で人件費を調整しており、その財源としては、第3款繰入金で調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、後期高齢者医療制度への苦情が市民課に來ているのかとただしたのに対し、制度施行後、170件ほどの問い合わせがあっているが、被保険者証が届いていないとの苦情が大部分であり、配達記録を調査した上で対応を行っているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第72号平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ163万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億1,846万6,000円とするものであります。

補正の内容は、人事異動に伴い、第1款総務費で人件費を減額しており、その財源としては、第7款繰入金を減額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第74号平成20年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、資本的収入の額を1,594万3,000円、資本的支出の額を1,600万7,000円それぞれ増額し、補正後の資本的収入の額を5億8,684万7,000円、資本的支出の額を8億6,389万円とするものであります。

補正の内容は、資本的支出については、医療センター医師住宅の建設予定地及び建設戸数を変更したことに伴う予算増額並びに一般病室用空調機の更改に当たり、所要の支出予算の組み替えを行い、これに伴って、資本的支出において、財源となる国庫補助金及び建設企業債の予算措置を行うほか、企業債の発行予定内訳を変更するものである。また、重要な資産の取得について、

2 件の器械備品の追加を行うものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回建設される医師住宅の形式と戸数、今後の医師確保の動向についてただしたのに対し、1 階が駐車場、2 階が住居となったメゾネットタイプ7 戸であり、入居者、特に女性医師のセキュリティに配慮した形式となっている。今回の建築でもまだ戸数は不足している状況であるが、引き続き環境整備を進め、医師の確保に努めたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第75号熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について申し上げます。

本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、請第3号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願について申し上げます。

本請願については、請願の趣旨を了として採択すべきという意見と、後期高齢者医療制度はいろいろ問題が出てきているのは十分承知しているし、それを踏まえて現在政府与党では問題点の改善に入った段階である。また、老人医療保険制度が近い将来破綻するであろうということで後期高齢者医療制度を検討したのであって、中止・撤回となると、また混乱を招くことになり、しばらく様子を見守りたいので不採択とすべきであるという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

なお、本請願の採択に伴い、別途意見書が提出されておりますことを申し添えます。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長福田斉議員。

（産業建設委員長 福田斉君登壇）

○産業建設委員長（福田 斉君） ただいま議題となりました案件のうち、産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第55号平成19年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

本案は、地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものであります。

補正の内容としては、一般公共事業の災害関連事業等の地方債限度額の変更であり、財源とし

て、第21款市債の減額に伴い、第19款繰越金で財源を調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第68号水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、給水契約事務及び料金徴収の適正化を図るため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第69号平成20年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

今回の補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第5款農林水産業費に、中山間地域総合整備事業、第7款土木費に、市内一円道路改良工事等を計上しており、その財源として、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金等で調整している。

また、債務負担行為の補正として、自立経営体育成資金の融資に対する利子補給の追加を計上している。

地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上したとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、観光費の予算について、執行してわずかな時期での補正は、当初予算の編成が甘かったのではないかとただしたのに対し、エコパーク交流施設整備事業に対する水俣・芦北地域振興財団の助成率が10分の9から3分の2に減額され、事業費の圧縮等が必要になったためであるとの説明がありました。

また、委員から、どんがばちょ号の修繕料が計上されているが、今後の維持管理については、抜本的な検討をすべき時期に来ているのではないかと意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第77号平成20年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

今回の補正は、第10款災害復旧費に、公共土木施設に係る現年発生単独災害復旧事業を計上しており、その財源として、第18款繰入金及び第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第78号工事委託に関する基本協定の締結について申し上げます。

本案は、水俣市浄化センター建設工事委託に関する基本協定の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するもので、平

成20年6月4日付で日本下水道事業団と随意契約により、協定金額15億5,020万円で仮協定を締結しているものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成20年6月13日

総務文教常任委員長 谷口 眞 次

水俣市議会議長 松本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第55号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	承 認	全 員 賛 成
議第56号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全 員 賛 成
議第57号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全 員 賛 成
議第58号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	承 認	全 員 賛 成
議第60号	水俣市ふるさと大好き寄附条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第61号	水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第62号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第63号	水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第64号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第65号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第66号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第67号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第69号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第2号）付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成

議第76号	水俣市奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第77号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成
請第2号	議長車購入（トヨタクラウン）の車種見直しの再検討を求める請願について	採 択	賛 成 多 数
陳第2号	議長車購入に関する再検討を求める陳情について	採 択	賛 成 多 数
陳第4号	議長公用車の車種見直しを求める陳情について	採 択	賛 成 多 数

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成20年6月13日

厚生常任委員長 大 川 末 長

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第59号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）	承 認	全 員 賛 成
議第69号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第2号）付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第70号	平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第71号	平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第72号	平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第74号	平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第75号	熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	原 案 可 決	全 員 賛 成
請第3号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願について	採 択	賛 成 多 数

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成20年6月13日

産業建設常任委員長 福 田 齊

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第55号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	承 認	全 員 賛 成
議第68号	水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第69号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第2号）付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成

議第77号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第78号	工事委託に関する基本協定の締結について（水俣市浄化センター建設工事委託）	原 案 可 決	全 員 賛 成

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

大川末長議員、田中功議員及び中村幸治議員から請第2号、陳第2号及び陳第4号について、真野頼隆議員、谷口眞次議員及び野中重男議員から請第3号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

まず、大川末長議員。

○大川末長君 議長車見直しの再検討については、請第2号、陳第2号、陳第4号と、同一趣旨でありますので、一括して反対の討論をします。

一般質問にもありましたように、予算化については執行部も予算の段階で配慮を欠いたことを認めております。

私は、一般質問で、議長車は何が何でもクラウンに固執するものではないと述べました。ただ、反対の理由としては、議長車に限った請願、陳情であることです。この際、水俣市として、環境白書に基づいて、どういうところに問題があるかを明確にした上で、環境負荷、財政、安全等に絞り込んで、水俣市としての公用車はどうあるべきかとの検討が必要であると思います。

その上での決定であれば、異論はありません。

また、議長は、今回の議長車買い換えについては、市長へ凍結の申し出もしているところであり、今回の請願、陳情に対しては反対であります。

○議長（松本和幸君） 次に、田中功議員。

○田中 功君 請第2号議長車購入（トヨタクラウン）の車種見直しの再検討を求める請願について、陳第2号議長車購入に関する再検討を求める陳情について及び陳第4号議長公用車の車種見直しを求める陳情について、以上3件について、賛成の立場で討論を行います。

本3件は、3月の定例会で予算修正案が提出され、反対多数で否決されました議長車購入に関して共通するものです。

さきの3月本会議の終了後、議長車購入についての内容を知った多くの市民の皆さんが、環境モデル都市を目指す水俣市にふさわしくない、あるいは市の財政状況、社会情勢から理解できないなどを主な理由として提出をされました。

確かに、議長車購入の件は、議決を終えておりますし、議会での議決は尊重しなければならないのは当然ですが、例えば、国においても、4月に施行されたばかりの後期高齢者医療制度は、多くの国民の反発を買い、早速見直しを進めておるところであり、多くの国民、市民の理解が得られない議決は見直し、改めることは何ら恥じることではないと思います。

また、この件につきましては、松本議長の個人的な考えとして、議長車問題が政争の具になるのは本意ではない。私の任期中は買いかえはしないとの発言がありまして、先日の総務文教委員会では、本件についての審査の必要はないとの意見があったようですが、請願、陳情の内容をよく見ますと、議長車購入には市民の皆さんも一定の理解を示されておられ、議長車購入を凍結することは、今回は求めておられません。買いかえるならばとの内容の請願、陳情であります。

また、現議長車をしばらく利用すると言っておられるようですが、今回の議長車購入は、そもそも長期間使用したことから、修理代等がかさむなどを理由に買いかえに予算を計上したのが始まりであって、任期中に多額の修理費がかかるような故障があった場合、そのとき買いかえるのかどうするかなど全く不明であって、一時的な引き延ばしと思われます。よって解決に至っておりません。

また、政争の具になるのは本意ではないとの発言がありましたが、我々予算修正案を提出した議員団は、議長を初め、前回修正案に残念ながら同意いただけなかった議員の皆さんにも、このように多くの市民から請願、陳情、署名などが提出されていることを伝えまして、もう一度一緒に検討しませんかとの申し入れをいたしました。ですから政争の具にしようとは思っておりません。

任期中の買いかえはしないとの議長の個人的な考えは、それはそれとしていいかもしれませんが、議会が認めたわけではありません。凍結という言葉がありますが、議長車の廃止が決定しない現在、買いかえるならば環境モデル都市を目指す水俣市にふさわしい、また、市の財政状況、社会情勢から理解が得られるような車にしてくださいとあるこの趣旨を真摯に受けとめ、今回の請願、陳情は採択すべきじゃないかというふうに思います。

以上、申し上げまして、私の討論を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、中村幸治議員。

○中村幸治君 私は、請第2号議長車購入（トヨタクラウン）の車種見直しの再検討を求める請願についてと、陳第2号議長車購入に関する再検討を求める陳情について、陳第4号議長公用車の車種見直しを求める陳情について、一括して賛成討論を行います。

まず、この議長車購入については、田中議員も言われたとおり、3月議会の最終日、3月19日にこの場で議論をし、私は、議員の皆さんに市民の声を訴えましたが、約477万円の予算が可決をされました。この予算が決まった後、市民の反応を議員の皆さんはどう感じられたのでしょうか。

3月31日にこの請願書が出ています。

また、4月7日には、議長車購入に関する再検討を求める陳情書が提出をされました。

4月21日は、環境モデル都市を考える会が、多くの市民の署名簿を持って松本議長に会われています。このとき、松本議長は、自分ひとりでは判断することができないので、議員と相談をしたいという発言をされたと聞いております。

次に、4月28日、5月23日にも、環境モデル都市を考える会と議長との話し合いが行われました。しかし、議長は、自分にはこの件に関して権限がないという理由で平行線のままだったと聞いております。

その事実があるからこそ、5月30日に、議長公用車の車種見直しを求める陳情書を環境モデル都市を考える会として提出をされたのではないのでしょうか。

その中身としましては、市議会は、市民の立場に立脚して、約470万円もする高級車を購入することはやめて、環境都市水俣にふさわしい車種を選定、購入されるように市議会で再検討されることを強く陳情いたしますというようなことの内容になっています。

また、この間、各議員にも個別的に何らかの方法で市民の方々が接触をされたということも伺っております。

これだけの市民の動きがあったにもかかわらず、何の進展もなく6月議会に入り、請願書1件、陳情書2件が正式に議会に上がってきました。

それが突如として、6月11日、12時30分に代表者会議が開かれ、議長より、議長車購入については凍結をしたいとの発言があり、これは報告ですという格好で言われました。それは議長の個人としての考えですねという質問に対して、そのとおりというような発言をされたとは私は記憶をしております。代表者会議を開いて、個人的な議長の考え方だけを報告されただけであって、何の議論もされておられません。ということは、水俣市議会として凍結を決めたことではなく、あくまでも議長個人の考え方を報告されただけのことです。

何カ月もこの間市民との会話の中で何の進展もなかったのに、何で今なのかと、私は不思議でなりませんでした。

この議長車購入の件に関しては、6月13日、委員会が開かれ、請願書1件、陳情書2件が審議されることはわかっていたはずです。議員として、この件を審議するのは、当たり前のことじゃないのでしょうか。

私は、次の理由で、請願書 1 件、陳情書 2 件について賛成をいたします。

1 つは、3 月議会で水俣市一般会計予算に対して一部修正案を提出し、賛成討論を私は行いました。今でもあのときの賛成討論は正しかったと自分で信じています。

もう一つは、議長車購入の予算として約477万円が可決をされましたが、考え直してほしい旨の署名が約3,600名分提出をされました。署名された方々以外に、署名をしたかったが、署名簿が回ってこなかったと、それで署名ができなかったという多くの市民の声も聞いております。

もう一つは、多くの市民の声を私は議員として本当にこの議会の中で訴えていきたいと。

現段階で議長車購入の件については、議会としての正式な場での動きは、請第 2 号、陳第 2 号、陳第 4 号しかありません。

以上の理由でこの 3 件について、私は賛成といたします。

これで討論を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、真野頼隆議員。

○真野頼隆君 請第 3 号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度については、75歳以上の医療費負担が多額に上り、現在の保険医療制度では将来破綻するということで、共産党を除いた与野党において、平成12年に合意を得ております。

しかし、現在さまざまな問題が出ており、政府与党では問題点の改善に入っているところでもあります。

こういう時期に、中止・撤回を求めることは、もとの医療制度に戻ることであり、現役世代の反発を買うなど、国民の混乱を招きかねない。

よって本請願には反対であります。

○議長（松本和幸君） 次に、谷口眞次議員。

○谷口眞次君 請第 3 号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願について、賛成の立場で討論します。

この法案は、2006年 6 月、十分な国民的議論もなされずに強行採決されました。

一部の見直しが検討されておりますが、いまだに手直し手直しの混乱が続いております。

そもそも75歳という年齢に達しただけで、今まで入っていた国保や健保から追い出され、保険料は年金から天引き、払えない高齢者は保険証を取り上げる、健康診断から外来、入院、終末期まであらゆる段階で安上がりの差別医療を押しつけられることになります。

また、ほかにも医療型や介護型の療養病床などを削減や廃止によって、介護難民、あるいは医療難民がふえるという大きな問題も抱えています。

また、保険料は都道府県ごとに異なります。地方の高齢化が高くなれば、その分現役世代も含めて2年ごとに上げざるを得ない仕組みになっております。

今6月議会でも、地域の活性化やいろんな議論がなされました。このことも大きな地域格差や貧困の要因となると思います。

特に、我々地方議会から大きな声を上げるときではないでしょうか。

憲法25条の生存権、憲法14条の法の下での平等の観点からも、命と健康にかかわる医療に年齢での差別と、高齢者への負担増を持ち込むような制度をつくった国は、世界のどこにもありません。

GDPに占める国民総医療費は、先進7カ国で最低の8.0、国民総医療費の自己負担は、先進7カ国で最高の17.3%です。さらに厚労省の試算では、2015年には、医療費全体の削減額3兆円のうち2兆円を、また、2025年には、8兆円のうち5兆円を75歳以上の医療費削減で捻出しています。

財源がないからではなくて、どこから財源を求めるかが先ではないでしょうか。

例えば、101か所もある独立行政法人の無駄金を整理し、天下りの廃止、法人税や高額所得者の税の見直し、防衛費の見直し、政府の特別会計の活用など、不公平税制や税金の無駄遣いをなくすならば、10兆円以上の財源を確保できるはずです。

戦火をくぐり抜け、大変な時代に日本をつくり上げてこられた高齢者には、これまでの老人保健法のように、70歳までよく生きてくれてありがとう、おめでとう、これからはいつでも、どこでも安心して医療を受けて長生きしてくださいと、いたわりの国民皆保険を確立するためにも、現状のような小手先の見直しだけでなく、中止・撤回を求めて、賛成の討論とします。

○議長（松本和幸君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

請第3号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願に、賛成の立場から討論いたします。

この請願は、今、熱く広範な世論になっている、この制度を廃止してほしい、この意見にこたえて国会に、国に意見書を出そうというものであります。

国会でもこの法律の廃止に向けて議論がされています。今の時期、この時期だからこそ、地方議会としては、市民の声にこたえて意見を国に上げるべきではないでしょうか。

そもそも75歳という年齢で保険制度を別にする国など世界の先進国にはありません。

しかも、医療の中身においても、保険料についても独自に算定していくことなどんでもないことだと、私は思います。保険料は、高齢者人口の拡大、あるいは高齢者の重篤度とその支払いの増加によって際限なく上がっていく仕組みです。

今、討論がありましたけれども、一部には政府与党で見直しを進めているから意見書など必要ないという考えもあるかもしれません。しかし、今、自民党、公明党で検討されているのは、制度の骨格はそのままにして、一部の階層だけ軽減率を上げる、あるいは本人の年金からの天引きを家族の銀行口座などからの天引きに変えるというだけで、何ら抜本的なものではありません。国民世論は、制度そのものの抜本的な見直しをするために、現行法の廃止を求めているんじゃないでしょうか。

廃止して、もとの老人保健制度にたん戻して、その上で、どのような制度が一番いいのか、改めて検討をし直すことが必要ではないでしょうか。

地方議会が真摯に耳を傾け、向き合わなければならないのは、この町に住む住民の意見であり、意向です。

この請願は、市民の意向に沿ったものであると私は考えます。

よって本会議でも採択され、意見書が上げられるべきであります。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議第55号専決処分の報告及び承認についてから、議第59号専決処分の報告及び承認についてまで、5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本5件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本5件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

○議長（松本和幸君） 次に、議第60号水俣市ふるさと大好き寄附条例の制定についてから、議第78号工事委託に関する基本協定の締結についてまで、18件を一括して採決します。

本18件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本18件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本18件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 次に、請第3号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（松本和幸君） 次に、請第2号議長車購入（トヨタクラウン）の車種見直しの再検討を求める請願についてから、陳第4号議長公用車の車種見直しを求める陳情についてまで、3件を一括して採決します。

本3件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本3件に対する委員長の報告はいずれも採択であります。

本3件は、いずれも委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって本3件は、いずれも採択することに決定しました。

（傍聴席で拍手する者あり）

○議長（松本和幸君） 傍聴席は静かに願います。

日程第28 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

1 陳第3号 私立幼稚園助成金増額に関する陳情について

1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（松本和幸君） 日程第28、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成20年6月13日

総務文教常任委員長 谷 口 眞 次

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第3号	私立幼稚園助成金増額に関する陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成20年6月13日

厚生常任委員長 大 川 末 長

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成20年6月13日

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成20年 6 月12日

議会運営委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第29 意見第 5 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について

日程第30 意見第 6 号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書について

○議長（松本和幸君） 日程第29、意見第 5 号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について、日程第30、意見第 6 号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書について、以上 2 件を一括して議題とします。

意見第 5 号

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年 6 月18日

提出者議員	真 野 頼 隆
"	野 中 重 男
"	高 岡 利 治
"	福 田 斉
"	谷 口 眞 次
"	平 松 辰 弘

水俣市議会議長 松本和幸 様

(別紙)

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられています。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立って

います。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっています。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる行政改革推進法に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧独立行政法人緑資源機構は、独立行政法人整理合理化計画に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は、独立行政法人森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところであります。

したがって政府及び国会におかれては、今後の林政の展開に当たって、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与できるよう、下記の事項を実現されるよう強く要請します。

記

- 1 森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め、安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出
- 2 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備・機械化の推進等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、さらには、木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興
- 3 計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与のもとでの森林整備制度の創設
- 4 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月18日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣	福 田 康 夫	様
外 務 大 臣	高 村 正 彦	様
農林水産大臣	若 林 正 俊	様
経済産業大臣	甘 利 明	様
環 境 大 臣	鴨 下 一 郎	様
衆 議 院 議 長	河 野 洋 平	様
参 議 院 議 長	江 田 五 月	様

意見第6号

後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年6月18日

提出者議員	西 田 弘 志
"	中 村 幸 治
"	野 中 重 男
"	緒 方 誠 也

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様
(別紙)

後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書

この制度は、都道府県ごとに市町村が加入する広域連合が制度を運営し、診療報酬体系も74歳以下の高齢者と別建てで、原則として対象者全員から保険料が徴収されることになり、独立した医療制度となります。

しかし、この制度には以下のようなさまざまな問題点があり、75歳以上の高齢者の命と健康が心配されます。

- 1、月額1万5,000円以上の年金があれば、保険料を年金から天引きされることになります。
 - 2、保険料を納められない場合は、保険証が取り上げられ、窓口で全額負担が必要な資格証明書が発行されることになります。
 - 3、診療報酬上、包括払い制が導入されており、74歳以下とは差別され、必要な医療を受けることに制限が加えられるおそれがあります。
 - 4、75歳以上の夫が健康保険加入で、扶養されている74歳以下の妻がいた場合、夫が後期高齢者医療制度に移行すると、妻が無保険になる場合があります。
- したがって政府及び国会におかれては、これらの制度の問題点を解決するため、後期高齢者医療制度を中止・撤回されるよう要望します。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月18日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣	福 田 康 夫	様
財 務 大 臣	額 賀 福志郎	様
厚生労働大臣	舩 添 要 一	様
衆 議 院 議 長	河 野 洋 平	様
参 議 院 議 長	江 田 五 月	様

○議長（松本和幸君） 順次提案理由の説明を求めます。

まず、意見第5号について、提出者代表真野頼隆議員。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 提出者を代表し、案文を読み上げ、提案理由にかえさせていただきます。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられています。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っています。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっています。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる行政改革推進法に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧独立行政法人緑資源機構は、独立行政法人整理合理化計画に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は、独立行政法人森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところであります。

したがって政府及び国会におかれては、今後の林政の展開に当たって、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るため

に、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与できるよう、下記の事項を実現されるよう強く要請します。

記

- 1 森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め、安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出
 - 2 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備・機械化の推進等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、さらには、木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興
 - 3 計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与のもとでの森林整備制度の創設
 - 4 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年 6 月18日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第6号について、提出者代表西田弘志議員。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 意見第6号について、提出者を代表して、案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書

この制度は、都道府県ごとに市町村が加入する広域連合が制度を運営し、診療報酬体系も74歳以下の高齢者と別建てで、原則として対象者全員から保険料が徴収されることになり、独立した医療制度となります。

しかし、この制度には以下のようなさまざまな問題点があり、75歳以上の高齢者の命と健康が心配されます。

- 1、月額1万5,000円以上の年金があれば、保険料を年金から天引きされることになります。
- 2、保険料を納められない場合は、保険証が取り上げられ、窓口で全額負担が必要な資格証明書が発行されることになります。
- 3、診療報酬上、包括払い制が導入されており、74歳以下とは差別され、必要な医療を受け

ることに制限が加えられるおそれがあります。

4、75歳以上の夫が健康保険加入で、扶養されている74歳以下の妻がいた場合、夫が後期高齢者医療制度に移行すると、妻が無保険になる場合があります。

したがって政府及び国会におかれては、これらの制度の問題点を解決するため、後期高齢者医療制度を中止・撤回されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月18日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま真野頼隆議員外1人から提案理由の説明がありました両件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました両件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって両件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

両件について討論はありませんか。

（「あり」「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 意見第6号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書について、これは先ほど請第3号で述べました反対理由と同様でありまして、こちらについても反対であります。

以上です。

○議長（松本和幸君） ほかに討論はありませんか。

野中重男議員。

○野中重男君 意見第6号について、賛成の立場から討論いたします。

先ほど請第3号のところで討論いたしましたように、この意見書についても賛成であります。

私は、地方議会の存在意義とは何なのかということを改めて私どもは問われているんじゃないかというふうに思います。中央の政党が言うままであったりであれば、地方自治法は要りませんし、地方議会も要りません。戦前は、中央集権の国家でありました。その中で戦争に突き進んだと、その反省に立って、今、わざわざ日本国憲法に地方自治あるいは地方自治法も確立されています。

そういう意味では、地域の住民の声にこたえるという立場から、こういう意見書はぜひ議会の総意として上げるべきだというふうに考えます。

以上です。

○議長（松本和幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

意見第5号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第6号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立少数であります。

したがって本件は、否決しました。

日程第31 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（松本和幸君） 日程第31、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員会委員の選挙から行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることとし、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選によることとし、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に西田徳造君、森安功君、松田喜正君、大石健一君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4人の方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました4人の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることとし、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選によることとし、議長において指名することに決定しました。

補充員に宮田正榮君、松山勝征君、市来敏明君、平田智士君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4人の方を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました4人の方が補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

ただいまの選挙によって選挙管理委員会委員及び補充員の当選人が決定しましたが、当選の告知については議長において措置しますので御了承願います。

日程第32 議員派遣について

○議長（松本和幸君） 日程第32、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

第18回熊本市議会議員研修会出席

地方自治法第100条第12項及び水俣市議会会議規則第159条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

派遣目的	今後の議会活動に資するため
派遣場所	熊本市
派遣期間	平成20年8月19日（火曜日） 1日間
派遣議員	17人以内
経 費	既決予算の中から支出する

○議長（松本和幸君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成20年第2回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 松 本 和 幸

署名議員 大 川 末 長

署名議員 真 野 頼 隆

平成20年 6 月第 2 回水俣市議会定例会（6 月 2 日～6 月18日）

〔議 案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第55号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成19年度水俣市一般会計 補正予算（第8号）	6 月 2 日	総務文教 産業建設	6 月18日 承認	
議第56号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市税条例の一部を改正 する条例の制定について	6 月 2 日	総務文教	6 月18日 承認	
議第57号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 水俣市国民健康保険税条例 の一部を改正する条例の制 定について	6 月 2 日	総務文教	6 月18日 承認	
議第58号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成20年度水俣市一般会計 補正予算（第1号）	6 月 2 日	総務文教	6 月18日 承認	
議第59号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 平成20年度水俣市老人保健 特別会計補正予算(第1号)	6 月 2 日	厚 生	6 月18日 承認	
議第60号	水俣市ふるさと大好き寄附条例の制定に ついて	6 月 2 日	総務文教	6 月18日 原案可決	
議第61号	水俣市情報公開条例の一部を改正する条 例の制定について	6 月 2 日	総務文教	6 月18日 原案可決	
議第62号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例の一部を改正する 条例の制定について	6 月 2 日	総務文教	6 月18日 原案可決	
議第63号	水俣市税特別措置条例の一部を改正する 条例の制定について	6 月 2 日	総務文教	6 月18日 原案可決	
議第64号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の制定について	6 月 2 日	総務文教	6 月18日 原案可決	
議第65号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一 部を改正する条例の制定について	6 月 2 日	総務文教	6 月18日 原案可決	
議第66号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金 の支給に関する条例及び水俣市消防団員 の定員、任免、給与及び服務等に関する 条例の一部を改正する条例の制定につい て	6 月 2 日	総務文教	6 月18日 原案可決	
議第67号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条 例の一部を改正する条例の制定について	6 月 2 日	総務文教	6 月18日 原案可決	
議第68号	水俣市水道条例の一部を改正する条例の 制定について	6 月 2 日	産業建設	6 月18日 原案可決	

議第69号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	6月2日	各 委	6月18日 原案可決	
議第70号	平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	6月2日	厚 生	6月18日 原案可決	
議第71号	平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6月2日	厚 生	6月18日 原案可決	
議第72号	平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月2日	厚 生	6月18日 原案可決	
議第73号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月2日	産業建設	6月2日 原案可決	
議第74号	平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	6月2日	厚 生	6月18日 原案可決	
議第75号	熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	6月2日	厚 生	6月18日 原案可決	
議第76号	水俣市奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月12日	総務文教	6月18日 原案可決	
議第77号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	6月12日	総務文教 産業建設	6月18日 原案可決	
議第78号	工事委託に関する基本協定の締結について（水俣市浄化センター建設工事委託）	6月12日	産業建設	6月18日 原案可決	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第5号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について	6月18日	省 略	6月18日 原案可決	
意見第6号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書について	6月18日	省 略	6月18日 否 決	

〔選 挙〕

件 名	選挙月日	当 選 人	備 考
選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	6月18日	(委 員) 西田徳造・森 安功・松田喜正・大石健一 (補充員) 宮田正榮・松山勝征・市来敏明・平田智士	指名推選

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第3号	繰越明許費の報告	6月2日
報告第4号	予算の繰越しの報告について	6月2日
報告第5号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	6月2日
報告第6号	財団法人水俣市振興公社の経営状況の報告について	6月2日
報告第7号	株式会社みなまたの経営状況の報告について	6月12日
報告第8号	株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況の報告について	6月12日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	6月18日	総務文教	6月18日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	6月18日	厚 生	6月18日 継続調査	
商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	6月18日	産業建設	6月18日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	6月18日	議会運営	6月18日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔請願・陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
請第2号	議長車購入（トヨタクラウン）の車種見直しの再検討を求める請願について	水俣市古城 2-4-10 松田 哲成 外7人	総務文教	6月2日	6月18日 採 択
請第3号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願について	水俣市桜井町 2-2-28 神崎 光明	厚 生	6月12日	6月18日 不 採 択
陳第2号	議長車購入に関する再検討を求める陳情について	水俣市江添 1072-11 坂本 龍虹	総務文教	6月2日	6月18日 採 択
陳第3号	私立幼稚園助成金増額に関する陳情について	水俣市天神町 1-5-24 市原あさえ	総務文教	6月2日	6月18日 継続審査

陳第4号	議長公用車の車種見直しを求める 陳情について	水俣市袋 1974－1 赤木 惇子	総務文教	6月2日	6月18日 採 択
------	---------------------------	-------------------------	------	------	--------------